

平成 23 年

第 1 回 臨時会
第 4 回 定例会 会議録

奄美市議会

第1回臨時会 第4回定例会

会議録目次

(第1回臨時会)	
議事日程・付議事件	1
1 1月25日(金)	
出席議員及び欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	3
職務のため出席した事務局職員	4
仮議席の指定	5
議長の選挙	5
<hr/>	
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
副議長の選挙	7
議案第84号(1件)上程	8
常任委員会の選任	8
議会運営委員の選任	9
報告第8号,第9号(2件)上程	10
議案第85号(1件)上程	11
<hr/>	
(第4回定例会)	
議事日程・付議事件	13
第4回定例会一般質問通告	17
1 2月8日(水)(第1日目)	
出席議員及び欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	23
職務のため出席した事務局職員	24
会議録署名議員の指名	25
会期の決定	25
議案第86号~114号(29件)上程	25
議案第115号(監査委員の選任)上程	28
1 2月9日(木)(第2日目)	
出席議員及び欠席議員	30
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	30
職務のため出席した事務局職員	31
一般質問	
与 勝広 君(公明党)	32
竹山 耕平 君(平政会)	43
栄 勝正 君(市民クラブ)	54

多田 義一 君 (新奄美)	65
安田 壮平 君 (無所属)	76
12月12日(月)(第3日目)	
出席議員及び欠席議員	87
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	87
職務のため出席した事務局職員	88
一般質問	
師玉 敏代 君 (新奄美)	89
関 誠之 君 (社会民主党)	100
渡 雅之 君 (奄美民主の会)	110
崎田 信正 君 (日本共産党)	119
渡 京一郎 君 (新政会)	130
12月13日(火)(第4日目)	
出席議員及び欠席議員	137
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	137
職務のため出席した事務局職員	138
一般質問	
戸内 恭次 君 (奄美民主の会)	139
栄 ヤスエ 君 (公明党)	149
奥 輝人 君 (市民クラブ)	158
川口 幸義 君 (無所属)	168
12月15日(木)(第5日目)	
出席議員及び欠席議員	174
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	174
職務のため出席した事務局職員	175
議案第86号～114号(29件)上程	176
議案等付託	187
12月26日(月)(第6日目)	
出席議員及び欠席議員	188
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	188
職務のため出席した事務局職員	189
議案第86号～114号(29件)上程	190
議案第86号～91号, 96号, 99号～101号, 110号～113号(14件) (文教厚生委員長報告)	190
議案第86号, 92号, 93号, 97号, 98号, 102号～109号(13件) (産業建設委員長報告)	192
議案第86号, 94号, 95号, 114号(4件) (総務企画委員長報告)	194
陳情第7号～9号(3件)上程(文教厚生委員長報告)	198
請願第3号, 陳情第5号, 6号(3件)上程(総務企画委員長報告)	199
議案第116号～118号(意見書)(3件)上程	201

議案第119号～121号(意見書)(3件)上程	201
大島地区衛生組合議会議員の選挙	202
大島地区消防組合議会議員の選挙	203
大島農業共済事務組合議会議員の選挙	203
奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙	204
特別委員会の設置	204
1 指定管理者制度検証特別委員会	204
2 中心市街地まちづくり事業検証特別委員会	205
閉会中の継続審査申出	205
別紙	
各常任委員会審査報告書	207
参考資料(意見書)	210

会期・議事日程
付議事件

第1回臨時会会期・議事日程及び付議事件

平成23年11月25日 奄美市議会第1回臨時会を招集した。

会 期 1日間

議事日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容	
11月25日	金	本会議	1 仮議席の指定	
			2 議長の選挙	
			1 議席の指定	
			2 会議録署名議員の指名	
			3 会期の決定(1日間)	
			4 副議長の選挙	
			5 議案第84号(1件)	上程 説明 質疑 討論 採決
			6 常任委員の選任	
			7 議会運営委員の選任	
8 報告第8号, 第9号(2件)	上程 説明 質疑 討論 採決			
9 議案第85号(1件)	上程 説明 質疑 討論 採決			
			全員協議会(本会議終了後) 【議題: 監査委員の推薦】	

議案等審査付託

番号	議案等番号	件 名	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第15号 損害賠償の額を定めることについて)	
(1)	報告第8号	専決処分の承認を求めることについて (専決第14号 平成23年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について)	本会議
(2)	報告第9号	専決処分の承認を求めることについて (専決第16号 平成23年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について)	本会議
(3)	議案第84号	奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	本会議
(4)	議案第85号	奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	本会議

付議事件は次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第15号 損害賠償の額を定めることについて)			
(1)	報告第8号	専決処分の承認を求めることについて (専決第14号 平成23年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について)	H.23.11.25	承認	本会議

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(2)	報告第9号	専決処分の承認を求めることについて (専決第16号 平成23年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	H.23.11.25	承認	本会議
(3)	議案第84号	奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	H.23.11.25	原案可決	本会議
(4)	議案第85号	奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	H.23.11.25	原案可決	本会議

第 1 回 臨 時 会
平成23年11月25日

出席議員は、次のとおりである。

1番	西	公	郎	君	2番	安	田	壮	平	君		
3番	川	口	幸	義	君	4番	栄		ヤ	入	工	君
5番	師	玉	敏	代	君	6番	多	田	義	一	君	
7番	橋	口	和	仁	君	8番	向	井	俊	夫	君	
9番	渡		雅	之	君	10番	戸	内	恭	次	君	
11番	関		誠	之	君	12番	大	迫	勝	史	君	
13番	与		勝	広	君	14番	叶		幸	與	君	
15番	奥		輝	人	君	16番	平	川	久	嘉	君	
17番	栄		勝	正	君	18番	竹	田	光	一	君	
19番	渡		京	一	郎	君	20番	元	野	景	一	君
21番	里		秀	和	君	22番	伊	東	隆	吉	君	
23番	竹	山	耕	平	君	24番	崎	田	信	正	君	

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝	山	毅	君	副	市	長	福	山	敏	裕	君									
教	育	長	坂	元	洋	三	君	住	用	總	合	支	所	長	高	野	匡	雄	君			
笠	利	總	合	支	所	長	川	畑	克	久	君	總	務	部	長	松	元	龍	作	君		
總	務	課	長	前	里	佐	喜	二	郎	君	企	画	調	整	課	長	東		美	佐	夫	君
財	政	課	長	安	田	義	文	君	市	民	部	長	田	丸	友	三	郎	君				
国	保	年	金	課	長	倉	井	則	裕	君	福	祉	部	長	小	倉	政	浩	君			
福	祉	政	策	課	長	重	山		納	君	産	業	振	興	部	長	川	口	智	範	君	
商	水	情	報	課	長	則		敏	光	君	農	政	局	長	東		正	英	君			
農	林	振	興	課	長	山	下		修	君	土	地	対	策	課	長	奥		正	幸	君	
土	木	課	長	砂	守	久	義	君	建	築	住	宅	課	長	大	石	雅	弘	君			
市	民	体	育	推	進	室	長	本	田	裕	信	君	会	計	管	理	者	福		和	久	君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本明和君
主幹兼議事係長	前田美佐男君	議事係主査	麻井庄二君
庶務係主事	岸田賢吾君		

議会事務局長（有川清貴君） おはようございます。

奄美市議会臨時会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で川口幸義議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

川口議員、どうぞよろしく願います。

臨時議長（川口幸義君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました川口幸義でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めますので、どうぞよろしく願います。

ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから平成23年第1回奄美市議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。（午前9時30分）

臨時議長（川口幸義君） 本日の日程は、お手元に配付してあります日程表を予定しております。

日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

臨時議長（川口幸義君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票のより行います。

議場の閉鎖をお願いします。

（「休憩」と呼ぶあり）

じゃあ、暫時休憩を許可します。休憩いたします。（午前9時33分）

臨時議長（川口幸義君） それでは、再開いたします。（午前10時30分）

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は24名であります。はい、ただいまの出席議員数は24名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、同姓及び同名の議員がいますので、正確に記載されますようお願いいたします。

点呼を命じます。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に渡 雅之君及び大迫勝史君を指名いたします。
両君の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票24票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、向井俊夫君13票、竹田光一君9票、関 誠之君が1票、崎田信正君1票であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

したがって、向井俊夫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました向井俊夫君に対し、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました向井俊夫君に、当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

議長(向井俊夫君) 皆さん、おはようございます。ただいま皆さん方のお力添えをいただきまして、奄美市議会議長に当選させていただきました。心から御礼申し上げます。先ほど申し述べましたように、今回の議会、今後議会改革ということをご皆さんが、議員の皆さんが望んでおります。そしてまた、市民の皆さんの注目を浴びております。そういう意味におきましては、24名の政策提言集団という集まりの中で、しっかり舵取りをしながら、奄美市発展、市民の生活の安全・安心を守っていくために頑張ってみたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

臨時議長(川口幸義君) 議長交代のため、暫時休憩をいたします。(午前10時43分)

議長(向井俊夫君) それでは会議を再開いたします。(午前10時52分)

この際、報告いたします。

市長から地方自治法第180条第2項に基づき、専決処分1件の報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

議長(向井俊夫君) 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席はただいまの御着席のとおりといたします。

議長(向井俊夫君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会会議録署名議員に、西 公郎君、多田義一君、平川久嘉君の3名を指名いたします。

議長(向井俊夫君) 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間とすることに決定いたしました。

議長（向井俊夫君） 日程第 4，副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

（「議長，休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

暫時休憩。（午前 10 時 55 分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午前 11 時 9 分）

日程第 4，副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 24 名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

この際，念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上，点呼に応じて順次投票を願います。

なお，同姓及び同名の議員がいますので，正確に記載されますようお願いいたします。

点呼を命じます。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定によって，立会人に栄 勝正君及び元野景一君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

それでは，選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24 票。無効投票 0 票。

有効投票のうち，平川久嘉君 13 票，渡 京一郎君 10 票，崎田信正君 1 票であります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。

したがって，平川久嘉君が副議長に当選されました。

（「再点検」と呼ぶ者あり）

再度点検をいたします。

(再点検)

それでは、再確認の結果、訂正をいたします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24 票。無効投票 0 票。有効投票のうち、平川久嘉君 13 票、渡 京一郎君 10 票、関 誠之君 1 票であります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。

したがって、平川久嘉君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました平川久嘉君に対し、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました平川久嘉君に当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

副議長（平川久嘉君） こんにちは。ただいまの副議長選挙でこの平川を推挙していただきまして、本当にありがとうございます。平川、経験を生かしながら、また、奄美市の進む方向、あるいは副議長としての使命、役割等を深く自覚をしながら、自己研さんに努め、皆様の御期待に応えられるよう精いっぱい頑張りたいと思います。御支援に対し心から感謝申し上げますとともに、これからもどうぞよろしく御指導、御支援、御協力のほどをお願いをいたします。簡単ですが、終わります。

議長（向井俊夫君） 日程第 5、議案第 84 号 奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案理由の説明は、省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略することに決しました。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議長（向井俊夫君） 日程第 6、常任委員会の選任について議題といたします。

常任委員会の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名いたします。

総務企画委員に、崎田信正君、大迫勝史君、関 誠之君、元野景一君、平川久嘉君、橋口和仁君、多田義一君、竹山耕平君、以上。

（「訂正すべき」と呼ぶ者あり）

はい、訂正いたします。再度指名させていただきます。

崎田信正君、大迫勝史君、関 誠之君、元野景一君、竹山耕平君。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

はい、ちょっと暫時休憩します。(午前 1 1 時 2 2 分)

議長(向井俊夫君) (午前 1 1 時 2 3 分)

今お手元にお配りしてあります資料ですね、こちらのほうが誤りでございます。総務企画委員会のほうにお手元の資料確認をお願いいたします。

伊東隆吉君 平政会を竹山耕平君 平政会に差し替えをお願いいたします。そして、産業建設委員会の竹山耕平君 平政会を伊東隆吉君に差し替えをお願いいたします。これが正しい委員会構成でございます。

それでは、再度総務企画委員会の委員を指名させていただきます。

崎田信正君、大迫勝史君、関 誠之君、元野景一君、平川久嘉君、橋口和仁君、多田義一君、竹山耕平君、以上でございます。

文教厚生委員会に、与 勝広君、栄 ヤスエ君、渡 京一郎君、渡 雅之君、栄 勝正君、師玉敏代君、西 公郎君、安田壮平君、以上 8 人を指名いたします。

産業建設委員会に、叶 幸與君、里 秀和君、竹田光一君、伊東隆吉君、戸内恭次君、奥 輝人君、川口幸義君、向井俊夫君、以上の 8 名をそれぞれ指名いたします。

ただいまから各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員長及び副委員長は、それぞれの委員会において互選することになっており、更に同条第 10 条第 1 項の規定により、委員長及び副委員長がともにない時は、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これにより、各常任委員会ごとに正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は次のとおり指定いたします。

総務企画委員会は、5 階第 1 委員会室、文教厚生委員会は、5 階議員控え室、産業建設委員会は、5 階議長応接室においてそれぞれ開催いたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前 1 1 時 3 0 分)

議長(向井俊夫君) 再開いたします。(午前 1 1 時 4 7 分)

ただいま各常任委員会から、正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務企画委員長に大迫勝史君、同副委員長に関 誠之君、文教厚生委員長に師玉敏代君、同副委員長に安田壮平君、産業建設委員長に伊東隆吉君、同副委員長に叶 幸與君、以上のとおりであります。

議長(向井俊夫君) 日程第 7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

なお、議会運営委員会の委員の差し替えの申し出がございましたので、向井俊夫君と多田義一君の差し替えを新奄美より申し出がございましたので、これを受け付けいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、崎田信正君、叶 幸與君、関 誠之君、多田義一君、竹田光一君、伊東隆吉君、里 秀和君、渡 雅之君、平川久嘉君、安田壮平君、以上の 10 名をそれぞれ指名いたします。

ただいまから議会運営委員会の正副議長を互選していただきます。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員長及び副委員長がともにない時は、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これにより議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員は、5階第1委員会室にお集まりください。
正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前11時50分)

議長(向井俊夫君) 再開いたします。(午前11時57分)
議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。
議会運営委員長に竹田光一君、同副委員長に多田義一君と決しました。

議長(向井俊夫君) 日程第8、報告第8号及び第9号の専決処分の承認を求めることについて一括して議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長(朝山 毅君) こんにちは。一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

この度の奄美市議会議員選挙において、栄冠を勝ち取られました24名の議員各位に対し、壇上からではございますが、お祝いを申し上げたいと存じます。これから4年間健康に十分御留意いただき、市民生活の向上、市政、奄美市市政の浮揚のために御尽力賜りますように、切にお願いを申し上げます。おめでとうございます。

それでは、早速御説明を申し上げます。

ただいま上程されました報告第8号及び報告第9号の提案理由を御説明いたします。

報告第8号、平成23年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について御説明いたします。予算の内容につきましては、去る9月25日に発生した奄美大島北部豪雨災害の復旧に関する経費の専決処分について御報告するものであります。

歳出の主な内容を申し上げます。民生費の災害救助費につきましては、被災者生活支援金2,100万円をはじめ、一般廃棄物・廃家電の処理費用を水損した車両の購入・修繕など災害の救助、支援に関する経費として、合計で4,203万9,000円を計上いたしております。災害復旧費につきましては、農林水産業施設災害復旧費1億2,080万8,000円、公共土木施設災害復旧費1億9,163万3,000円など、合計で3億1,953万2,000円を計上いたしております。また、予備費に1,000万円を追加計上させていただきました。

次に、歳入につきましては、災害救助費、災害復旧費に係る国庫支出金1億1,875万円、県支出金4,818万9,000円、諸収入2,343万5,000円、市債8,230万円などを計上し、財源補填のため、財政調整基金繰入金9,576万8,000円を追加いたしております。

今回の専決補正予算で3億7,157万1,000円を追加することにより、平成23年度奄美市一般会計予算の総額は、319億8,918万6,000円となります。また、第2表、地方債補正につきましては、今回の災害復旧事業に伴う起債限度額の変更を行うものであります。

次に、報告第9号、平成23年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について御説明いたします。予算の内容につきましては、去る11月2日に発生した奄美大島南部豪雨災害の復旧に関する経費の専決処分について御報告するものであります。

歳出の主な内容を申し上げます。民生費の災害救助費につきましては、被災者生活支援金1,480万円や消防団出勤旅費など災害の救助、支援に関する経費として、合計で1,528万6,000円を計上いたしております。災害復旧費につきましては、農林水産業施設災害復旧費1億2,710万2,000円、公共土木施設災害復旧費1億9,432万円など、合計で3億2,270万円を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、災害救助費、災害復旧費に係る国庫支出金1億376万円、県支出金4,345万円、諸収入1,543万7,000円、市債7,640万円などを計上し、財源補填のため、財政調整基金繰入金9,843万9,000円を追加いたしております。

今回の専決補正予算で3,798万6,000円を追加することにより、平成23年度奄美市一般会

計補正予算の総額は、323億2,717万2,000円となります。また、第2表、地方債補正につきましては、今回の災害復旧事業に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

以上、報告第8号及び報告第9号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集して御審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決いたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（向井俊夫君） これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

報告第8号及び報告第9号の2件について、一括してこれから採決を行います。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、報告第8号及び第9号については、いずれも承認することに決定いたしました。

議長（向井俊夫君） 日程第9、議案第85号 奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第85号の提案理由を御説明いたします。

議案第85号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成23年9月に出されました人事院勧告に伴う改正でございます。

改正の内容といたしましては、若年層を除く職員について給料表を引き下げる改定及び4月から11月までに支給された給与に対し、0.37パーセントに相当する額を期末手当から減額する改定となっております。

以上をもちまして、議案第85号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上議決してくださいようお願いいたします。

議長（向井俊夫君） これから質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略することに決しました。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

御異議がございますので、採決をいたしたいと思います。

賛成の方の御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。

賛成多数で可決いたします。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本臨時会に付議された事件は議了いたしました。

これをもって、平成23年第1回奄美市議会臨時会を閉会いたします。(午後0時10分)

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	向 井 俊 夫
奄美市議会議員	西 公 郎
奄美市議会議員	多 田 義 一
奄美市議会議員	平 川 久 嘉

会期・議事日程
付議事件

第4回定例会会期・議事日程及び付議事件

平成23年12月8日 奄美市議会第4回定例会を招集した。

会 期 19日間

議事日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
12月8日	木	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (19日間) 3 議案第86号～114号 (29件) 上程 説明 4 議案第115号 (1件) (監査委員の選任) 上程 説明 質疑 討論 採決 全員協議会 (本会議終了後) 【議題】 1. 一部事務組合議会議員の選挙について 2. 各種委員会、審査会委員構成について
12月9日	金	本会議	1 一般質問 - 与議員, 竹山議員, 栄勝正議員, 多田議員, 安田議員 (質問順)
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	本会議	1 一般質問 - 師玉議員, 関議員, 渡雅之議員, 崎田議員, 渡京一郎議員 (質問順)
12月13日	火	本会議	1 一般質問 - 戸内議員, 栄ヤス工議員, 奥議員, 川口議員 (質問順)
12月14日	水	休 会	
12月15日	木	本会議	1 議案第86号～114号 (29件) 上程 質疑 付託 付託区分 { 総務企画 - 議案第94号, 95号, 114号 (3件) 文教厚生 - 議案第87号～91号, 96号, 99号～101号, 110号～113号 (13件) 産業建設 - 議案第92号, 93号, 97号, 98号, 102号～109号 (12件) 全委員会 - 議案第86号 平成23年度一般会計補正予算 (第5号) は, 所管する各常任委員会に付託。 請願・陳情付託報告 (前議会からの継続審査事件を含む。) 総務企画 - 請願第2号, 3号, 陳情第5号, 6号 (4件) 文教厚生 - 陳情第7号～9号 (3件) 午後1時30分から各常任委員会審査 (文教厚生・産業建設)
12月16日	金	休 会	午前9時30分から常任委員会審査 (総務企画)
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	休 会	報告書整理・議案等調査
12月20日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
12月21日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
12月22日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
12月23日	金	休 会	天皇誕生日
12月24日	土	休 会	
12月25日	日	休 会	
12月26日	月	本会議	1 議案第86号～114号 (29件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第7号～第9号 (3件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 請願第3号, 陳情第5号, 6号 (3件) 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第116号～118号 (意見書3件) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第119号～121号 (意見書3件) 上程 説明 質疑 討論 採決 6 大島地区衛生組合議会議員の選挙

12月26日	月	本会議	<p>7 大島地区消防組合議会議員の選挙</p> <p>8 大島農業共済事務組合議会議員の選挙</p> <p>9 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙</p> <p>10 特別委員会の設置について</p> <p>1 指定管理者制度検証特別委員会</p> <p>2 中心市街地まちづくり事業検証特別委員会</p> <p>全員協議会（本会議終了後）</p> <p>【議題】 1. 奄美市住用及び笠利総合支所新庁舎建設基本設計に係る報告について</p> <p>2. 大阪府豊中市との「空港で結ぶ友好都市連携」に関する協定の締結について</p> <p>袖着用</p>
--------	---	-----	--

付議事件は次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分について (専決第17号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)			
(1)	議案第86号	平成23年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	H.23.12.26	原案可決	全委員会
(2)	議案第87号	平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(3)	議案第88号	平成23年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(4)	議案第89号	平成23年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(5)	議案第90号	平成23年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(6)	議案第91号	平成23年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第1号)について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(7)	議案第92号	平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(8)	議案第93号	平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(9)	議案第94号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H.23.12.26	原案可決	総務企画
(10)	議案第95号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	H.23.12.26	原案可決	総務企画
(11)	議案第96号	奄美市本ポイ捨て等防止条例の制定について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(12)	議案第97号	奄美市笠利地区農林水産物加工施設条例の制定について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(13)	議案第98号	奄美市ICTプラザかさり条例の制定について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(14)	議案第99号	奄美市金久児童館の指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(15)	議案第100号	奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(16)	議案第101号	奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(17)	議案第102号	奄美市末広駐車場の指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(18)	議案第103号	奄美市農業研修センターの指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(19)	議案第104号	奄美市名瀬農村環境改善センターの指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(20)	議案第105号	奄美市市民農園の指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(21)	議案第106号	奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(22)	議案第107号	奄美市大浜海浜公園の指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(23)	議案第108号	黒潮の森マングローブ、奄美バンガロー及び奄美市内海公園の指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	産業建設

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(24)	議案第109号	奄美市木工工芸センターの指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	産業建設
(25)	議案第110号	奄美市振興会館の指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(26)	議案第111号	奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(27)	議案第112号	奄美体験交流館の指定管理者の指定について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(28)	議案第113号	大島地区衛生組合理約の一部を改正する規約について	H.23.12.26	原案可決	文教厚生
(29)	議案第114号	鹿児島県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約について	H.23.12.26	原案可決	総務企画
(30)	議案第115号	監査委員の選任について	H.23.12.8	同意	本会議
(31)	議案第116号	介護職員処遇改善交付金制度の継続及び拡充を求める意見書の提出について	H.23.12.26	原案可決	本会議
(32)	議案第117号	受診時定額負担金制度導入に反対する意見書の提出について	H.23.12.26	原案可決	本会議
(33)	議案第118号	奄美和光園の医師の補充と一般入院診療実施を求める意見書の提出について	H.23.12.26	原案可決	本会議
(34)	議案第119号	地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書の提出について	H.23.12.26	原案可決	本会議
(35)	議案第120号	陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書の提出について	H.23.12.26	原案可決	本会議
(36)	議案第121号	原子力発電から徹底し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出について	H.23.12.26	原案可決	本会議
(37)	請願第2号	郵政改革法案の早期成立を求める請願	H.23.12.26	継続審査	総務企画
(38)	請願第3号	地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願	H.23.12.26	採択	総務企画
(39)	陳情第5号	陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情	H.23.12.26	採択	総務企画
(40)	陳情第6号	原子力発電から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める陳情	H.23.12.26	採択	総務企画
(41)	陳情第7号	介護職員処遇改善交付金制度の継続及び拡充を求める陳情	H.23.12.26	採択	文教厚生
(42)	陳情第8号	受診時定額負担金制度導入に反対する陳情	H.23.12.26	採択	文教厚生
(43)	陳情第9号	奄美和光園の医師の補充と一般入院診療実施を求める陳情	H.23.12.26	採択	文教厚生

第4回定例会一般質問通告

(12月9日(金))

公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

- (1) 市長就任から満2年目、朝山市政の成果と今後の課題をどのように考えているのか。
- (2) 末広・港区画整理事業、マリントウン計画について市長の考えを問う。
- (3) 市職員採用試験におけるキャリア採用の位置づけについて
- (4) 来年度予算編成に向けての取組について
- (5) 空き家再生等推進事業の活用について

2 地域防災について

- (1) 地域防災の確立について
- (2) 国道58号線の改修について
- (3) 古見方地区の西仲勝集落、名瀬勝集落の今後の防災対策及び計画は。
- (4) 災害発生時の被災地との連携について

3 奄振事業について

- (1) 奄振事業の延長に向けての取組及び群島内町村との連携は。
- (2) 2年後の延長に向けた取組について

平政会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

- (1) 議会改選後初定例会である。改めて、本市の現況把握(財政力・経済力・福祉など)をどのように捉えているか。また、市長の掲げるマニフェスト達成度と今後の方向性及び課題について。
- (2) 産業政策について。地域の特性を活かした産業の推進政策が重要。また、新たな産業づくり、雇用対策が課題であり、定住促進政策にも繋がると考える。併せて、次年度予算編成に対する取組について。
- (3) 早期の世界自然遺産登録に向け、市民の意識高揚、教育行政を図ることが重要である。
 - ア 理解や認識度の把握など調査について
 - イ 観光産業の振興を期待するが、その関連する産業が期待することや課題点の調査等について
- (4) 次年度採用試験において、キャリア採用の活用方法等どう捉え、次年度からの政策への即戦力としてどの様に活かす考えか。見解、方向性を示せ。

2 まちづくりについて

(1) 末広・港土地区画整理事業について

- ア 解体工事が進められているが、建築についての状況は。
- イ 市民、商店街等の現在の声についての見解は。
- ウ 前回の質問より、テナントへの補償問題についての進展は。
- エ 本事業に求められていることは、市民及び商店街へ近い将来へのビジョンの提示と事業自体のスピードだと考えるが、総務部が指揮をとって事業の推進を図ることの必要性について

(2) 中心商店街活性化について

- ア まちなか景観について、庁舎内及び官民の理解、共通認識は図られているか、進捗状況について
- イ 現在のネット社会に対応するため、公共施設、中心市街地及び観光場所等のフリースポッ

ト化について

ウ 2核1モール構想，生涯学習センター（仮）の計画について

エ（株）まちづくり奄美とまちいるの今後の方向性について

3 教育行政について

（1）新学習指導要領について

ア ゆとり教育とは何だったのか。また，郷土教育への対応について

イ 家庭内における教育について，各学校の現状は。

市民クラブ 栄 勝正

1 施政方針

（1）九つの宣言達成率

（2）新年度予算の方針

（3）本市の空き家の実態・対応

（4）安心安全対策

ア 復旧の現状

イ 避難所の見直し状況

ウ 自主防災組織取組

（5）ごみ分別余剰金について

ア アルミ缶，発砲スチロール

イ 年間の収入見通し

ウ 用途

2 観光行政

（1）新年度への取組

3 教育行政

（1）コミュニティースクールへの対応

新奄美 多田 義一

1 佐大熊住宅について

（1）高齢者対策は。

（2）併存住宅跡地利用について

（3）管理人の仕事内容と手当のあり方について

2 特区制度の活用について

（1）構造改革特区制度について，検討などしたことがあるか。

（2）制度上の財源の支援はあるのか。

（3）奄美税の創設について

（4）子どもたちの遠征費を無料にできないか。

3 中心市街地活性化について

（1）区画整理の現状と課題

（2）市長のスタンスは。

（3）皆さんに伺います。商店街の再生は可能ですか。

（4）街の若い経営者の意見を反映できるか。

4 教育行政

（1）朝日小学校区は人口が増えて子どもたちも増えていますが，校舎増設や建て替えの検討はしているのか。

（2）同じく輪内保育所の建て替え，増設の計画は。

- (3) 校庭の整備計画について
- 5 工業高校跡地利用について
 - (1) 今の取組状況は。

無所属 安田 壮平

- 1 人口減少抑制・維持・増加策について
 - (1) 本市の過去5年間の人口動態について
 - ア どのように変動したか？
 - イ その内訳は？(自然増減・社会増減)
 - ウ その理由や属性は？
 - (2) 社会減少を抑制するために、転出者を減らす政策について
 - ア 現在、どのような取組を行っているか？
 - イ 今後、どのような取組が必要と考えるか？
 - (3) 社会減少を抑制するために、転入者(U・Iターン者等)を増やす施策について
 - ア 現在、どのような取組を行っているか？
 - イ 今後、どのような取組が必要と考えるか？
 - ・ターゲット
 - ・総合窓口
 - ・全国の奄美郷友会ネットワーク
 - ・地元住民の理解
- 2 特認校のスクールバス等整備について
 - (1) 特認校制度の概要について
 - ア 特認校制度の概要、及び趣旨・目的、並びにこの制度が創設された背景は？
 - イ 本市におけるこれまでの経過、及び実績は？
 - (2) 特認校の通学手段に関する施策について
 - ア 現在の実施状況は？
 - イ 芦花部小中学校と崎原小中学校との施策の不近等について、今後目指すべき方向性は？

(12月12日(月))

新奄美 師玉 敏代

- 1 防災対策について
 - (1) 各河川、又河口部の土砂の掘削と処理について
 - (2) 奄地域内の水路、側溝の整備と管理について
 - (3) 屋外受信機の充実と情報伝達対策について
 - (4) 自治会・集落組織の取組について
- 2 福祉・教育行政について
 - (1) 保育所の待機児童の現状と対策について
 - (2) 空き教室のない朝日小対策
 - (3) 高等技能訓練促進事業の24年度実施計画内容は。
- 3 産業振興について
 - (1) 農地管理システム導入状況と農業振興対策について
 - (2) 指定管理者制度の在り方、見直しについて

社会民主党 関 誠之

- 1 市長の政治姿勢
 - (1) TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加について
 - (2) 奄美振興開発特別措置法について
- 2 H24年度当初予算について
 - (1) 奄美市財政の現況について
 - (2) 庁舎建設問題と財政について
- 3 市民生活に関すること
 - (1) 大島地域消防広域化検討協議会について
 - (2) 自衛隊の統合演習実施について

奄美民主の会 渡 雅之

- 1 自然災害への対応
 - (1) 3度の災害から得た教訓は。
 - (2) 住用総合支所の建て替えの概要は。
- 2 世界自然遺産登録について
 - (1) 国立公園格上げの現状と世界自然遺産登録の見通しについて
 - (2) 自動車リサイクル法が施行されてからの搬出される車の推移は。
 - (3) 不法投機の現状と対策は。
- 3 教育行政について
 - (1) 文化財の保存と維持管理について
 - (2) ゆとり教育の内容について
 - (3) 新たなスポーツ種目への取組は。
- 4 特産品の販路拡大について
 - (1) 大島紬の生産状況について
 - (2) 蚕の産地化と商品開発へのバックアップ体制について

日本共産党 崎田 信正

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 税と社会保障の「一体改革」に対する市長の見解は。
- 2 末広・港土地区画整理事業について
 - (1) 商店街の建物の解体が進んでいるが、その後の街並みはどうなるのか。
 - (2) 商店街の活性化につなげる話し合いは地元関係者とされているのか。商店街を利用する一般市民の要望は満たされるのか。
- 3 和光園の将来構想について
 - (1) 将来構想案が作成され、提出されたが、実現に向けたプロセスはどうなるのか。
- 4 雇用・労働・経済対策について
 - (1) 公契約条例の制定について、当局の見解は。
 - (2) 住宅リフォーム助成制度について
 - ア 単年度事業でなく、延長すべきはないか。
 - イ 手続きを知らずに着工し、対象外となった事例はないか。
- 5 医療・介護問題について
 - (1) 地域包括支援センターでの活動を通じて、困難事例の経験はないか。
 - (2) 国による介護保険見直しと第5期事業計画との関連について
 - (3) 受診時定額負担の実施、医薬品の患者負担見直し（市販類似医薬品の全額患者負担）、70歳

～ 74歳の医療費窓口負担を2割にすることで市民への影響は。

新政会 渡 京一郎

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 笠利, 住用総合支所庁舎建設設計について
 - (2) 複合施設(消防, 診療所, 防災センター)について
 - (3) 発注と完成年度について
 - (4) 住用地区における地域間交流拠点施設の計画について
- 2 福祉行政について
 - (1) 住用町和瀬集落に建設中の, グループホームわだつみ苑について
 - (2) 摺勝地区に建設予定の特別養護老人ホーム住用の園について
- 3 教育施設について
 - (1) 名瀬運動公園多目的広場について
 - (2) 古見方多目的広場について
 - (3) 住用総合グラウンドと国民プールについて
- 4 土木行政について
 - (1) 住用町山間～市集落までの道路計画と, 完成年度について
 - (2) 市集落～青久集落までの市道管理について
 - (3) 住用町内の県管理河川について

(12月13日(火))

奄美民主の会 戸内 恭次

- 1 奄美市の活性化について
 - (1) 人口増加対策について
 - (2) 農業振興について
 - (3) 水産業振興について
- 2 まちづくりの在り方について
 - (1) 末広・港土地区画整理事業について
 - (2) 移転補償等について
 - (3) 高齢者や障害者へ対応したまちづくりについて
 - (4) 庁舎建設問題について
 - (5) 「女性会館」建設について
- 3 永田橋周辺整備について
 - (1) 県の意向について
 - (2) 永田橋周辺の渋滞解消について
- 4 名瀬旧港埋め立てについて
 - (1) 埋め立て地の今後の計画について
 - (2) 舟こぎ競争会場について
 - (3) 「親水公園」化について

公明党 栄 ヤスエ

- 1 防災について
 - (1) 手花部地区 河川による水害対策について
 - ア 大雨の度に氾濫を繰り返す, 坂下川の現状認識を伺う。

イ 住民の要望としてマングローブと浚渫については、速やかに行ってほしいとの声がありますが、いかがお考えか。

ウ 改修計画があれば具体的に伺いたい。

(2) 地元民間のFM放送の難聴地域がどの程度あるのか把握していたら伺いたい。市としての対策を伺う。

(3) 災害時に迅速な対応を図るため、緊急情報などを音声で伝える行政告知端末を本市でも取り組む考えはないか伺う。

2 子育て支援について

(1) 認可保育園にパートの仕事をしながら子どもを預けている親世帯の保育料は無料にならないか伺う。

ア 名瀬地区と笠利地区の認可保育園の保育料は公平な料金にならないのか伺う。

イ 公共格差のあるものは何かを伺う。

3 環境について

(1) 東日本大震災での福島原発事故における奄美の放射能の現状を一度は検査をされているようですが、定期的に調査する考えはあるのか伺う。

市民クラブ 奥 輝人

1 TPPについて

(1) 断固反対の決意について

(2) 今後の動向について

2 さとうきび生産について

(1) 今期の収量見込みについて

(2) コスト軽減対策について

3 笠利東部一期地区節田団地について

(1) 事業の必要性について

(2) 事業の推進状況について

(3) 管理運営について

(4) 新規ダムの確保について

4 手花部・節田線について

(1) 早期着工への重要性について

(2) 今後の見通しについて

5 炭の力を利用した農業振興

(1) 効果について

(2) 炭へのPR・普及について

無所属 川口 幸義

1 古見方地区崎原における市営住宅について

(1) 現在、集落民が私財を提供し宅地造成を行い、市営住宅建設の要望書も上げている。市営住宅建設への今後の取組について

2 区長報酬制度について

(1) 笠利地区29名、住用地区14名の区長がおり、市からの報酬を受けている。今後も継続していくのか？(暫定的なものなのか?)

第 4 回 定 例 会
平成23年12月 8 日
(第 1 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	西	公	郎	君	2番	安	田	壮	平	君		
3番	川	口	幸	義	君	4番	栄		ヤ	又	工	君
5番	師	玉	敏	代	君	6番	多	田	義	一	君	
7番	橋	口	和	仁	君	8番	向	井	俊	夫	君	
9番	渡		雅	之	君	10番	戸	内	恭	次	君	
11番	関		誠	之	君	12番	大	迫	勝	史	君	
13番	与		勝	広	君	14番	叶		幸	與	君	
15番	奥		輝	人	君	16番	平	川	久	嘉	君	
17番	栄		勝	正	君	18番	竹	田	光	一	君	
19番	渡		京	一	郎	君	20番	元	野	景	一	君
21番	里		秀	和	君	22番	伊	東	隆	吉	君	
23番	竹	山	耕	平	君	24番	崎	田	信	正	君	

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝	山	毅	君	副	市	長	福	山	敏	裕	君									
教	育	長	坂	元	洋	三	君	住	用	総	合	支	所	長	高	野	匡	雄	君			
笠	利	総	合	支	所	長	川	畑	克	久	君	総	務	部	長	松	元	龍	作	君		
総	務	課	長	前	里	佐	喜	二	郎	君	企	画	調	整	課	長	東	美	佐	夫	君	
財	政	課	長	安	田	義	文	君	市	民	部	長	田	丸	友	三	郎	君				
税	務	課	長	中	英	信	君	福	祉	部	長	小	倉	政	浩	君						
自	立	支	援	課	長	桜	田	秀	勝	君	産	業	振	興	部	長	川	口	智	範	君	
農	政	局	長	東	正	英	君	土	地	対	策	課	長	奥	正	幸	君					
土	地	対	策	課	参	事	兼	池	畑	修	三	君	建	設	部	長	田	中	晃	晶	君	
課	長	補	佐	兼	係	長	砂	守	久	義	君	教	委	事	務	局	長	日	高	達	明	君
土	木	課	長	白	坂	稔	君	会	計	管	理	者	福	和	久	君						
教	委	総	務	課	長	白	坂	稔	君	会	計	管	理	者	福	和	久	君				

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	有 川 清 貴 君	次 長 兼	橋 本 明 和 君
		調 査 係 長 事 務 取 扱	
主 幹 兼 議 事 係 長	前 田 美 佐 男 君	議 事 係 主 査	麻 井 庄 二 君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから平成23年第4回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

議長（向井俊夫君） この際、報告いたします。

市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分1件の報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程に入ります。

議長（向井俊夫君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、安田壮平君、橋口和仁君、栄 勝正君の3名を指名いたします。

議長（向井俊夫君） 日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期として、別紙配付の議事日程表案のとおり、本日から12月26日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月26日までの19日間とすることに決定いたしました。

議長（向井俊夫君） 日程第3，議案第86号から議案第114号までの29件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速御説明を申し上げます。ただいま上程されました議案第86号から議案第114号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第86号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第5号）の主な内容につきまして御説明いたします。第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の主な補正内容を御説明申し上げます。総務費については、総務管理費において、名瀬総合支所公用駐車場に隣接する土地及び建物購入費4,790万6,000円などを計上いたしております。民生費については、社会福祉費において介護給付等事業費1億5,000万円、特別養護老人ホーム「住用の園」に対する災害復旧事業費助成金9,875万9,000円や、生活保護費において扶助費1億2,200万円などを追加いたしております。衛生費については、保健衛生費において、各種予防接種業務委託料2,941万1,000円や、乳幼児医療費助成金1,017万8,000円などを追加いたしております。

農林水産業費については、農業費において「笠利地区ひと・もの交流プラザ」測量設計業務委託料1,000万円、奄美農業創出支援事業929万4,000円や、水産業費において、漁業用施設整備助成金743万4,000円などを追加いたしております。土木費については、都市計画費において、名瀬運動公園事業費2,958万6,000円の追加などが主な内容であります。消防費については、東日本大震災の影響による消防補償等事業の追加負担金1,030万6,000円を計上いたしております。教育費については、小学校費・中学校費において校舎及び屋内運動場改修事業費の確定に伴う減額のほか、朝日小学校校舎建設工事2,000万円の追加や、社会教育費において、文化財等災害復旧事業費補助金696万円などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、地方特例交付金及び地方交付税の確定に伴う所要額を計上するとともに、歳出に要する財源として、国庫支出金1億6,251万3,000円、県支出金9,335万1,000

0円、基金繰入金1億2,370万6,000円、繰越金6,927万5,000円などを計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で4億8,095万7,000円を追加することにより、平成23年度一般会計予算の総額は328億812万9,000円となります。

次に第2表、債務負担行為の補正につきましては、平成24年度以降の指定管理料について追加するものであり、また、第3表、地方債補正につきましては、事業費の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

次に議案第87号 平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、特定健診未受診者の同意に基づく医療機関からの情報提供に係る手数料を、また、国庫負担金及び県負担金の実績に伴う平成22年度の返還金をそれぞれ計上いたしております。

歳入につきましては、財政調整交付金及び都道府県財政調整交付金、また、療養給付費等交付金及び老人医療費拠出金の平成22年度還付金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ4,740万8,000円を増額し、平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、70億6,925万6,000円となります。

次に議案第88号 平成23年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、医療費におきまして物件費所要額を増額計上いたしております。

歳入につきましては、診療収入の増額によるものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ425万円の増額となり、平成23年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、2億3,501万8,000円となります。

議案第89号 平成23年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、諸支出金におきまして、豪雨災害による保険料の還付金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、諸収入の増額となりますが、保険料還付金の増額によるものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ68万5,000円の増額となり、平成23年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算の総額は、3億8,638万9,000円となります。

議案第90号 平成23年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、諸支出金におきまして、豪雨災害による保険料の還付金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金の増額となりますが、保険料還付金の増額によるものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ187万3,000円の増額となり、平成23年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算の総額は、46億5,951万2,000円となります。

次に議案第91号 平成23年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出及び歳入につきましては、歳出の総務費及び歳入の訪問看護収入におきまして、訪問看護サービス利用者数、利用回数が当初の見込みよりも増えたことにより、歳出及び歳入を増額するものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ620万3,000円の増額となり、平成23年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は、3,041万6,000円となります。

議案第92号 平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず歳出につきましては、事業費の維持管理費において、終末処理場の修繕料として需用費を増額計

上し、契約額確定に伴い、委託料を減額計上いたしております。建設費につきましては、公共下水道建設費において、補助事業の増額に伴い、委託料及び工事請負費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、補助事業の増額に伴う国庫補助金、前年度剰余繰越金の確定による繰越金及び補助事業の増額に伴う財源として、市債を増額計上いたしております。繰入金につきましては、財源調整の結果、減額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ358万6,000円の増額となり、平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は、16億2,457万3,000円となります。

次に議案第93号 平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、総務費におきまして、生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金に不足が見込まれることから、所要額を増額計上いたしております。事業費の維持管理におきましては、今後見込まれる必要経費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、前年度剰余繰越金の確定に伴う繰越金及び繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ181万6,000円の増額となり、平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、2億6,095万6,000円となります。

次に議案第94号 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、スポーツ振興法の全部改正により、スポーツ基本法が制定されたことに伴い、体育指導員の名称をスポーツ推進員に改めるため、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に議案第95号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、軽自動車税の納期を5月中とすることで、より正確な課税を行うため、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

議案第96号 奄美市ポイ捨て等防止条例の制定につきましては、ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活に寄与するため、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に議案第97号 奄美市笠利地区農林水産物加工施設条例の制定につきましては、奄美市笠利地区農林水産物加工施設の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、農林水産物の有効利用と、付加価値を高めた商品開発を図るとともに、加工技術の開発及び加工業の普及を図るため、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

議案第98号 奄美市ICTプラザがかり条例の制定につきましては、奄美市ICTプラザがかりの設置及び管理について必要な事項を定めることにより、情報関連産業を支援し、雇用機会の拡大を図り、地域の活性化に資するため、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に議案第99号 奄美市立金久児童館の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、社会福祉法人 奄美市社会福祉事業団を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第100号 奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、社会福祉法人 真明会を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第101号 奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、社会福祉法人 奄美市社会福祉協議会を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第102号 奄美市末広駐車場の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、特定非営利活動法人 まち色を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第103号 奄美市農業研修センターの指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、財団法人 奄美市農業研究センターを指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第104号 奄美市名瀬農村環境改善センターの指定管理者の指定につきましては、当該公の施

設の指定管理者として、財団法人 奄美市農業研究センターを指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第105号 奄美市市民農園の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、財団法人 奄美市農業研究センターを指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第106号 奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、本場奄美大島紬協同組合を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第107号 奄美市大浜海浜公園の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、株式会社 道の島公社を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第108号 黒潮の森マングローブパーク、奄美市バンガロー及び奄美市内海公園の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、株式会社 マングローブ公社を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第109号 奄美市木工工芸センターの指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、株式会社 創造を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第110号 奄美振興会館の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、財団法人 奄美市開発公社を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第111号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、特定非営利活動法人 アマミーナを指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第112号 奄美体験交流館の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、特定非営利活動法人 ASA 奄美スポーツアカデミーを指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第113号 大島地区衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び大島地区衛生組合同約の変更につきましては、平成24年4月1日から大島地区衛生組合に瀬戸内町を加入させ、これに伴う大島地区衛生組合同約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議したいたしたので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第114号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同約の変更につきましては、奄美自治会館管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同約の一部変更について協議したいたしたので、地方自治法第286条第1項の規定により協議したいたしたので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第86号から議案第114号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決して下さいますよう、お願いいたします。

議長（向井俊夫君） 日程第4に入ります。議案第115号 監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法117条の規定により、与 勝広君の退席を求めます。

（与 勝広君退席）

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第115号の提案理由を御説明いたします。

議案第115号 監査委員の選任につきましては、議員のうちから選任される本市監査委員に与 勝広氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。何とぞ御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（向井俊夫君）　これから質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

これから採決を行います。

お諮りいたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第115号は、これに同意することに決しました。

与　勝広君の着席を求めます。

（与　勝広君着席）

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

明日9日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時57分）

第 4 回 定 例 会
平成23年12月 9 日
(第 2 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	西	公	郎	君	2番	安	田	壮	平	君		
3番	川	口	幸	義	君	4番	栄		ヤ	ス	工	君
5番	師	玉	敏	代	君	6番	多	田	義	一	君	
7番	橋	口	和	仁	君	8番	向	井	俊	夫	君	
9番	渡		雅	之	君	10番	戸	内	恭	次	君	
11番	関		誠	之	君	12番	大	迫	勝	史	君	
13番	与		勝	広	君	14番	叶		幸	與	君	
15番	奥		輝	人	君	16番	平	川	久	嘉	君	
17番	栄		勝	正	君	18番	竹	田	光	一	君	
19番	渡		京	一	郎	君	20番	元	野	景	一	君
21番	里		秀	和	君	22番	伊	東	隆	吉	君	
23番	竹	山	耕	平	君	24番	崎	田	信	正	君	

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝	山	毅	君	副	市	長	福	山	敏	裕	君														
教	育	長	坂	元	洋	三	君	住	用	総	合	支	所	長	高	野	匡	雄	君								
笠	利	総	合	支	所	長	川	畑	克	久	君	総	務	部	長	松	元	龍	作	君							
総	務	課	長	前	里	佐	喜	二	郎	君	企	画	調	整	課	長	東	美	佐	夫	君						
財	政	課	長	安	田	義	文	君	市	民	部	長	田	丸	友	三	郎	君									
環	境	対	策	課	長	高	崎	義	也	君	税	務	課	参	事	里	忠	文	君								
笠	利	市	民	課	参	事	山	下	文	次	君	福	祉	部	長	小	倉	政	浩	君							
福	祉	政	策	課	長	重	山	納	君	福	祉	政	策	課	参	事	浦	口	一	弘	君						
保	健	福	祉	課	長	村	山	則	文	君	産	業	振	興	部	長	川	口	智	範	君						
商	水	情	報	課	長	則	敏	光	君	紬	観	光	課	長	元	多	政	重	君								
農	政	局	長	東	正	英	君	農	林	振	興	課	長	山	下	修	君										
笠	利	産	業	振	興	課	長	朝	野	平	三	君	笠	利	産	業	振	興	課	参	事	伊	地	知	辰	夫	君

建設部長	田中晃晶君	都市整備課長	上島宏夫君
土木課長	砂守久義君	水道課長	義岡出君
教委事務局長	日高達明君	教委総務課長	白坂稔君
学校教育課長	福永朗君	生涯学習課長	榊原孝昭君
選挙管理委員会 委員長	久保忠義君	選挙管理委員会 事務局長	圓和之君
監査委員事務局長	山崎實忠君		

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本明和君
主幹兼議事係長	前田美佐男君	議事係主査	麻井庄二君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。
会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（向井俊夫君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう質問者において御配慮をお願いいたします。

質問者におきまして質問時間が60分の予定より早く終了した場合は、順次時間を繰り上げて再開いたします。また、当局におかれましても答弁については時間の制約もございますので挙手の上、明確に職責名を申し出て指名の後、できるだけ簡潔・明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

13番（与 勝広君） おはようございます。公明党の与 勝弘でございます。改選後初めての一般質問でありますので、少々所見を述べた後に質問をさせていただきます。

まずは、この度の奄美市議会議員選挙におきましては、定数が2削減する中、私ども公明党は、前回3議席から1議席増の4議席を獲得することができました。これもひとえに市民の皆様方の真心からの御支援・御指示の賜物であると、まずはこの場をお借りしまして感謝御礼を申し上げます。市民の皆様、また今後とも御指導御鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げます。

今回の奄美市議会議員選挙で皆様方の絶大なる御支援・御指示をいただきましたこの4年間しっかりと全力で頑張っている決意でございます。

さて本年は、3月11日の東日本震災が発生し、この一年どことなく暗い一年でありました。しかしながら、家を失い家族を失いすべてを失いながらも懸命にそしてひたむきに生きる日本人の姿が全世界各国から賞賛されて今でもあります。この原点はどこにあるのか、これは私は奄美の先人達が残していただいた奄美の結いの心、結いの精神このことが原点であると私はこの一年本当にあまみんちゅであってよかった、このように奄美を誇りに思う一年でありました。

さて、この3月11日の東日本震災発生より国もこれから大きくハンドルを切り替えていかなければならない時代に入りました。これからいかにして地方が生き残るのか、これまでのように国が地方に対して財政措置はできなくなることは火を見るより明らかであります。このような中でいかにして地域力をアップするのか、私はこれから地方の在り方、地域がどのようにして力を付けていくのが問われる時代に入ったと、このように思っております。私は今回の選挙戦でも訴えてまいりました。地域力をアップするには三つの改革が必要であると。

まず1点目は、議会改革、地方議会の改革、私は平成12年に議員に当選して以来、私はある意味、地方議員の果たす使命と責任というのは市民が政治に対して抱えている不平や不満や憤り、そしてまた市民が暮らしや生活に対して抱えている不平や不満や憤り、それを直接ぶつけていける存在が地方議員の役割と使命であると、このように思ってこの11年余活動してまいりました。しかしながら、東日本震災が発生し、もうこのままではいけない、もうこれからもっともっと地方議会が議員の資質を向上しないといけない、このように思っております。2点目は、行政改革、市役所改革でございます。そして3点目が地域住民の意識改革、この三つの旗頭を決める選挙が今回の奄美市議会選挙であったと、このように私は痛感しております。

それでは通告に従いまして質問させていただきます。まず1番目の市長の政治姿勢についてでございますが、まず市長は平成21年の1月に市長に就任以来、満2年目を迎えました。市民と九つの宣言

をお約束しておりますが、その2年間を振り返り市長が特に成果として上げられる点、それからまた特に課題として取り組んでいかなければならない点について質問をさせていただきます。これからの質問は発言席よりさせていただきます。どうか簡潔明瞭に御答弁をお願いいたします。

議長（向井俊夫君） 当局の答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。与議員の議会議員としての高邁な理念に対しまずもって敬意を表したいと存じます。御案内のとおり、平成21年12月の就任以来、丸2年目を迎えることになりました。この間、市民並びに議会議員の皆様方には市政運営に格段の理解と御協力を賜りましたことに、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと存じます。2年間というものは、あっという間に過ぎた感じがいたしております。議員がお話しになりましたとおり、昨年10月の奄美における豪雨災害、100年と言われた災害が、この1年間に3度も大きな被害があったということでもあります。

また、東日本の大震災をはじめ、紀伊半島の郷災害等々含めて全国各地であらゆる災害がございました。特に奄美においては、その間、全国各地また外国の方からも物心両面に渡る御厚志を賜りました。この場を借りてすべての皆様方に御礼を申し上げたいと思います。

まず市政を担うに当たって、私は市民の笑顔があふれ元気な声がかたまる明るい奄美市との思いを申し上げ、そして九つの公約を申し上げさせていただきました。

特に、産業活性化都市宣言においては、国の経済対策、雇用対策事業を積極的に導入し雇用創出に向けた取組を進めてまいりました。その結果就任後、平成22年から平成23年度にかけては、約550名の新規雇用が見込まれたところでございます。

また、公設卸売市場の開設はじめ、FDAチャーター便並びに大型クルーズ船の誘致、福岡直行便の再開、横浜ベイスターズの秋季キャンプ、情報通信関連産業の誘致など奄振の戦略的産業の核として位置付けられました農業、観光/交流、情報の3分野の推進につきましては、関係機関と連携をして積極的にトップセールスに努めてまいったところであります。

さらには、東京・関西・福岡など奄美会の皆様方にも100人応援団結成に向けての説明会を進めているところでございます。その他にも乳幼児医療助成事業の就学前までの拡充などの子育ての支援、行財政改革による財政健全化などは成果が得られつつあるものと認識をいたしております。反面、今申し上げましたように、昨年10月の豪雨災害以来、頻繁に発生する災害に強いまちづくりの構築、医療・福祉・教育の充実による安心してくらするまちづくりの構築、また、奄美大島の果樹振興とブランド産地化を図るべく整備を進めております。選果場、通信情報産業の拠点施設として整備を進めておりますインキュベーション施設などの活用は生産性の向上、安定的な雇用につながる施策であります。今後とも積極的に取り組まなければいけない大きな課題だと認識いたしておるところであります。

以上、主な内容について申し上げましたが、九つの公約のほかにも総合計画に掲げました将来目標達成に向け、皆様方の御理解・御協力をいただきながら引き続き積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、市民をはじめ議会の皆様方の変わらぬ御指導と御協力を切にお願いする次第でございます。よろしくをお願いいたします。

13番（与 勝広君） 着実に政策が市民の皆様とお約束したことが実現されつつあるという認識でいいと思いますけれども、市長は合併は平成18年の3月の20日に合併いたしました。合併する以前は旧笠利町の首長として町長として合併協議会等に臨み、そして18年の3月20日は英断をもって合併が成立いたしました。その後、奄美市が誕生して奄美市の助役、副市長と、そして奄美市の職員はじめ、いろんな形でその中で様々なことを見てこられました。そして21年の11月22日に市長に当選し、ちょうど2年という折り返し点であります。合併当初の目的の一つでもありました3地域の均衡ある発展とこの3地域の均衡ある発展ということについて市長はどのようなお考えを持っているのか、あれば御見解を伺いたいと思います。

総務部長（松元龍作君） おはようございます。お答えを申し上げます。大変厳しい財政状況の中ではございましたが、これまで行財政改革を進めながらも3地域の均衡ある発展と一体感の醸成に努めてきたところでございます。この間、地域力の醸成という観点から地域間交流拠点施設、これは笠利の用、打田原、それから旧名瀬の有良地区や和瀬の水産加工物センターの整備、更には地域の貴重な資源や特性を活かした一集落1ブランドの認定とその活用に対する支援、また合併市町村への支援として合併特例債や合併特例交付金などの財源を活用した各地域の小中学校の耐震補強や改築事業、併せて今現在、進めております庁舎建設などを計画的に実施出来る状況になってきております。

さらには、昨年10月の豪雨災害時においても各地域間の職員が連携をして機動的に災害支援や通常業務に対応できたことも3地域の均衡ある発展を目指し取り組んだ結果であろうと認識をいたしております。

今後とも住用地域の自然、笠利地域の農業、名瀬地域の都市機能などの3地域の特徴を活かした均衡ある発展に更に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

13番（与 勝広君） 3地域の均衡ある発展、3地域それぞれ特徴がいろいろありますので、その3地域の持てる特徴をしっかりと活かした形での発展を図っていくと、しかしながら限られた財源の中でいかにしてこの地域を均衡ある発展にしていく、言葉で言えば簡単でございますが、そこに住む地域の人々は、うちのところはまだやっていないとか、そういった不平不満も出てくると思います。しかしながら、先ほど述べたように限られた財源の中でいかにして均衡ある発展をやっていくか、それにはしっかりとした今、行政懇談会もやっていますけども、このような形でしっかりと市民に対して3地域の住民に対して説明責任を果たしていきながら理解を賜りながら限られた財源でしっかりとやっていただきたいと、このように思っております。

実は、平成21年の12月22日の市長選挙当選後、地元紙のインタビューで、市長はこのようなことを言っております。まちが暗い、閉塞感が漂っているという指摘がある。市民に向けて市職員の元気・明るさを発信したい。そのためにもまず市役所から明るく元気な職場にしていく。市民との信頼関係を構築したい。体制づくりは大事だと、市民にこのように新聞を通じて発信をしております。

市長が就任して2年やそこらで閉塞感は打開できるとは到底無理な話でございますが、しかし、ベクトルがどこを向いているのか、この打開のために一生懸命秘策をうちながら取り組んでいるのか、それとも益々閉塞感の漂うまちになっていくのか。そのことを十分注意しながら政策をしっかりと取り組んでいただきたいと、残されたこの2年間、市長は堅実にやっていくという恐らく答弁すると思っておりますけれども、まずこの2年間の決意があれば、御答弁お願いいたします。

市長（朝山 毅君） 前も申し上げましたが、景気の気も元気の気も心の持ちようであると。まず公務に携わる職員のほうから市民に向けて元気を発信し明るさを発信していくことが、まず第一ではないかという思いをいたしておりますし、そのことについては毎週月曜日に開かれます部課長会において、そのことを申し上げているつもりであります。確かに景気低迷の中における閉塞感は全国各地において、特に奄美においてもそのような感じがいたしていることは事実であります。それを乗り越えていく元気であり明るさであり、そのエネルギーこそが、やはり最も地域においては大切ではないか。その発信の源はやはり役所のほうから発信してまいりたいと、その気持ちには全く変わらないつもりであります。

今後とも市民の皆様方にどのような評価を受けているか私どもも検証しながら一生懸命目標に向かって頑張りたいと考えております。非常に抽象的な答弁になりましたが、我々のほうから元気をそして明るさを勇気を発信していくようなまちでありたいと、いうふうに考えておりますので議員の皆様方におかれましては御指導賜りますようによろしくお願い申し上げます。

13番（与 勝広君） 今、精神論的な市長の答弁でございましたが、少なくともこの残された2年間は、

市長にとっては市民が成果を問う2年間であると、この肝に銘じていただきたいとこのように思います。一番大事なことは、市長がどこを見て政治をしているのか。職員を見て政治をしているのか。確かに職員にいろんな形で通達したり、いろんな連携を取り合うことは大事でございますけれども、もっともっと重要なことは市民を見て政策をする。市民を見て政治をする。このことをしっかりと肝に銘じてやっていただきたいと、このように思っております。

それでは2番目の末広・港区画整理事業、マリントウン事業についての市長の考えを問う。この2番目に移りたいと思います。末広・港区画整理事業及び名瀬港のマリントウン地区整理事業は、市長就任以来、市長は一貫してこの新聞のインタビューでもありますが、旧名瀬市時代から10年間かけて議論し、そして採決を受けてこの事業は執行されていると。謙虚に誠実にいろんな方と話し合いながら進めたい。お互い参加して責任の所在を受け止めながらハード、ソフト両面で整備拡充充実策について皆で考えていくと、市民に対して発言しております。

この事業の目的は、当初言うまでもありませんが、中心市街地への良好なアクセスや防災機能の強化など都市基盤整備と併せて商業施設の再建を図り賑わいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図るとしておりますが、今改めて本事業の進捗状況や現況を見ていますと、本当にこの事業をやることによって賑わいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図ることができると考えているのかどうか、お尋ねいたします。

建設部長（田中晃晶君） おはようございます。お答えいたします。本事業につきましては、議員御案内のように両地区の現状や課題並びに奄美群島の郡都機能を担う役割を踏まえ、これまで多くの調査や計画策定において行政のみだけでなく市民、地元事業者、関係団体など多くの方の参画の下で数多くの議論を経て関係権利者の合意形成の上で事業を進めてきたものであります。

また、本事業では中心市街地への良好なアクセスや防災機能の強化など都市基盤整備とともに商業施設の再編を図り安全で利便性の高い中心市街地の再生を目指すものであり、ただいま実施をしている観光交流センター、通称A i A iひろばでございますが、の建設やまちづくり交付金での市内の公園の再整備やまちなか居住推進事業、中心市街地活性化基本計画を活用したソフト面を取り組みながら、これらと連携していくことにより一層街の魅力や活力が生み出されて魅力的な都市環境が整備されていくものだというふうに考えております。

13番（与 勝広君） だから私が冒頭、この事業の目的は云々と述べました。同じことですので、そこはもう省いて議員が言ったのと同じであると、だからこうこうです。ということをおね、答弁していただければ少しは時間も短縮できたかなと思っておりますけれども、市長、市長はこの事業計画について、今さっき言ったように将来的にこの事業が推進してきた時には賑わいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図ることができると市長は考えていますか。市長に答弁をお願いします。

市長（朝山 毅君） 私は、そのように思っております。構想から計画実施に至る間において、そのような街をつくる目的で構想計画された事業でありますので、その目的に近づく、また目的を超えるほどの事業でなければいけないと責任ある者として思っております。

13番（与 勝広君） 市長の答弁、恐らく将来的なことだからやってみないと分からないと、しかしながら、堅実に実行してまいりたいという答弁するのかなと思ったら、今のようなしっかりとした先を見据えた答弁でありましたので、少し安心しました。

今回、例に出すのは申し訳ありませんけれども、橋下徹大阪府知事が府知事を辞めて大阪市市長に鞍替えしての選挙でございました。彼は、都構想という一つの大きな目的を持って府民や市民から絶大なる指示をもらいました。彼はよく独裁とか東京都知事に言わせれば独善とか言っておりますけれども、しかし、独裁、独善というのは、これはリーダーシップの形であると私は思っております。私は、それを

推し進めているというふうに勘違いされたら困りますけども、やはり議会がありますので、是々非々でそこは議論をする、行政がしっかり改革を進める。また、いいことはどんどん議会としてもアクセルを踏む。しかし、これはストップしなきゃいけない、これは市民がどうかと思うことについては、しっかりと歯止めをかけていく。この役割を果たしていきたい。今のこの時代の中であってリーダーシップという形が今問われています。しっかりとそのことを自身に刻みながら、もう今時間のない時であります。即断即決で決めなきゃいけないこともある。しかし、これはもちろん議会の合意も必要ですが、そういったスピード感のある行政運営、市政運営を是非お願いしたいと思います。

ところで、この今の本事業について、今、反対、賛成、両論ある中でございますが、もし仮にこの事業を中止をした場合の影響については、どのようなことを考えているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 本事業が、ただいま中盤に差し掛かっているこの時期に本事業を中止するということは、この事業に賛同し一緒に進めていただいた関係権利者の御理解が得られないものだと考えます。したがって、中止による関係者や市民に対する影響等については、調査を行っておりませんが、仮に中止するという場合のこの影響を考えますと、まずは事業の目的が先ほど申し上げたこの事業の目的が実現できないということ。一つにこれを若干申し述べます。中心市街地のアクセスの向上、先ほど申し上げたことですが、防災機能の強化など都市整備の基盤、二つ目には国庫補助金の返納等が生まれます。それから先ほど冒頭に申し上げた、これまで用地先行取得や移転に協力された方々への生活設計の影響、それから都市計画の変更手続き等が要りますが、行政に対しての信頼関係が損なわれるものと考えます。

次に、公共用地として先行取得した約6,000ヘーバーございますが、ここの土地に空き地が点在するという環境が生まれます。そのような影響が考えられるものというふうに考えております。

13番（与 勝広君） なぜこのような質問をしたかという、結局半分近い進捗率の中で、今仮に止めてもこれだけの、今部長が言っただけの影響がある。更にもっと言うならば、もっと底辺にいけば計り知れないだけの影響力がある。そうであるならば、推進をしっかりとやって、そのきちっとした青写真を目指して将来的には奄美市は、こういうふうな街になりますよと、このことを市民にしっかりと発信をしていただきたい。こう思うから、このような質問をさせていただきました。

それでは3番目の質問に移ります。時間も押しておりますので。市職員採用試験におけるキャリア採用の位置付けについてでございますが、本年はキャリア採用ということで、大変多くの市民の皆様、島内外から受験をしていたようでございますが、私も何度か一般質問でこのキャリア採用について取り上げさせていただきました。職員の資質の向上及び即戦力として発揮できる人材を登用できると。このようないろんな影響が考えられると。今回、どのような役割、どのような形で人材を登用、このキャリア採用として人材を登用しようとしているのかをお尋ねいたします。

総務部長（松元龍作君） キャリア枠の採用について、議員の目的等については、議員が今、おっしゃったとおりだと思っております。その結果、ちなみに31歳から45歳まででございますが、124名の申込みがございまして、実際に受験をしたのは105名ということでございました。その結果、金融のスペシャリストである方とそれから情報通信のスペシャリストの方の2名を合格をしたところでございます。

期待されることと申しますが、例えば金融機関、この経験者につきましては、その指定管理者の財務状況の把握や今後、行われるだろう公会計業務への転換における指導助言にその辺の事に対してノウハウを十分に発揮していただきたいと。さらには、情報通信関連企業経験者につきましては、奄振の重点分野の一つであります情報通信分野において情報通信基盤の整備、人材の育成、企業の誘致等による情報通信産業の振興にそのノウハウを発揮していただきたいと強く願っているところでございます。

また、今回の二人の採用によりまして、ほかの職員が刺激を受けて民間企業が持つコスト意識や幅広い視野の醸成などが図られ、職員のスキルの向上につながることも期待をいたしているところでございます。

13番（与 勝広君） そのような方向性にしかならないと思いますが、今回は2名、しかしまた来年度以降が、どういう形になるか、ちょっとこれは検討が必要だと思えます。これを終身雇用にするのか、また例えば市長が、どのような重点政策を掲げておいて、その政策に沿ってそのプロの人、プロとかキャリアの人、そこに働いてもらうとか、いろんな形態があると思えますので、しっかりそこはまた検討して、しかし、民間のそういう息吹、民間のこの活力、これを入れるのは大事だと思えますので、是非推進していただきたいと思えます。

4番目の来年度予算編成に向けての取組についてでございますけれども、22年度の決算報告でもありましたが、交付税が対前年比5.9パーセント増の7億5,505万円その増の内訳については、子ども手当創設によるものとか、10・20の昨年の災害特別交付税の増額あるいは経済対策による交付税の増とそういった部分が上げられております。

合併して18年から順調に交付税は順調に上がっておりますけれども、しかしながら、合併当初、この自主財源比率、これが当初は21パーセントぐらいあったんですが、今回の22年度の決算では、19.6パーセントもう2割を切りました。そういう中で今心配しているのは、少しずつ自主財源が低下し自前で賄うお金がない、そしてその中で国や県を頼りにしないとやっていけない。これはどこの自治体でもそういう悩みを抱えていると思えます。そしてその中で、財政力指数が0.26と、経常収支比率は当初は、合併の頃は100パーセント上回ってございましたけれども、92.3パーセントこれは少し改善されておりますが、しかしながら、この2011年の予算を編成した時に市長は、これは堅実型予算と言っておりましたけれども、しかし、私に言わせると綱渡り予算をずっと続けているような感がある、この本当に今の経済状況等を見ても自主財源を確保することも難しい、上げることも難しい。こういう状況の中で来年度予算はどういう形でこの予算の編成を取り組もうとしているのか、これからいろいろな折衝もあるかと思えますけれども、それについてお尋ねいたします。

総務部長（松元龍作君） 今、議員がおっしゃいましたように、まだ予算ヒアリングもやっておりませんので、詳しい確定的なものは申し上げられませんが、一応答弁させていただきます。平成24年度当初予算編成につきましては、これまで取り組んでまいりました行財政改革の推進及び平成20年度以降の普通交付税の延びなどによりまして、合併当初と比べて財政状況は、かなり改善されてきましたが、昨年の奄美豪雨災害や本年の東日本大震災などの影響によりまして国及び当然本市の財政は、非常に厳しい状況になってきております。

議員御指摘のとおり、ここ数年の財政状況の好転は、本市が行財政改革の推進に取り組んできた結果に加えまして普通交付税の増額とそれから国の経済対策によるところが大きかったわけですが、平成23年度では、国勢調査における人口減少の結果、普通交付税が減少いたしまして特別交付税も東日本大震災の影響などにより大幅に減少する見込みが見込まれております。

このような財政状況を踏まえまして、予算編成に向けての基本的な考え方につきましては、第2次奄美市行政改革大綱及び実施計画に沿って行政改革を推進しながら安定的な自主財源の確保を目指すことが最重要課題だと考えております。

その中で基本的な財源を担う市税が、ここ数年の景気後退によりまして減収傾向が続いております。これらの自主財源を確保するためにも最も重要なことについては引き続き地域雇用の確保と市民経済の活性化であると考えているところでございます。

現在、財政課のほうで今月の19日から各課ヒアリングに向けた準備作業を進めており現段階では、予算要求の内容も把握はできていない現状でございますが、以上のことを踏まえて徹底した経費の節減に努めるなど財政健全化の継続と地域の雇用確保及び経済活性化の両課題を念頭に置きまして来年度の

予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

13番(与 勝広君) 方向的にはもうその方向にしかならないと思いますね、いつまでもあると思うな親と金というのがありますけれども、いつまでもあると思うな交付税と補助金と、もう本当にそういうことを考えると将来的には今の国の財政状況から言っても東日本震災での復興・復旧に、これからどれだけのお金がかかるか分からないと、その中で国も今までのように地方に対しては財政的な措置もできなくなってくると、そういった状況の中で地域が、じゃどうしてこの地域の活性化を図っていくかと、これがもう問われる時代になるのは、もう目に明らかであります。

県の統計調査というのがあります、この商業販売額というのがあります、平成16年が877億円、これは平成16年というのは旧住用、笠利、名瀬の1市1町1村877億円、これが合併して直後の19年度になると722億円まで落ち込んでおります。155億円ぐらい落ち込んでまして、年間平均すると約50億円ぐらいのこの商業販売額というのが落ち込んでいる計算になりますが、本当にこういった状況の中で経済もどんどん疲弊していく、そういうこともしっかり頭に入れながら打ち出の小槌はありませんので、入ってくる財布もいっしょ、出ていく財布もいっしょ、このことをね、やっぱり市民にもきちっと分かってもらって財政運営もやっていただきたいと思います。それではだいが時間押していますので、5番目の空き家再生等推進事業の活用についてお尋ねいたします。

近年、全国的に空き家等が増加しており防災防犯の観点から問題になっております。本市においても例外ではありません。これから益々加速する本格的な少子化人口減少時代に入る本市では一層空き家率が高くなるのが目に見えておりますが、この空き家再生等推進事業を今後、活用していこうとしているのか。その状況等についてお尋ねいたします。

総務部長(松元龍作君) 議員のおっしゃるとおりに空き家対策については、私どもも非常に頭が痛いところでございます。市内にも数多くの空き家それから廃屋等がございます。それを鑑みまして、今回、議員が御提言ございました空き家再生等推進事業ですが、これは国土交通省の事業でございまして、その負担割合国が2分の1以下、あとは地方自治体が行うものでございます。これで私どもとしては、民間の空き家対策をしたことはございませんが、官舎を平成20年度に4棟5戸、この空き家再生推進事業でやった経験がございます。

今後につきましては、空き家対策について、また一番は空き家が個人の財産であるということが非常に一番大きな問題であります。この事業については、地域コミュニティもできますし、普通の旅館などもできます。いろんな手法があるかと思っておりますので、もう少し十分検討させていただいて前向きにこの空き家再生等推進事業については、活用させていただければと、このように考えております。

13番(与 勝広君) これについても再質問等も一応考えておりましたけれども、時間もだいが押していますので、この空き家再生事業を活用して地域の、先ほど言ったコミュニティ、スペースなどの活用方法、地域住民の寄り合い所などとなるなどの効果が、これは得られると思います。定住促進等も含めた待機待ち住宅の待機待ち者への緩和対策にもなると思いますので、是非この事業の推進を何とぞお願いいたします。

それでは2番目の地域防災について質問をさせていただきます。質問の前にこの9月には奄美の北部豪雨によって龍郷で尊い命が無くなりましたけれども、また11月の2日は、奄美の南部豪雨、本市もそういう被害受けましたけれども、本当に被害に遭われた被災された皆様には一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

この地域防災の確立についてでございますが、昨年の10・20の奄美豪雨から1年余、先月11月2日の豪雨でも、ほぼ同じ場所に被害が生じました。地域防災の確立と安心安全のまちづくりについては、大変困難な課題であり何度も繰り返される被害です。毎回、小手先の対策しかできませんが、根本的な見直しには大きな予算措置が必要になってまいります。根本的な方法は、あるものか、考えている

のか、もし具体的な事例があれば答弁お願いいたします。

総務部長（松元龍作君） 議員の御指摘のとおり、度重なる災害が発生した地域におきましては、必要なものはハード事業による根本的な見直しであろうと考えております。具体的な例につきましては、先日、県のほうからも御説明をいただきましたけれども、住用川などのほうで拡幅による河川の改修を行っていきたいというようなお話がございまして、私どもも積極的に協力をしていくつもりではございます。ただ、おっしゃいますように、長い間、大規模な予算とそれから長い年月がかかりますので、その間は河川のしゅんせつとか危険箇所の改修など併せて進めながら防災、減災に努めてまいりたいと、このように思っております。

市といたしましては、このハード事業だけではなくて、やはり自主防災組織の活動助成や住民を主体とした防災訓練を実施することで防災の基本である自分の身は自分で守るの意識を、向上を図るソフト事業も併せて強力に推進をしていきたいと、このように思っております。

13番（与 勝広君） 確かにもう財政的な負担というのは、これはもう計り知れないところがありますので、まずできるところからということ、お金をかけなくても済む、今言ったような自主防災組織を高めていくとか、そういう内面的な部分でのことはしっかりできると思いますので、そこら辺の取組を兼ねて、しっかりとまた何度も同じような被害を繰り返される地域については、しっかりと説明をして、今こういう状況ですのどということですね、やっていただきたいと思います。

2番目の国道58号線の改修についてであります。和瀬トンネルを過ぎて和瀬集落の入り口付近やまた城集落など常に豪雨時においては、この58号線から集落へ土砂が大量に流れてきますが、豪雨発生の度に集落からどうかならないものか要望が絶えません。いろんな箇所がたくさんあるかと思えますけれども、これ具体的に例を挙げてなんです。対策は考えているのか、お尋ねいたします。

建設部長（田中晃晶君） ただいま議員の御指摘の箇所を申し上げますと、城集落への対策といたしましては、今年9月に県が集落入り口のトンネル出口の右側になりますが、脇之戸川の上流に砂防堤の工事に着手をしているところでございます。また、もう1か所の和瀬集落への崩土土砂流失対策といたしましては、旧国道ですが、市道と和瀬 - 城線のほうで災害復旧工事に着手をしております。今年度末に完成して防止ができるものと思っております。あとはその時に、その倒壊箇所からの崩土がございました。その堆積土砂につきましては、早急に市のほうで土砂の撤去を実施していくつもりであります。

13番（与 勝広君） こういう被害の後というのは、どこの地域も自分のところが何でもかんでも最優先という、そういうところありますので、しっかりと交通整理をして優先順位も今つけてやっていると思えますけど、そういった部分も地域住民にしっかりと説明をしていただきたいと思えます。

それでは4番目の災害発生時の被災地との連携についてお尋ねします。どのような経緯で被災状況を把握しているのかということですが、3番、ごめんなさい。3番目の古見方地区のすみません。西仲勝集落また名瀬勝集落の今後の防災対策及び計画ということでございますが、古見方地区の名瀬勝、西仲勝集落については、もう行政当局の皆さんが、どういう状況というのは分かっていると思えます。西仲勝などは、集落が道路より低い所にある場所が毎回同じような被害を受け、また名瀬勝のほうも小湊、名瀬勝の道路の改修時も道路を少し上げたんですが、それでもまだ水がどんどん下りてきて、その水害があると、こういう状況等踏まえて、今後どのような改善策と言いますか、そういうものがあればお答えいただきたいと思えます。

総務部長（松元龍作君） 御指摘のような地域につきましては、毎回同じように水害を発生いたしております。これは住家が低地にあるために発生する地形的な問題でございまして、現在、現況といたしましては、土のう積みやポンプによる排水などで対応しているところでございます。

今後の防災対策といたしましては、河川改修では抜本的な改善ができないという地域でございますが、抜本的にやるとなると地域全体のかさ上げということになります。現時点では民有地のかさ上げに対するいろんな制度がございませんので、誠に申し訳ないながら現在大変苦慮しているというところでございます。

市といたしましては、市民の生命を守るというのが第一でございますので、先ほど申し上げましたような、やはりまずは避難をすると、まずは自分の身は自分で守るというものをそういう意識を高めていきたいと考えております。それから併せて先ほど申し上げました自主防災組織の件もいっしょでございます。

今後、国や県の事業において抜本的な防災・減災対策事業がないか、これからも模索をいたしまして適用できるようなものがありましたら活用してまいりたいと、あわせて、地域住民とよく話をし、どのような方法で避難するのが、一番望ましいとか、そういう地域の住民方の連携をもっと図っていければと思っております。

13番（与 勝広君） この地域は、もう根本的に今言うようにやらなきゃいけない、そういう手立てもないような状況ですので、行政当局もその箇所々は把握していると思いますので、そういう時にすばやく対応して最小限に被害を食い止めると、この努力しか今のところないのかなという感じもしないでもありませんが、しっかりそういう連携をですね、やっていただきたい。このように思います。

連携という点で4番目の質問に移りますが、災害発生時の被災地との連携についてお尋ねいたします。どのような経緯で被災状況を把握しているのか。これについては、災害発生時の被災地との連携については、地域住民の先ほど言ったように生命と財産を守るというのは、行政にとって大事な重要な役割でございます。しかしながら、この発生時に行政と連携が困難な状況になることが多々あります。いわば集落の住民間の協力によって非難をさせたりとか、そういうのが特に高齢者等公民館に避難させるとか、こういうのが今現実ございますけれども、行政当局が被災地へ駆けつけて行く、見に行く時にはもう既に被害も収まって災害も収まって、若しくはもう避難所から自宅に戻っているその正にあまり大変でない時にしか行けないような状況になるわけですね。そうなった時に、もし仮にそこの地域に職員が常駐しておるならば状況をつぶさに報告しながら、そして手立ても素早く打っていけるんじゃないかなと、こう思っております。そういう部分で職員不在の集落等もたくさんありますので、今後そういう形で常駐できる方法はないものかお尋ねいたします。

総務部長（松元龍作君） 議員おっしゃるように職員が地域に常駐することで災害発生時の状況報告などで素早い対応が可能になるものだと思います。しかしながら、災害の規模が大きくなればなるほど市内全域での状況確認や災害対応に従事する職員が多数必要になってまいります。このことから各地区や各集落に新たに職員を常駐させるというのは非常に難しいことだと考えております。ただ、災害時に地域との連携は絶対に必要でございます。

現在、名瀬地区では市民部におきまして自治会・町内会長を対象に緊急時協力承諾書というものをお願いをいたしているところでございます。これは災害時などに可能な範囲で地域での被害調査や情報提供を自治会長さんなどからいただくものでございまして、このことにより地域と行政がより密に連絡を取ることが可能になるということでございます。これらのように、この方法以外にまたどういう地域と連絡が取れる方法があるのか、今後十分に勉強をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

13番（与 勝広君） 災害時に、この地域の実情を素早く報告できるということが大事なことで、そしてまた、その報告を受けることによって、つぶさにそこの被害状況が分かると、それでまた手立ても例えば雨水がいろんなみんな治まった後に行くと、ここまで水が上がりましたよと地域住民の人が言っても実際の現場を見ていないから痕跡があれば、もちろん分かりますけれども、じゃそれはどういう経緯

をたどってそうなったのかと、そういう部分に関しても原因も突き止めることができますし、そういう部分で今後の課題として恐らく今言われた部長の答弁どおりだと思いますけども、しかしながら、今後は限界集落、いろんな形で高齢者が増えていく中で、じゃ誰が対応するかと、地域の責任者も高齢者で動けないと、そういう状況等もあり得るわけですから、そういったのを想定しながら、今後しっかり防災という強い意識を持って対応していただきたいと、このように思っております。

それでは3番目の奄振事業についての質問に移ります。1番、2番まとめて質問をさせていただきます。奄振事業の延長に向けての取組及び町村内、群島内町村との連携についてお尋ねいたします。また、2年後に迫ったこの奄振事業の延長に向けての取組のスケジュール等についてお尋ねいたしたいと思っております。

総務部長（松元龍作君） 奄振事業の延長に向けての取組と連携についてでございます。現在、奄美群島広域事務組合が中心となりまして市町村ごとに数値目標の中間集計や実施事業の評価、更には分野ごとや島ごとでの課題の再認識などの作業を進めているところでございます。

県におきましては、奄振法延長の対策として平成24年度には奄美群島の現状や課題及び奄振事業の成果などを調査・分析し、今後の振興開発の方向や方策を明らかにするための「奄美群島振興開発総合調査」を実施するという予定になっております。

その調査に先立ちまして、今年度には現行奄振計画の進捗状況や進捗状況を把握するために市町村に対する意向調査を始めるとのことで、その後には各種団体や住民へのアンケート調査も予定しているということでございます。

このような県の取組に合わせまして、地元の奄美群島におきましても奄振法の延長に向け地元市町村が主体的に関わりを持っていくために、奄美群島広域事務組合が中心となり将来にあるべき奄美群島の姿を描いた奄美群島の将来ビジョンとして地元自らの手で計画策定作業に取りかかっている予定でございます。

このことは先月23日の奄美群島市町村長会の中で、仮称でございますが、「奄美群島成長戦略ビジョン」の概要や作業スケジュールが示され、その作業を担う広域事務組合の体制強化方針と併せて12市町村長の共通認識の確認が行われているところでございます。

取組のスケジュールといたしましては、来年度に成長戦略ビジョンの策定、それから25年度には基本計画・実施計画の策定作業を行い、県が行う奄振総合調査や国における奄振法の審議の中にもしっかりと地元の意見を反映されるように取り組んでまいりたいと考えております。

このようなことから2年後に迫る奄振法の延長に向けましては、国・県・地元市町村の連携を密にしながら法延長へ確実につながるように努めてまいりたいと考えております。

13番（与 勝広君） この奄振事業の延長、2年後にこれはまた来ますけども、議会の度に言っていますけども、この奄振、今年度2012年度のこの概算要求が184億900万円と、対前年比104パーセントということでございますが、そもそも奄振事業のこの事業費というのは、民主党が政権を取る前は287億7,500万円の事業費がありました。民主党がマニフェストで、今日持ってきていますけどね、乗り遅れるな奄美ということで、その奄振予算は民主党が必ず守りますと、本当に役立つ奄振を実現いたします。奄振予算を絶対に減らしませんと、こういうふうにマニフェストにうたってあります。

この中で民主党が一昨年、政権を取って奄振が対前年比の71パーセントまで落ち込みました。総額で205億2,500万円、金額にいたしますと83億円の奄振予算が削られました。私はこの間、打越衆議員議員にマニフェストでは、このように言っていたけども、なぜ予算を削減したんですか、と質問したところ、中身をより一層充実するためにそうしましたということがありました。答弁をいただきました。しかしながら、この絶対に減らしませんというのは、じゃこれはどういうことなんだと、今回も概算要求が184億円と、既にもう287億円から政権取ると200億円台になって、そして、だんだん184億円と184億円と、だんだん少しずつこうかさを下げていっているような気がしないでも

ありませんけども、今回のあの東日本大震災が発生して先ほど冒頭で述べたように、この奄振の予算だつて今、離振法の在り方も今検討している中で少しずつ補助金そういったものが削減されていく方向性が出ております。

2年後の奄振のこの確保という点については、大変厳しいものがあるのではないかなと私は思っておりますが、この奄振予算をですね、市長も陳情、議長も陳情行ったりしておりますけども、この中で市長の手ごたえとしては、まだこの今、陳情に行っている段階ですが、どんなものが、ちょっと、またどういう市長としては、どういう思いで取り組んでいこうとしているか、市長の見解をお聞かせください。

市長（朝山 毅君） 先般、国のほうに来年度の予算について行ってまいりました。向井議長も御一緒でございました。感触として結論的に申し上げますと、まあいい感触であったということであります。ただ、議員がおっしゃるように以前の予算に比べると約70億円、80億円減っていると対前年比は104パーセントということではありますが、同時に国交省一括計上分が170億円ちょっとでありますので、昨年は内閣府に33億円の交付金を移しておりますが、この交付金についても、しっかり奄振予算の範囲であるということ为国のほうで位置付けをしていただきたいと。したがって、今後については、従前同様、国交省一括計上予算としてできないかということもお願いしてまいりましたが、やはり法的、事務的なこともございまして早急にはできかねるかもしれませんが、奄振の予算枠というのを特別措置法であるという沖縄と同様の法体系にあるわけありますから、しっかりしていただきたいということは、強く申し上げております。

そういうことを含めて来年度の予算については、感触としては悪くはなかったであろうと思っておりますが、近々、政府原案が内示される予定になっておりますので、それを見計らった上でまた評価をさせていいただきたいと考えておるところであります。

13番（与 勝広君） 確かに来年度予算は、どうかこうにかめどがあるんじゃないかと思いますが、私が心配しているのは、2年後の延長、更にその先がどうなるかと、そういうことを考えるともう次は延長するけれども、その国が今こういう状況ですので申し訳ありませんと、そう言われた時に、じゃ関係12市町村は、どういう形でこれから対策を立てていかなきゃならないのか、こういうこともすごく考慮しなきゃいけない点だと思います。

そこで、このいつまでも継続される奄振延長ではございませんので、なくなることを前提にして私も何度か質問させていただきましたけれども、この奄振は、もういろんな面で恩恵も受けているんな形で環境整備もされました。しかし、これから我々奄美として大事なことは、広域行政をきちっとお互いの近隣町村と連携を取って、奄美市とか宇検村、瀬戸内町、もちろんその自治体で頑張ることも大事です。しかしながら、奄美というこのまずは、この本島内できちっと広域行政で連携を取ってお互い広域行政で何がなせるか、そういうことをしっかり奄美市が先頭に立ってやっていただきたい、このように思っております。

もう答弁は要りませんが、最後に吉田松陰の言葉の中に「地を離れて人なく、人離れて事なし、故に人事を論ぜんと欲せば、先ず地理を觀よ」と言葉があります。そこに住んでいる地域の人たちの暮らしや生活を肌で感じるができなかつたら、それは政治ではないと、しっかりそこに住む人たちの暮らしや生活を肌で感じていくのが本当の政治であると、「地を離れて人なく、人離れて事なし、故に人事を論ぜんと欲せば、先ず地理を觀よ」と、このような思いで私を始め、また行政当局、市長、また皆さん、このような思いでしっかりとこの奄美をどうするかということを真剣に考えていかなきゃならない時にもう来ているというふうに思います。これで私の質問を終結させていただきます。以上で終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時32分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、平政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

23番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。平政会の竹山耕平でございます。質問に入ります前に少々時間をいただきます。

私、竹山耕平が市議会議員として力強く2期目をスタートさせていただきましたことに、この場をお借りいたしまして改めて厚く御礼を申し上げます。今後とも更に自覚と責任力そして37歳という若さをしっかりと前面に出して故郷の更なる発展のため、また郡都奄美市としての機能を発揮するための力となるよう一生懸命努めさせていただきます。今後とも市民、当局、同僚議員の皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。併せまして9月、11月と奄美各地を襲った豪雨災害からの早期復旧、徳之島町で発生した竜巻によるお亡くなりになりました方々に心から御冥福をお祈りいたします。異常と云えないほどに通常的に発生する自然災害への防災・減災機能の強化を一層図りますよう強く要望いたします。

それでは質問に移ります。初めに市長の政治姿勢についてお伺いします。

マニフェストの達成度とありますが、まずこれは、先ほどの与議員から重複いたしますので、重複いたしますが、またちょっと観点が違う、趣旨が違うというところで質問いたしておりますので、お願いいたします。

本定例会は、市議会選改選後、初定例会であります。改めて奄美市の財政力、経済力、福祉に対し現状把握をどう捉えているのか。認識をされているのか。市長の任期も折り返し地点が経過をいたしました。残された任期の中で今後更に奄美は広域としてあらゆる政策が進められてきます。そのような中で本市奄美市は、奄美群島の中核都市としての機能をしっかりと果たしていく役割を担う必要性があります。けん引していくためにも奄美市として目指す方向性を示さなければなりません。

まちづくりを推進する中で朝山市長の掲げるマニフェストの達成度と見てきた課題など今後の方向性について市長の御見解をお願いいたします。先ほども申し上げましたが、このマニフェストの達成度というものは、重複いたしますのでそれ以外の答弁をお願いいたします。次の質問より発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） 本市の財政状況については、先ほど与議員にもお答えいたしました。市町村合併以降、行財政改革の推進により取り組んでまいりました結果、あわせてここ数年の地方交付税の伸びと経済対策によってかなり改善はしてまいりましたところでございます。しかしながら、御承知のとおり、昨年の奄美豪雨や今年の東日本大震災など、それからあわせて国勢調査による人口減少の結果、今後は普通交付税が減少するものだと認識をいたしております。したがって、平成23年度以降、来年度以降は、大変厳しい状況になると認識をいたしております。このような状況の中、市民の安全安心の生活を確保しつつ本市の将来の発展に向けた必要な投資を行い、引き続き行財政改革に取り組むという財政運営がかなり必要になってくるのではないかと、このように考えております。

産業振興部長（川口智範君） 本市では、国の経済対策や緊急雇用創出事業などの活用により、雇用や地域経済の下支えを実施しておりますが、近年の市民所得推計や市内総生産額が平成17年度から19年度にかけて、ほとんど伸びがないことなどから、地域経済は横ばいで推移しているものと認識をいたしております。

福祉部長（小倉政浩君） 本市の福祉の現状でございますが、「長寿・子宝の島」づくりの観点から奄美市総合計画の中で重点プロジェクトとして子どもや子育て家庭を支える環境整備の推進を図るため、多子世帯保育料等軽減事業又は乳幼児医療費補助事業や病後児保育事業などがあり、これらの事業実施についても継続してまいりたいと考えております。

また、高齢者福祉においては、高齢者が地域を支え元気なまちづくりという観点から、今年度より介護ボランティア制度を導入して支え合う地域づくりを進めているところでございます。

今後とも介護予防の充実と地域包括ケアの推進に努めてまいりたいと思います。

市長（朝山 毅君） 先ほどの与議員にもお答えさせていただきましたが、市長就任に当たって合併後の市政全般に渡っての方向性、課題を見据え、取り組まなければならないものとして九つの公約を挙げさせていただきました。

それぞれの項目については、スピード感を持って国・県事業の導入、また各エージェントや全国各地の奄美会へのトップセールスなどを積極的に取り組んでまいりました。その結果、先ほど答弁申し上げたとおりでございますが、雇用の創出、交流人口の拡大、子育て支援、行財政改革などにおいて一定の成果が得られつつあるものと認識をいたしております。

しかしながら、中には大きな予算を伴うもの、継続性が必要なものなど中・長期的な立場から取り組まなければならないものが、たくさんございます。また、総合計画に基づく基本構想、基本計画など施策を進める上での計画性並びに市民ニーズに沿った施策の推進も必要でございます。

これらを踏まえマニフェスト、総合計画の進行管理という観点から、現在、各部において部局の目標を設定して進捗状況、評価・検証を進めているところでございますので、その結果が達成度として示していかなければいけないと、今考えているところでございます。あわせて、「市長とのむんばなし」と題して地域の方々との意見交換会も積極的に進めております。今後もマニフェストの着実な達成を図りながら進むべき奄美市の将来像を見据え、市民の皆様と一緒に進んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほど賜りたいと存じます。

23番（竹山耕平君） 今、各部長からそれぞれ答弁をいただきましたが、しっかりとですね、その答弁されたことを官民の一体となって本当に市民目線で何が必要なのかということをしかりと言うだけではなくて申し上げるわけじゃなくて示すだけではなくて、それが市民が感じる、市民がしっかりとやっているなというふうに思う、そこが大事ですので、その理念とその推進、事業推進、しっかりとさせていただきたいと、そしてまた市長が申されましたように、この市民ニーズそしてまたこの課題が見えてきました。そしてまた市長の任期も約2年ということでありますので、しっかりとこの2年間に更なるスピード感を持って進めるものは進める。変えるものは変える。これは市長の最初の考え、構想の中でありましたので、しっかりと出していただきたい。そして、先ほどの申し上げますように市民が感じてもらえるような行財政、そしてまた行政の運営でありますので、どうかよろしくお願いいたしたいと思います。

次に移ります。次に、産業政策の振興についてです。奄美の特性ある自然環境や長寿・子宝の島としての地域の特性を活かした産業の振興を図ることが必要です。これまでの農林水産業や健康福祉産業の更なる振興はもちろんのこと、今後の新たな新しい産業づくり、仕事づくりの推進が必要不可欠でございます。雇用対策、働く場を確保することが課題であり、農林水産業の産業拠点施設やまだ6次産業化への取組、IT関連産業などの企業誘致など新規事業に積極的に推進を図りながら、しっかりとビジネスチャンス、奄美として奄美市だけではなく奄美市として売り込むための先ほど申し上げますように、この広域として考える。その辺りもしっかりと、この朝山市長がしっかりと舵を取っていただきたい。そういう思いでございます。

そのようなことから定住促進政策にもしっかりとつながるものにしなくてはなりません。人口の増加、交流人口の増加を図り地域の活力を生まなければなりません。この地域の活力が奄美市の活力となり奄美市の活力が奄美の活力となる。しっかりとそのことを念頭に置いて進めていただきたいと思います。

それでは、これまで申し上げましたが、この各分野においての来年度予算編成に対して要求への取組ということであります。先ほどこれも、先ほどの与議員とも重複はいたしますが、これやはりまたちょっと角度が違いますので産業政策というところからの答弁をお願いいたします。

産業振興部長（川口智範君） 産業振興においての雇用対策は最重要課題と位置付けております。その上で世界遺産登録あるいは国立公園化を視野に入れた観光産業や離島のハンディを克服できる情報通信産業、更には亜熱帯性気候を活かした農業など成長が期待できる分野を中心にまず取り組んでいかなければならないものだと考えております。

あわせて、これら異なった分野の連携による今議員がおっしゃった6次産業、新規産業の創出・誘致が本市の持続的な発展に重要であると考えております。

こうした取組が十分に機能するまでは時間もかかります。対症療法的な療法として緊急避難的に国の経済対策事業を活用した取組などを通して雇用や産業の活性化を図っていくところでございます。そのような中、先日発表されました10月の名瀬公共職業安定所管内の有効求人倍率が0.54倍でございました。これを含めた年度換算では0.47倍程度になるものと推計いたしております。この数値は、平成21年度最も悪かった時期が0.28倍でしたので、これに比べて0.19ポイント改善されております。雇用情勢は改善の兆しが見られつつあるのではないかと考えておりますが、今なお厳しい状況が続いているものだと認識いたしております。

また、平成24年度国の重点分野雇用創造事業の継続が盛り込まれたことで、更なる事業の実施が可能となることを見込まれております。さらに、本年度、奄美群島振興開発事業で本土からの情報通信産業の誘致及び島内の起業化支援としてインキュベーション施設整備や情報通信産業の人材育成事業を実施しております。また、先日12月1日には平成25年度まで地域再生計画「ふるさと回帰」雇用創出プランが認定されましたので、観光産業や情報通信産業の人材育成を図り、雇用環境の改善を推進してまいりたいと考えております。

なお、本市におきましても地域経済の活性化や雇用と地域力の創出に対する特別枠の予算が来年度も予定されておりますので、これらの事業を推進し今後も雇用対策を中心に据えた産業政策に取り組んでまいりたいと考えております。

23番（竹山耕平君） 求人倍率が、この0.54という形でこれ結構上がってはいるんですが、その上がった結果、そのことが何をもって上がったのかというのが検証の結果が、今の部長が申し上げた中にもあるとは思いますが、その辺りもですね、何が要因で上がったのか、また何がこの必要なのか、やっぱり地域の特性にあったこの自然環境を活かした産業づくり、そして新たな産業づくりをどうすればいいのか、農林水産業、その予算編成が予算がどうなっているものなのか、それは各、ほかのこれまでも何度も申し上げてきていますが、各離島を、やはり島の振興を行うためには、ほかの島の振興をやっぱり勉強しようと、施策をどう取り組んでいるのか、そういう中でのこれまでのさんざん多く申し上げてきたつもりではございますが、その辺りもですね、しっかりと予算という形で予算編成に結び付けて、しっかりと働けるようにしていただきたいなと、いうふうに思います。やっぱり働くためには予算がないと働けませんので、その辺りをしっかりと市長、副市長、そしてまた、がですね、上がってきたものをしっかりと判断していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

ちょっと時間がありませんので次に移ります。次に、早期の世界自然遺産に向けた市民の意識高揚、教育行政を図ることが重要であるとしてア、イと2点ありますが、一緒に質問をいたします。

この世界自然遺産登録を目指す中、これまでも問題視されているごみやモラル、マナーの問題点の市民の意識高揚や環境対策への取組、そしてまた、子どもたちへみんなが普段から暮らしている、この接している、この奄美というところは、すばらしい自然があるんだよと、特別なんだよと、そしてその自然がですね、これからも一生しっかりと残していこうねと、5年後10年後には、ごみ一つ落ちていない島を目指そうねと、だから今から取り組むと、ということもですね、やはり教育行政を図る上で最も重

要なことだと思えます。

この意識高揚、子どもたちへのこの世界自然遺産登録へ向けた、この理解度、認識度というのは、調査はどうなっているのでしょうか。そしてまた、関連産業、特に観光産業の振興を期待するところではありますが、その他関連産業の方々のその調査、理解度、そしてまた認識度、そういったものがやっぱりこれまでもその世界自然遺産登録を目指すという中においては、この行政とこの市民の方々でのですね、この何ですかね、差があまりにもあるんですよ。やはり取り組んでいる方はすごい。一生懸命取り組んでいる。ですけど本当数パーセントしかない、私はそう思っています。ですので、これに対しての質問を行います。よろしくお願いします。

市民部長（田丸友三郎君） 世界自然遺産登録に向け奄美市として取り組むべき課題がいくつかあります。議員御質問の市民の意識の高揚・機運の醸成はその中の一つでもあります。現在、環境省や県においては、群島内の市町村単位で勉強会を開催し住民意識の醸成に努めています。

当市におきましては、アマミノクロウサギなどの貴重な動物の保護対策の一つとして「奄美市飼い猫の適切な飼養及び管理に関する条例」の制定や今議会に提案しております、「奄美市ポイ捨て等防止条例」などにより市民への環境意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、平成19年8月から大島支庁が中心になり「奄美群島の世界自然遺産登録早期実現を目指して」をスローガンに実施いたしております国道・県道沿いの清掃活動「クリーンアップ大作戦」や第三日曜日に実施しており市民総ぐるみの市民清掃など、これまで実施をしているところでございます。

さらに、市役所駐車場横に看板を設置しまして、国立公園指定・世界自然遺産登録について常時広報を行っており、今後も広報紙などででき得る手法を用いて意識醸成に努めてまいりたいと考えております。

また、子どもたちへの意識高揚・機運の醸成を図るために昨年度より高等学校において世界自然遺産登録の勉強会を行っており、このことを幅広く進めて参りたいと考えております。今年度においては、市内の中学校においても勉強会を開催する予定で進めております。環境学習などを推進するために毎年6月頃には、市内の小中学校から住みよい環境を守る標語・ポスターを募集し、表彰を行っております。その作品などにつきましては、各総合支所において展示をし、更には優秀作品を広報紙などに掲載をし環境に興味を持ってもらうように啓発を行っております。

議員御提案のアンケート調査につきましては、今後、市民の意識高揚・機運醸成を図る上で何が足りないか、住民の考えを知る上で有効な方法であると思っておりますので、関係機関と連携をし、アンケート調査の実施について検討してまいりたいと考えております。

産業振興部長（川口智範君） 世界自然遺産登録に関しましては、市民それぞれさまざまな考え方もあるかと存じますが、経済面からは実現した屋久島などの例で言いますと、自然遺産登録後、入込客数が倍近く増加しております。地域の経済産業に大きく貢献しているものだと認識いたしております。

そのようなことから、やはり世界自然遺産登録にかける期待は観光関係者を中心に高まっております。観光行政サイドとしては、観光関連業者と連携して、その実現のため取組を推進してまいりたいと考えております。

具体的なことを申し上げますが、先だって観光協会のほうでは定例会の中で勉強会なども開かれていますので、そういった取組を私どもとしては十分に支えていきたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、さまざまな考え方もありますので、実際に登録地として認定された地域においては、環境保全するためのマナーづくりなど入込客の受入に関することが大きな問題になるものだと考えております。

今後とも奄美・琉球地域の世界自然遺産登録に向けて、まずは国立公園化実現を図る中で住民意識の高揚など、いろいろな課題に取り組んでまいりたいと考えております。

23番（竹山耕平君） 自分の質問ではですね、その理解度と認識度はどうですかということなんですが、

やはり今の中では数値的なもの、どれだけのものというのが全く見えてきません。部長もおっしゃいました、これから一つ的手段であると。そういった中で機運を高めていきたいというふうにありました。そしてまた産業面から見ると、やはり大きく期待をしているというのがうかがえます。しかしですね、そのようなことからこれまでその調査等をやっていない、実施していないというのも、すごい理解に苦しむところではあります。

いわゆる大島高校の生徒たち、そして市内の中学校、そういう講演会を行うということではあるんですけど、その取組にしてもですね、やはり遅いなと言うふうにはありません。この5年後、10年後先を見据えるのは、この子どもたちであり、その5年、10年、20年先をつくっていくのも今の子どもたちでありますので、しかし、その子どもたちから教育をどうしていくのか、どう図っていくのか、関連付けていくのかというものを進めるのもやはりこの必要があるのではないのかなというふうに思います。

高校生と中学生、また小学生でも小学校2年生、3年生と小学校の5・6年生では、やはり理解度も認識度も違います。ですので、しかもいろんな広い意味で広い範囲の中で取り組んでいただきたいとします。やはり市民とこの行政との差があまりにも開き過ぎているなというふうに思いますし、まだメリット、デメリットでさえですね、まだ示されていない。一体どうなるんだろうと、目指すのはわかりますか、はい、いいえで、はい。わかります。それが多。ですけど、その認識度、じゃ世界自然遺産になったらどうなるのと、そこの認識度のほうがですね、その中身が全く見えてこない。というところでは是非ですね、早急の実施を進めていただきたい、というふうに思います。

それでは次に、キャリア採用枠についてですが、これも先ほどと重複をいたします。一つだけ質問をいたします。この105名が試験を受けてお二人の方、その金融、そしてまた情報、その方々が合格されたとありますが、私は、せっかくこのキャリア枠を採用するのですから一つの組織の一人の例えば、組織の中の一人ではなくて、しっかりとその新しい、例えば課を設置したり、そのトップに立ってしっかりと先ほど申しましたが、申し上げていましたが、その民間の経営力をしっかりとひっぱりさせていきたいというふうにも話してました。

ですから、それを来年度からもう即戦力として、じゃどのようにこのキャリア枠を活用していくのか、この活用方法があるのかということなんです、その先ほどの話の中でちょっとそういった部分は見えてこなかったと思います。ですので、来年度からじゃどうするんだと、キャリア枠といっても途中解雇は終身雇用だと思っています。ですので、その辺りを聞かせていただきたいとします。

総務部長（松元龍作君） キャリア枠のことにしましては、先ほどと議員にいろいろ御答弁させていただきましたが、今後のことにつきましては、毎年、そのキャリア枠が採用になるかといいますと、そうでもないのではないかと考えております。その時々その市政に必要なキャリアを持っていらっしゃる方、そういう方を終身雇用になるのか、短期雇用になるのか、またその辺も定かではございませんが、本市では短期雇用の条例もございませんので、もし仮に短期雇用になれば、その条例・要綱をつくることとなりますけれども、例えば、観光のコーディネーターをある期間必要だと、そういう時には、そのキャリアの枠を使って採用していくということでございますので、終身プラス短期雇用と両方合わせて今後活用させていただきたいと、このように思っております。

総務部長（松元龍作君） 来年度からの即戦力と言いますのは、先ほど、ちょっとどの部署に配置をするのかという、まだ決まっておりませんが、固定をして1か所に配置をするのか、それとも広域的に全部すべて、例えば指定管理者ですと、それぞれ各課がいろいろ分かれておりますので、そういうものを広域的に担当させるとか、やり方はいろいろあるかと思っておりますので、とにかく即戦力をすぐ来年度からその力を発揮いただきたいと、このように私どもは思っているところでございます。

23番（竹山耕平君） 分かりました。ただいま、来年度予算編成ヒアリングなども始まっていると思

ます。そういった中で、そのキャリア枠も即戦力としての活用も変わってくると思います。何をもってその105名の140何名から105名、そしてお二人、その金融、情報この方々がなぜ選ばれたのか、これキャリア枠として、なぜ合格されたのかというのは、やはり何かを奄美市の将来像を描いた中で奄美に必要な方々というふうなことで多い中からお二人を選ばれた、というふうに理解をしています。だからこそ即戦力として是非活躍をしていただきたい。というふうに期待いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、まちづくりについて質問をいたします。末広・港土地区画整理事業について質問をいたします。現在、区画内各所で解体工事が進んでおりますが、この本事業、事業の目的であるその中心商店街の再生に向けたこの建設状況、建築状況、またこの今後の計画はどのようになっているのか、お示してください。

建設部長（田中晃晶君） 現在の建築状況につきまして申し上げます。区域内の建築状況については、事業に伴う建物移転棟数が全体で115棟ございます。A i A iひろば周辺や8番街区、これが旧東京堂さん辺りですが、これを中心に38棟の建物が移転を完了しております。進捗につきましては、33パーセントとなっております。

建物解体後の建築に関しましては、そのうち3棟が完成をし、ただいま3棟が残る3棟が新築中であります。なお、建物移転交渉は、規約の中で所有者や地権者の聞き取りの結果を申し上げますと、今年度までに新築に着手する建物件数は4棟だとお聞きしております。これで今年度末に合計10棟の建物が完成をし、また着手をするというふうに把握をしております。

また、そのうち建物以外では駐車場として1件が営業を行っております。それ申しますと、仮換地の活用件数といたしましては、合計11件になります。なお、現時点での更地につきましては、ただいま建築工事の準備を進めているものだというふうに考えております。

23番（竹山耕平君） 分かりました。是非ですね、この前も何かの説明会でいろいろあったと思うんですけど、この商店街を含めこの市民の皆様からは、この今ありましたように、この解体工事ばかりが進んで空き地ばかりが増えていく。新しい建物はなかなか建ってこない。木造家屋は建っている建築中というのは分かるんですけど、なかなかやはり将来どうなるんだというのが分からないと、全く見えてこないというのが市民の声でございます。そしてまた、この市民のこの不安、そして疑問がですね、この事業自体に対しても同じこの不安、そしてまた疑問を持ってきています。そして更に、その声も大きくはなってきました。実際、そのことからちょっと今質問したんですが、これまでもですね、この事業計画や変更に対し関係者への説明責任は果たしているということではございますが、この手法の問題やその情報提示自体に、この不満や疑問を持っている方々も多数いらっしゃると思います。それはまだこの行政の方々もですね、この当局の方々もそこら辺の話は、もう耳にしているとは聞いているところではあるとは思いますが、この個人財産、個人情報ということで、なかなか提示も難しいということも理解はしております。

しかしですね、この1年後の商店街、じゃ自分たち移動します。動かなくてはいけない。ですけど、じゃ何がどうなる、じゃ自分たちの先がどうなるというのはですね、それさえも全く示されない。だからこそ、じゃ自分たちの人生はどうなってしまうのと、夢があるのに夢を持ってなくなってしまう。そういう状況になっていることも声が聞こえてきているというふうに思います。だからこそしっかりしてほしいなというふうに思いますので、この事業主の説明責任は、果たしているというこれまでの答弁の事業説明会も行っているということではあります。やっぱりこの商店街の再生という意味もこの事業の目的の一つでありますので、じゃその事業の目的に沿った真摯な対応、丁寧な対応、そしてスピード感のある対応をしていただきたいなというふうに思います。その現在の市民ですね、この商店街の声をどう捉えておりますか。見解をお願いいたします。

建設部長（田中晃晶君） 市民、商店街の現在の声についてでございますが、住民説明会やそれから移転、それから換地交渉などで住民の意見を声を直接聞きながら事業を進めているというふうに私どもは認識をしているところでございます。

住民の・の声としては、今後の生活に対する不安やそれから希望、そして新しい場所での期待感などさまざまございます。このような中で多くの方から聞こえてくるのは、一日でも早く事業を進めてほしいということもございます。

市といたしましても、これらの声に応えるためにも早急に事業の推進を進めて計画を示したとおり事業が終了するように誠心誠意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、議員御指摘の事業に対する情報の発信の方法等につきましては、もっと御指摘のように分かりやすく方法等がないのか、また改めて地域の方々や関係者の御意見などを伺いながらより多くの皆様も理解が得られるように説明の内容等についても一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。

23番（竹山耕平君） 今日の質問書には見識というふうに、見識はというふうに書いてあるんですけど、やはりこの事業はですね、進んでいく中でいろいろなことが変わってきます。思いも変わってきます。事業の計画も変わってきます。変化もあります。そういったところで、そのところどころで、しっかりこの判断をしっかりしていかなければいけない行政、事業主である行政は。そういう思いで、この見識はというふうに書かさせていただいたんですが、関係者の皆さんもですね、この市民の皆さんもですね、含めてやはり自分の順番、自身の順番、そのテナントにしても地権者にしても建物の所有者にしても、そしてまた、この移転補償費のこの算定が入るだとか、今後の将来設計、財産を含めてですね、やはり自分の順番にならないと実際分からないと、あ、こうだったのかということも、いや最初に説明したじゃないですかじゃなくて、いわゆるそういった方々の思いもあると思いますので、やっぱりこの事業が遅れていると、1年遅れます。もう前回も言いましたけれど、1年遅れたらどうするんですかと、自分たちのじゃ将来設計どうなるんですかと、商店街にとって1年遅れたらもう大変な危機ですよと、自分たちにとっては。もう3年後だったら私たち建てられますかというような声も聞こえてきますので、しっかりと、できるだけ、これまでも散々申し上げてきてますので是非その対応をお願いしたいというふうに思います。

そしてまた、この市長の政治理念である対話を持って和を持ってことを進める。それが大事です。だからこそ、この本事業に推進する中でこの事業や関係者の方々に対して判断をしっかりしていただきたい、というふうに思います。そのようなことからですね、これまでも申し上げ、また前回の質問もいたしました。このテナントへの移転補償について、じゃ前は、活性化協議会で図りたいというふうな最後の答弁でした。そのあとの進展はあったのかどうか、お伺いします。

建設部長（田中晃晶君） ただいま議員御指摘の9月議会でもお答え申し上げましたが、基本的なことを先に申し上げます。テナントに対する移転補償の考え方としましては、1回のみが移転の基本であります。ただ、現在テナントとして入っております建物所有者等が建物を造らずに区画整理区域内のまた別の建物に入った場合のテナントに対する補償費につきましては、今、議員おっしゃるように活性化協議会の中で検討してまいりたいと思っております。この中では、我々もこの事業の中で少なくとも、少なからずと申しますか、現状維持を図るというのも事業の一つの目的でもありますので、来年の1月ころに開催予定されております活性化協議会の中で、このような御意見も申し上げて御意見を伺いたいというふうに考えております。

23番（竹山耕平君） 来年の1月の、来月の協議会を開催して、その中で図っていくということだったんですが、その商店街、先ほどもつながってくるんですけど、その商店街の方々、関係者の方々、市民の方々、皆様ですね、自分の将来を考えているんです。商店街の将来を考えているんです。だからこそ、その心配な時にどうなるんだろうと思っている時に大変だから聞いてくるんですよ、声が寄せられる

んです。ですけど、この前の質問から言うと3か月過ぎた、その3か月の中では、やはり活性化協議会を開催しないと、ということであるんですけど、その早期な対応をですね、求められているんですよ。その方々にとってはとても、今、答えをもらいたいというぐらいの気持ちなんです。ですので、そこから辺りもやはり対応の一つじゃないのかなというふうに思いますので、是非しっかりと取り組んでいただきたい。それしか言えません。よろしく願いいたします。また次の展開に対してですね、いろいろとお話しを聞かせていただければというふうに思います。

これまでも申し上げましたが、この本事業に求められていることは、この市民及び商店街のやはり将来ビジョン提示と官民と一体となった取組、また関係者をはじめ、近い将来への計画の提示、そして事業のスピード、スピード感であります。これまでも日頃から何度も申し上げておりますが、庁舎内で事業を調整している総務部が、この指揮を取って本事業の一層の推進を図ることの必要性を考えます。また、副市長が、チームリーダーとなってもいいです。そのように組織機構の在り方もあると私は考えますが、見解をお示しください。

総務部長（松元龍作君） 中心市街地の活性化に向けては、基盤整備を行うハード事業とその環境を活かしていくソフト事業の連携、更には行政だけではなく民間との連携や共同作業は必要不可欠なことでございます。そのために議員御指摘のとおり、平成22年度からハード部門の建設部とソフト部門の産業振興部との連携及び調整を図る目的で総務部企画調整課に「まちづくり推進調整官」の人員を配置をいたしております。

併せて建設部、産業振興部、総務部の三つの部からなる「中心市街地活性化連絡会議」を設置をいたしまして、事業の進捗状況の確認、ハード、ソフトの連携や調整などを行い、お互いに共通認識を持って進めているところでございます。

庁外への取組といたしましては、昨年度には「中心市街地活性化基本計画」策定に向け、商工会議所をはじめとした民間団体の代表30数名からなる活性化協議会を設置し、その中でハード・ソフトにわたる議論が行われ、本年3月には、協議会としての意見書の提出を受けております。

また、末広・港土地区画整理事業におきましても、事業の節目や年度の進捗に応じて説明会や勉強会などを実施してきておりますが、今後も更に積極的に市長自らも出席をして意見交換を行う場も更に設けてまいりたいと考えております。

ただ、区画整理事業を進める中で、個々の財産に関する課題などがあり、広く市民に事業進捗の詳細までを周知することが厳しい場面もございますので、これについては御理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましてもハード・ソフトの連携は必要不可欠なことでございますので、庁内におきましても、更に全庁的に改めて共通認識を持っていただくために幹部会等での勉強会なども実施していくことといたしております。

また、市民などへの庁外に向けましての発信力、これを強めていくために、どのように事業が進んでいくか、商店街等での取組に行政がどう関わっているかなどのハード・ソフト両面において市民に分かり易く、また広く情報発信をしていけるように総務部としての調整役を役割を發揮して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

23番（竹山耕平君） やはりですね、おっしゃっていることはもっともでございますが、その連携してこの事業をソフトのためにハード事業なのか、ハードをやってソフト事業なのかというところがあると思うんですけど、やはりそれが同じように連携する、その連絡会議がある。しかしですね、その調整が取れていないというふうに見えるからですね、話をしているところであるんですよ。そういった意味でやはりこの総務部がですね、しっかり指揮を取っていただきたいなど、そしてまた、そのソフトとハードの担当の発信というのもあるのかなと、いうふうなちょっと私の思いがありましたので、ちょっと質問をさせていただきましたが、いずれにせよ調整をしているのが管内であって、庁舎内であって、それ

が市民には全く見えてこない。

その連絡会議をはじめ、その民間の方々とのその説明会や出前講座だとかいろいろある中で、その調整官の方がですね、しっかり総務部の方が調整官の方が出席をして、その市民の声を吸い上げているのかどうかというの、このまちをずっと歩いているのかと、どういう状況なのかというのですね、やはりそういうのもしなくちゃいけないのじゃないのかなと、いうふうに思います。是非この市長もこれから更にその説明責任を果たすということでございますので、その部分をですね、しっかり考えていただきたいというふうに思います。時間が少なくなってきましたので申し訳ございませんが、次に移ります。

次に、中心市街地活性化についてですが、このまちなか景観についてです。これまでも散々その必要性を訴えてきました。しかし、取組が、今も話したように取組が依然図られていないように見えます。そして、ソフトとハードのこの連携にですね、連携がされていないというふうに見えます。そういう中においてもこの庁舎内の関係部署において、しっかりと連携調整が図られているのか、そして、理解と共通認識、共有が図られているのかを質問をいたします。そしてまた、この解体工事、建設工事が進められ、場所によっては事業後の道路が想像できる、イメージがつかれる。そのような箇所も見られてきました。そのようなところから道路や歩道をはじめ建物の景観協定など懸案事項もたくさんあります。ほかにも無電柱化や信号機、そしてまたユニバーサルデザインを含め各通りへの活性化策を進めていくためのこの景観というのも大変重要になってくると思います。この早急にですね、当初からこういうありきですね、事業展開ではなくこの市民と一緒にやってつくるまちづくり、そういったものを目指していただきたいと思いますが、この工程計画について簡潔にお願いいたします。

建設部長（田中晃晶君） 議員御質問の件につきましては、さる10月の21日に商店街それから権利者関係に対しまして末広・港の道路景観についての意見交換会を行い、参加者の意見を伺ったところであります。

また、今、議員御指摘のような内容につきましても庁内で勉強会を開催しているところでございます。今後のことですが、同じことですが何でも商店街の代表の方とか、それから中心市街地活性化の協議会の代表など民間含めました方々と早急に建物や道路のこと、色や植栽のこと諸々ございますが、景観に配慮したまちづくりができるように努めてまいりたいと考えております。

23番（竹山耕平君） 建物も先ほど申し上げましたように、11棟の予定があるというふうなことなので、もし家が例えば、真っ黄色だとか真っ赤だとか真っ黒だとか、そういう建物を建てる外壁をやった場合、これ景観協定、結べないですよ。やはりそういった中から進めなくてはいけないこの協議事項だったんです。ですので、その辺を含めてやはり早急に、その実施の在り方を検討していただきたいというふうに思います。そしてまた、魅力のあるまちづくりを進めて商店街づくりを進めていただきたいというふうに思います。それでは次の質問に移ります。

次にですね、この現在、知識が追いつかないほどに発達をする、このネット社会に対応するために、またこの観光振興を図るためにも公共施設や中心市街地そして商店街、観光地などによるフリースポットの導入を考えますが、御見解をお願いいたします。

産業振興部長（川口智範君） モバイル機器、特に普及の進むスマートフォンを利用して手軽に情報を収集し、その場から発信できる公衆無線LANスポットの設置は全国的に進んでおります。市内でもフリースポットとしてホテルなど民間施設に一部設置されております。また、公衆無線LANスポットは、個人ユーザーにより市街地では数多く存在しているようでございます。

本市の公共施設においても現在、知の交流拠点整備事業で海洋展示館周辺に設置するとともに、整備中のA i A iひろばにも設置する計画を進めております。なお、本市では今年3月に策定した奄美市地域情報計画における施策の一つとして「ICTを活用した観光振興促進」を掲げ、交流人口の拡大や地

域経済の活性化を目指しておりますが、その計画の中で市民の利便性向上や観光客の誘客を目的に、奄美市民・観光客が奄美大島にいながら島内情報発信を行い観光振興に資する公衆無線LANスポットの設置を「奄美市モバイルスポット事業」として掲げておりますので、今後、設置場所の選定など実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

23番（竹山耕平君） 分かりました。全国各地でまた民間の企業そしてまたビル、そういったもののフリースポット化が、導入があり、また公共施設、官公庁そういった観光誘致を目的にしたそのフリースポット化を目指している自治体も多数あります。ですから是非ですね、せっかく今、観光を目指しているこの奄美ですから、この奄振事業にも是非、この乗っけられないのかなというふうに思いまして、この質問をいたしました。今後、是非導入に向け取り組んでいただきたいというふうに思います。次の質問に移ります。

次に、2核1モール構想、生涯学習センター（仮称）の計画についてですが、AiAiひろばの概要が、通って見ると姿が分かります。2月中には建設が工期が終わり、そしてそこから引っ越しとあと備品などの導入が考えられると思うんですが、2核1モールの1核のAiAiひろば、そしてこの2核1モールのもう一つの1核である生涯学習センターの構想についてですね、計画をお示してください。

産業振興部長（川口智範君） 議員おっしゃるように一つの核としての生涯学習センターにつきましては、現在、計画上で中心市街地活性化基本計画の中にも位置付けられております。ただ、現在の状況としては、その計画に基づいて今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

23番（竹山耕平君） 分かりました。是非ですね、この2核1モール構想というのがあって、その中で賑わいあるまちづくりというふうのを目指しておりますので、是非この市民と一緒に、この市民協働そしてまた市民提案型のこの公共事業を取り入れるためにも早期に年度の提示、そしてまた工程の提示、そして市民への呼び掛け、そして市民と一緒に一つをつくる。1年でつくるよりも2・3年しっかりじっくりちゃんと考えて計画を立ててつくったほうが、更に魅力あるまちづくりが進められると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。次に移ります。

次に、株式会社まちづくり奄美とまち色の今後の方向性についてということではございますが、今後の中心市街地活性化に向けては、まちづくり会社である株式会社まちづくり奄美とそして活性化協議会、また各種各団体の取組が重要になってきています。そして、その中でも是非、私がちょっと危惧するのは、そのまちづくり奄美とNPO法人まち色の関係がどうなっていくのか。この事業実施をどう進めていくのか。その定款だとか、やっていくこと、これからやってきたこと、これからやろうとしていくことが、あまりにも似通っているというところがあります。ですから、どちらか一方に偏るのではないのかなと、その任せるのではないのかなというふうな危惧をしております。どのようなお考えなのか、どのような計画なのかをお示してください。

産業振興部長（川口智範君） 株式会社まちづくり奄美は、中心市街地の活性化に資する事業実施を目的に4月に奄美市と奄美大島商工会議所が株主となり設立されました。これまでまちづくり奄美は、市の委託事業である通行量調査や緊急雇用の重点分野であるカンモレ市場・金曜市、奄美軽トラ市などのイベントの開催などを現在行っております。

まちづくり会社は、当面これらの受託事業などに加えて中心市街地の活性化に資する事業を行ってまいりたいと考えております。なお、将来的には、公営・公益施設の管理運営や国の補助事業などを導入して空き地やビルの管理、活性化イベントや調査などを事業を行っていければと考えております。

NPO法人まち色は、これまで市末広駐車場、ふれ愛パークの指定管理料受託をするとともに中心市街地の空き店舗の活用事業としてカンモレ交流プラザなどの運営を行っております。

本市では、これらの事業が中心市街地活性化に資することから、いろいろ支援を行っております。今

後は、施設の指定管理を除きますと、設立目的に沿った自主的な活動による運営になるうかと思っております。

具体的な取組としては、フリーペーパーの作成やブログによる情報発信といった商店街の情報発信の事業、カンモレ交流プラザ（まちカフェ）の運営などだと考えております。

そのほかに、中心市街地活性化を目的に活動しておりますNPOとして、子育て支援施設「ひよこ広場」を運営するワーカーズコープなどがございます。

これらの団体が中心市街地活性化に向けて共存共栄し、それぞれの団体の特徴を活かしながら活動していただくことにより、より賑やかな中心商店街となるように協力をしてまいりたいと考えております。

23番（竹山耕平君） 分かりました。これからはですね、やはりカンモレ市場や軽トラ市、この前の今現在開催されている軽トラ市は、まちづくり奄美が主催となっておりますが、いろいろとですね、このもの見るとですね、これからの流れ、まだ始まってないので何とも言えないんですけど、少し心配、危惧するところがありましたので、今、今のうちにしっかりと提示をさせていただければと思います。からの質問でございましたので、今後ともしっかりと見守っていきたいというふうに思います。

次に、教育行政でございます。この教育行政でございますが、残り約6分ということで、簡潔にお願いしますが、新学習指導要領について、このゆとり教育とは何だったのか。また、郷土教育への対応についてはどうなのか、というふうな質問でございます。何を持って脱ゆとりなのか。このゆとり教育というのは、先日、ヒアリングの際、多く語らせていただきました。時間がございませんので端的に質問いたします。

奄美市にとって、このゆとり教育の導入前と導入後、そして新しい指導要領によって、その脱ゆとりと言われているこの現状、どういうふうに捉えていますか。私的には、その総合的な学習の時間の新設、そしてまた、週5日の絶対評価、授業数の減、そういったものがゆとり教育の元々だとは思いますが、それだけではございません。このゆとり教育があったおかげでこの生きる力を学べたと思っています。そしてまた、地域の方々や社会全体が、この教育授業に関心を持ったと思っています。そしてまた、この郷土教育はじめですね、教育内容の充実を図るために各学校が地域性を活かした、その地域に根差したこの教育もできたのではないかなと、いうふうに思います。しかし、学校での取組を見ますと、学校ごとの取組を見ますと、差があるなど、教育内容に指導内容に差があるなどというふうに思います。小規模校、大規模校また各学校あるとは思いますが、その郷土教育への取組についてお伺いします。

教育長（坂元洋三君） ゆとり教育と郷土教育への対応についての質問にお答えします。いわゆる「ゆとり教育」の成果としましては、総合的な学習の時間において英語活動や情報教育、地域や学校の実態に応じた郷土学習などが充実してきたことが成果として挙げられる。本市における小中学生の学力については、全国学力学習状況調査、基礎基本定着度調査、標準学力検査等の最近5年間の結果では、必ずしも学力が低下したとは言えません。

郷土学習については、今年度から市の新規事業としまして、あまみっ子ふるさと学習を導入し郷土学習の更なる充実に向けて支援を進めているところでございます。

このあまみっ子ふるさと学習の大きなねらいは、奄美の自然、文化、歴史などを学ぶことにあります。平成23年度から小学校、平成24年度から中学校が本格実施となります。管理職研修会や教務主任等研修会で教育過程の位置付けを指導したところでございます。今後も各学校の実態に応じて本学習が充実するよう指導してまいりたいと、こう思っているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

23番（竹山耕平君） 分かりました。今の教育長のお言葉を聞いていますと、学力の低下はなかったと、そのゆとり教育の世間で言われているような、そしてまた成果があったというふうに私は理解しましたので、しっかりとですね、今後とも取り組んで、いいものはいいと、しっかりとこの新しい新学習指導要領に移行しますが、いいものはいいと、そういった奄美の子どもたちの将来を見据えた教育、人づく

りをしっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

最後の質問が、すいません。あと残り1分で終わりなので、お答えは、答弁はできないと思いますが、この新学習指導要領によって、この家庭内における教育、そしてその家庭内、地域それぞれの役割と責任を自覚するという文言が入ったというのが、新しい新学習指導要領のこのポイントです。そのしっかりとした地域、学校そして家庭、この家庭というそれぞれの役割を責任ですね、しっかりと今後とも何が今、奄美はどういう現状なのか。じゃ取り入れるのは何をどういうふうにするんだと、どういうふうに変えるんだというふうなものを今後ともしっかり取り組んでいただきたいと思います。すみません。これで私の一般質問を終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で平政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時44分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

市民クラブ 栄 勝正君の発言を許可いたします。

17番（栄 勝正君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。市民クラブの栄 勝正です。質問に入る前に少し所見を述べたいと思います。

私は、過去PTA活動、地域活動、スポーツ活動などの経験を生かし市民の声、障害や社会的に弱い立場の声を市政に反映させたい、その一途な思いから平成8年市議会議員に立候補して以来、名瀬市議3期を含め5期連続当選させていただきました。心から多くの市民の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

その選挙において私たち現職議員に厳しい審判を受けました。今、置かれている本市の状況を謙虚に受け止め、初当選の初心を忘れるべからず、常に市民の立場に立ち、是は是、非は非、信念の下、全身全霊で身を粉にして頑張る所存でございます。市民の皆様の御指導・御鞭撻と叱咤激励をよろしくお願い申し上げます。

さて、内外に目を移しますとタイの洪水、東日本大震災、トルコの地震、日本やアメリカへの台風の襲来など自然災害の脅威にさらされ、いつ発生するか分からない災害に全世界の人々が不安になっているのが現状ではないでしょうか。我が国も震災後の復興に全力で取り組み、特に原子力発電所の安全性には全国民が真剣に取り組まなければならない大きな課題だと私は思います。社会保障、安全保障、財政改革、円高、TPP問題などが山積している我が国、総理大臣を先頭に問題解決のため全力で御尽力を強く望むものであります。

さて、本市、国同様少子高齢化、人口減少、疲弊している経済状況、生活保護世帯の増加、空き店舗、空き地の増加、公営住宅を申し込みをしている人の多さ、また昨年10月の集中豪雨や相次ぐ台風や豪雨で被害を受けられた方々がたくさんいます。財政事情も厳しいとは思いますが、市民が安心して安全で暮らせるよう復旧に全力で取り組まれるよう強くお願いするものであります。

さて朝山市長、就任以来2年が経過し折り返し地点に立ちました。合併後、5年が過ぎ均衡ある発展を目指して日夜御尽力なされていることには敬意を表したいと思います。

2年前の立候補時に宣言した九つの宣言、どのように推移し達成しているのでしょうか。お聞かせください。

また、昨年6月議会で制定されました議会基本条例第8条の2項に本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問及び質問を受けた時、その論点を整理するため当該議員に対して反問することができると記されています。緊張ある議会にするためにも反問権の行使をお願いするものであります。

次の質問からは発言席にて質問いたします。

議長（向井俊夫君） 当局の答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） マニフェストの達成につきまして、達成率につきましては、午前中の与議員、竹山議員にも御答弁を申し上げたとおりでございますが、概略を申し上げますが、まず地域活性化という面で重点施策として雇用対策を位置付けております。その結果、就任後、平成22年度から平成23年度におきましては、550名の新規雇用が見込まれるとともに有効求人倍率につきましても平成21年6月期0.23倍から直近の平成23年10月期には0.54倍と顕著な伸びを示しております。

また、観光交流に向けた取組といたしまして、横浜ベイスターズの秋季キャンプの実現、福岡直行便の就航、大型クルーズ船の誘致、奄美の観光と物産展の開催などにより経済効果はもとより奄美の知名度アップ並びに交流人口の拡大にも努めてまいりました。併せて100人応援団結成に向けましても東京・関西・福岡など各奄美会への皆様への説明会を実施しているところでございます。

また、国立公園化、世界自然遺産登録に向けた取組といたしまして、奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定や以前から議員から御提案をいただいております奄美市ポイ捨て等条例につきましても今議会に上程をさせていただいているところでございます。

目標達成率につきましては、それぞれ午前中にも申し上げましたが、各部におきまして、それぞれの部の目標を設定いたしております。この年度が終了いたしましたら、それを検証いたしましてマニフェストの達成率が出てくるものではないかと思っております。

17番（栄 勝正君） この九つの宣言は、市長が立候補時に掲げたことであります。これを読みますとですね、この九つの宣言が本当にあと2年残っておりますけれども、半分以上でも達成できていますと、私は、いろんな意味でこの市の活性化がなり、あるいは市民の幸福度も増しているんじゃないかなと思っております。そういうことであれば、市長自らもうちょっと市長の見解もお聞きしたいんですけども、あとでいろいろ各部門に渡っては、ちょっと詳しくも聞きたいとも思いますけれども、この九つの宣言にして大まかなことでも結構ですけど、市長はどのような見解をお持ちですか。

市長（朝山 毅君） 個々に申し上げますと限られた時間で答弁する時間はありませんが、まず私が掲げたことは、奄振法の重要課題と位置付けております農業による雇用の創出、そして観光交流による観光産業の振興、併せてIT関係における雇用の創出、新しい事業の創出を掲げておりました。その農業関係においては、やはり奄美のタンカン等柑橘類をブランド化するための選果場の設置を今、鋭意努めているところであります。年度明けには完成の運びになってまいります。

それと観光交流については、今申し上げましたとおり、やはり郷友会を中心にしながら東京・中部・関西・福岡の郷友会の方々はじめエージェント、そして各関係先を回っております。そういうことにより奄美とより近い関係が構築できて、やはり観光交流の緒に就けたと、私は自負をいたしているところであります。

IT産業につきましては、インキュベーション施設を現在建設中でございます。それらのように第一次産業とりわけ農業、第二次産業における観光交流、そして第三次産業に位置付けられるインキュベーション施設等々、この三つの課題については、確実に帆を進めているつもりであります。しかもそれだけでは、やはり私の公約を済ませるわけではありませんが、中にもそれぞれ福祉行政の乳幼児の助成等々含めて緒に就けて財政状況を勘案しながらやっているとありますので御理解をいただきたいと存じます。概略申しますと、そのようなことであります。

17番（栄 勝正君） 二つほど具体的にちょっとお聞きしたいと思うんですけども、この宣言の中に行財政改革の宣言の中に、行財政評価委員会の設置、年功序列型の人事を改め能力実績に応じた人事体制の構築と謳われているんですけども、2年過ぎてこの辺は、どうなっているのか。それと、市の職員の意識改革については、何べんとなく質問をしているんですけども、やはりこの私が見れば疲弊しきって

いると思っているんですけども、この本市の状況の中で市の職員としてあるべき姿はどういうものかと、やはりこの民間は大変生活苦にもいろいろ先ほど申し上げたように悩んでいるわけがございますので、やはり職員の意識改革をして本当にこの市民のために頑張っているのかなと思ったりもいたしております。その辺の意識改革と併せてお答えをお願いしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 年功序列の打破ということでございますが、これは人事異動の中で適材適所と言いましょか、年齢に関係なく抜擢する方は抜擢をされているものだと思います。今後ともそういう方向は続けていきたいと。併せまして女性職員の管理職への登用をこれからも益々図ってきたいものだと考えておるところでございます。

職員の資質の問題でございますが、職員にはかねてから市民全体の奉仕者として職務遂行に当たっては、言語、服装などを正し信頼を損なう言動のないように留意し全力を挙げて職務に専念するよう。また地域行事や自治会活動には市民の模範となるよう率先して参加するよう指導をしているところでございます。しかしながら、中には来庁者や電話をかけて来られた方への対応が悪くお叱りを受ける場合や地域行事や自治会活動等に参加できていない職員が見受けられる場合がございます。

今後も職員の接遇マナーの向上に重点をおきまして平成21年度に実施しました窓口サービスステップアップ研修のような接遇研修や新たに、これは受け入れていただける企業があればでございますが、民間企業等への職場外研修等を実施して取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域行事や自治会活動には、職員自らが率先して参加し市民の模範となるよう改めて指導していくほか、職員は市民全体の奉仕者であることを自覚をしていただき職員意識の向上に努めていけるよう努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

17番（栄 勝正君） 今、部長の答弁を聞きますと、これは私はもう何回となく聞いておるんですよ。ですけどもやはりそのような効果が表れていないんじゃないかなと私思っているもんですから今回も質問いたしました。小さなことですけども、あることで用件で、ある課に電話をしますと席を外していますと、どこ行ったんですかと言えば、席を外していますと、いつ頃帰って来るんですかと言えば、あまりはっきりした返事が聞こえないと、やはりですね、親切、懇切丁寧にするためには、その方が席を外す時には、すぐ電話を差し上げますとか、お宅の電話番号はとか、どんな御用件ですかとか、そういうぐらいのですね、やはり接遇は必要じゃないかなと思うので、今度是非末端までですね、末端の職員まで指導するようにですね、お願いをしたいと、そして次の機会がありましたら、よくできていると評価されるようお願いをしたいと思っております。

行財政評価委員会の設置とはとあるんですけど、これはまだ評価委員会設置されているんですか。

企画調整課長（東 美佐夫君） 昨年ですが、既に設置をしてから会議を2回ほど進めておりますので、既に設置をしているということでございます。

17番（栄 勝正君） 是非この評価委員会が設置されているということですので、機能発揮するようにですね、評価されたものに対しては真摯に受け止めて行財政改革に活かしてもらいたいと思います。

次に移りたいと思います。次は、新年度予算の方針ということで午前中にも同僚議員が2人が同じような質問もいたしております。財政の面からも答弁をいただいておりますので、私は2人の議員のほかにですね、新たな新年度予算でどういう方針で臨むのか。あるいは特色ある方針が来年度は市長も折り返し地点に来て、こういうことをしたいと、そしてこれを活性化つなげたいということがあれば、御答弁をお願いします。

総務部長（松元龍作君） 予算編成の方針につきましても午前中も申し上げておりますが、まず自主財源を確保することが、一番大事だろうということで、その自主財源の確保を重点課題といたしております。

その中で、ただし、現在、その市税の収入が景気の低迷により減収が続いております。そのことにつきましては、やはり市内の地域経済が非常に疲弊しているということだろうと思っておりますので、その辺を重点的にやはり産業振興などを含めてやっていかななくてはならないだろうと思っております。

これらの施策を実施するために、まだ財政上のヒアリング等も終わっておりませんで、まだ正式と言いましょうか、具体的ではございませんが、新年度予算の予算編成におきまして地域経済の活性化や雇用の地域活力に資する事業を対象とした「特別枠」を約1億円設定をする予定にいたしております。これを使っていただきまして市民経済の活力が生めるような施策をそこで活かしていければと思っております。

いずれにいたしましても非常に厳しい財政状況でございますので、自主財源の確保を核として地域経済で振興を図る上での施策を反映していきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

17番(栄 勝正君) 災害も毎年起きておりまして、その辺の予算事情もあろうかと思っておりますけれども、やはりこのように人口減少、少子高齢化といろいろな課題の中でですね、やはり浮揚するためには市長自ら先頭に立ってですね、大胆な改革と大胆な提言が私は必要じゃないかなと思っております。午前中の質問にもありましたように大阪の橋下市長ですか、ちょっと出たんですけども、やはりいろいろな昨日今日の朝のテレビニュースなどを見ますと、今の大阪市の置かれている立場からいろんな大胆な提言をしているようであります。やはり、ここにきては、そのような指導力、そして大きいリーダーシップが請われているんじゃないかなと私思っておりますので、是非この新年度予算12月、1月、2月にかけて予算の編成があると思っておりますので、この特色ある予算を編成をしてですね、無駄なものは切り捨て、あるいは必要なものは取り入れてですね、朝山カラーを是非この2年間で出してですね、やってもらいたいと思っております。いかがですか。感想あります。

市長(朝山 毅君) 私は、2年前から申し上げてまいりましたことは、財政の継続性、行政の継続性、一朝一夕に今、奄美市の財政状況が変わることはないであろう。したがって、限られた財政状況の中において、それぞれのアイデアを出しながら予算を編成していかなければいけないと申し上げてまいりました。

したがって、午前中の与議員の質問にもありましたが、昨年の予算については、堅実性の予算であったということでありましたが、正にそのような形で一番最初の予算を編成したわけでありまして。来年度、これから作業に入っておりますが、財政は大変厳しい環境にあります。この2年間、国の経済対策でキャッシュフローは割と順調に来たつもりであります。したがって、昨年の国の緊急雇用創出事業等により約7億円、6億9,000万円ほどの財源を確保いたしております。これにより約500名相当の雇用をいたしておいでいます。同時に具体的に申し上げますと、昨年災害のあったある施設の職員23名をこの事業により確実に雇用をいたしております。まずそのような形で緊急的な雇用の場が最も大切だろうということで雇用を確保し、その雇用による所得をいただき、そしてそれによって税収を高めていくというふうなことを考えておりますが、なにぶんにも来年は、大変財源的には厳しい環境になろうかと思っておりますが、今、議員がお話しになったように大胆かつ細心な予算が組めればと思っておりますので、どうかその点今後とも御指導賜りますようお願いいたします。

17番(栄 勝正君) 私は以前にもですね、平田市長時代にも市の予算の全事業をゼロ査定から見直すべきじゃないかという質問もした経緯があります。やはり、ここにきては、この厳しい財政事情、国も県も市も厳しいわけでございますので、やはりその事業一つ一つをですね、見直すべきがきたんじゃないかなと思ったりもいたしております。是非その辺もですね、考慮に入れて一つ一つの事業が本当に市民のために役立っているのか、必要であるのか。慣例にとらわれずですね、やはりやってもらいたいと強く要望して次の質問に移りたいと思っております。

次に、本市の空き家の実態対応ということで質問をいたします。私は、こういう議員になって以来、旧名瀬市はもちろんですけども、今回、合併して笠利、住用などの地域を回りますと、毎年々、この空き家、廃屋、空き家と廃屋の区別がちょっとつかないですけども、空き家、廃屋が多くなっているような気がいたしております。特に、今年こうしているんなどころを回ってみますと、本当にその集落がゴーストタウンしているんじゃないかなと、一軒住んでいる人があって、その4・5軒はきれいな家が全部空き家だよと説明を受けたりしてびっくりをいたしているところであります。

この空き家対策というのは、全国的にも問題になっていると思いますけども、本市の今の空き家の実態は、どのようになっているのか、まずお聞かせください。

総務部長（松元龍作君） 市内の空き家の現状と対応についてまでお答えをいたしたいと思います。本市といたしまして、空き家の中でも特に建物の老朽化が進み火災や自然災害発生時に二次的被害を引き起こす可能性を秘めている廃屋について重要な問題だと認識をいたしております。

廃屋に対する市の取組といたしましては、平成19年に行った廃屋に関する調査では、名瀬地区で約117軒程度の廃屋を確認しており、長期間放置され所有者さえはっきりしないものもございます。ただ廃屋といいましても個人所有の財産となりますので、行政が勝手に処分することはできません。そこで隣接する住居に対して危険性が高いと判断した場合には、その所有者に対して廃屋の早急な状態改善を文書にてお願いしているのが、現在の状況でございます。

17番（栄 勝正君） この地元新聞によりますと平成2008年には、3,730戸の空き家数と書いてあるんですけども、この調査というのは進んでいるんですか。この廃屋、空き家の調査は行政としてどのように進んでいるか、分かっておったらその件数まで、今現在の。

住用事務所長（高野匡雄君） 消防の分駐所のほうで定期的に2年おきなのか3年おきなのかですが、直近のものでは平成20年の12月末で空き家が102戸、そのうち疲弊住宅83戸、廃屋19戸というような形で出ております。

廃屋というのは、もう人が住まわれないような住宅になっております。

17番（栄 勝正君） これ全市ですか、住用だけですか。その辺もきちっとしてから説明してください。

笠利事務所長（川畑克久君） 笠利総合支所管内の空き家数に関しましても平成20年に調査しましたものですが、空き家が185棟、そのうち疲弊住宅が46棟、廃屋に関しましては39軒というふうに数字が出ております。

総務部長（松元龍作君） 先ほど御答弁申し上げましたが、私どもでの名瀬地区での直近の調査が平成19年に行った廃屋調査でございまして、名瀬地区では117軒を確認をしているということでございます。

17番（栄 勝正君） この空き家数の、新聞に載ったこれは、数は、これは住宅以外の空き家なども載っておって、この大きな数字になっているんじゃないかなと今理解をいたしました。今、申し上げましたようなですね、空き家、廃屋があるんですけども、今後はやはりその空き家対策については是非取り組まなければならない問題などが、たくさんあるんじゃないかなと私は思っております。

Iターン、Uターン者への情報提供とか、あるいはまた、こう何らかの形で借りて市営住宅に転用できないのかとか、いろいろな問題が生じてくるんじゃないかなと思ったりもいたしておりますが、その辺の関連の答弁があればお願いしたいと思います。

それから全国的に、この空き家管理は大変非常に先ほどから言いますように大きな問題となっておりまして、全国の都市で空き家管理条例というのが制定されている都市がたくさんあります。

本市も今、言ったようにですね、やはり条例制定をして先ほど言いますように、廃屋もたくさんあります。そして周囲、隣近所の人に迷惑をかけている廃屋もたくさんあります。安心安全の面、あるいは衛生の面いろいろとその景観の面もあります。毎日々廃屋の本当に見るに見かねないような廃屋を見て生活しているというような人たちもおりましてですね、この廃屋をどうにかしてくれんかという市への相談もあると思います。やはりその辺を整備するためにも私は、空き家管理条例というのは制定すべきじゃないかなと思うんですけども、見解をお願いいたします。

総務部長（松元龍作君） 空き家の対策につきましては、午前中にも与議員の質問でも申し上げましたとおり、空き家再生等推進事業という事業もございますので、この事業を推進しながら現在使われていない空き家については、それが有効活用できるような方策があるのか、また地域コミュニティのために使えるものができるのか、そういったことで活用をしていきたいと思っております。

それから廃屋のことでございますが、今、おっしゃったのは自治体が条例を制定をして強制力をもってやりなさいということだろうと思います。長期間放置された建物と土地を所有者から自治体へ無償譲渡を条件に自治体が建物の撤去工事を行おうとする条例、それから建物の所有者に撤去命令を出して従わない場合には行政代執行をすると、こういった対象にするという条例もございます。

しかしながら先ほども申し上げましたとおり、長期間放置され管理不十分な建物といえども個人所有の財産であります。強制力を伴った対策の実施は、市と建物所有者、また近隣住民との間で新たなトラブルにもなりかねないことがありますので、条例の制定につきましては、他の自治体の運用状況も参考にしながら今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、個人財産をもし仮に、こちらのほうに渡していただける、無償譲渡をするというそういう条件などがいろいろ出てまいりますので、その辺も条例にどういうふうに定義付けをしているのかなども今後、その中で十分勉強させていただきたいと、このように思っております。

17番（栄 勝正君） この空き家よりもこの廃屋、区別がちょっと私分らないんですけども、廃屋の件についてですね、やはり多くの市民からこの廃屋をどうかしてくれと、隣近所の人たちからこう言われる、相談受けるもんですから、今回の質問になりました。

午前中の同僚議員の2人も同じような、角度ちょっと違うんですけども、質問をいたしました。これは相談してやったことでなく、それぞれの議員もそれぞれの市民から聞いたことを質問していると思っ
て関心が深いなと私は認識しております。

昨年7月にですね、全国で初めて条例を制定した所沢市は、管理不十分な所有者に適切な措置を取るよう指導や命令を行い、最終的に応じない場合は所有者名を公表するとしたと。同12月の施行後は、去年の12月の施行後は、年1・2件だった自主撤去が14件に増えるなどの効果が表れたとこう記されて、新聞にあるんですけども。

是非このですね、やはりこの大きな問題になってきていると思いますので、先ほど申し上げました、二度申し上げませんけれども、安心して安全に暮らせるように、衛生的にもいろんな面がありますので、管理条例を制定してもらいたいと強く要望をいたします。時間がありませんので恐らく答えは、検討するというようなことにしかないんじゃないかなと思いますので省きますけども、次に移りたいと思
います。

次は、安心安全対策の質問をいたします。昨年と今年と想定外といろいろ、こう集中豪雨が言われて
いるんですけども、あるいは東日本大震災も想定外とか言われてるんですけども、もう想定外という言葉
はないんじゃないかなと、いつ起こっても、どんな災害が起こっても不思議でない、この間の徳之
島の竜巻もそうなんですけど、いつどこでどういう災害が発生するか分からないような、この地球全体
の問題だと私は思っております。そこで今、掲げてあります去年から今年にかけての奄美市の復旧の現

状は、どうなっているかということを質問したいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 私のほうは、土木災害のことについて申し上げます。昨年10月の市道や河川等の公共土木施設災害につきましては、件数にいたしまして道路が73件、河川災害が25件、合計98件でございました。

復旧状況でございますが、先月の11月末現在では、道路が65件、河川が24件完成いたしております。進捗率としましては、約91パーセントでございます。

昨年22年過年補助災害としての道路2件がございましたが、そのうちの1件が進捗率が30パーセントで残り1件が先月末に災害査定を終えたところであります。

今年の9月の豪雨によりましては、市道7件、河川8件それから11月の豪雨によって河川が10件、港湾に1件の災害が発生しております。そのうち9月の災害につきましては、今月2日に国の災害査定が終了しましたので、工事発注に向けて今、準備を進めているところであります。

11月の災害につきましては、今月の19日頃から国の災害査定を受ける予定となっております。その他単独によります災害処理につきましては、道路122件、河川124件、合計246件すべて完成をしております。

同じように単独での災害の復旧につきましては、9月の豪雨につきましては、道路が15件、河川が17件、進捗としては87.5パーセントであります。

また、今月の11月に起きました豪雨によりましては、道路が8件、河川が13件であります。この進捗につきましては、進捗率として申し上げますと57パーセントであります。

17番（栄 勝正君） 予想外の、想定外のとかいろいろ言われるんですけども、やはりいつ今後は起こるか分からない災害に備えて市長もこの宣言の中にも、市政方針の中にも安心で安全で暮らせるまちにしたいということをやうたっております。この安心で安全で暮らせるというのは、先ほどの廃屋の問題もそうなんですけど、やはりこの崖が周囲山に囲まれた旧名瀬市街地、本当にあちこちから私たちもこの崖崩れの工事の件については、相談を受けます。県の工事いろいろと、あるいは危険度の高いところからとか、いろいろ言われておりますけれども住んでいる人たちにとっては、自分なんか住んでいる土地にとっては、やはり自分なんかが一番危ないんじゃないかなと、市全部から見れば、いろいろと判断もありますけれども、そこの地に住んでいる人は、やはり自分なんかのところどうにかして一日も早く復旧してもらいたい。あるいは防止策をしてもらいたいと思っているのが市民の願いであると私は思っております。

ですから、いろいろと数字も部長のほうから申し上げられましたけれども、その本当にこの集中豪雨以外にも常日頃から崖崩れが起きるんじゃないかなと、心配をしている人もたくさんおられて、相談にも行きますけれども、そうところもですね、やはりくまなく精査して対応してもらいたいと思っております。

それから午前中の同僚議員にもありましたけれども、去年から今年にかけて、あるいは一昨年から今年にかけて3度も被害に災害に遭われたという地域もあります。特に午前中、西仲勝と名瀬勝という集落の名前も出ました。私はまた特に、東が丘団地それから芦花部集落、この私が知る限りでは、この四つの地域が、今年の11月の被害も少しは多かれ少なかれ受けたんじゃないかなと思ったりもいたしております。

3度も雨が降れば、いつもそういう安全安心に悩まされてですね、もうどうなるかと心配とする住民たちでございます。その人たちの気持ちを和らげるためにも早急にこういうのは取り組むべきじゃないかなと思っておりますけれども、午前中は、西仲勝あるいは名瀬勝の件については、民有地をかさ上げるのは、なかなか難しいという答弁もありました。市としてできることは、例えば集落の中を流れている川をかさ上げ、護岸のかさ上げをすとか、あるいは川の水の流れにもよりますけども深く掘るとか、あるいは川幅を広げるとか、そういう対策とかも立てられるんじゃないかなと思っておりますけれども、

ども、今、上げたような地域の対策をちょっと具体的に聞かせてもらいたいと思います。

私は、11月の豪雨の時に小宿集落に朝6時ごろ行きましたけれども、7時過ぎごろ小学生の通学時だったんですけども、正門前が私の膝上まで水にかかりましてですね、もう車が立ち往生しております。子どもたちを送る車ですね。集落の会長さんがみえておりましたので、聞きましたら、ここは慢性的な、雨が降ればこのようになると、かさ上げしかないと、あるいは都市計画しか抜本的な解決策はないよということでありましたけれども、小宿集落の一日も早い都市計画を願うものでもあります。そこはいいですけども、先ほど申し上げましたことが具体的にあれば説明願いたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 通告等がなくてここには詳細に議員がおっしゃったことについて検証しているわけではございませんが、議員おっしゃるように工法としては、いろいろ考えられますが、これはそれぞれの現場によっていろいろ対応が違うと思います。その際にやはり我々が一番その整備に時間を要するのは、個人の財産というものがございまして、その権利関係の調査、その御理解をいただけないとなかなか抜本的な解決が難しいというのが現状であります。

17番（栄 勝正君） 安心安全対策のところでは総務課の人たちが、どんな質問ですかということでありましたので、災害を受けたところの復旧の現状ですと、その中でも3年連続受けたところは東が丘団地あるいは芦花部集落と申し上げたんですけども、部長が聞いてなければしょうがないんですけども、聞いてなくてもですね、是非この辺は認識していると思いますので、早急に取り組んでもらいたいと思います。時間がありませんので、今言われたように個人の財産、個人のいろいろ問題等もあろうかと思えますけれども、毎年々雨が降れば床上、床下あるいは農作物の被害なども相当受けているようでありますので、是非市長、よろしくお願ひしたいと思います。時間がありませんので次にいきます。

安心安全対策ということでイとウを同時に聞きたいと思います。避難の見直し状況と自主防災組織の取組ということで、同じことを毎議会ともいろんな議員が質問をいたしております。いつ起きるか分からない災害を想定して、これは早急に必要なことであると思います。現在の進捗状況など簡潔にお願いいたします。

総務部長（松元龍作君） 避難所の見直しについての例を申し上げたいと思います。現在、小俣町の指定避難所は、奄美高校です。地元からの要望がございまして、途中川を渡らなければならないことなどがございまして、以前から要望がございました旧県立図書館の集会場に避難所を変更する予定をいたしております。

また、長浜町の指定避難所は、金久分館を指定しておりますが、文化センター近辺の方たちにとっては非常に遠距離になっておりますので、今回新たにまた老人福祉会館を指定をいたしたいとも思っております。平田中央自治会でも要望がございまして、現在、名中に指定避難所になっておりますが、現集会所を避難所に改めて指定もいたしたいとも考えております。

また、避難所でも災害時に一般の避難所で過ごされるのが困難な要援護者の方たちを対象にした福祉避難所の協定を奄美佳南園と医師会と締結をしたところでございます。

更に他の福祉施設とも今後協定を結ぶよう努力をいたしていきたいと思っております。今後とも、あらゆる災害に想定した避難所の見直しを進めることが重要だと認識しておりますので、地域の方たちの御意見を伺いながら避難所の見直しを進めてまいりたいと考えております。

それと自主防災組織についてでございますが、これも今、組織率を見ますと、笠利100パーセント、住用75.3パーセント、名瀬地区が25.8パーセントになっておまして組織率の低さが名瀬地区が際立っております。それで、いろいろ出前講座など含め各地区に話をさせていただきまして、更にまた昨年の奄美豪雨など、そして今年の2度の豪雨災害などを経験しまして改めて日頃の地域での防災の取組、自主防災組織の必要性を痛感しております。

名瀬地区では、先月に有屋町内会が自主防災組織を結成をいたしました。今月18日には、安勝町内

会で防災組織の結成を予定しております。また、先月に平田中央自治会で行われました市長とむんばなしの中でも自主防災組織の結成を予定しているとお話がありました。また、大熊地区でも近いうちに自主防災組織の結成を予定しているということでございます。

防災の機運が高まっているこの時期に市民部とも連携をいたしまして、自治会、町内会の設立と併せて自主防災組織の結成を推進していきたいと、このように思っています。

17番（栄 勝正君） 9月議会でもこの避難所の見直しは問いただしたんですけども、大きな津波が来ると今までの避難所がですね、役に立たないということにもなっておりますので、やはり周囲の山辺りですね、避難所の設定そしてその山に登るための道路とかいろいろな施策も必要じゃないかなと、これは早急に早くやってもらいたい。一日も早くやってもらわないと、この海に囲まれたこの名瀬のまちはですね、この間の東日本震災のような津波が来たら、もうほとんど全滅じゃないかなと私は思っているんですけども、家は全滅しても人間が助かれば再生もできるわけでございますのでね、尊い命が奪われないためにも早急のその避難所の見直しと設定はやってもらいたいと、強く要望して次の議会には、そういうところも数か所できた、そして自主防災組織もいろいろと一生懸命やっているということは分かりますけども、なかなか25.8パーセントと旧名瀬市街地はですね、進まないというのが状況であります。なぜ自主防災組織が確立されていないのかと、一人ひとりの市民に聞けば必ず必要だということは、私は全市民が思っていることじゃないかなと思っております。結いの精神とかいろいろ奄美の心のことが言われていますけれども、結いの精神があれば自主防災組織なんか簡単にできるのに、なぜできないのかということをごすね、問題を把握して取り組んでもらいたいと思います。

次に、時間もありませんのでごみの分別、余剰金についてを質問いたします。ごみの問題については、先ほどもありましたように私は、平成8年の議員に当選されて以来、いろんな問題を提起してまいりました。やはり私たちにできることは、この奄美市にとって重要なことは、観光産業の振興であると次の項目にもありますけれども、この観光産業の振興のために、いろんな私は提案もしてまいりました。その中で私たち市民の一人ひとりができるのは、まちをきれいにする。あるいは花いっぱいをする。そしてごみのないまちをする。これは市民一人ひとりができる問題じゃないかなと問題的をして条例制定に向けても取り組んでくださいということをお願いをしてまいりました。

安全安心のまちづくり条例とか、あるいは駐輪禁止条例とか花いっぱい運動とか、そして今回のポイ捨て条例の提案がなされております。このポイ捨て条例、犬の糞や猫の糞、そしてごみのポイ捨てなどがこの奄美市からなくなった場合は、観光客が空港で降りて、港で降りて、バスやタクシーを降りて、まず道路に降りて公園を見て本当にきれいなまちだなあと、その印象が一番のいい印象を与えることだと思いますので、この条例が機能するように強く願うものであります。

そこで質問をいたしますけれども、このごみ分別、余剰金についてなんですけども、志布志市や大崎町は、28品目分別されていると聞いております。おおかたの市が20品目、10品目以上分別をされてごみの搬出がなされております。

本市は9品目であります。やはり焼却炉クリーンセンターが長持ちするためにも分別をして90億円、100億円とかかるあの施設をですね、一日も長持ちさせるためには、私は分別は必要じゃないかなと市民にできることは必要じゃないかなと思っております。この分別について当局の見解をお願いしたいと思います。特に、アルミ缶や発泡スチロールの件について見解を伺いたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君） お答えをいたします。廃プラ等の焼却によります炉の消耗につきましては、名瀬クリーンセンターへ照会をしましたところ、火力が強くなる発泡スチロールなどの廃プラスチックを燃やすと3割という数字は別にして議員御指摘のとおり、焼却炉の耐用年数が縮まってしまうということでありました。

御質問の県内市町村の分別状況でございますが、まず本市は、議員御指摘のとおり、9品目について実施をしております。各市町村で、その分別の品目数は、まちまちであります、最も分別品目が多い

のは志布志町と大崎町で議員がおっしゃいましたように28品目の分別を実施いたしております。

まず、志布志市と大崎町で分別品目が多岐にわたるのは、焼却施設がなく埋め立て処分に頼っていること。その埋め立て場所の確保が困難であるため、できるだけ排出ごみを減らすために実施しているということを御理解いただきたいと思います。

発砲スチロールとアルミ缶の分別の件でございますけれども、特に、アルミ缶それから缶類のことについて御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

アルミ缶でございますけれども、アルミ缶などの缶類は、月に2回から3回の不燃ごみの回収日に収集をされております。クリーンセンターでは、ほぼ100パーセントの分別が行われておりますし、缶類は圧縮後、民間リサイクル業者へ処分をされ再利用が図られております。また、各市内の自治会、町内会また奄美エコマネー事業などを活用いたしましてアルミ缶の回収事業を行い、それをリサイクル業者の皆さん方に引き取っていただきまして、アルミ缶のリサイクルが図られていますと。そういうことでほぼ100パーセントに近い回収とそれからリサイクルは行われておりますので、現時点のところで特に分別の中にアルミ缶を加える必要性は感じてないというところでございます。

発砲スチロールの件につきましては、収集後の利用計画を考慮しないとはいけませんし、発砲スチロールのリサイクル施設に輸送するための搬出費用それからクリーンセンターで焼却処理をした場合の費用を比較した場合、焼却処理をしたほうが格段に費用が安く抑えられるということ、また群島内では、徳之島町の廃棄物の処分施設で廃プラスチックから油を作る機械を導入していると聞いておりますが、現在は回収量が確保できずに稼働していないということでもあります。

市におきましては、発砲スチロールよりも廃プラスチックの量が圧倒的に多く、事業所系や漂着の発砲スチロールについては、処理量の確保が大変困難な問題となっております。

今後、プラスチック、発砲スチロールなどからのその回収につきましては、回収費用や機械導入にかかる費用、ランニングコストの比較検討を大島地区衛生組合の構成市町村とともに議論を重ねる必要がございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

17番(栄 勝正君) 大崎町や志布志市では、全国で1・2位を争うリサイクル率でありですね、人口10万人未満では、この再資源化をした割合を算出する自治体の中で全国で1・2位ということになります。アルミ缶は100パーセントリサイクルされているということなんですが、私が言いたいことは各家庭で燃えないごみの時にアルミ缶もスチール缶も一緒に入れて出すもんですから、その辺は向こうにいつから分別されているということで手間が省けるんじゃないかなと思って今回質問いたしました。是非その辺もまた考慮に入れてもらいたいと、向こうにいけば分別はされて焼却されてないということなんですけれども、ただ一般から排出する場合は、スチール缶も一緒になって燃えないごみと一緒にになってガラスやらと一緒にアルミ缶が入っているということでもあります。その辺の分別のこと言ったんですけども、もう時間がありませんので、また次にしたいと思います。

次は、年間の収入見通しと使途ということで同時に聞きたいと思います。4月から15円の手数料という有料化というか、値上りを15円の手数料がついています。ごみ袋ですね。奄美市では1年間でどれくらいの収入がある予定ですか。それからその使いみちはどのように考えているか。教えてください。

市民部長(田丸友三郎君) 大島地区衛生組合へ問い合わせをしましたところ、今年4月から11月までの有料指定袋による処分手数料の額は、2,330万円となっております。年間収入として来年3月までの見込みが、約3,500万円程度を見込んでいるとのことでもあります。

なお、平成22年度に奄美市から排出された家庭ごみは、大島地区衛生組合構成市町村から出た家庭ごみの約8割を奄美市で出しておりますので、単純にその8割分の約2,800万円が奄美市分として見込めるのではないかと考えております。

その使いみちにつきましては、まず延命化のための費用そして積立金、更にごみ袋を製作しました製

作費というふうに三つに分けられております。

17番(栄 勝正君) 積立金、延命化等が答弁がありました。延命化のためにもですね、先ほど言いました発泡スチロールの件などはですね、やはり炉に入れますと800度くらい高熱でやられると言いますけども、炉が長持ちしないということも言われていますのでですね、この発泡スチロールが分別されて、そういう団体があればですね、連携をしてこの発泡スチロールは分別をして、そういうところでリサイクルじゃなくて再生するというようなことに是非取り組んでもらいたい。食用油などもですね、この各家庭から出る食用油、事業所から出る食用油は、ほとんど今、回収されているようですけども、家庭から出る食用油もですね、延命化のためにも私は必要じゃないかなと思っていますので、もう時間がありませんが、また次の機会に詳しく聞きますので是非この辺を先ほど答弁の中にも広域化の中で検討課題ということでもありますのでですね、是非検討してもらいたいと思います。

次に、観光行政と教育行政、二つあるんですけども簡単に質問をいたします。私もずっとこの観光行政のことについては、下の教育行政同様、質問してまいりました。そして今回の市議会議員選挙の立候補に当たっても産業振興は、奄美市は観光産業の振興であると私は、路上からも強く訴えてまいりました。そのためには何をすべきかということなんですけども、こっちにパンフレット持ってきてありますけども、桜観光マラソンとか、あるいは奄美チャレンジ奄美大島ジャングルトレール50キロとか、いろいろ企画もされております。そして、昨年から緊急雇用や国の緊急雇用あるいは、いろんな単年度の総合的な失業対策などもありまして、観光の面に対して非常に大きな経費もかけております。本当にその効果が上がっているのかなと、私は思ったりもいたしております。

その一つに、パラグライダーの取組があったんですけども、このパラグライダーが奄美ロケーション体験観光創出事業ということで1,476万3,000円も去年は使っているんですけども、果たして今年どのようになっているのかなと思ったりしているんですけども、簡単に去年から今年にかけて、このような事業の中で観光産業の効果というものがありましたらですね、お答えしてください。

産業振興部長(川口智範君) これまで実施した事業の効果っていうことでございますが、まず最初にパラグライダーの件からでございます。議員おっしゃるように、奄美ロケーションサービス事業につきましては、まず事業目的が雇用機会の創出というのが、まず第一の目的でございます。その上で今年8月に事業が終了したわけですが、その間、観光客が120名の業者があったと報告はございます。本市が目指しております体験型観光の確立に向けた体験メニューの発掘という観点からも実施意義はあったものだと思っております。

併せまして御紹介させていただければ、国の緊急総合経済対策事業を活用して福岡で開催した奄美音楽祭の経済効果といたしましては、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアによるピーアール効果として約2億6,000万円ということで私ども経済効果を算出しております。

17番(栄 勝正君) 時間がないので、いろいろと詳しく聞きたいこともいっぱいあるんですけども、最後の通告してありますので、せっかくいろいろと当局が調べてありますので、3番目に移りたいと思います。

教育行政ということで、コミュニティ・スクールの対応ということであります。コミュニティ・スクールというのは、学校が地域の人たちを通じていろいろと学校の経営方針あるいは人事などを報告したり、いろいろと情報交換するという制度なんですけども、本市では、ゼロということなんですけども、やはり不登校が約80名近くもありますし、あるいは去年、一昨年というある某中学校などでですね、大変学級が荒れているところもありました。そのためにも地域の協力度は私は必要だと思っております。そのためにこういうコミュニティ・スクールを是非設置して鹿児島県で一番先に設置したよと言われるぐらいにやってもらいたいと思います。

そして併せて、学校評議員会制度が10年ぐらい前ですか、スタートしているんですけども、このい

まいち学校評議員制度がですね、なかなか市民には熟知されてないと、何をしているのかなと、時々新聞などにも載るんですけども、地域になかなか根付いてないというのが現状じゃないかなと思いますけども、その辺も併せてもう時間がありませんのでお答えください。

教育長（坂元洋三君） コミュニティ・スクールの対応についてお答えします。結論から申し上げますと、現在、本市においては、コミュニティ・スクールは導入しておりません。ただし、平成12年度から学校評議員制度を各小中学校に導入してありまして学校で選任するようになっております。

評議員の数は、各学校5名以内、任期は1年で再任を妨げないことになっており各学校の実情に応じて校長が推薦し教育委員会が委嘱しております。その成果として校長の学校経営が地域に理解されるとともに地域の声を教育活動の中に反映した開かれた学校づくりが挙げられております。

このようにコミュニティ・スクールと学校評議員制度には、そのねらいや意義で重なるところも多くあります。一方でコミュニティ・スクールについては、その責任や権限などが今後十分研究すべき点が多く残されていることも事実でありますので、今後検討させていただきたいと、こう思います。

17番（栄 勝正君） いろいろ質問してまいりましたが、まだまだ私にとっては物足りない質問であり、また答弁も的確な答弁をいただいたと思っておりますけども、私にとっては、まだ理解ができない答弁もたくさんありました。今後とも4年間一生懸命と身を粉にして頑張っ、そして皆さんも私たちも考えることはいっしょであります。奄美市の発展とそして市民の幸福度を得るための施策ということで頑張っているものだろうと私は思っております。

市当局とですね、協力できるものはできる。そして皆さんに物言う時は言うという姿勢で頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（向井俊夫君） 以上で市民クラブ 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

新奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

6番（多田義一君） 議場の皆様、市民の皆様、こんにち。新奄美の多田義一でございます。まず10月に行われました奄美市議会議員選挙では、多くのことを学ぶことができ改めて議員としての職責の重さを感じ、決意を新たに4年間頑張っていこうと思っております。市民の皆様の負託に感謝申し上げるとともに私が政治家としてできることを全力で取り組んでいくことをお約束し一般質問に入らせていただきます。

また、先ほど同僚議員のほうからございましたが、やはりこの防災に関しては、一昨年集中豪雨がありました。今年10月また11月と一年の間で3回もの災害が起きました。その中でやはりこの10月に起きた災害に関しての対策がまだ完全ではないように思われます。それは前回9月に大雨がありましたが、浦上地区、上方地区においては、まず避難場所の確定が少なくていかなかったかのように思います。工業高校が指定されているようでありましたが、工業高校に行くまでの橋が決壊するのではないかという情報があり、浦上の公民館そして浦上の公民館周辺が水害に見舞われ浦上の公民館のほうから朝日の学校のほうに移動したと、お話しを聞いております。

そして、前回ありました浦上地区の役員会におきまして、防災無線のほうの聞き取りが大変困難であったと、これも大きな課題だと思われまので、是非改善策を講じていただきたいと思います。

それでは質問のほうに移らせていただきます。まず、佐大熊の住宅についてであります。私は、何度かこの問題について質問してきましたが、時間が経過するにつれ深刻化していくことを御理解をい

ただきたいと思います。

奄美市全体でも高齢化率が高い水準にある中で、特に注目したいのが佐大熊住宅であります。この10年以内には、35パーセント近くが高齢者となり、またエレベーターの問題や住宅入り口には段差、階段があり高齢者が住みやすい環境とは言い難い現状であり、今現在でも自治会活動が困難になっており地域防災やコミュニティの活性化など多くの問題を抱えています。

特に、4階、5階に住んでいる皆さんは大変な思いをされており、初めに申し上げましたが、時間が経つにつれどんどん深刻になる問題でありますので早く対策を取らなければいけないと思います。そこで質問いたしますが、住宅における高齢者対策はどのように考えているのか、お伺いいたします。

次の質問から発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） 議員御指摘の佐大熊のことにつきましては、と申しますか、そちらを代表するような高齢者の対策につきましては、全地域的に要望がございます。と申しますのは、その高齢者とか、それから障害がある方に対してのエレベーターの設置の件が主でございますが、特に佐大熊地区の住宅の環境のことを申し上げますと、まずエレベーターを設置をするということが敷地が狭くて設置が困難であるということが一つございます。それと建設費につきましても約1億円ぐらいの程度を見込まれることから佐大熊地区と申しますか、旧住宅の造り方の、造っておる住宅につきましては、実施が大変厳しいものというふうに考えております。

今後の住宅と申しますか、高齢者等々の住宅の建設につきましては、現在、住宅マスタープランを今年中に今年度中に策定する予定でございますが、その中で福祉型の住宅だとか、それから高齢者専用住宅というふうに名称になりますかどうかは別ですが、それらのことも含めた改築等についても、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

議員のほうからお話しありました、その各棟の出入り口部の段差の解消につきましては、また改めて現地の調査などを行いまして、どのような改善策が講じられるかどうか、その点も含めてまた検討してまいりたいと考えております。

6番（多田義一君） ありがとうございます。やはり冒頭申し上げましたとおり、これは時間が経てば経つほど高齢者が、どんどん増えていきます。その中において、やはりその住宅の環境整備というのは、やはり急務ではないのかなと僕は思っていますので、是非全体的な住宅の見直し、住宅マスタープランのお話しありましたが、まずはその僕は、この佐大熊の住宅の高齢化率というのは、大変目を見張るものがありますので、是非その早急に対策を練っていただきたいと思います。

次の質問に移りますが、これも高齢者対策としての私の考え方からの質問であります。まず佐大熊の併存住宅跡地の利用について、今の段階での計画等があればお示しいただきたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） お尋ねの佐大熊の併存住宅の跡地につきましては、これまでの議会の中でも御答弁申し上げてまいりましたが、私どもは、佐大熊地区の自治会長とか、それから民生委員の方々との意見交換の結果だとか、それから地域住民からのアンケート結果、それらを基にいたしまして市内の未利用地の活用検討委員会で協議を重ねた結果がございます。それは、その中で地域の方々から要望が一番多かったストアーをストアーとして用地としての土地の利用を図ることが、一番の要望でございましたので、そのような土地利用を図る目的の方に対しての条件を付けまして、一般競争入札で売却をするという方針であります。

今、それに向けまして地域跡地の処分につきましては、今、分筆とか、それから合筆などの今、作業を行っているところでございます。

6 番 (多田義一君) 部長に再度質問いたしますが、大体その分筆などの整理が終わって、いつ頃くらいをめどに公募をかけようとしているのか、その辺が大体のスケジュールがあるのであれば、お示しく下さい。

建設部長 (田中晃晶君) ただいま申し上げたその処分に向けての作業を今月 1 2 月中にというめどがあります。それで年明けて、少なくとも 2 月くらいまでには何とかならないのかなというふうには考えております。

6 番 (多田義一君) 前回は私も、質問させていただいておりますが、この土地を売却するって、先ほど条件を付けてストアーを経営して下さる方というお話でしたが、実際、私が高齢化対策という部分で佐大熊地区、多くの皆さんとお話しをすることができましたが、確かにお店の環境は、確かに少ないという部分から買い物の部分では多くの支障を来しているのは事実です。しかしながら、その反面では、上のほうの住宅に、やはり高齢化の皆さんが、やっぱり世帯としては多くの方が住んでいらっしゃる、この間、10年でやはりその率は、どんどん進んでいくわけですから、その高齢化対策をまずどうするのか、そこの部分とまた地域の要望が多かったそのスーパーですよね、スーパーの部分、この両方考えた時には、あの土地は市のほう、若しくはPFIでも結構です。若しくはまた民間が建てて行政が運営する。これもまた一つの新たな手法ではないのかなと思っておりますが、このような利用方法取れないかどうか、その下にスーパーを造る。上のほうには高齢者の専用住宅を造ると。そこに住宅の高齢化の方を移っていただき、そして空いたところに、今度は若い世帯を入れていく。この若い人たちも佐大熊には必要です。昔は、黒潮自治会、祭り等がありましたが、もうこの数年、祭りもできません。そして、自治会費を徴収しているのは、本当に実に70代、80代の方が集めたりですね、そういうのが現状で、若い動く人がいない。少なくなってきた。このような状況で、果たして本当にその売却という部分だけで、僕は、そのすべての部分が解消できるのかどうか。

先ほどの住宅マスタープランの話がありましたが、大体エレベーター1基付けるのに1億円近くぐらいかかるんですね。先ほどの答弁であれば、1棟、後付けですね。1億円かかると、ざっと見ても相当な費用がかかりますよね。佐大熊だけで見てもですね。この全体的に波及させるとなれば、それはもう根本的に考えていけない問題にはなると思っておりますが、まずこの佐大熊の高齢化という部分で考えた時に、じゃ1棟後付け1億円ということは、1棟で3億円かかっちゃうということですね。そういう予算をこの10年以内で何棟できるのかって考えるよりは、1棟に対して新たな住宅に投資をしたほうが長期的に見たら僕は、コストの部分からみてもだいぶ安くできるんじゃないかと思っておりますが、その辺の考え含めて、もう再度お伺いします。その売却の方向でしかできないものかどうか。

建設部長 (田中晃晶君) ただいま申し上げたように、我々のその市のまだ未利用のまだ使っていない利用していない土地のことにつきましては、庁内にあります未利用地の活用委員会というのがございます。その中で検討すべき問題だと思っております。今、おっしゃるように売れない場合とかいうことについても、もちろん想定をし、進めていかなくてはいけないと思っております。

それと、今、高齢者の方々の問題につきましても、その場所での住宅のこと一つのみで申しませんが、一つの方向のみで解決する問題でもなかなかなか足のないというような方々に対しては、やはりまちの中というまた考え方もございますし、そういうことで、総合的に含めて総合的な観点から高齢者問題については、検討する必要があるかというふう考えております。

6 番 (多田義一君) 確かに部長がおっしゃるとおり、全体的に考えていかなければいけない問題ではあります。僕は、なぜ佐大熊だけを今回取り上げているか、前回からもそうですが、伊津部小学校の児童数の減少、これはもうこの議会の中でも僕は常に言ってきましたが、大体新しい1年生で1クラスで

きるかできないか、という部分ですよ、今の現状は。これがずっと続いていくと間違いなく伊津部小学校って廃校になる危険性がすごく高くなると思うんですよ。それで、その全体的な流れの中で児童数の確保もできる。そして高齢者の対策もできる。地域コミュニティに活性化という部分では若い人たちが入ってくることによって、地域の活性化にもつながると。これは高齢化も対策という部分で私はだいぶ言っていますが、背景にはそういう事情もあるということをお聞き願いたいと思います。

それでは、この次に管理人の仕事内容と手当の在り方についてであります。まず端的にその仕事内容と今現時点での手当の額等をお示しください。

建設部長（田中晃晶君） お尋ねの管理人の仕事内容につきましては、市の住宅管理条例施行規則という中で定めております。五つほどございますので申し上げます。火災、ガス漏れ等その他の事故に係る報告、それから二つに、市長からの市からのお願いごとと申しますか、お知らせごとに対しての入居者への周知、それから家賃などの納入通知書の配付とか、それから収入申告書などのそのような配付、それから市管住宅共同施設などの破損箇所のことにつきましての修理だとか、それから報告をしていただくようになります。六つ目に、その他住宅管理上必要な事項というふうになっております。

それで、管理人等の謝金等の支払額であります。1か月当たりに基本額として800円でございます。当該住宅の管理戸数に100円を乗じたという額になります。例えて申しますと、30戸あった場合につきましては、月額に3,800円となります。それを12か月しますと年額4万5,600円が支払額でございます。

6番（多田義一君） 端的に聞きます。今、六つ仕事の内容をお示しいただきました。ガス、事故等のお知らせ、市からのお知らせ、家賃等の配付そのまた集金も入ってくると思いますが、あとは申告だったりとかいろいろ六つの項目があると。1か月基本が800円の世帯に対して100円ずつ加算されていくと。30戸で年間4万5,600円、これを皆さんはどう考えますか。これが妥当な金額だと思うのか。まずこの仕事の量からして、これを大体時給換算した場合に3,800円と言ったら100円ちょっとですよ。150円ないですね。というのが現状で、実際にじゃこれを鹿児島県の最低賃金法とも照らし合わせてやった時に100円の労働、これはおかしな話ですよ。

実際そういう規定はないですけども、例えて言うならば、例えて言うならばですよ、そういう労働基準の規定に換算した時の時間でいったら本当に微々たる時間ですよ。150円未満なわけですから、でも実際にこの管理人さんたちが、やっている業務というのは、やはり実際のところは苦情もあります。苦情もあってこの仕事ゆえに精神的ストレスもかなりあると聞いております。その中で僕は、この金額がやはり今後、見直していく必要があると思うんですよ。と申しますのは、やはりこの状況だと次の管理人というのは生まれてこないですよ。なかなか管理人が出てこない。一度受けたらずっとやるしかなくなるんですよ。そこでやっていくしかない。しかしながら自分がやっている労力、そして受ける苦情から考えた時に、この金額が果たして妥当なのかどうかですよ。部長、どのようにお考えですか。

建設部長（田中晃晶君） まずお断り申し上げますが、これは管理人の謝金でございます。この手当につきましては、平成21年度でございましたが、県内の市町村の状況などを調査をいたしまして、それらを参考にこの謝金の額を決定しております。

6番（多田義一君） じゃその例えば県内の条例が参考になったと、地域々によっては状況っていうのは、かなり変わってくると思います。例えば人口の形態にしても然りそうですし、先ほど前段で言いましたが、高齢化率の違いによってもまた違うと思いますね。なので一概に県内一律というのもどんなもんかなと思いますが、実際に自分がその人の立場になって同じ業務を果たしてずっとやっていくってした時に、この金額でやろうって思う方、なかなか若い人たちは出てこない中で、現在やっぱり管理人さん

されている方っていうのは、本当に結構長くやっている方、若しくはその条件等で入居をされた方がほとんどだと思うんですね。それを引き継いで私がやりますよって手を上げる人は、なかなかいないと思います。

そういう状況等も考えると先ほど前段でも言いましたが、高齢化が進んでいるんですね、当然ながらその管理人の方ももう同時に年を取っていかれるわけですよ。次の管理人さんをやはりある意味では育成するという部分では、やはり人とのふれあいというのは大事ですけども、またそこにある程度の対価がないとお願いするほうもお願いできないですよ。もうそこで勝手に決めてくださいはいけないと思うんで、やはりその辺の管理をしてくださっている方たちのバックアップ・サポートもしっかりですね、この金額等を踏まえて、例えばですよ例えば、その家賃が要らないとか、その管理人さんはですね、それぐらいの苦勞をされていると思うんですよ実際に。そういう部分からすれば、もっともっと考えていく必要があると思いますが、部長、個人的な見解で結構ですので、どうですか。

建設部長（田中晃晶君） この中で個人的な見解というのもなんですが、先ほど申し上げたように、この謝金の状況については県下の状況を調査をして、これは妥当だというふうにして定めておりますので、私の立場と個人的な立場にしましても、これは妥当だというふうを考えております。

6番（多田義一君） 分かりました。部長の立場では妥当ということですが、実際に一応ちょっとこれは検討してほしいと思います。実際に業務内容とその謝金と実際本当に管理人さんが、どういう苦勞があるのかっていう部分をつぶさに調べると、やはりこの金額がどうなのかなって思う気持ちは必ず出てくると思いますので、それはまた次に検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。この2番目の特区制度の活用についてであります。平成14年12月18日構造改革特別区域法に基づき構造改革特別区域推進本部が立ち上がり、各地域の特性に応じて規制の特例また措置を定め教育、農業、社会福祉など多岐に渡り構造改革を推進し地域の活性化を図り経済を発展させることを目的としてつくられた法であります。

平成23年10月の28日第21次の受付が終わったところではありますが、この特区制度について検討などをした経緯があるのかどうか、お伺いをいたします。

市長（朝山 毅君） 多田議員にお答えいたします。なお、まず議員がよくご存じでいらっしゃると思いますが、構造特区の概要を申し上げさせていただきます。構造改革特区制度は、構造改革特区法に基づき現在の実情にそぐわない国の規制を地域を限定して改革することによって構造改革を進め各地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現することを目的とした制度であります。

この目的を達成するために国は、地方公共団体や民間企業、個人から要望・提案を受け、新たな規制の特例措置の実現などの規制改革を進めております。また、このうち国全体として規制改革が必要なものについては、規制の特例措置としてではなく全国的な構造改革として展開されます。

全国的に話題になった岩手県のどぶろく特区や福岡県久留米市のカブトムシ特区などで制度について広く知られるようになっております。こうした既に規制の特例措置のメニューができているものについては、地方公共団体が特区計画を作成し認定の申請をすることにより、その特例措置を活用することができます。

現在、62のメニューが規制の特例措置として定められ、こうしたメニューを活用した特区計画は全国で339件認定されているようであります。このように構造改革特区制度は、あくまで全国的な規制改革を目指した制度であり、地域における政策の独自性を発揮するツールとして活用するためには、より一層の工夫と検討が必要となっております。

市や市内の民間団体におけるこれまでの検討状況につきましては、サテライトキャンパスに関する大学設置基準の緩和、離島における家電製品の処理、コミュニティFM放送局の複数周波数割り当て、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例が提案されております。このうちノヤギを狩猟鳥獣とする特例については、

ノヤギ特区として認められております。なお、このノヤギ特区については、本市のみならず大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町が同時に特区計画を提出し認定を受けているところでございます。

6番(多田義一君) 全国でも339件、現時点で認定をされて制度を活用されていると。この2番目の質問なんですが、この特区制度上の国から若しくは県からの財源の支援はあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

総務部長(松元龍作君) 制度上の財源の支援でございますが、構造改革特区制度は、規制制度改革による地域活性化を目指す制度のために、これに単独にする財源の支援はございません。考えられる方法といたしましては、構造改革特区の計画認定申請と併せて地域再生法に基づく地域再生計画による支援措置として国の補助金を獲得することが考えられます。

地域再生計画では、地域が行う地域再生のための自主的、自律的な取組を総合的かつ効果的に支援するため地域再生基盤強化交付金や国の地域再生基本方針に掲載された各省庁からの補助金などの支援措置が適用されることとなっております。

一つの地域の事例を申し上げますと、同様な離島地域の事例といたしましては、島根県海士町において、特区計画による株式会社等の農業経営への参入を容認する特例措置、これと併せて地域再生計画である海士デパートメントストアプランの認定を受けた事例があります。この事例では、有休農地を建設業から農業への参入により畜産用放牧地として転用を図りながら地域提案型雇用創造促進事業と地域通過モデルシステム導入支援事業の補助金を獲得して隠岐牛のブランド化やレトルトサザエカレーなどの地域素材を生かした商品開発に成果を上げているということでございます。

市では、地域再生計画として、ITを活用した、e-まちづくりによる地域振興計画、海に学び海を活かす海の駅づくりによる中核海洋都市の再生計画、離島奄美の特性を生かした創造的で多様な産業の活性化計画などの認定を受けて、厚生労働省が所管する地域雇用創造推進事業などの支援を受けているところでございます。

要するに、特区だけでは制度の推進がなかなか難しいので、地域再生支援事業を組み合わせながら財政支援を受けていくと、それが一番望ましいのじゃないかということでございます。

6番(多田義一君) ありがとうございます。十分理解ができました。私は今回、この特区制度の活用についてということで、質問させていただいておりますが、3番、4番と一緒に奄美税の創設についてという部分と、子どもたちの遠征費用を無料にできないかという部分をまとめて質問したいと思います。なぜ僕は、子どもたちの遠征費を無料にできないかということ質問するかというと、まずこの奄美大島においては、小・中・高のスポーツ活動は、やはり子どもたちの健全育成そしてまたスポーツを通して多くの仲間を作りながら基本的なマナー、あいさつの向上など日頃からの学習姿勢にも大きな効果があると僕は思っています。

そして、奄美の子どもたちは、身体能力は非常に高いと言われておりますが、現に、各種スポーツ界においては、奄美出身者が活躍しているのも事実であり、その中でよく言われるのは、どのスポーツにしてもそうですが、離島ということから、やはり本土の学校との対外試合の経験不足が指摘されています。

その背景には、やはり離島というハンディの中で頻繁にこの本土のほうに行くことができないと、むしろそこには、やはり親の負担もあるわけですから、その辺も照らし合わせていくと、なかなか頻繁には島外のほうに行けないと。この島内だけの経験では、レベルアップには、なかなかつながらないと思います。そして、交流自体が、技術の向上やまた人間力の向上にも必ずつながっていきます。

離島のハンディを乗り越え島の子もたちが今以上に夢を持って過ごすことができる奄美にしていかなければ、私はいけないと思います。

そして、もう1点は、先ほど申しましたが、経済が大変低迷する中、親の負担も大きいのしかかって

いる。場合によっては、鹿児島などに遠征を行きたい。それでも経済的な理由により行けないケース中にはあります。陸続きの本土とは、費用負担が全く違い、親も心から子どもたちを支えていくわけですが、経済的不安はぬぐいきれない現状であります。そのようなことから子どもたちも親も不安に思うことなく奄美でよかったと思っていただくためにも、この渡航費用を、船賃ですよね、船ですが無料でできればとの思いで質問をさせていただいておりますが、やはり問題は財源であると思います。その財源ですが、本来、この離島を抱えている鹿児島県のほうからも私自身は訴えて、県のほうにも訴えていきたいところではあります。まずはやはりこの島でアクションを起こすことが大事であろうと思いますので、そのようなことからこの子どもたちの遠征費を無料にできないかと。

そしてこの特区制度を活かして奄美税と僕は書いていますけども、奄美税、税という名目じゃなくても結構ですが、一つ提案は、どこから財源確保できるかなと考えた時に、これは島内にいる私たちも含めて島外から来る人も含めて船と飛行機に対して100円の課金をしてしまうと、島内に来る場合ですね。100円です一人。100円であれば、この島は、子どもたちを大事にしているという部分を島内外、本当にそれをピーアールしながら子どもたちの遠征費用に充てていますと。使用目的をしっかりした基金を作るのであれば僕は、ここに対しては100円ですので、あまり苦情も出ないと思います。これが何に使われているか分からないお金であれば、これは大変大きな問題だと思っておりますが、この税なのか若しくはまた違った名目なのかで入島するに対して100円いただいて、むしろこれは奄美全体で大島本島全体で考えなければいけない問題だと思っておりますが、広域通じてでも結構です。大島本島すべての部分での基金を創設し、大体100円を取ったとして年間40万人の人が動けば4,000万円ですよ。4,000万円、これを基金に積み立てして、ここから崩して行って子どもたちの助成費用を行っていくということができれば、一番理想的ではないのかなと思いの質問です。これについてお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

総務部長（松元龍作君） 議員より御指摘の御提言のありました入島税、入島税として、お答え申し上げますが、新たな財源確保の方法として沖縄県の伊是名村がある伊是名島、それから伊平屋村がある伊平屋島において法定外目的税の環境協力税という形で先事例はございます。

両島へ入域するにあたりまして1回あたり100円を徴収するものでございます。これは高校生以下や障害者の方は免除の対象になりますが、居住者を含むすべての入域者が課税の対象となっております。

この伊是名島、伊平屋島においては、いずれも1島1自治体となっております。また入域手段はフェリーのみとなっておりますので、フェリー運営会社が、特別徴収義務者となり乗客から税を徴収しているということでございます。

奄美大島のように一つの島に複数の自治体と複数の入域交通手段がある場合に、このような制度を導入するに当たっては、自治体間の調整、各交通機関との調整はじめ、まず住民の理解が得られるかなど導入するには、相当ハードルが高いものではないかと考えております。こうした財源を議員御提言のように子どもたちの遠征費として活用できないかということでございますが、現在、市の教育委員会におきましては、九州大会以上の大会に出場の際は、小・中・高校の生徒を対象に遠征費負担分のうち半額を助成をいたしております。加えて一部競技種目においては、その競技団体から上位大会に対する遠征費補助もあっております。しかしながら各種遠征に係る費用は保護者の皆さんに大きな負担となっていることは事実で認識をいたしているところでございます。

今後、現在の助成活動の活用に加えまして御提案の法定外税の活用が可能かどうか、含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

6番（多田義一君） 是非ですね、やはり奄美大島全体での取組にはなると思いますが、やはり島が、この子どもたちを大切にしているというこの姿というのは、やはり島外にはピーアールとしては、かなり大きいものがあると思います。そしてまた、本質の目的でありますその子どもたちの人材、そして技術の向上、ここには欠かせない大きな課題であるのも事実です。私はこの間、市長とも会いましたが、鹿

児島のある高校の野球部の監督さんとお会いしました。そこでやはり指摘をされるのは、奄美には、すごくいい人材は多くいると、ですがやはり対外的な試合、本当にこの鹿児島県内でも強いと言われていたところでの試合の経験不足がやはり大きな技術という部分では壁になっていると。

これは、その野球という種目だけでなく多く言える部分だと思います。やはりその交流試合を増やすことによって必ず技術向上、またそこで学んだことを地域で今度はまた後輩たちに生かしていくということは十分できますので、そのようなことを考えましても是非ですね、むしろその奄美税の創設という部分じゃなくても、この子どもたちの遠征費が無料になれば、一番いいと思いますが、その手段方法の一つとして、そういう特区制度を生かした奄美税の入島税の創設というのも僕はできると思っていますので、是非広域通じて全体的な取組になれるような話し合いの場を設けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは3番目の中心市街地活性化についての質問に移りますが、この区画整理事業の現状と課題という部分で質問をさせていただきたいと思ひます。今日も同僚議員のほうから多く質問がありましたが、再度改めてこの区画整理の現状と課題をお伺ひいたします。

建設部長（田中晃晶君） 現状につきまして申し上げます。先ほどの午前中の竹山議員にも申し上げますが、建物移転の棟数の進捗で申し上げますと、約33パーセントとなっております。22年度事業費ベースでは進捗率が約43パーセントとなっております。

次に、この本事業の課題といたしましては、先ほど竹山議員の御指摘もございまして、私のほうからも申し上げたように、この事業に対する情報発信の方法等につきましても、もっと分かり易い方法等について地域の方々との御意見などを伺ひながら、また多く方の理解が得られるように取り組んでいく必要があるのかなというのを1点ございまして。それともう1点が、一部の権利者から仮換地に関しまして、正直申し上げて御理解をいただけないところがございまして。このことも一日も早くこの課題を解決するべく事業の推進ができるように努めてまいりたいというふうにご考慮いただいております。

6番（多田義一君） 午前中の答弁でもその現状というのは、理解をしているわけですが、やはりこの選挙戦においても私たちもいろんなところに出向いてお話しを伺ひますが、今回の一般質問においても5名の議員からこの質問は取り上げられております。

この課題という部分に関してやはり先ほど部長のほうからありましたが、やはり情報自体の不足、この発信不足というのは、確かに大きく響いている部分で多くの市民の皆さんは、どうなっているんだろうという気持ちで見ているんですが、実際に今度は商店街の皆さんは、不安感がむしろ強い。これは地域のひととやはり多くの市民との間には当然当事者なのかという部分と、また外から見ている部分とこの二つ考え、思ひはあると思ひますが、いずれにしてもやはり情報の発信不足であって、その将来像が見えてこないという中からの不安感が多くなっているような気がいたします。

そのような中で、私は、次の市長のスタンスはということですが、冒頭と議員のほうからもありましたが、確かにこの事業においては、旧名瀬時代からの継続している事業であり、そして私たち議会も承認し進んでいる事業であります。やはり一番大切なことは、その事業主体である市のトップとして、どういうメッセージを住民の皆様にご伝えたいのかと、私はこれも大変大きなことではないのかと思ひますので、改めて市長のスタンスということをお伺ひいたしたいと思ひます。

市長（朝山 毅君） 午前中の与議員、また竹山議員からも同様の御質問等がございました。私のメッセージ、とりわけ行政のスタンスがということでございます。そのことについては、真摯に賜りたいと存じます。先ほどの答弁にもありましたが、財政も行政も継続してまいります。私は、継続すると申し上げて選挙戦を戦って現在がございまして。この事業については、名瀬市の財政についても非常にウエートを占める大きな事業でもあります。それをしっかり継続すると申し上げてまいりました。その継続するプロセスの中において、しっかりしたスタンスが見えないということについては、深く反省をいたし

ます。今後、かかるあい路もありますが、それらについて職員ともども連携を図りながら誠実に対応して、そして御理解を得ながら一日も早い事業の執行が進むように努力をしていきたいと考えておりますので、議会の皆様方の特段の御理解とまた御支援、御協力も賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

6番(多田義一君) ありがとうございます。確かにこの事業においては、もう進んでいる事業であり、そして、また進める中での難しい部分に今は直面をしているような気がします。この壁をやはり乗り越えていかないと成功というのは、僕はないと思いますので、まずこの事業自体が一つは区画整理をし安心安全なまちを目指す、もう一つは、やはりその市街地の活性化ですよね、そこに向けた事業導入でもある。二つの面があるわけですが、これはどちらも欠けることなく進まないことには成功したとは言えないと思います。

今、やはり多くの皆さんは、この区画整理またこの中心市街地の活性化この部分で混乱しているというのは、実情であると思います。やはり先ほどの話に戻りますが、どういうまちができるのか、そしてその全体像は、どういうふうになるのかっていうのが、なかなかこう見えづらいと、これは非常に大きな問題ではあると思いますので、これからやはり、遅くないと思うんですよ、今も全然示して本当に担当の部署の皆さんは一生懸命努力をされているのは私たちも見ていますので、分かっていますが、今度は今半分まで事業費ベースで言ったら43パーセントでしたかね、43パーセントきてると、あと残りの57パーセントに関しては、今度は完成に向けていくわけですからスタンスを少し変えて、こう1件1件全体像、先ほど竹山議員のほうからもありましたが、中心市街地活性化協議会で、これも来年、部長、来年でしたよね、委員会開催されるということで、またその時期にならないと、また出てこないと思いますけれども、一つちょっと今、答えれば答えていただきたいんですが、この活性化協議会の役割とは何でしょうか。

産業振興部長(川口智範君) 中心市街地活性化協議会ということで私ども組織しております。委員の方々は、商工会議所をはじめ商店街あるいは地域住民、
(「部長、役割、役割」と呼ぶ者あり)
中心市街地の活性化、再生を目指しております。

6番(多田義一君) とっても分かり易い答弁でした。活性化を目指している。確かにそのような委員会であってほしいし、なければいけないと、むしろ思っています。この協議会のできた、今の部長がおっしゃった役割を考えた時に、やはりこの区画整理事業とどのように絡めていって、どういう全体像を作りたいのかっていうビジョンが今からまた新たに見えてくる部分もあるのかなと思って期待をするところなので、是非その辺また取り組んでいってほしいと思います。

そして、やはり多くの市民の皆様はこの商店街のこの形成、又は、その再生、活性化、ここはよく見えない中でこの全体的に役所の皆さんは、どう考えているのか。でもこれは、私は、是非一度聞いて見たかったんです。それで、私は皆さんに伺いますと、商店街の再生は可能ですか。という項目を入れさせていただきました。当然ながら皆さんにお答えをしていただくわけにはいきませんので、私のほうから御指名しますので是非答えていただきたいと思います。

やはり、今、担当課の課長さんは一生懸命やっているとしますので、都市整備課の課長のほうから再生が可能だと、この区画整理事業含めて商店街の再生は可能ですか。

都市整備課長(上島宏夫君) 商店街の再生は可能ですかとの御質問ですけれども、今後のまちづくりの基本は、やっぱり中心市街地の活性化だと思います。郊外型の今までの人口増の郊外型のまちづくりから、やはり中心市街地のまちづくりに変わると思います。その中で、いかにそのまちの中に人を集め楽しい場所をつくるのか、その中でやっぱり商業機能というのは、やっぱり都市機能の中でも重要な機

能だと思えます。それをつくるために土台作りとして区画整理事業を行い、またソフト事業も含めて、5年後、10年後にみんなが楽しくて行っても楽しめるような空間を作るのが大事だと思えますので、商店街の再生は可能にします。

6番(多田義一君) 大変心強い答弁でありました。僕もその言葉を何かどっかか、こう待っていたような気がします。やはり、できると思わないと事業ってなかなかできないと思うんですよね。自分が不安だとやっぱり前にも行かない。最終的にこう何でもそうですが、成功するもしないも自分の気持ち次第だと思えます。

そこで、私は、なんでこのすべての皆さんに聞いて申したかという、やはりこの課が違うから私たちは、このことはあんまり関わっていないから分からないとかではいけないと思うんですよ。これは今、奄美市が持っている事業の中では98億円、これはもう一番大きな予算を投入する事業で、これはもう本当に全課挙げて方向は一つの方向に向いて走るべきだと思うんですよね。当然、仕事の役割は、それぞれ別にしても皆さんが同じ方向、顔向かないことには市民の皆様にも皆さんにも伝わらないと思うんですよ。一生懸命やっているから担当課の職員は当然、そこ向いて一生懸命走っていますよ。しかしながら万が一ですよ、万が一、全く自分なんかは関係ないよと思って、そっぽを向いている職員がいるとすれば、これは必然的に市民の皆さん、不安がどんどん広がっていくと思うんですよね。なので、僕は、せめてやはりこの議場にいる皆さんは共通認識を持った上で方向性一つにして共に頑張っていくというスタンス、姿勢が必要だと思えますので、是非この事業成功に向けて頑張って、私たちも頑張っていきますので共に頑張ってください。よろしくお願ひします。

そして次に、この若い経営者の意見がありますが、実は、若いという表現をしたのは、やはりもっともっと動けるこの若い世代が、やっぱり活発になってほしいなという僕の個人的な思いがすごくあります。そこで、もしこの若い経営者、またこの若い従業員の皆さん含めてですね、まちに関わっている皆さんが、もしみんなで提案をして、こういうふうに変えてほしいとか、今は具体的になっていませんが、変えてほしいとかっていうのがあれば、実際にそれを取り組んでいく姿勢があるのかどうか、できるのかどうか。そこをお答えいただきたいと思えます。

産業振興部長(川口智範君) 中心商店街からの御意見に対しましては、若い方だけではなく商店街からの御要望があれば、行政として対応できる部分については、できるだけこれまでも努力してまいりました。具体的には、いろんな事業に支援とか、あるいは財政的な支援、あるいは地縁的な支援、こういったものもやっております。その上で今後とも特に若い皆さん、この皆さんのやる気がなくなるような形、気持ちが萎えないような形で若い皆さんとは、意見交換を図りながら、できるかぎり対応してまいりたいと考えております。

6番(多田義一君) そうですね、是非やる気をそがないように、やる気を引っ張り出せるような、やはり行政であってほしいと思えます。

例に取りますが、例えばですね、私一度、奄美のその学力を高めるための委員会っていうのに出たんですよ。出たんですが、正しく僕は、いっしょなのかなと思ってますけども中心市街地を活性化するためにどうするかという議論をここでするのも確かに大事ですが、実際に活性化に向けた働き、取組をしていくのは、まちの方なんですよね。学力を上げるのは子どもたちなんですよね。いかにやる気を起こさせる、方向性を導く、これが僕は、行政のあるべき姿であって、そのうまく、やはり引っ張っていくという部分が今少し欠けているような気がするんですよね。引っ張っている感じじゃなく、ちょっと走っちゃってる感があるんですよね。行政のほうが一歩前を走っちゃってる感があって、ここはちょっと追いついてこれないような、これは決して悪いとは言いませんよ。言いませんけども、やはり私たちが商売するわけじゃないんですよね。予算を使って地域を活性化させるために地元の皆さんが商売を行って活性化をしていくとすれば、やはりその地元の人々のやる気をいかに出すか、いかに引き出すかっていうの

が、やはり私たちの行政の仕事だと思えます。

僕たちもそれを静観しているだけじゃなく、やはり買い物したりいろんな部分で支援はできると思いますので、是非そのやる気を引っ張る、引き出すっていう部分では皆さんにも多くの力をお借りしたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

続いて教育行政についてであります。端的に朝日小学校区、もうこのとおりです。人口が増えて子どもたちも増えていますが、校舎の建設、また建て替えの検討はしているのか。それと続いて同じく輪内保育所のほうも併用して増設の計画また建て替えの計画はあるのか、お伺ひいたします。

教育委員会事務局長（日高達明君） 答弁いたします。朝日小学校につきましては、本市管内におきまして児童数が一番多い学校になっております。実際現在、増えております。年間に20名ほど増えている状況でございます。このまま推移いたしますと、平成24年、来年度には、普通教室が確実に1教室不足になります。もし新3年生に2名以上の転入がありますと、二つの教室不足ということになってしまいます。

本市といたしましては、現在、今年度末、来年3月までに2教室分のプレハブ教室を建設すべく準備を進めているところでございます。このプレハブ教室で対応させていただくことにつきましては、朝日小学校の児童数は、校区内地域の住宅整備状況、それから出生数などから推移しまして、平成24年度来年度をピークとして、その後は緩やかな減少に転じることが予想されるためでございます。

早ければ2年後には、現在の教室の数で足りるようなことが予想されるためのプレハブ建設でございますので、御理解を賜りたいと思えます。

福祉部長（小倉政浩君） それでは輪内保育所の建て替えなどについての御質問にお答えします。現在、奄美市福祉事業団が運営しております輪内保育所は、昭和55年の4月1日に開設され、築31年が経過しております。平成23年の11月1日現在の定員は150名、入所児童数は177名となっております。入所申し込みにつきましては、18名となっておりますが、児童の保護者が仕事をしているなどの入所要件に該当しているが保育所に入所できていない、いわゆる待機児童は3名となっております。

お尋ねの建て替え増設計画につきましては、現在のところ未定とのことですが、同事業団が運営しております金久保育所、平田保育所を含めて今後検討していきたいとのことでございます。

なお、本市としましても他の民間認可保育所に対しても定員増についてお願ひしているところでありますが、定員増をするには今後の児童数の増減の推移、定員増による措置費単価の減額や保育士の確保並びに配置状況また施設の増改築等に多額の費用がかかることなどから民間保育所において実施に踏み切れていない状況にあり苦慮しているところであります。

このようなことから来年1月に福祉政策審議会を設置し今後の保育所の在り方について審議していただき、その答申を踏まえた上で今後の保育行政や子育て支援に生かしてまいりたいと考えていますので、御理解をお願ひいたします。

6番（多田義一君） ありがとうございます。実際にやっぱり待機者がいるということは、目指すところはゼロだと思うんですね。やはり仕事がない中でもやっと仕事が見つかって働こうとしている時に子どもさんを預かってもらえる施設がなくて働けないというケースが出てくると、やはりこの市の政策としてどうなんだという根底的な部分にぶち当たってしまうと思えます。そして、先ほどの話じゃないですが、朝日小校区は、やはり人口は増えてきていますので、子どもの数も必然的に増えています。その中で質問でありましたが、是非、事業団のほうとも話し合いながら連携を取って、またその対策にも講じていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

3番目の校庭の整備計画についてであります。これは各グラウンドによっては、水はけが悪いところ、良いところ、さまざまなものがあります。それは住用、笠利、名瀬地区この3地区おいてもそうですが、グラウンドの整備計画とかあれば、ちょっとお示しいただきたいと思えます。

教育委員会事務局長（日高達明君） 簡単にお答えしますが、グラウンド整備の工事につきまして、今のところ計画ございませんが、降った雨、整地、砂を入れたりそういうことで対応していきたいと思えます。今後また、どういった方がいいのか学校とも十分詰りながら検討していきたいと思えますので、御理解ください。

6番（多田義一君） 5番目の工業高校の跡地利用については、次回に回して私の一般質問は、これにて終わりたいと思えます。

議長（向井俊夫君） 以上で新奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時45分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後4時0分）
引き続き一般質問を行います。
無所属 安田壮平君の発言を許可いたします。

2番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。無所属の安田壮平です。まずはじめに、去る9月の奄美北部豪雨災害と11月の奄美南部豪雨災害の被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに先日の徳之島竜巻被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、先日の奄美市議会議員選挙におきましては、多くの皆様から大きなお力をいただきまして、市議会の場で活動する機会を与えていただきました。本当にありがとうございます。責任の大きさに身の引き締まる思いであります。市民の皆様あつての市議会議員であること、そして、皆様への感謝と御恩を忘れずに奄美をよくしたい、奄美のよさを守りたい、奄美のよさを守るためにそうでない部分をすこしずつ見直していきたい。この私の初心を貫いてまいりたいと思えます。皆様、御指導のほどどうぞよろしく願ひいたします。

質問に入る前に、こうして奄美市議会に臨む今の思いをもう一言お伝えさせていただきたいと存じます。私は、3年半前に名瀬に帰ってまいりました。青少年支援や環境保全、リサイクルのNPO法人にて仕事や活動をしてまいりました。この3年半、さまざまな地元のものやことを見聞きし、多くの人たちと出会い触れ合つてつくづく感じましたことは、本当にすばらしい地域である。世界中でも唯一無二のすばらしい故郷である。そして、この地域の持つ魅力、資源、宝は日本の宝であり、ひいては世界全体の宝である。この島のこの地域の資源、魅力、宝を十分に活かすことができれば、この奄美市は、今は、少し元気や活力が落ち込んでいるように見えますが、必ず発展できる、必ず繁栄できる、そう信じております。

もちろん、ことはそう簡単ではないことも承知しております。奄美市は、多くの課題を抱えていると認識しておりますが、その中でもとりわけ重要かつ喫緊の課題は、人口減少にどう歯止めをかけていくか、たとえ人口の維持増加が難しくてもこの減少のペースを減少の幅をどう縮める、緩めることができるかということ。そして、もう一つが地域の景気、経済、雇用の状況をどう改善、向上、浮揚させていくか、この人口と景気、経済、雇用という二つの課題が最大の課題ではないかと私自身考えております。

先の選挙期間中も一番多くいただいた市民の皆様の声が、若者が帰ってきて働く場をつくってほしいということでありましたが、正にこの二つの課題を象徴する言葉であると感じております。

この二つの課題は、我が国の多くの地方、多くの地域が共通して抱える難題でもあります。日本全体が今、人口の減少の局面にあります。また、日本経済、世界経済、非常に混沌としております。日本国内、極端な円高、株安の影響で製造業をはじめとする企業は、海外移転、海外脱出を余儀なくされ雇用に大きな打撃を受けている地域もたくさんあります。

また、長引くデフレ不況の影響で経済的な面でも市民の皆様暮らし向きもなかなか回復へ向かうと

いう実感が持てないのではないかと認識しております。もちろん経済的なもの数字で計れるものだけで、この社会が成り立っているわけではありません。精神的なもの文化的なもの目には見えない心の豊かさをもたまた私たちが求める奄美市の繁栄、発展に欠かせない要素であると考えています。

先般、アジアの小国ブータンの国王夫妻が、国賓として来日されました。連日のマスコミ報道を通じて多くの日本人に気づきを示唆を与えてくれたのではないかと感じております。同国が採用しているGNH国民総幸福量という指標、この本質は、私自身は国民と国王や政治との対話、コミュニケーションにあるのではないかと考えていますが、この指標を行政の運営、経営に取り入れている我が国の自治体もあるようです。

奄美市の将来の発展、繁栄の姿を思う時、神仏一如、心と物、精神面と物質面と経済面が一体となって繁栄する姿を目指したいと考えますし、それこそが奄美市らしい繁栄の在り方ではないかと考えます。私自身、ブータンの取組やそれを取り入れた国内の自治体の取組も参考にしながら、これからの理想の奄美市像をより深くより具体的に模索をしていきたいと考えます。

先ほど申し上げましたが、この地域の持つ魅力、資源、宝を十分に活かすことができれば、まだまだ奄美市は、発展する繁栄すると考えます。私の考えるこの地域の魅力、資源、宝とはたくさんありますが、五つありまして自然環境、歴史、生活文化、地場産業そして人この五つに集約できるのではないかと考えています。そして、この五つの魅力、資源、宝を一体的に十分に活かすためにも私は、人づくりの島というものを目指していくのがよいのではないかと考えます。

人づくりの島とは、この地域に住む方一人ひとりに光をあて地域社会のつながり、絆、結いの中でその個性がいかんなく光り輝くように、また人生の先輩たちが子どもや若者たちに地域の自然、歴史、文化をしっかりと伝えて、そして、胸を張って誇りを持って若者たちが本土や海外に出て、あらゆることに挑戦し、たとえ身は故郷に遠くいても、また故郷に帰ってきてからも、この故郷のために奄美市のために貢献していけるように、そしてまた、本土や世界から何らかの御縁でこの地域に来た方々が島の文物に触れ島人に接して癒され元気なり、奄美に来たら力をもらえる、奄美は心の故郷であると、そして何度でも来ていただけるような、そういう姿を人づくりの島としてイメージをしております。

この実現のためにも今、行政当局の皆様が取り組まれている自然、人、文化が、共につくるきよらの郷というビジョンをしっかりと学ばせていただいて、目指すところは、そう遠くないと感じておりますので、思いを共有させていただき、議員の皆様、行政当局の皆様そして市民の皆様から重ねて御指導をいただきながら、お知恵やお力をいただきながら自分自身の考えもしっかり提言、提案をさせていただいて、奄美市を前向きな方向へ明るい方向へプラスの方向へ本気で進めていく力の一つになりたいと考えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速質問に入らせていただきます。通告書に従って、まずは、人口の減少抑制維持増加策について問わせていただきます。

ここでいう人口とは、主に私自身は、定住人口をイメージをしております。交流人口も大事ではありますが、ここでは定住人口について主に触れさせていただきます。人口は、言うまでもありませんが、地域の活力の源でもあり、また活力と元気のある地域社会の重要な要素であります。地域の発展度を計るバロメーターでもあります。そして、その人口から多くの力が生産や消費などの経済力が、また文化や伝統を受け継いでいく力が生まれてまいります。そして、市の行財政に関しましては、地方交付税の普通交付税の算定基準、算定項目にかかわっております。私が先ほど申しました、人づくりの島というその姿の中でも、人こそが宝人と人とのつながりが宝だと考えます。この人口のことについてお伺いいたします。

(1)の部分、本市の過去5年間の人口動態についてアからウ、まとめて伺います。どのように変動したか。そして、その内訳、自然増減、社会増減に関しまして、そしてまた、その人口の動態についての理由や属性についてお聞かせいただきたいと存じます。

次の質問からは発言席にて発言させていただきます。

議長（向井俊夫君） 当局の答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） それではお答えをいたします。まず、どのように人口が変動したかということですが、まず昨年度、実施をいたしました平成22年国勢調査において本市の人口は、4万6,121人でした。前回の調査にあたる平成17年国勢調査では、4万9,617人でしたので、本市の過去5年間の人口動態につきましては、3,496人の減少となっております。

その内訳はということですが、人口動態における自然増減、社会増減につきまして、こちら国勢調査の人口を基準に毎月の人口動向を推計していく鹿児島県毎月推計人口を参考といたしております。平成18年から平成22年の5年間に於いて、出生数から死亡数を差し引いた自然増減は、664人の減少、転入から転出を差し引いた社会増減は、2,541人の減少となっており、その合計は3,205人の減少でありますので、先ほど申し上げました国勢調査の3,496人とは非常に近い数値となっております。

その理由はということですが、自然増減は未婚者の増加それから晩婚化などによる出生数の減少、少子化の影響が大きいものではないかと考えております。

一方、社会増減は、10代後半から20代前半の若者層が修学、就職のために高校卒業後、島を離れることによる影響が大きいものだと考えております。このことは大学進学率が高く通学圏内に大学がない地域においては、よく見られる現象ではありますが、本市において実際に年齢別の転出・転入から高校卒業生世代、これは18歳から21歳まででございますが、の転出・転入層を除くと転入が転出を上回っていることとございます。

また、人口動態は昭和55年から昭和60年までの人口増加時と比較をしてみますと、大きく違いますのは、自然動態による出生数が減少しているだけで社会動態においては、あまりの変動はないということとございます。

2番（安田壮平君） ありがとうございます。総務部長、すみません。今、一番最後のほうで発言された内容について、あまり動態に変動がないというところ、もう少し詳しく伺いをいただいてもよろしいでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 社会増減でございますけれども、平成18年では転入・転出差し引きマイナス701、それから平成19年度は転入転出の差がマイナス600です。それから平成20年度はマイナスの551、平成21年度は434、平成22年度は255の計2,541名ということとございます。

2番（安田壮平君） そこだけで結構です。ありがとうございます。社会減少については、その減少幅が少しずつ小さくなっているという認識でよろしかったでしょうか。ありがとうございます。続けて質問を進めさせていただきます。(2)の部分なんですけども、社会減少を抑制していくために転出者を減らす施策について伺います。今現在、どのような取組を行っているのか。また今後、どのような取組が必要と考えるか、お聞かせいただきたいと思っております。

総務部長（松元龍作君） 社会減少を抑制するために転出者を減らす施策で、現在どのような取組を行っているか、ということですが、平成18年から平成22年の5年間に於ける人口動態につきまして、先ほども申し上げましたとおり、高校卒業後、島を離れる年代層を除きますと転入が転出より多くなっております。

年齢層ごとの要因についてですが、高齢人口、年少人口の転出につきましては、それぞれ介護・医療に係る事情、それから転勤等の家庭事情によるものと推察をいたしております。

20代から50代の生産年齢人口につきましては、詳細な理由は把握しておりませんが、転勤あるいは転職等の理由による転出が多いのではなかと推測をいたしております。転出者抑制に対する取組とい

たしまして、主なものだけを申し上げますと、転業者や新規就業者が技術能力を取得できるような人材育成事業として平成20年度から「地域雇用創造推進事業」の実施、また地元で求職者がスムーズに就職できるように新規学卒者やUイターン希望者を対象にした「就職支援ガイダンス企業説明会」の実施、看護福祉専門学校には、看護福祉専門学校誘致以来継続している経営支援、新規高卒者の雇用促進する高卒ルーキー雇用奨励補助、専門技術の習得希望者や経済的理由による修学困難者などを支援する「ふるさと創生人材育成奨学生制度」、求職者へ雇用・就業機会を提供する提案型の「緊急雇用創出事業」「ふるさと雇用事業」などを実施をいたしております。

国内、海外の経済状況によっても変わりますが、これらの雇用施策を実施してきたことが、一時期0.23倍であった有効求人倍率を直近の23年10月では0.54倍まで押し上げてきた要因の一つではないかと思っております。

数字の改善状況が「雇用が回復している」という実感にまでつながっていないかもしれません。要するに正規職の雇用は少なく臨時職の雇用が多いというのが実態でございますので、今後も有利な補助事業の活用など積極的に図って雇用機会の創出につながる施策につなげてまいりたいと、このように思っております。

2番（安田壮平君） ありがとうございます。社会減少を抑制するためにどういうことが必要かということなんですけども、転出者を減らすという観点からの御質問をさせていただきました。転出者の主な属性と申しますか年齢層は、やはり一番は高校卒業など学校卒業者が就職、進学で転出をしていくと、それについてはある程度やむを得ないと言いますか、私自身もそうであったようにですね、より広いところで勝負をしてみたいと考えるのもまた若い世代のそういう特性もあるのだらうと思えます。

私自身は、それについては、もちろん高校卒業者が地元で就職するというを進めていくことも大事なことでありますけれども、無理に戸を建てられるものではないなと考えています。やはり重要なのは、その20代以上ですね、30代、40代そういった働く世代、子育て世代、そういった方々が、やはり全体の数でみれば、そんなに多くはないということでしたけれども、やはり私自身も身の周りでも同級生、近い年代の方々でもやはり島ではなかなか仕事がないという、よい仕事がないということで家族全体を養うことができないということで、転出を余儀なくされている人たちもいます。やはり、そういう人たちに対して、こういう雇用の面での支援、就職、仕事の面での支援というのは引き続き継続してしていただきたいと、臨時職以外にもですね、やっぱり臨時の採用期間が終わったあともきちんと継続して続けていくようなそういう民間企業との協力体制と言いますか、そういうことも引き続き検討していただきたいと思えます。

総務部長（松元龍作君） 議員がおっしゃるように、やはり高校卒業して一度は都会に出てみたいというのは当然のことだらうと思えます。島を出ていったあとに、やはり島に帰ってきていただくというのが大変重要なことであらうかと思っております。

そのためには、島で生活ができる状態をつくらなければならないと。そのためには、雇用であり住宅であり教育であり医療であり、いろいろなものが相絡まって、やはりその人たちが帰ってこれるような魅力ある島をつくっていかなければならないという思いは、すべての方々いっしょだと思います。それで私どもの行政の責務といたしましては、やはりそういう方々が、いつでも島に帰ってこれるようなそういう島をつくっていききたいということでございますので、今後ともまた、いろんなところで御支援・御協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

2番（安田壮平君） 続いて次の質問（3）なんですけども、社会減少を抑制するために転入者、Uイターン者をどう増やすかという施策について伺いたいと思えます。

今回のこの人口減少問題に関しては、もちろん自然減少、社会減少あるんですけども社会減少に主に焦点を当てて質問させていただきます。その理由はですね、やはり自然減少については、いかにして出

生数を増やすかという非常に多岐に渡る、そして奥の深い分野ですので、その点はまた今後しっかりと勉強しまして質問させていただくとして、私自身、この社会減少というもの、どう食い止めていくか、出ていく人を引き留めるだけでなく、一度島を出ていった人をですね、Uターン者、若しくは全く本土出身の方をどう島に呼び込むか、このことをですね、やはり重視してすぐにできるものとして取り上げさせていただきたいと思います。

Uターン者、Iターン者を呼び込むということは、人口の減少を抑制していく上で今も申しましたが、その難易度、取り組み易さという点からも比較的取り組み易いのかなと考えますし、また即効性、すぐに効果が出るんだろうと思います。そしてまた、コスト的にも抑えられるのではないかと、というふうな思いもあります。そしてまた、この人口の問題、人口をどうやって奄美に引っ張ってくるかと、都会の人口を引っ張ってくるかというのは、正しく政治行政の仕事であると考えます。

高校卒業の若い人たちが、魅力的な多種多様に渡る仕事に就きたい、学校に行きたい。それは、ある意味経済原則によるそういう人口の流失であります。それは一面において民間のレベルで行われることですからやむを得ないとしても、また先ほど申しました、この人口ともう一つの車の両輪であります地域の経済産業、雇用の活性化というものに関しましては、実はこれは行政が手を出す、何か施策を行うことでもありますが、もう一つは、やはり個々のお店、個々の企業の活動の売上等の総体が地域の経済力にもなってきますので、そういうことを考えれば、やはり人口をどう島に呼び寄せるかというのは正しく政治行政のなすべき仕事だろうと考えまして、この社会減少、転入者をどう呼び込むかという施策については是非、力を入れて取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

そこで現在、どのような取組を行い、また今後、どのような取組が必要かお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君）本市には毎年、南の暖かいところに暮らしたいとか、海のそばで暮らしたいなどの理由により、年平均約100件前後の移住・定住に関する問い合わせがございます。特に、職と住まいについての情報に対する問い合わせが多く、職につきましては、問い合わせ内容に応じて先ほど申し上げました事業の活用やハローワークからの情報を提供いたしております。

住まいにつきましては、地元新聞に掲載されている民間の不動産や公営住宅などに関する情報を中心に提供をしております。中でも農村集落における1戸建て住宅につきましては、ニーズが非常に高いものの提供戸数が少ない状況から各地区の嘱託員、駐在員など地域の方々の御協力をいただきながら集落にある貸出可能な民間の空き家情報を収集して移住希望者へ提供いたしているところでございます。

加えて平成20年度からは、市内にある空き家を所有者から借り受けまして改修などを行い、移住希望者へ貸し出す定住促進住宅整備事業を実施しているところでございます。空き家住宅につきましては、帰省時に使用するとき、家具、家財道具の倉庫であるなどの理由からなかなか貸し出しをいただけないなどの課題はございますが、更に取組を進めてまいりたいと、このように思っております。

また一方、交通インフラが飛躍的に改善をいたしまして、生活圏域が拡大していく中で、移住希望者目線に立ってみますと、一自治体だけの情報提供では十分ではないことが多いことから、人口増加策に向けましては、島単位の広域的な取組が重要であると考えております。その一環として、まず移住支援に必要な条件は、職・住と併せまして奄美の自然を活かした遊の遊びの連携ですが、こうした情報を群島一元的に発信する移住支援サイトであるホームページを奄美振非公共事業を活用して昨年立ち上げたところでございます。また毎年、東京で実施されている全国離島の物産などが集うアイランダーというイベントにおきましても、移住を検討している方々へ奄美群島の島々を一つのパッケージとしてアピールをいたしております。

さらに、今年度から移住希望者に対するプロモーション・窓口機能となる奄美群島UIOターン支援協議会を設立いたしまして、平成24年度までに群島全体、各島々での連絡体制・支援体制を構築する取組を進めております。

いずれにいたしましても転入者UIOターン者を増やす施策については、これからも強力に進めてい

きたいと思っております。

先ほどの定住促進の問い合わせ件数の実績でございますが、平成18年には206件、平成19年には145件、平成20年には45件、平成21年には116件、平成22年には88件など定住促進に関しては問い合わせがまいております。

2番(安田壮平君) 説明よく理解できました。いかにこのUターン者、Iターン者を奄美市に呼び込むかというのは本当に重要なテーマ、重要な取組であることは先ほども述べました。その中で大事なものは住宅と仕事だろうというのは部長の御理解のとおりだと思います。

職、住に関しましては、先ほど転出をどう抑えるかというところでお話しがありましたが、それもまたIターン者にとっても重要な制度、重要であります。そして、この住宅というものに関しましては定住促進住宅事業、これは非常に魅力があるというか、とてもIターン者にとってみれば有り難いものであるだろうというふうに察します。

今、お話しの中で広域的な取組というようなこともありました。しかしながら私の実感としましては、まだまだ奄美市が、本気で総力を上げてUターン者、Iターン者をこの島へ呼び込もうという姿勢にやや足りないところがあるのではないかなと、いうふうに感じています。

例えばであります、提案というか私の考えるところ御紹介させていただきますが、例えば、そのUターン者、Iターン者の中でもどういう世代、どういう方々をターゲットとして設定するのか。例えば定年退職されたシニア層に中心を当てるですとか、いろいろありますが、このシニア層に焦点を当てれば、もしかしたらその住居と職業、住居と仕事といったその仕事については、年金生活で補えるかもしれない。それほど重要な手当をしなくても済むかもしれないというメリットがあります。

そしてまた、総合窓口の設置ということであります。これは前回の定例会で竹山議員も質問されたようなんですけど、例えば市役所の1階にUターン者、Iターン者募集の窓口を設けるですとか、また奄美市のホームページですね、いろいろ調べさせていただいたんですけども、そのホームページの一番最初のトップページと言いますが、そのページからなかなかUターン者、Iターン者求めていますというものは伝わってきませんでした。

今たまたまトピックスの欄にネリアカナヤという広域事務組合がやっている取組もそのリンクが貼ってあったんですけども、それはたぶん何でしょう期間限定のもので、しっかりとしたメッセージを打ち出していきたいと思っております。

そしてまた、待っているだけではなくて、いかに売り込んで奄美に帰って来る人、来てくれる人を募るかという営業というか宣伝、そこにも力を入れる必要もあるのかなと思っております。例えば先ほどから話題に上がっていますが、100人応援団という組織体の活用、全国の奄美郷友会、何十万人いらっしゃるというふうに伺っています。その方々に出身者や2世、3世の方々にダイレクトメッセージを送ったりするなどの呼び掛けあってもいいのかなと思っておりますし、そしてまた、視点はちょっと変わるんですけども地元住民の方々への理解を得る取組というのも必要なのかなと、民と官、一体を挙げて人口を呼び込もうと、Iターン、Uターン者を呼び込もうと、そのためにはどうしても地域の協力がなくては安心して継続的に住むことはできないと考えます。そういう意味でそういう協力の呼び掛けなども必要ではないかと考えます。要は、できることを奄美市としてできることをすべてやっているかという熱意というか、本気度の問題でもあると考えます。

今、申しましたことにつきまして、見解をいただければと思っております。

総務部長(松元龍作君) 定住者のターゲットをシニア層に設定をしてみたらどうかということにつきましては、本市への定住者からの問い合わせ状況で申しますと、年齢は30代、40代、地域は関東、近畿地方からの割合が高いようでございます。

市内地域からのニーズも30代、40代の子育ての世代が多いようでございます。60代以上のシニアから問い合わせの割合は、約15パーセント程度でございますが、シニア層をターゲットにするとい

うことは、確かに一般的に富裕層をイメージをいたしまして、定住をしていただいた場合、安定した購買力が期待をされ地域経済にも望ましいものと記されますが、反面、医療費の増高が懸念されます。地域力という点からもシニア層のみにターゲットを絞るのではなくて地域のニーズも考慮に入れながら幅広い層にアピールをしてまいりたいと考えております。

それから、総合窓口の設置につきましてですが、移住、定住の相談受付につきましては、現在、市役所の3階、企画調整課で行っております。1階、地下1階は、住民の移動時期やお年寄り、障害者の方など市民が直接足を運ぶ機会が多い業務を優先して配置をいたしております。

また、Uターン者の相談内容につきましては、住と職が多いと申し上げましたが、中には教育・福祉の分野など個人プライバシー配慮が必要なケースも多々ございます。これらのことから1階への窓口設置につきましては、現スペースにおける市民サービス体制、プライバシー保護効果なども含めて今後更に慎重に検討させていただきたいと思っております。

次に、市のホームページにおける情報発信につきましてですが、奄美市のホームページにおきましては、市政にかかわる多様な情報を掲載いたしております。それらを分野ごとに整理して提供しておりますのが、現在のトップページでございます。また、本市は、移住、定住情報に特化した情報提供として移住・定住サイト、「いもーれ奄美」をインターネット上に設置をしております。これは、奄美市ホームページからも見ることができますが、インターネットで、「定住 奄美」などと検索すると早い順番の候補として上がってまいります。仮に、奄美に移住を希望をされる場合、移住希望者の方々は検索を活用して移住に関する情報を収集していると思われ、本市におきましても独自に移住・定住サイトを情報提供しておりますことから、今後トップページにおいて定住情報掲載ニーズなどが、更に高まってきた場合は、再度検討させていただきたいと考えております。

それから、よく言われます民間とのリンクというんですかね、ホームページが民間とのリンクをして、というそういう手法もございまして。そうしますと、民間の場合は、すべてが公共性のあるものばかりではないものですから、それを排除して公共性のあるものだけをリンクさせるというそういう手法の問題もありますので、その辺も併せて今後、検討させていただきたいと思っております。これは積極的に進めていきたいという思いでございます。

全国の奄美郷友会ネットワークの活用につきましてですが、本土在住の各郷友会へ協力を呼び掛けて、そのネットワークの活用を図ることは、より取り組みだと考えております。本土在住の各郷友会は、2世、3世を含めて多数の会員で構成されてはいますが、Uターン希望者の場合は、各出身地である親戚を頼って情報を入手しているようでございます。

ダイレクトメール、出前相談の実施につきましては、個人情報の取り扱いニーズの高まりという点から慎重に検討してまいりたいと考えております。

中には、郷友会の知り合いの方や出身地とは違った地域での移住を希望される方の可能性もあることから郷友会への移住に関する情報提供につきましては、先ほど申し上げました個人情報の問題もことから、どのような方法が有効なのかについては、慎重に検討させていただきたいと考えております。

それから、地元住民の理解についてでございますが、住用町嘱託委員会、笠利町の駐在員会におきまして、定住促進に活用できる空き家募集を行う時などに事業趣旨を説明させていただくと併せて定住者の集落の受け入れについて御理解・御協力をお願いしておりますことから、今後も各課において集落区長の御理解をお願いしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、Uターン者、転入してくる方を一人でも多く勝ち取るためには、いろんな施策を施していかなければなりません。そのためにも市としても積極的にそのものについては頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

2番（安田壮平君） 今、市が取り組まれていることについて、よく理解できました。しかし、やはりこれについては、手を緩めてはいけないんだろうと思っております。現状で満足しては、これ以上増えることは、なかなか厳しいんだろうと思っております。だからこそ、やはりできることから早く取り組んでいた

だきたいと、本気で取り組んでいただきたいと考えます。その中でも、今、私申し上げた中でも、一番素早く取り組めるのが、総合窓口というか、やはり相談できる窓口が受け入れ体制では必要だろうと、奄美市の中にですね、市役所の中に、そして今、実際にあるということなんですけども、なかなか外から観光客入ってきた方は、そういう部署がどこにあるのか分からない。せめて看板でも設置してくれたら有り難いな思いますし、また本土からホームページを見て奄美市を訪れる方もたくさんいるわけでして、そのホームページからも一目見て、そのページを開いた時にですね、すぐＩターン・Ｕターン募集というようなそういうメッセージを打ち出していくべきではないかなと考えます。

このホームページ戦略といいますが、この人口増加戦略に関しましては、先ほど名前が挙がりました島根県隠岐郡海士町の事例が、とても参考になります。人口2,400人規模は全然違うんですけども、その人口の1割ぐらいがＩターン者であるという島で、正にですね、そのホームページを見たらカーソルを動かして下に移動しなくてもですね、開いた瞬間にＵＩターン者募集というそういう場と言いますか、ものが貼ってありまして、そこを1回押せばですね、そのＩターンに向けての大まかな流れが説明されています。

まず、役場へ問い合わせてくださいと、そして、実際に訪れて下見や見学、ヒアリング、仕事体験などしてください。そして、就職先での面接等を経て諸条件が合えば移住決定というような流れがありまして、その下のほうにですね、就職先に関しては、できる限り町が紹介いたしますと、住居に関してもできる限り町が紹介いたしますということをはっきりと書いてあって非常に頼もしいなど、やっぱり初めて訪れる地、ほとんど御縁のない地に早く来ようとしている人に対して、それだけのおもてなしの心と言いますか、ウエルカムというか、受け入れたいというその思いが伝わるものだなと考えますので、是非参考にさせていただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） ただいまのホームページの件につきましては、今回、キャリア枠で情報通信のスペシャリストを採用いたすことになっていきますので、その方の協力を得ながら新しいシステム構築に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも御指導よろしくお願い申し上げます。

2番（安田壮平君） 以上の議論を踏まえまして、いかに本気で外から人を呼び込んでいくか、奄美市総合計画の中にも10年後、平成32年度におきまして、中間の人口含めた人口が5万人という目標を設定していますので、是非、私自身もそれを実現したいと考えます。そのためにも、やはり交流人口だけでなく定住人口を増やす力を抜くわけにはいかない。そしてまた先般、離島振興法改正の動きにも定住促進という言葉が明記される運びとなるようですので、是非これは進めていただきたいと思います。これについて最後、朝山市長の所見を伺いたいと思います。

市長（朝山 毅君） 本日の初日の最後になりましたが、先ほど来、安田議員の所見また御提言を賜りまして、ありがとうございます。先ほど来、人についてのお話しがございました。今、日本の国は、1868年明治以来、140年を超えております。そして、1945年第二次世界大戦の終わりは、ちょうど明治以来77年の時でありました。それから考えますと、ちょうど終わりに折り返し点ということになります。あの明治維新、人がしっかりしていたから東洋の小さな小国であった日本が、立派な国になったと。

また戦後、あの外貨保有高がゼロであった日本の国が、現在、このように経済的に発展してきたの個人的資産があったからと言われております。同様に奄美においても人的資産がしっかりしていたから、あの昭和28年の日本復帰の活力、エネルギーは人から生まれたと言われております。そのように日本の国の縮図は奄美であるという意味において、私は、自負を持っているつもりであります。

そういう中で先ほど来、人の動態また定住等について、るる部長からも説明がございました。正に、そのとおりで、残念ながら奄美の特殊出生率は2を切っております。統計学的に言いますと、2.08を下回ると人口は自然減をするそうでありまして。現在、国が1.34弱になっているはずで、奄美全

体が1.7から8の間ぐらいです。そういう意味において、奄美の人口の自然減は、数値に表れていると、そういう中で人口の交流等において、部長が話したとおりであります。今後、人口を減らさない、そして増やす施策が急がれていることは周知の、御案内のとおりでございます。そういう中において、私が考えますことは、1市1町1村だけで自分の町の人口を増やそうという政策的には、ある面において限界があるのではないかと。

東京に名古屋に大阪に鹿児島にそれぞれの地域を回ってまいりますと、奄美という形を面的に捉えておられます。どの町にどの村にどの市にという、それはもちろん郷里に対する思いはそのとおりであります。やはり奄美という一元的な捉え方をしておられます。そういう意味において、やはり近隣市町村とも連携を図りながら奄美の人口交流を図っていく、そこで定住を促進し定住のための雇用の機会を図り、同時に住宅の確保等々、諸々の政策を一体的にやるのが今後の奄美全体の浮揚に、そして雇用の機会の確保につながっていくという思いをいたしております。

そういうことを含めて先般の奄美12市町村長等の会合において、私は、そのことを申し上げ、午前中の会合でありましたが、奄美群島成長戦略ビジョンなるものを仮称でございますが、このようなことを掲げて奄美を面的に捉えてまいろうと、そのことによって自然発生的にお互いが思いを共有しながら、例えば仕事は奄美市のほうで、お住まいはお隣の町で村でということもお互いの地域活性化につながっていくのではないかと。同時に奄振の主要産業でもある観光についても、やはり移入人口、流動人口、交流人口を増やしていくためには、五つの島がそれぞれの優位性を活かしながら特性を活かして一面的に捉えた産業としてやっていこう、ということをお話し合いお互いの総意を得たところでもございます。

具体的には、今後進めていくということに相成りますが、どうかそういう意味においてお互いが共有する思いを1市だけではなく奄美ということ、今までの点を線にして面にしてやってまいりますれば、必ず奄美全体的な産業の浮揚につながっていくのではないかと、そういう思いをいたしているところでございます。したがって、議員のおっしゃるように、人的資産を蓄えて、そしてモノ、自然というものを活かし、カネという流動性を確保して、ヒト・モノ・カネこれがしっかり揃ってまいりますれば、経済の3要素、資本の3要素が揃うことになろうかと思っております。ヒト・モノ・カネこれが資本の3要素、これがしっかり揃えば何ら悩むことがないと言われております。

今、人的資産を有効に活かしていくこと。そのためには、今、議員が御提言等があったことをしっかり踏まえてやっていくことが、私ども行政に課せられた大きな責であるという思いをいたしているところでございます。どうかそのような意味においても議員各位の御指導と御協力を賜りながら雇用の機会を図るための産業の振興、そして港・末広、まちの活性化、景気、人から活気が生まれます。活力が生まれます。そのことを肝に銘じながら人という資産を有効に活かす術を模索しながらでも行政の中に反映させていくように努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いを申し上げます。

2番（安田壮平君） ありがとうございます。奄美群島全体が全体に人を呼び込むことができれば、奄美市も必ず浮揚すると思っておりますので、是非力を合わせて、より強力に進めていただければと思っております。

続きまして次の質問に移らせていただきます。特認校のスクールバス等整備についてであります。特認校制度、正確には、奄美市小規模校入学特別認可制度というものでありますが、これもまた、先ほど申しました、この人口減少と切っても切り離せない制度であると認識をしております。教育ニーズの多様化の中、そしてまた集落、過疎化する集落をどうやって維持するか、学校を維持していくか。そこをマッチさせた新しい制度であると思っておりますが、この通告書のとおり、この制度の概要・趣旨・目的そして背景、また本市おけるこれまでの経過や実績を簡潔なお答えよろしく願いいたします。

教育長（坂元洋三君） 特認校制度についての御質問にお答えしたいとこう思います。ご存じのとおり、特認校制度は、小規模校ならではの郷土色豊かな教育活動を通して子どもたちが心身ともに成長し豊かな人間性を培うことを目的としております。

本制度は、平成13年度からスタートし、該当校である芦花部小中学校は、若干の変動はありますが、

毎年20名前後の児童生徒が本制度を利用しております。また、平成23年度からは、保護者送迎という条件付きで崎原小中学校にも本制度を拡充しました。現在、3名の児童生徒がこの制度を利用して学んでいるところでございます。

2番（安田壮平君） 特認校の制度の概要及び経過、実績についてお話をいただきました。続きまして、その通学手段に関する施策について伺いたいと思います。今のですね、通学手段に関する施策、実施状況、いかがなっていますでしょうか。

教育長（坂元洋三君） 特認校の通学手段に関する御質問にお答えします。まず、芦花部小中学校については、本年度は、15名の児童・生徒が市の委託したスクールバスを利用して通学しているところでございます。本年度のスクールバスの委託料については、257万2,500円です。通学生一人当たり月4,000円の保護者負担となっており、その総額は、66万8,000円になります。委託料から保護者の負担分を差し引いた190万4,500円を市が負担しております。比率で言えば約4分の3に当たります。

保護者からは、特認校制度の継続の希望が寄せられております。それから崎原小中学校におきましては、その通学条件として保護者による送迎が前提となっており、本年度は、3名の児童生徒が保護者の送迎により通学しています。この件につきましては、国の施策や教育を取り巻く環境等を十分考慮しながら議論を重ねていく必要があると考えているところでございます。

2番（安田壮平君） 芦花部小中学校は、平成13年度からこの制度がスタートし、崎原小中学校は、本年度からスタートしたということで、崎原は、通学に関する補助手段といえますか支援策がないという状況であると伺いました。

どちらの学校もですね、この特認校制度になることについては、崎原も特認ですけれども、今年度、急に申請してなったというわけではなくて、平成16年度から6・7年かけてなったという経緯があります。

芦花部小中学校もこの制度を利用しまして大体この5年間ですね、平均38.4名地元の小中学生、また特認校制度を利用する小中学生合わせて38.4名という児童生徒数確保しております。しかし、崎原小中学校、この5年間の平均で9.4名というですね、1桁になっていまして、非常に学校の存続の危機感は、一面においては芦花部よりも強いんだらうというふうに考えています。

元々のその成り立ちと言いますかスタートは、親も通学がするという条件であったということだったんですけども、やはり芦花部の学校の校長先生、また崎原の学校の校長先生からお話しを伺いましたところ、その保護者説明会などでも大変スクールバスがあるからこそ通うことができると、スクールバスがなくなれば考え直さざる得ないというような意見が出たですとか、崎原におきましても、あれば通えるのにと、あれば是非とも通わせたいというようなお声があったと伺っています。

確かに人数でいけば今年度利用しているのが3名なりまして、実績を上げてから、もしかしたら将来的にはスクールバス運行できるかもと、そういう可能性があるんですけども、崎原のほうとしては、バスがあれば実績が上がると、正に、行政のほうとですね、認識が逆と言いますか、それはなかなかお互いですね、共有するところが難しい部分かなというふうに思います。

必ずしもスクールバスにこだわるといってもないんだらうと、代替策、代替案というのも考えられるだらうというふうに思っています。いくつかある中でも例えば、路線バス等の運行時刻を変更する。それに対して行政が定期代なりとして幾らかの支援をする。そういった方向性も考えられるのではないかと思います。いかがでしょうか。

教育長（坂元洋三君） 崎原小中学校の特認校制度については、先ほど申し上げたとおりです。保護者送迎が条件だということでスタートしているわけですが、厳しい社会情勢を踏まえたと現段階において

スクールバスの導入等については、極めて慎重にならざるを得ないというのが現状であります。

なお、路線バスの運行時間変更による活用については、所管が違いますので直接的にお答えする立場にありませんが、その影響等のコンセンサスの情勢、関係機関との調整、いずれにしてもどのような形でかわりができるか、これから慎重に探してみたいと、こう思いますので、議員の御提言等よろしくお願ひしたいところでございます。

2番(安田壮平君) ありがとうございます。代替案、代替策はいろいろと考えられると思います。その辺もまた学校側そして地域の集落やPTAなどとも意見をまとめていただいて、そして提案をさせていただければというふうに思います。

私自身、今回、それぞれの特認校を回る中で、やっぱり根本にはその地域集落の人口減少という本当に深刻な問題があるということを確認いたしました。その保護者説明会の中でも出た話なんですけれども、その集落の中に住宅があれば住みたいと、先ほどからも出てますが、空き家でもいいですし、またこの定住促進住宅事業それを活用した制度でもいいですし、そういったものがあれば移り住みたいのという声もあります。これは必ずしもIターン者に限らない、名瀬に住んでいる方の声かもしれないけれども、そうすることで、正に何でしょう生徒数、必要とするそういう小規模学校は、その近くにそういった空き家なり定住促進住宅を事業として行うことができれば、正に相乗効果といいますか、事業同士の連携、より大きな効果が生まれていくのではないかと、いうふうに考えます。

このことについては、いかが認識なさいますでしょうか。

議長(向井俊夫君) 答弁を求めます。

市長(朝山 毅君) そのことには時間がなさそうです。少し長くなりそうですからゆっくり機会を見つけて話させていただくように申し訳ありませんが、お願ひしたいと思います。

2番(安田壮平君) 失礼いたしました。確かに通告書には書いておりませんでした。けれどもやっぱりですね、最初に元に返りますが、やはりこの人口減少策に対して、人口減少という問題に対していかに本気で取り組んでいくか、あらゆる制度、手段を使っていただいて、それを組み合わせる形で使っていただければ必ずこれまでも成果、効果はあったと思いますが、それに上乘せするようなそういう効果が期待できくと思っておりますので、そのことを御提言、御提案をさせていただきまして私の一般質問とさせていただきます。

議長(向井俊夫君) 以上で無所属 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

12月12日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。(午後5時0分)

第 4 回 定 例 会
平成23年12月12日
(第 3 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	西	公	郎	君	2番	安	田	壮	平	君		
3番	川	口	幸	義	君	4番	栄		ヤ	ス	工	君
5番	師	玉	敏	代	君	6番	多	田	義	一	君	
7番	橋	口	和	仁	君	8番	向	井	俊	夫	君	
9番	渡		雅	之	君	10番	戸	内	恭	次	君	
11番	関		誠	之	君	12番	大	迫	勝	史	君	
13番	与		勝	広	君	14番	叶		幸	與	君	
15番	奥		輝	人	君	16番	平	川	久	嘉	君	
17番	栄		勝	正	君	18番	竹	田	光	一	君	
19番	渡		京	一	郎	君	20番	元	野	景	一	君
21番	里		秀	和	君	22番	伊	東	隆	吉	君	
23番	竹	山	耕	平	君	24番	崎	田	信	正	君	

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝	山	毅	君	副	市	長	福	山	敏	裕	君											
教	育	長	坂	元	洋	三	君	住	用	総	合	支	所	長	高	野	匡	雄	君					
笠	利	総	合	支	所	長	川	畑	克	久	君	総	務	部	長	松	元	龍	作	君				
総	務	課	長	前	里	佐	喜	二	郎	君	企	画	調	整	課	長	東	美	佐	夫	君			
財	政	課	長	安	田	義	文	君	市	民	部	長	田	丸	友	三	郎	君						
市	民	協	働	推	進	課	長	太	月	美	香	代	君	環	境	対	策	課	長	高	崎	義	也	君
健	康	増	進	課	長	嘉	原	孝	治	君	国	保	年	金	課	長	倉	井	則	裕	君			
税	務	課	参	事	田	中	義	人	君	福	祉	部	長	小	倉	政	浩	君						
福	祉	政	策	課	参	事	浦	口	一	弘	君	高	齡	者	福	祉	課	長	泉	賢	一	郎	君	
自	立	支	援	課	参	事	永	井	健	二	君	保	險	福	祉	課	参	事	松	下	啓	徳	君	
産	業	振	興	部	長	川	口	智	範	君	商	水	情	報	課	長	則	敏	光	君				
紬	観	光	課	長	元	多	政	重	君	農	政	局	長	東	正	英	君							

農林振興課長	山下	修君	住用産業建設課長	柳	齊君
農委事務局参事兼 笠利分室長	中尾	豊和君	建設部長	田中	晃晶君
都市整備課長	上島	宏夫君	土木課長	砂守	久義君
建築住宅課長	大石	雅弘君	下水道課長	川上	一弥君
笠利水環境課長	里	良也君	教委事務局長	日高	達明君
教委総務課長	白坂	稔君	学校教育課長	福永	朗君
文化財室長	山田	和憲君	市民体育推進室長	本田	裕信君
出納室長	辻	勝廣君	農委事務局長	澤	修平君
選挙管理委員会 事務局長	圓	和之君			

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川	清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本	明和君
主幹兼議事係長	前田	美佐男君	議事係主査	麻井	庄二君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。
会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（向井俊夫君） 本日の議事日程は、一般質問であります。
日程に入ります。
通告にしたがい、順次質問を許可いたします。
最初に、新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

5番（師玉敏代君） おはようございます。新奄美の師玉敏代でございます。一般質問に入ります前に、一言述べさせていただきます。9月、11月と災害に見舞われました皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。一日も早い日常の生活に戻られますよう、心から願っております。また、先の市議会選挙におきまして、多くの皆様の、市民の皆様の叱咤激励の中、当選という栄誉をいただき、身の引き締まる思いで一杯でございます。議員は地位ではなく、どの位置に自分がいるのか、市民と行政のパイプ役として、初心に返り、市民の皆様の付託に応えられるよう精進してまいりたいと思っております。どうぞ今後ともよろしく願います。

では、23年度第4回定例会開会に当たり、一般質問の通告書のとおり、順次質問いたします。当局におかれましては、限られた時間でございますので、端的な御答弁をよろしく願います。

昨年の集中豪雨に始まり、3月11日の東日本大震災、紀伊半島の集中豪雨と日本列島で相次ぐ災害に、いつどこで何が起こるか分からない状況は、今奄美市においても予断を許さないところであります。徳之島町の轟で起こった竜巻は、人家の集中するところから200メートル離れた一軒家に起きました。人家の横には川が流れ、その人家の後ろには5、6メートルの土手があったそうです。その場所だけが被害に遭いました。その日は小雨が降り、風が強いと感じたそうです。相当な強い風に恐怖を感じたとも聞いています。予想も予報もなく、騒然としたそうです。初めてのことで精神的不安に、高齢者の皆様のメンタルケアに当たっているとのこと。奄美市においても、雨がずっとフラッシュバック、あの日が蘇ります。今でも体調を崩す人がいます。今までに起きたことのない自然災害に遭うのも、今の状況だと思います。そんな中、防災復旧、復興対策は喫緊の課題であり、市民の安全で安心な生活を守る重要施策だと思います。

昨年の12月議会、本年度6月議会においても、昨年の10、20災害復旧をただしたところです。6月定例会では、住用地区の2級河川の河口部にありますマングローブの堆積土砂や、東城の内海の出口部の土砂の撤去等に関しましては、管理する大島支庁は、現在各河川の土砂が今後河川氾濫の直接的な要因になり得るか、また、どの程度の影響があるかなどを含めまして、総合的に判断するため、氾濫対策につきましては、調査を実施中と御答弁をいただきました。また、内海の出口の寄り州除去は、1月に実施してありますが、11月2日の大雨により、内海に面する加工センターが浸水、再度加工器具の購入という状況になっています。大雨でなくても、長雨になると浸水する状況は頻繁であることは、周知のところであり。どちらにしても、河川が高い出口の寄り州を除去する原型復旧のみでは間に合わない。そのことで昨年12月議会で抜本的対策を取ってほしいと要望したところです。その後どのような対策を進めているのか、お伺いいたします。次の質問からは、発言席にて行いいたします。

議長（向井俊夫君） 当局の答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） おはようございます。お答え申し上げます。

住用地区の県管理の3河川、住用川、それから川内川、金久田川につきましては、県のほうから10月に河川改修の方法等についての説明を受けたところであり。いずれの河川につきましても、川幅を現在よりも広げるといふ計画であります。その中で、住用川を優先的に地域の住民への説明会を行い、理解が得られた順に取り組んでいくということでございました。また、河川の寄り州除去につきまして

も、今の現状の測量などの作業を進めているということでございます。市といたしましても、引き続き県のほうと要望をしまいたいというふうに考えております。

5番（師玉敏代君） 私もですね、その後いろいろですね、朝仁やら大川、そして住用の周辺、一番2級河川がですね、復旧をする前にまたこのような災害に遭って、同じような状況が私は見られると思いますので、特にあの住用の場合は、昨年の10.20の災害で、あれだけの被害に遭いました。それ以上に3月11日の東日本の災害があつて、その財源があちらのほうに少し行ってますけども、やはり私がいつも思うことは、想定内であつたこと、目の前にある除去、これが一番の、取り除くというのが住民の皆さんの不安も取り除くんですね。だからやっぱりそういったことを早急にですね、対応していただきたいと思います。先日の新聞で今部長がおっしゃいましたように、禧久議員がですね、奄美市の河川改修については質問されています。特に住用の2級河川、金久田川、川内川、住用川に関しては、抜本的対策を取っていくということをごちらのほうに書いてありましたので、こういうことだろうなあとはいいます。

その中でですね、一番県が管理する2級河川、その辺はいいんですけども、特に住用も山が深いところ、山があるとか、沢があり、川があります。名瀬市街地も、名瀬のその周辺部もですね、やはり沢があつたら、川があるんですね。私は三面張り、あれ名前が川に付いてると思わなかったんですけど、みんな川がある、私はただの水路ぐらいいかなと思つたら、川なんですね。その川をやはり上流から下流ですね、そしてその下で平坦なところで大体土砂が止まってるんですよ。やはり目に付くところは大体専決なりで取ってますけども、その目に付かないやはり市内、市内の住用町、笠利にもそうなんですけど、そういったものはどういうふうに進めていますか。今そこはそのままなんですかね。進めているところですか。

建設部長（田中晃晶君） 今おっしゃる維持管理、その他のことですが、今おっしゃるように、市民からのと申しますか、今集落から少し離れた目に付かない場所等の点検については、職員のほうでパトロールしたり、それからやはりその関係者のほうからの連絡等を受けて実施をしてるところであります。

5番（師玉敏代君） その後地域の中からも申し上げますけども、やはり県が管理する河川、市が管理する重要河川なり、重要河川と名が付かない小さな川があります。その後農業振興にも関わりますけど、結局そういった川がですね、結局農地の、農地に土砂がかかってくる、水が流れてくるというその辺の普段目に付かない川をですね、しっかりとその辺はですね、市のほうもですね、やはり管理していかなくちゃいけないんじゃないかなあと私は思います。

その中で、地域のね、地域のです。例えば、私佐大熊のほうの先日多田議員も佐大熊住宅の高齢者のことを申しあげましたね。そして朝仁もそうなんですけども、やはり高齢化になって、やはり皆さんいろんな風が、山が崩れたりして、水が流れ、土砂が流れ、その山裾に住んでいる人、結構いますね、住宅などもたくさんあります。その中から流れてきて、長年その側溝の蓋というのは閉めたままなんです。そして、その中の土砂の管理、名瀬地区はどうなされているのか。その辺は以前は住用なども地域集落で、青年団活動、清掃活動の中でどぶさらいというのはやってたんですよ。だけど、もう高齢化になってなかなかそこまで手が回らない。

今回の災害を通して、地域の皆さんの声を聞く時に、どぶを長年さらってないと。その辺のどぶさらいはどうにかならないかという素朴な私たちに要望があつたんですけど、その辺のですね、市はどういったこの今長年ずっと蓋を閉めてあるんですけど、下水が整備され、そこまでと思うんですけど、やっぱり山裾のその下にあります地域においては、その辺が結局土砂が堆積して、その水が結局はけいまま上に上がってくると、そういう危惧もしていますけども、その辺の管理はどうなっているか、お聞きします。

建設部長（田中晃晶君） ただいまの御質問が水路とか側溝等の管理についてということでお答え申し上げます。それと名瀬地区におきましては、開発公社のほうにその作業については委託をし、土砂の除去等について維持管理を行っているところであります。また、住用、それから笠利支所管内におきましては、各地域からの情報提供や、それから職員の点検などを行いまして、その確認後に緊急性の高いところより機械の借上げ等により直接土砂の除去を行っているところであります。今おっしゃった市民からと申しますか、直接先ほど申し上げたように、家屋から離れた、で、日常的に確認できない場所につきましては、先ほど申し上げたように、職員のほうで道路パトロールとか、それから現場視察後の点検確認を実施しているところであります。今後のことについてでございますが、住用、笠利地区につきましても、囑託員などとの連携を図りながら、維持管理のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

5番（師玉敏代君） 名瀬のほうは土地の土地開発公社が管理しているということなんですが、例えば土地管理開発公社はですね、それどういう形で管理してるんですか。例えばその側溝のその地域住民からなどから要望があって初めてするのか、定期的に何かそういう形で行われているのか、その辺はどうなっていますか。

建設部長（田中晃晶君） 全体的な維持管理を日常できるということは、なかなか物理的にも難しいものがございまして、やはり地域の方々からの要望を公社のほうに直接と、それから市のほうに土木課のほうにまいるというケースも多々ございます。それとそのような形で、我々のほうで現場を確認をし、管理をしておる開発公社のほうに連絡を取り、対処してるという状況であります。

5番（師玉敏代君） そうですね、地域住民と言いましても、なかなか一人で考えられることでもないし、私後でいきますけど、やはりこういった防災というのは、確かにライフラインであったり、電子機器であったり、衛星放送ですね、電話があったり、そういうことも私は大事なことだと思うんですけど、普段から取り組むことというのは、やはり地域で普段皆さんが分かってる、普段の土砂の堆積、目の前の側溝であり、目の前の川の土砂を取ってほしい、こういうことが一番私は次来るであろう災害に備える一番の私は対策だと思っております。こういうふうな取組は、今後やはり自治会組織とか、集落組織の中で自主防災組織が住用が100パーセントと言っていました。笠利が77、名瀬が25、6パー、8ですかね、この間の答弁を聞いてますけども、やはり自主防災組織というのは、ただその組織の組織図だけでなく、その防災マップを作るんじゃなく、やっぱりそれも大事なんですけど、やっぱり地域のそういった取組というのが、今後私はこういう機会になればなるほど地域集落・自治会の取組というのは大事だと思っています。

その中で、屋外受信機ですね、これが実際、私前も何度も申し上げておりますけども、肝心な時に聞こえない。台風のように発生して上陸するまで期間があるものはいいいんですけど、大雨とか突風、地震、そういった時に屋外受信機、集落にあります自治会、この市内にもありますけど、その音は大きいんですけど、声が割れて、何言ってるか分からない。やかましいとかいう苦情がたぶんあると思いますよ。やはり一番はもうはっきり聞こえない。そしていざその災害が来た時に、皆さん雨戸を閉めて、もう風も強いから肝心な時に聞こえないというのが、私は今実際の現状だと思うんですよ。これは住用に限らず、名瀬の方からも聞いています。やっぱりこの屋外受信機の対策ということをどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 議員が御指摘のとおり、現在の防災行政無線は聞こえる場所、聞こえづらい場所、音が割れる場所、いろいろございます。さらに、台風、雨、そういう時には、雨戸を閉めてしまいますので、中になかなか情報が伝わらないというのも事実でございます。防災行政無線につきましては、既存設備の老朽化や、電波行政を総括する総務省の方針などもございまして、平成24年度からアナロ

グ方式からデジタル方式へ改修する予定をいたしております。その中で、屋外スピーカーからの放送が聞こえづらい世帯に対しては、伝搬調査というのをするんですが、その中で対策が取れるのかどうか、今後検討していきたいと思っております。

それから、災害時の情報伝達対策につきましては、一つの伝達手段ですべての住民に等しく広報できる伝達手段というのは非常に難しいものがあると思います。防災行政無線をはじめとして、コミュニティFM、エリアメール、広報車、衛星携帯電話など伝達手段をできるだけ多様化して、相互補完をしていく方が望ましいと考えております。それと併せまして、おそらく議員のおっしゃりたいのは、個別受信機のことじゃないかと思えます。それぞれ家庭に中に付ければ、一番いいわけですけども、そこまではなかなか今のところできづらいということ現実もございまして、先ほど申しましたような多くの伝達手段で情報を皆様のほうにお伝えをいたしたいと、このように思っております。

また、今年度中に市内の指定の避難所に、防災情報取得のためのガイドアンテナ付きのFMラジオを設置をする予定にいたしております。このFMラジオにつきましては、これ防災ラジオと言っておりますが、防災行政無線から緊急放送が鳴りますと、このラジオに普通のAM、FMを聞いていても、割り込みでこの防災行政無線の緊急情報が流れてくるというラジオでございます。ですから、避難所に避難をして、全く情報が取れないという状況をなくすために、今回このようなものを設置をする予定でございます。いずれにいたしましても、住民の皆さんに早い情報伝達ができるように、今後とも検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

5番（師玉敏代君） 昨年の10月20日の災害においては、皆さんも御存知のように、電気もない、水もない、すべてライフラインが寸断され、大変な状況というのは、その場にいた人から言いますとですね、皆さんはここであの住用の状況をテレビなり、ラジオなり聞いたと思うんです。住用にいる人はテレビもない、ましてや難聴時でFMの地元のラジオなど聞こえない。車の中に行ければいいんですけど、車に行けた場合、車の中では聞けるんですけども、やはり一番何が救われたかということ、たまたま車の中で聞いた人の話では、ラジオで皆さんの安全、安否の確認ができたとか、いろんな情報が自分の身の回りで何が起こったのか分かったと、そういった本当の意味ではですね、もう実際にそういうことが起きた時に、もう情報というのが全く寸断されるんですね。その不安というのは、どういう状況というのは、その場にならないと、その場にいた人でなければ、実際本当分らないと思うんですよ。

今部長が今あまみエフエムをですね、ラジオをおっしゃいましたけども、やはり住用は難聴なんですよ。やはり一番ですね、テレビも点かない。確かに今回の災害、昨年の災害を通して、教訓としているいろんなものを皆さんこう整備されていきますけど、やはり今あまみエフエムがその時大きな役割と言うんですか、すごい活躍をしてくださいます、皆さんにとっては、このFMというのがすごく見直されているところだと思いますけど、このせっかく地元ですね、ラジオがありながら、奄美市において聞けないところがある。やはりこれもですね、やはり合併して、一体感の醸成と申しますけども、その難聴時があるということ自体、私はやはりおかしいんじゃないかと。ましてや昨年の災害を通してですね、やはりこういったこともしてほしいと。中継所を作って鉄塔を建てて、宇検にもFMがありますね。やはりあの隣どこのかが入っていけば、状況が分かる、災害の情報が市民の皆さんに伝わることもできる。いろいろな手を尽くす必要もあるかと思えますけど、いかがですか、中継所。

総務部長（松元龍作君） 確かに住用地域は難聴地域であると思いますが、その難聴地域解消には、やはり中継局を作る必要があるかと思いますが、私どもの担当所管のほうから申し上げますと、今のFMラジオにつきましては、車の中では聞けます。ということは、外部アンテナを付ければどうにかFM放送も入るだろうということで、今試しをするところでございますが、そういうところでそういう解消もしていきたいと思っております。また、その鉄塔、それから中継無線局につきましては、また担当所管のほうでいろいろ考えておると思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

5番（師玉敏代君） 防災と言ってもですね、やはり一番行政の的確な情報の伝達と、また、地域の住民の皆さんが1分でも1秒でも逃げる、これにしか尽きないと私は思うんですよ。いつどこでどのような災害に遭うか分からないです。それぞれ住民の皆さんがやはり自分たちで自分の身を守る。その上で地域で取り組められること、また、行政の力を借りなければならないことというのは、もう私は学習したと思います。そのことをですね、是非踏まえて、やはりラジオといったら、私も名瀬で選挙戦の間ラジオを大きいのを買って使ったのが、住用に持って行ったら、ザーザーで全然聞こえない。これはとっても私にとっては公平でないと。奄美市にとってやっぱりこういった対策もですね、やはり私はラジオが聞けるというのは、決して難しいことではないと思っています。やはりこういった対策を積極的にですね、取り組んでいってほしいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

次に、自治会、集落組織のその中で、自治会、集落組織の取組というのは、私は一番重要だと思っています。河川排水路屋外受信機の充実、情報伝達と防災の先陣を切るのは、地域の取組だと思っています。10.20を教訓した防災訓練が先に実施され、29自治会、集落組織で1,658人が参加しています。定期的な訓練が防災意識を高める。普段やっていることがいざという時に役立つことは実証済です。自治会が組織されていないところもありますが、まずは地域の点検、改善してほしいところ、大水が来ると、ここは土砂が堆積して集落に水が流れ込んでくるよね。津波で近場で高台はここだよ。市道になっているけど、山が土砂崩れして通れないよね。河川、側溝、道路を地域で点検し、優先順位、緊急性を上げてもらう。こういった地域の取組が私は重要だと思えますし、喫緊の課題だと思えますが、どうお考えでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君） 災害発生時におきましては、地域の実情を把握してる町内会、自治会などの自治組織の果たす役割は非常に大きいものと考えております。具体的な役割としましては、ただいま議員が御指摘くださいましたように、被害が発生しそうな箇所の点検、実際に被害が発生した場合の初期的な対応、避難が必要となった場合の住民の避難誘導、被害状況の早期確認及び報告、被害復旧への協力などが考えられます。行政だけで対応できない部分を町内会、自治会など自治組織が担い、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持つことは、災害被害を最小限に食い止めるために非常に有効な手段と考えております。今後、町内会長、自治会長など地域のリーダーへの研修会の実施などを通しまして、防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

総務部長（松元龍作君） 総務部サイドからちょっと申し上げます。議員御指摘のとおり、災害時における地域の取組は非常に重要だと思っております。定期的な防災訓練が防災意識を高めて、いざという時に役立つということは同感ですので、来年度以降も防災訓練は引き続き続けていきたいと思っております。

次に、地域の点検や改善についてでございますが、今年の防災訓練におきましても、各自治会、集落におきまして、地図上で過去の浸水地域や崖崩れ場所、避難所、高台等を確認し、災害時に安全に避難する経路や方法などについて勉強していただきました。今年度からは、名瀬測候所の御協力をいただきまして、図上訓練を実施いたしております。内容につきましては、各地域の方々に参加をいただきまして、数班に分かれ、地域の災害履歴や現状、地形的な問題点、災害時要援護者の住所などを地図上に記載をして、避難経路の確認などを行った上、最後に各班が発表することで、災害に対する意識の高揚と情報の共有が図られるものと感じております。

既に住用町の西仲間地区、それから崎原小中学校でもう既にこの図上訓練を実施をいたしております。今年度中に更に14日には節田集落、それから18日には安勝町でそれぞれ実施する予定にいたしております。この図上訓練は、防災意識の高揚を図ることと併せまして、各地域の御意見、御要望を集約するのに有効な方法だと思っておりますので、今後とも継続して実施する予定でございます。今後とも各地域の皆さんの御意見を伺いながら、防災業務を推進していきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

5 番（師玉敏代君） 合併して集落組織，自治会組織というのが，先ほども広域化すればするほど集落単位とか自治会組織の単位，地域力，市長も普段から申し上げています地域の取組，地域力というのが一番私は今後重要だと思っております。やはり集落組織，自治会組織があるところはいいんですけども，名瀬地区においてはまだ自治会が休眠，もしくは立ち上がってないところもあると聞いています。やはりこういったその必要性ですね，やはりそのないところをどういうふうにして自治会を立ち上げるか，今回一般質問には出してませんが，こうなってくると，やはり自治会組織の必要性というのは，私は大事だと思っております。この辺もですね，やはりそのまま放置するのではなくてですね，やはり自治会の，そこに主になる人がいらっしゃると思いますし，もちろんそこには市の職員もいらっしゃると思います。市の職員，又はその自治会の主な人との懇談会をもってでもですね，やはり自治会，集落組織の立ち上げというのは，今後私は重要になってくると思いますので，その辺は是非よろしく願いいたします。

次に，福祉行政についてお伺いいたします。まず最初に，保育所の待機児童の現状とその対策についてということなんですが，保育所の待機児童状況は，質問書提出後に奄美市だよりで見ることができました。市内7保育所定員750名に対して859名を入所させ，待機児童84名，国基準のカウント方法では，22名となっています。どちらにしても，定員をオーバーする109名が入所し，待機84名，地域の人口増減によって格差はありますが，待機児童を今後どのように解消していくか，お示ください。

福祉部長（小倉政浩君） それでは，待機児童を今後どのように解消していくのかとの御質問にお答えします。先日の多田議員へも答弁いたしました，名瀬地区の待機児童の解消について考えられるのは，定員の増，若しくは新規保育所の増設ということになりますが，これにつきましては，今後の児童数の増減の推移，定員増による措置費単価の減額や，保育士の確保並びに配置状況，また，施設の増改築等に多額の費用がかかることなどから，実施に踏み切れていない状況にあります。このようなことから，来年1月に福祉政策審議会を設置しまして，今後の保育所の在り方について審議していただき，その答申を踏まえた上で今後の保育行政に生かしてまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

5 番（師玉敏代君） 定員に対してですね，例えばですね，小浜保育所が定員150名に対して156名，輪内が150名に対して177名，定員をオーバー，100パーセントオーバーする，どこまでこれは入所できるんですか。

福祉部長（小倉政浩君） それぞれの定員の20パーセントまではオーバーできると考えております。

5 番（師玉敏代君） 120パーセントということですね。その定員に対してこれだけオーバーしながら，更に待機児童がいる。これはですね，やはりその7保育所，その人口，その地域の人口によって格差があるんですが，その背景にはですね，やはり先日多田議員も質問してました。結局その地域の人口増により，この輪内保育所が朝日小学校に上がるわけですよ。朝日小学校は朝日中と行きます。その関係で，その後質問に触れますけど，輪内保育所がですね，やはりやっぱりこの増減もこの間の答弁のとおり，24年，5年にはピークになり，緩やかに微減していくということなんですか。この辺の対策はどうなんですかね，また。

福祉部長（小倉政浩君） その児童数のその将来的なその増減の見込みというのは，ちょっと我々のほうでは数値はつかんでおりませんが，先ほど申した答弁の中でのその福祉審議会までには，そういったいろんな統計の数値を提出して，その中で議論をしていただいて，その方向性を出していきたいと思って

おります。

5番(師玉敏代君) まあですね、まあ、子どもを抱えて、共稼ぎするご両親ね、また、一人親で働かなきゃいけないお父さん、お母さんに代わって、この保育所を待機する、すぐには預けられない、こういう状況が実際はあるということですよ。やはりこういったことがあると、やはり働きたくても働けない。特に就職予定者であれば、一つの必要要件になっていますよね。以前は就職して初めて預けられるんですけど、今は就職予定者も保育所の入所の申し込みができるということになってますけども、私はやはり特に輪内保育所について、この保育所の待機児童はいったいどうなるのかなと。ほかに新しく建設設備することはできないのかなと普段思っていましたけど、その辺に対して前向きに検討していくということですので、その中でですね、今保育所に関しては、保育ママ制度というのが住用町で実施されております。やはりこの待機児童解消としての苦肉の策で、保育ママ制度、これは都市部に大きな施設を造って、建設してする時代ではなく、やはり家庭的保育事業と言いまして、やはり子ども基金も県のほうで蓄えられておりますが、そういう0歳から3歳、そういった家庭の中である一部の改修をして預けられるという保育ママ制度がですね、住用では実施されております。

今回ですね、今度子ども園ですね、今は幼保一元化とって実際やっていますけども、やはり国の取組としてですね、この間もこれが新聞に載ってましたけども、やはりこういった待機児童解消の背景の中で、こういったことが出てきたのではないかと思います。

政府が2013年度からの導入を目指す幼稚園と保育所の一体化施設、子ども園総合施設の制度設計案が6日明らかになった。これまで幼稚園運営などに参入できなかった株式会社やNPOなども設置主体として明記しており、総合施設の普及を進めることで、待機児童問題の解消につなげる狙いだ。設計案によると、総合施設を設置できるのは、現在の幼稚園や保育所の設置者である国、地方自治体、学校法人、社会福祉法人のほか、要件を満たした株式会社や、NPO法人。認可は都道府県知事が行い、指定都市など大都市も含めるかは、今後の検討としたい。職員配置や施設については、現在の幼保統合型施設、認定子ども園を基本とし、運動場や調理室を必ず設置するよう求める。ただ、職員配置については3歳児保育で子ども20人に対して職員1人となっていると、いろいろ基準が書いてありますけども、この子ども園に関しても、今からは設置者が限られず、NPOや株式会社でも、認定要件を満たせば、県の認可を受けて設置できると。

だから今から、この間も出ましたけど、学校が空いてるとか、例えば空き家があるとか、そういったところも多く利用できると思うんですよ。こういった制度が出てきた背景は、やはり待機児童解消ということで、こういったこともありますので、こういったことも早急にですね、やはり研修されて、この辺の取組も今後検討していただきたいと思います。

福祉部長(小倉政浩君) いろいろ御提言ありがとうございます。私たちも今そういう待機児童、そういった解消のためにいろいろ我々も勉強してまいりたいと思っています。そういった意味では、子育てで抱えてる問題、そういった課題などをしっかりとらえて、子育て支援に努めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

5番(師玉敏代君) 次に、空き教室のない朝日小対策ということについても、先日多田議員のほうで触れておりますが、現在卒業生より入学生が多いと。そういう状況の中で、空き教室がない。私も2年間監査委員を務めさせていただいて、奄美市の幼稚園、保育所、学校、ほとんど訪問させていただきました。その中で一番際立って朝日小がグラウンドも狭い、そして空き教室がない、そういうことを目にしたところです。学童保育もですね、その空き教室がないために、60人の子どもを一つの教室で学童クラブをやっているということで、平成22年度から1,500万円投入して、プレハブの施設が整備されてます。今現在120名の子どもさんを預かることができるということになってますが、更に現在、まだまだ預けたくても預けられないという現状もあります。

こういった中で、私も空き教室がない中で、今回その聞いたところですね、2教室補正で上がっておりますが、これが本当の抜本的対策になるのかなと思ったところですけど、昨日の答弁で、これもですかね、24年、25年がピークで、減少の経過にあると、緩やかに。その状況を見るということによるしいんですか。

教育委員会事務局長（日高達明君） お答えします。多田議員にもお答えしたとおり、二つ分のプレハブの教室を来年3月までに建設する予定で進めております。議員御案内のとおり、24年度をピークに、子どもも生徒数も横ばいになっていくということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

5番（師玉敏代君） はい、理解できました。とにかく私も小宿小も見たんですけどね、小宿小も、一時期は生徒数がもう一気に増えましたよね。現在空き教室になってますね、多く。そういったことにならなければいいんですけども、そういったところもあるのかなあと。一定のピーク時を避ければいいんですけど、私のように住用にいると、一人当たりの子どものスペース、面積というのは大変要望されてきて、グラウンドも200メートルあります。この間朝日小の運動会を見ましたけども、大変その600名ですね、現在、23年度は684名ですか、その生徒が一堂にグラウンドで昼休み遊べるのかなあと。遊べないだろうなと思いました。やっぱりグラウンドも狭い、そういったこともですね、やはり学校のほうでやっぱり今後やっぱり抱えてる問題だと思います。教室を2教室1棟の2教室を建てたことで、完全な対策とも思えませんし、やはりいろんな問題がその背景にはまだ続くと思いますので、やはり学校側のそういった要望も聞いてほしいと思います。どうぞよろしくお願いします。

次に、高等技能訓練促進事業の24年度実施計画の内容はということなのですが、この事業は、21年度より実施され、現在母子家庭のお母さんが、将来の自立就労に向けて、奄美看護福祉専門学校にて勉学に励んでおります。23年度まで3年間の全期間が対象になり、給付を受けていますが、24年度入学する母子家庭の母が、同じような制度が受けられるのか。現段階での指針、方向性を示させていただきたいと思います。

福祉部長（小倉政浩君） お尋ねの24年度からの同事業について、再度県に確認したところ、金額については現在と同様の金額での支給になるということですが、期間については、平成24年4月1日以降に入学した方については、全期間でなく、後半の2分の1の期間になるということですが、国のほうからも通知等は来ていないということでした。なお、就学の最初の2分の1の期間につきましては、母子寡婦福祉資金などを利用できるとのことでしたので、そちらの制度を利用していただけかと考えております。その制度の利用の相談窓口につきましては、福祉政策課内の婦人相談室のほうで行っておりますので、よろしく申し上げます。また、全国母子寡婦福祉連合会から厚生労働省へ期間延長の要望等が提出されているとのことですので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

5番（師玉敏代君） この高等技能訓練促進事業というのは、この奄美市においては21年度から実施されております。一人親のお母さんが、この学校に合格しました。入学金も自分で準備しないとイケないんですね。その中で、母子家庭のお母さんが働きながら学校に出るのは無理ということで、この1か月なり10万1,000円ですかね、11万、14万1,000円ね。そしてその辺の生活費、その給付しながら看護師、介護福祉士、保育士の資格を取得するという、この国の自立就労支援に向けた取組だと思うんですよ。児童扶養手当が時限立法で、いつまでこれがいただけるかどうか分からないそういう措置の中でのこの策が出てきたと思うんですけども、やはり特に母子家庭のお母さんがですね、やはりこの今までは3年間、本当はこの元々は、元々の制度は1年半なんですよね。やはりその1年半は自分で頑張って、あと残りの1年半を支援しましょうという制度が元々のこの事業なんです。だけど、これが国の施策としてですね、21年度を遡って対象としましょうということになったんですけども、やはりこれは、その出す財源ですよ、その辺はどうなんですかね。その1年半分、今まで1年半は出す、

そのあと残りの1年半の期間の財源というのは、これは期間はどこで賄ってるんですか。

福祉部長（小倉政浩君） 従来の期間ですと、国が4分の3、市が4分の1となっております。期間延長分につきましては、県が4分の3、市が4分の1となっております。

5番（師玉敏代君） 是非ですね、やはり今度24年はまだガイドラインというのが、その方向性に近ければいいんですけど、やはり一人親のお母さんが子どもを抱えて、今から先18歳まで今児童扶養手当をもらっても、その後本人が働いて自立しなければ、何の意味もないという給付でなく、自立するための事業ですので、できれば、私はこのまま適用されてほしいと願ってますし、また要望しているところです。是非よろしく願いいたします。

次に、農業振興について質問いたします。農地管理システム導入状況と農業振興対策について。私もこの件については何回か耕作放棄地対策の問題、いろいろの背景を通して、この問題を取り上げてきました。先の産業建設委員会の質疑の中で、農地管理システムを導入し、農地の所有者、管理者、後継者の有無などもデータ入力を図り、一体化した農地の管理を進めたい。農地を借りたいという要望に応えるために、市農林振興課と農業委員会が連携して、情報提供できるようにするという御答弁をいただきました。まず最初に、このシステムの導入状況は進展しているのか、お伺いいたします。

農政局長（東 正英君） お答えいたします。農地管理システムにつきましては、農林振興課が保有いたします奄美市の農業振興地域整備に関する法律の中の農用地データ、森林簿データ及び農業委員会が保有いたします農地基本台帳データ、植栽データなどを地図情報データとして一元的に取り組むことにより、管理運用するシステムでございます。お尋ねの農地管理システムの導入の進捗状況につきましては、現在業者選定を終了いたしまして、契約に向けての内容確認・調整作業を行っているところで、年内に契約を行い、年度内には運用する予定でございます。

5番（師玉敏代君） このシステムをですね、導入して、どういうことが期待できるのか。また、農家の皆さんにどういう便宜が図られるのか、お伺いします。

農政局長（東 正英君） 農地管理システムにつきましては、先ほども申しましたが、各種データを取り込むことによりまして、農地の利用状況等が地図上、そして農地台帳上で管理されますので、農用地やその耕作者名、そして耕作放棄地の位置などの検索が地図上で分かりやすく表示されますので、農家の方々に未利用用地の情報をすぐに提示することができるようになります。なって、便宜を図るような形になります。

5番（師玉敏代君） 農地の管理というか、皆さんも見渡して分かると思いますけど、笠利が30ヘクタール、住用が50ヘクタール、名瀬市内で130ヘクタール、トータルで210ヘクタールの耕作放棄地があると。じゃあ、なぜこの耕作放棄地が流動化しない、その背景はですね、やはり借りたくても、やる気のある農家の皆さん、例えば今回も災害で秋カボチャを作った、災害で駄目になった。次の春カボチャはどう作ろうかなと思ったり、今度は良かった、もっと面積を作付け面積を増やしてやろうという時に、借りたくても借りられないんですよ。もうはっきり言いますと、目の前に一杯農地がありますよ、遊休地が。あの小湊方面もしかり、その古見方、下方、その周辺もそうです。住用もです。私は笠利がないと思ったところでも30ヘクタールあるんですね。やっぱりその農地を本当に農地の、第一次産業とよく皆さん言いますが、第一次産業の一番の先陣、突破口と言うんですか、農地が借りやすい、農地が動くということなんですよ。やはりその農地が結局何を作るかということなんですよ、今やっている農家の皆さんでさえも、農地が借りられない、この状況が私は一番不幸だと思います。

やはりこういった意味では、この農地管理システムを導入するということは、すごく私はいいことで

す。その農地の管理システムを導入することによって、地番、字図、そこで何を作っているのか、所有者は誰なのか、所有者は不明、誰かが管理している、そういういろんなものですね。それを一つの字図、地図に落としていくわけですよ。それは前から聞いています。落としていて、そしてこの農地を借りたい時に借りられるというこの明快な作業が今までなかったわけですよ。私も何回も農業委員会に行くんですよ。ある人が借りたいと。だけど皆闇工作もしてるんですね。ちゃんと賃貸契約をやって、やっぱり5年なり、長いので20年ですね。やっぱりそういう賃貸契約をして借りられるシステム、やる気のある皆さんが、まずやる気のある皆さんが、農地が借りやすいということが一番大事だと思うんですよ。

こういった中で、今回選果場建設、公設市場、そして和瀬の水産加工センター、そして笠利町の節田地区においては、その直売所ですか、その計画が出てます。箱物はどんどん建ってます。受入れ体制は十分ですよ。だけど、その農地が動かない、物を生まない農地があるというのが、徳之島の皆さんから見たら、私は何回か徳之島に行くんですけど、もったいないんですね。だけど、借りたくても借りられない、作りたくても作られないこの状況というのが、今の奄美市なんです。

だから、やはりこの農地管理システム導入を急いでですね、やはりまずはやる気のある皆さん、その進まない背景というのは、たぶん住用の域にある困難字図もあります。そして所有者が不明、後継者がいない、いろんな問題がこの耕作放棄地の背景はあるということは私も分かってますけども、さしずめ、一番やれることは、やはりやる気のある皆さんがこれを借りたいという時に借りやすい、何のこともないそういうことが、今でさえできてないということは、私はここから先農地は絶対に動かないと私は思ってますので、是非ですね、やはり農家の皆さんの気持ちになって、今カボチャを作ってる、ショウガも作ってる、これを増やしていきたいと思った時に、目の前に一杯遊休地があるのに借りられない、こういった問題が私はよく聞きますので、是非ですね、そういった農家の皆さんの気持ちになって、農家の便宜が図られるわけですから、そういうことを念頭に置いてですね、その作業を進めていただきたいと思います。

それとですね、私も9月議会で災害に強いハウスの建設を要望いたしました。あの小湊の奄美創出、農業創出事業ですか、奄振で建てたかまぼこ型のハウスでは、ビニールを取っては風が来たら外し、また去った後に取り付ける。大変な作業です。そういった中で、市長に申し上げましたら、平張り施設がいいのではないかと。鉄骨硬プラハウスではコストがかかるということで、早速今回補正で2棟の平張りハウス、奄美市にとっては初めてなんですけども、これが建設予定であります。このハウス建設をするということは、大変私は期待をしているところなんですけども、これはどこに造られ、誰が何を作るのか。そして今後期待することを是非教えていただきたいと思います。

農政局長（東 正英君） 平張りハウスにつきましてお答えいたします。今回の平張りハウスは、研修用として導入を計画いたしております。栽培作物につきましては、電照施設を活用する小菊を計画しております。施設の規模につきましては、笠利営農支援センターが793平米、名瀬農業研修センターが800平米の2棟を計画いたしております。平張りハウスにつきましては、先ほどありましたが、パイプハウスより安価で、耐風性に優れ、害虫対策における薬剤散布等の労働力軽減が図られる施設でありますし、また、栽培作物の選択枝も広がることから、今後平張り施設における栽培技術研修会の場として活用しながら、一般農家への普及に努めていきたいと考えております。

5番（師玉敏代君） 私もですね、この平張りハウス、ビニールのハウス、ビニールではなく、何かネットと聞いてます。取り外しができない、風速40メートルであれば、それを半減した20メートル、こういった中で花きを中心とした、そうですね、徳之島でも永良部でも花きはやってます。平張りがあると思います。そういったところをですね、やっぱり先進地を研修して、やはりですね、ニーズに応じてというよりもですね、やはり奄振の予算もですね、やっぱりソフト部門といえ、やはり予算枠が少ないんですね。以前は奄美復帰に伴いという文言が、奄美の自立発展のためということで文言が置き換えられて

ます、奄振法もですね。やはり自立発展ということは第一次産業、やはりそういったところですね、やはり次の奄振予算でもですね、やはりその農業のそういう平張り施設の要求というのは、今後期待することを含めて、市長、どのようにお考えですか。少し見解をお願いいたします。

市長（朝山 毅君） 議員がお話しになりましたとおり、以前の議会において農業振興に資するためにはというお話で、平張り施設の話は私もいたしました。今回、今局長からお話がありましたとおり、2棟建設する予定でございます。台風の3、40メートル級の台風には耐え得るであろうという実証実験等も行っておりますので、昨年、一昨年の過去の台風の事例等も検証しながら、やはり平張りハウスはやはり多様に利用できるのではないかという思いでやったわけでありまして。今後農業振興のためには、露地野菜、ハウス野菜等を含めて、柑橘類を奨励していくためには、やはりそういう総合的な農政農法をシフトしていくことが大切であると考えております。明快な答えにならなかったかもしれませんが、そのような観点から一生懸命やってみてまいりたいと存じます。

先ほどの農地流動化についてお話させていただきますが、あのシステムが違っていたところがあります。笠利、名瀬、住用において、農業委員会が管理をして農地の流動化は振興する。ある地域においては、農業研修センターが中心になって指導するというふうなことを制度の違いもありましたので、流動化は進まなかった面がありますが、今後それらも是正をしながら、よりよい効果的な方法で平張りハウスを含め、農業の土台づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

5番（師玉敏代君） 農地が借りやすくなるということ、そして、初めての試みの平張り施設がですね、やはり今後農業研修生がしっかり研修し、即農業できる人もいると思います。その要望を聞きながら、やはりこの平張り施設が今後ですね、農地の耕作放棄地対策、遊休地対策、農家の所得向上にですね、是非つながるようにですね、もう前向きに積極的にこの予算を取っていただきたいと、私は要望いたします。是非よろしくをお願いいたします。

次に、指定管理者制度に、皆も知ってることで書いてありますが、この指定管理者制度についてもですね、再三再三私も登壇し質問いたしております。他の同僚議員も何度もこの指定管理者制度については、大変質問いたしております。その中で答弁は要りません。今回ですね、私自身今回24年3月31日に指定管理者制度の導入施設が終了するに当たり、14議案19施設が対象として上がっています。指定管理者制度の在り方については、これまで多くの議員が予算委員会、一般質問で取り上げたばかりです。

そもそも指定管理者の意義については、行政改革の一環であり、公の施設の管理を官から民へ、民間の能力を活用し、住民のサービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としております。本市においては、平成18年度より奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を定め、導入しております。5年が経過し、この指定管理者制度の在り方そのものに対して市民、各方面から公平公正であるのか、厳しい目が向けられているのも事実です。指定管理者制度か直営か、その判断基準についても定かではありません。その予算については、当初予算、補正にては審議し、期間終了間近になってここに議案として上がり、別々に審議するものです。

今回手元に配布された議案は、指定管理しようとする施設の名称、所在地、指定管理者となる団体の所在地及び名称、基本協定書案、他選定にかかる概要も補足資料が添付されています。これから所管する委員会で質疑審議されますが、この際、指定管理者制度について初期の目的に合っているのか。なぜ指定管理者制度なのか、直営なのか、公募の在り方から行政改革推進委員会の審査の在り方、監査委員の監査の在り方、今後公平公正かつ健全経営についてどうあるべきか、議員間で調査する時期にあると思いますので、議長、指定管理者制度の在り方等議会における特別委員会の設置を提案させていただきます。以上で私の一般質問は終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で、新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前１０時３０分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午前１０時４５分）
引き続き一般質問を行います。
次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１１番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。

私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。まずもって、去る１０月３０日に執行されました市議会議員選挙におきまして、２期目の議席を得させていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。１期目と同様、努力した人が報われ、評価される社会、安全で安心して働き続けられる職場・地域を実現するため、共に夢を語るまちを信条として、市民の声を大切に活動してまいりますので、今後とも御支持・御支援をよろしくお願い申し上げます。

一般質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。野田総理大臣は、１１月１１日ＴＰＰについて、ＴＰＰ交渉参加に向けて関係国との協議に入ると述べ、三か国との事前協議から始まる交渉プロセスに参加する方針を表明いたしました。野田総理大臣は、所信表明演説で、希望の種をまこうと呼びかけられましたが、まかれているのは増税やＴＰＰなど国民にとっては不幸の種ばかりではないでしょうか。ＴＰＰ参加は、日本の農林業の壊滅的な打撃を与えるだけでなく、公的医療制度や労働、投資など社会的規制を緩和し、国民生活に大きな影響を与え、所得格差を広げ、国の在り方を変えることにもなりかねない問題であります。

奄美大島は、作付面積の６８パーセントがさとうきびであり、さとうきびの農業産出額は年間約１００億円を超え、群島全体の４０パーセント近くを稼ぎ出しております。さとうきびは、奄美の基幹産業として奄美の経済を支えている奄美の宝であります。一方、畜産部門では、肉用牛が約５０億円から６０億円を超える農業産出額であり、群島全体の約２０パーセントを占めています。政府のＴＰＰ参加表明は、奄美の農業を壊滅的な状況に至らせるものであり、奄美群島の人口が急激に減少し、群島民の生活を著しく苦しくするもので、島全体の経済が立ち行かなくなり、奄美においては、人々が生活できなくなると言っても過言ではありません。そこで、野田総理のＴＰＰ交渉参加表明について、市長の基本的な考え方をお示しください。また、想定される問題点と課題について要点のみをお答えください。同時に、本市における具体的な影響と今後の取組についてお示しをいただきたいと思っております。次の質問からは、発言席にてさせていただきます。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） ＴＰＰに関する基本的な考え方でございます。関税撤廃を原則とするＴＰＰ協定の締結は、国内経済及び国民生活に甚大な影響を及ぼす重大事であり、十分な国民合意がないまま協定交渉に参加することについて、本市としては従来一貫して反対の立場を表明し、中央要請活動などの機会ある毎に、拙速な交渉参加をしないよう政府に対し強く求めてまいりました。しかし、本市を始め、国内各界、各層から反対の世論が噴出する中、今般野田総理大臣が関係国との協議を開始したことは、誠に遺憾であります。本市といたしましては、ＴＰＰ協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについての十分な情報提供と併せて、引き続き国民合意のないままＴＰＰ協定には参加しないよう政府に対して強く求めてまいる考えでございます。

ＴＰＰ交渉参加による国の全体での影響はどういうことかということでございます。ＴＰＰ協定が締結されることになれば、分野や品目の例外なく関税が撤廃されることが予想されることから、農林水産業を始め、国内産業の多くが大きな打撃を受けるものと思われまます。これまでＴＰＰ協定による国内経済への影響については、内閣府、経済産業省、農林水産省がそれぞれ独自の試算を公表し、混乱を招い

ていたため、先般、政府は経済効果について統一見解を示しております。それによりますと、10年間で実質国内総生産GDPを2.7兆円押し上げる経済効果があるとのことですが、年間2,007億円程度の効果では、農業等へのマイナスの影響のほうが大きいとの意見が出ており、与党内でも混乱している状況と聞き及んでおります。また、TPP協定による影響は、経済面だけにとどまらず、自由貿易の名の下、さまざまな規制撤廃が強行される恐れがあり、その場合、医療、食の安全、環境、労働、金融、郵政などさまざまな分野で国民生活の根底が脅かされることが懸念されております。

奄美市における影響についてですが、本市の平成22年度のさとうきび生産実績は、生産量2万8,473トン、生産額6億6,530万円となっております。その経済的影響を約16.9億円と試算をいたしております。さとうきび生産農家の収入は、国からの交付金と製糖工場から支払われる原料代となっており、平成22年度産さとうきびのトン当たり農家手取りが2万2,299円、うち交付金が1万6,320円と約7割を占めており、製糖工場から支払われる原料代は5,979円となっております。なお、鹿児島県はTPP参加により、関税撤廃された場合の本県農業、関連産業への影響を試算し、公表をいたしております。それによりますと、農業生産額、関連産業及び地域経済の合計で5,667億円の生産額が減少するものと見込まれており、特に砂糖については国内産糖の需要がなくなるため、減少率100パーセントの380億円が減額と、非常に厳しい試算が行われております。県同様、最悪のケースを想定した場合、上記のさとうきび生産に伴う経済的影響だけでなく、市民の暮らしと経済の支柱が失われ、地域そのものが立ち行かなくなることが懸念をされております。

11番（関 誠之君） 大体新聞で書いてあることだというふうに思いますけども、さとうきびということで今生産見込みからの影響ということですが、さとうきびの経済波及効果が3.97倍ということと試算をされておったように思いますが、6億7,000万円の奄美市のさとうきび生産から考えますと、26億8,000万円余りのさとうきびだけで関連する経済がなくなるのではないかというふうに思われるんですが、認識は同じだったということであります。その一番大事なものは、製糖工場でさとうきび関連が鹿児島県で3,000人ほど働いておるということで、この雇用の方が失われるということが一番大変なことではないかなと。いわゆる総合計画でも定住をどうするかということ、また、交流人口が45万人を目指しておるということから考えると、この雇用の問題というのは一番の問題になるのではないかなというふうに思いますが、これまた後で奄振のところで少し議論をさせていただきたいというふうに思います。

そこで一つ再質問をさせていただきたいんですが、これほどまでに反対だということで、今の政府の試算によりますと、GNPが2.4兆円から3.2兆円の増加、しかしながら、後の農業関連とか、ほかの関連では、かなり落ちて、結果的にはマイナスの経済になってしまうという中で、なぜこのしていかなければいけないのかなというふうに私は考えるんですけども、その辺についての何か見解があれば、少しお聞かせいただけますか。

市長（朝山 毅君） 私の私見と申しますか、厳正な場所で私見というのは大変失礼かもしれませんが、答弁させていただきたいと存じます。日本の国においては、過去以来、電気・自動車等の製造事業については、外国に売りすぎる圧力、穀物の自給率40パーセント以下と言われる日本の農産物、第一次産業において、買わない圧力等々を含めて、国際情勢の中でいろいろ言われておりました。そういう関係の中で、米の自由化、オレンジの自由化、牛肉の自由化等々を踏まえて、どうにか日本の国内体制は現在に至るような気がいたしております。そういう中において、関税をすべて撤廃するというふうな動きのTPPというのは、大変日本の国内産業において、それはメリットもあるであろうが、デメリットも多いと。とりわけそれを私どものまちや地域にとらえてみると、今議員がおっしゃったように、さとうきびは30パーセントから40パーセントの、やはり、奄美における最も大きな産業であり、また、畜産においても、5,60億円と言われる大きな産業になりつつあり、農業の営農形態においても、さとうきびと畜産との複合形態という形が整いつつあり、そして、農家によっても安定した2か月に1度

のセリの収入，そして1年に1度さとうきびという収入が得られる安定した営農体系が構築されつつあります。

そういう中において，やはり今申し上げましたように，さとうきびにとりますと，生産者補償金額は約5,000円から6,000円，輸入課徴金によって1万7,000円から1万6,000円，それ合わせて農家は2万2,000円相当の手取りをしているわけでありまして。そういうことを考えますと，大変な打撃がくると。

今議員がおっしゃったように，さとうきびの波及効果は3.8倍から4倍と言われております。そういう状況下でありますので，大変な問題が生じてくるというふうなことを考えますと，やはりこれは域圏として，地域を守るためにも頑張っておいて反対をしてみなければいけない。同様に，県においても，郡内各市町村においても同様な決議をしているわけでありましてから，その形を踏襲しながら，私どもは地域の産業を守っていくことが大切だというふうに思っているところでありますので，御理解をいただきたいと思っております。

11番（関 誠之君） 是非ですね，先ほど市長が言われましたとおり，自動車，機械産業，電気電子，これはおそらく3.2兆円ぐらいの増額になるだろうと試算をされておりますが，農業関連に至っては，GNPでやると4.1兆円の減少だというふうにも言われております。そういう中で，一番問題であるのは，やはりアメリカの巨大アグリビジネスと言いますか，市場を開放するというところで，なぜ先ほど総務部長のほうもお話しになりましたけれども，砂糖が100パーセント駄目になるのかということとは，ちょっと調べてみたんですけども，砂糖というのは国産と海外産の品質が差がないと。精製糖ですね。ですから，今豪州，アメリカ産はキログラム52円，国産の砂糖が167円だそうなんです。ですから，品質の差がなければ，やはり安いものを買う。後は安心・安全の問題なんですけども，その安心・安全のところ，今回の米国に市場を譲り渡すことで少し揺らいでくるのかなと。特に肉用牛の衛生検査の面も含めてでありますけども，そういったことありますから，是非この雇用を守るという立場と，先ほど言いました農業の基幹産業でありますさとうきび，それに伴う生活の場，そういったものをしっかりと受け止めて，あと医療，介護，福祉等にも規制緩和がされるというふうに聞いておりますから，しっかりと中央に声を届けていくと，地方の声を。やっていただきたいということをお願いをして，この件については終わりたいと思っております。

2番目の奄振法の，奄美振興開発特別措置法についてということですが，奄振法は2013年度末で期限切れということですが，その前に離振法が12年度末に10年間の法的効力が切れるということ，是非この離島振興法をしっかりと私どもが勉強する中で，次のこの奄振法に生かしていくという意味で，離島振興法の改正延長の問題点を把握することが，奄振法を延長し，内容改善，充実を図るために大変参考になるというふうに考えておりますので，市長の基本的な考え方と，この延長離振法に期待する政策及び施策があれば，お示しをいただきたいということが1点であります。

二つ目は，一括交付税，これは自由裁量の名目でできたわけなんですけど，本当にこれは実行できているのかなと私は疑問に思っておりますので，この辺の一括交付金の総括とメリット，デメリット，改善点があれば，お示しをいただきたいということが二つ目であります。

三つ目は，数値目標，私もこのことについては，議員になった当時から奄振に数値目標をということ言ってきましたが，前の改正の時に県が作った計画でありますけれども，11項目の施策事業の効果を評価するための目標ということで，農業産出額から医師の10万人当たりの数を基準値と目標を示しておりますけども，こういったこの数値も含めてですね，ひとつ検証がどう行われているのかということが3点目であります。

4点目は，事業計画の策定，予算配分などを地元でできる仕組みに変えることについての見解をということですが，私の考えとしては，前から申し上げたとおり，大島支庁に奄振の窓口がないということで，大島支庁に奄美振興開発課を設置をさせてですね，奄美振興開発事業が一括して奄美の地元でできるように県に要望すべきではないかというのが主旨であります。それから，地方分権から中央

主権の流れが加速している時代を見据えますと、将来はとりあえず大島支庁のほうで奄振課を次の改定
辺りからですね、置いていただいて、その次の改正辺りには広域事務組合が奄美振興開発の計画を立案
をし、決定ができる、予算の配分から執行まで可能になるようなシステムをやはり求めていかなければ
いけないのではないかなというふうに思いますが、この辺りについての見解があれば、お聞かせをいた
だきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 早速お答えさせていただきますが、まず、奄振法の基本的な考え、また、離島振興
法をどういうふうな形でというふうな参考にしていくかということについて、概略私のほうで述べさせ
ていただき、後の御質問については担当部長に答弁を委ねたいと思いますので、御理解ください。

議員が御承知のとおり、平成25年度末には期限切れということになります。奄美群島における社会、
経済の現状や課題、更には奄美群島の自立発展に向けましては、まだまだ奄振法の存続は必要である
というふうに考えております。そのことから、国での審議が行われる前の来年早々には県、奄美群島の
地元市町村が連携し、延長に向けた対応に着手予定でございます。県におきましては、来年度には奄美群
島の現状や課題及び奄振事業の成果などを調査分析し、今後の振興開発の方向や方策を明らかにするた
めの奄美群島振興開発総合調査を実施する予定であります。併せて、地元の我々におきましては、奄振
法の延長に向けまして、地元市町村が主体的に関わりを持っていくことが重要でありますので、奄美群
島広域事務組合が中心となり、将来のあるべき奄美群島の姿を描いた、仮称でございますけれども、奄
美群島成長戦略ビジョンなるものを掲げ、地元自らの手で計画策定作業に取り掛かっていく予定であ
ります。

先般、国への奄振予算要望の際にも、今後の奄振事業の在り方については、計画策定の段階から地元
が主体的に関わることが重要という意見もございました。このようなことから、奄振法の延長に向け
ては、群島一丸となって、先ほど申し上げました戦略ビジョンに取り組み、その作業を担う広域事務組合
の体制強化を図り、県が行う奄振総合調査とも連携を図りながら、しっかりと地元の意見が反映される
よう取り組んでまいりたいと考えております。

御質問にありました離島振興法は、奄振法の1年前に延長の時期を迎えることとなります。離島振興
法は、沖縄、奄美、小笠原といった特別措置法以外の離島を対象にしたものでございますが、離島の持
つ国家的な役割、地域の現状、課題などは奄美と同様なものと認識をいたしております。今般の離島振
興法の改正の動きを見ますと、生活環境整備や産業振興の拡充、支援と合わせまして、定住促進を柱に
した改正要望がなされていくようでございます。奄美群島の将来ビジョンにおいては、農業・観光/交
流・情報の奄振の重点三分野に定住・文化を加えた五つの分野を重点的項目として取り上げていき
たいと考えているところでございます。このように、2年後に迫る奄振法の延長に向けまして、当然ながら
その前年の離島振興法の延長に向けた議論、改正内容等を十分に踏まえながら、奄振法の在り方、内容
等について取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解と御支援、御協力を切
にお願いする次第でございます。

総務部長（松元龍作君） 一括交付金の総括、メリット、デメリットなどがございます。一括交付金の地
域自主戦略交付金は、事業実施における地域の自由裁量を拡大することを目的に、今年度23年度から
スタートされております。23年度の予算措置では、第一段階として、都道府県事業の一部を交付金に
移行し、全国で5、120億円、うち沖縄分の沖縄振興自主戦略交付金が321億円、奄美分は33億
円程度の経常となっております。

奄美分での計上予算を見ますと、対象は国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の一部、農林水産
省所管の農産漁村地域整備交付金の一部で、ほとんどが継続事業からの移行分となっております。来年
度、平成24年度に示された予算方針では、一般の市町村では、配分額を十分に確保できないのでは、
また、客観的手法から成る配分額の算定が、過疎地域などに不利になるのではとの市町村からの意見
を受けまして、対象を都道府県と政令指定都市に限定し、今年度から約3、000億円上積みした約8、

000億円の計上を目指すと言われております。

しかしながら、奄美群島にかかる奄振予算は、これまで国土交通省の一括計上によって予算が確保がなされてきたものが、一括交付金は内閣府での計上となっており、沖縄以外の奄美、離島、北海道の地域分と、内地分を含めた形状となっております。今年度分は、奄美、離島分の地域予算として配分がなされておりますが、来年度予算以降も同様に地域分として計上配分がなされるのかどうか、懸念されるところでございます。

いずれにいたしましても、奄振事業予算は確実に奄美群島での事業として実施されることが求められるものであり、そのためにも一括交付金も奄美分として確実に計上配分されることが必要でございます。そのためにも、沖縄同様、これは仮称でございますが、奄美振興自主戦略交付金を創設し、これまで同様、国土交通省の一括計上枠として確保していただくことを強く望むところであり、今月1日に行われました来年度予算の要望の際にも、政府関係省庁に要望してきたところでございます。今後とも制度の動向を注視しながら、奄美群島市町村一体となって対応してまいりたいと考えております。

数値目標の検証はどう行われているかについてでございます。前回の奄振法の延長に伴う奄美群島振興開発審議会の意見具申や、国の基本方針などを受けまして、平成21年に地元12市町村により農業・観光/交流・情報の三分野を柱とした地元振興計画基本方針を策定をいたしております。本方針では、それぞれ分野ごとに平成25年度の目指すべき水準として、数値目標を設定しており、年度ごとに目標に対する達成度の検証を行い、PDCAサイクルの中で施策の評価を行いながら取り組んでいくことといたしております。

そのことから、現在、奄美群島広域事務組合が中心となって、市町村ごとに数値目標の達成状況や、事業の評価、更には分野ごとや島ごとでの課題の再認識など、各島単位での勉強会を進めるところでございます。中間集計に対する数値目標の達成評価につきましては、島ごとの首長の代表や、大学教授などの学識者からなる懇話会において議論を行い、各分野の取組や、今後の施策の在り方などについて御意見をいただき、評価を行っているところでもございます。県におきましても、現行の奄振計画において、施策事業の効果を評価するために、農林漁業や観光などに関する11項目の数値目標を設定いたしております。

現状では、地元奄美群島で掲げる農業・観光/交流・情報の重点三分野並びに県が掲げる奄振計画の数値目標のいずれも、一定の成果が表れつつあるものの、未だ達成されていないのが現状でございます。ただ、目標の達成度だけではなく、奄振計画の進捗状況の確認、数値目標や事業の検証などの作業を行うことによって、奄美群島の状況や諸施策の評価を適切に把握することなどができ、今後の奄美群島の振興開発の在り方を考えていく上でも、非常に重要な取組だ思っております。このような取組が今後の奄振法の必要性にもつながっていくこととございますので、今後とも広域事務組合が中心となり、群島市町村で連携しながら、目標達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

それから、事業計画の策定、予算配分などを地元でできる仕組みということでございまして、先の答弁の中で申し上げましたとおり、奄振法の延長に向けましては、地元が主体的に関わりをもって取り組んでいくことを先の群島市町村長会で確認されたところでございます。その取組では、地元の市町村自らの手で奄美群島の成長に向けた方向性を示す奄美群島成長戦略ビジョン、仮称でございますが、その実現のため、基本計画、実施計画を策定し、県の取組や国における奄振法の審議、更には延長後の新たな奄振計画においても、地元の意向がしっかりと反映されるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、国の予算の流れにおきましては、一括交付金など年々交付金化へと移行されつつあります。交付金となりますと、従来の補助金とは違い、個別事業や箇所ごとに配分されるのではなく、一括して県のほうへ配分され、その後に各市町村に配分されてくることとなります。奄振計上予算は、交付金への移行にもかかわらず、確実に奄美群島での事業実施が必要なこととございますので、一括交付金を沖縄同様、これも仮称ではございますが、奄美振興自主戦略交付金として、これまでどおり国土交通省の一括計上額として確保していただくことを要望しているところでもございます。

このように、これからの奄美群島の振興に向けては、群島が一丸となって、より一層広域的に取り組んでいくことが必要であり、そのためにも役割を担う奄美群島広域事務組合の組織強化が必要不可欠なものでございます。このことは、奄美群島の全市町村においても共通の認識を持っており、広域事務組合の体制強化とともに、大島支庁との連携強化を図ることが、県との一体感を醸成する上でも重要でございます。そのため、今回の成長戦略ビジョンの作成におきましても、大島支庁と連携しながら進めたいと考えており、県のほうへもその方向での協力体制の構築を要望しておるところでございます。

11番（関 誠之君） 少し長くて時間が押してきましたが、一括交付金について奄振事業としての一括計上の予算枠が大変分りにくくなっているということが一つ。二つ目は、県に国から交付をされて、県が配分権限を持っておると。この辺が問題ではないかな。要求どおり配分されているかは本当に不透明だと。県のさじ加減で、例えば今回出ておりますあの道の駅も、社会基盤総合整備交付金の効果促進事業ということですから、本当にその辺の問題、あと自主戦略交付金がどのような仕組みになっているのか、少し曖昧なところがありまして、やっぱりそういう総枠をきっちり奄振の枠の中に取り込むということが大事ではないかなというふうに思いますので、是非この辺は市長も、先ほど国の要請の時にはその視点でということでしたから、もう強く国に言っていただきたいと。

離振法について、離振法もソフト面による島への定住促進が主流に今なってきた、これを移住という形で人をどういうふうと呼ぶか、その具体的な柱として、先ほど言っていました奄美の定住交付金と。これ離島振興法の中でもこれが出てくるように聞いておりますから、離島振興法に押し込まないと、なかなか奄振の中に押し込めないのではないかと。もう一つは、自主戦略交付金、この創設をしっかりと奄振の中です、要望していただきたいと。もう時間がございませんので、いろいろありますけども、しっかりやっていただきたいというふうに思いますが、それについて市長の見解をちょっとお聞きをして、この件は終わりたいと思います。

市長（朝山 毅君） おっしゃるとおり、自主戦略交付金については、平成21年までですか、国交省の一括という形で予算化されておりましたが、平成22年度から国交省一括計上分と、その自主戦略交付金については内閣府にその予算編成権が移っております。昨年度は33億円、併せて国交省との金額は1,204億円ぐらい、金額はちょっとあれでした。204億円ぐらいの奄振予算枠になっております。したがって、その交付金については、沖縄は350億円でしたでしょうか、確実に沖縄枠というふうに取りられておりますが、奄振の場合は離振、北海道、内地のほうと同じひとくくりの中の予算になっております。昨年はかるうじてカッコ書きで内書きで奄振予算33億円というふうなことを位置付けをしてもらいましたが、そういう大きなパイの中ですと、いつかは形骸化して、奄振のあれがなくなるのではないかなというふうな危惧をいたしておりますので、特措法であるという位置付けの中においては、しっかり奄振法に基づく措置であるという予算枠を確保していただきたいと強く申し入れているところであります。

その33億円の使いについては、先ほど議員が話されたとおり、都道府県に配布されております。したがって、県ともしっかり協議をし、見定めながら、奄振枠としてしっかりと奄美に投資されてるということ私どもは見つめ続けていかなければいけないということも、併せて感じているところであります。離振法については、その一つの目安になる法律でありますので、しっかり見届けながら、今後とも奄振法の拡充に向けて努力をしていきたいと考えております。

11番（関 誠之君） 大変大事なところでありますから、前の質問で与議員が、奄美振予算の176億2,800万円と、それで前年度比が86パーセントと非常に低いではないかということでありましたが、これは先ほど市長も言われたとおり、地域戦略交付金33億円が別枠でありまして、それを足しますと204億円で対前年度比102パーセントという形になっておりますので、こういった分りにくくないようなですね、もう一括して奄振はこれだけというように形にこれから是非やっていただきたい

と。時間がございませんので、あと非公共事業の関係は、付帯事項をしっかりと付けておりますから、それをしっかりと読み取って、政策に立案をしてですね、是非産業振興や人材育成、体験交流、そして農業創出という形、また、奄振の総合的な調査も入っておるとお思いますから、しっかりとやっていただきたいということをお願いを申しあげて、この件については終わりたいと思います。

次に、奄美市の財政の現況についてであります。何回も聞いておりますから、現況的なものは分かりましたが、要するに、平成17年の決算で、実質公債率が18パーセントを上回ったと。19.1パーセントであったということで、さあ大変だと。開けてみたら、平成18年度の予算編成が14億7,700万円の財源不足に陥ってしまったと。決算で最終的には6億円ぐらいの決算で済んだわけでしたけれども、国の制度として補償金なしの繰上償還制度、これを使って、今13.5パーセントに実質公債比率を改善されておりますが、このたまたま国の地方財政計画が22年辺りから交付税をいわゆる増額させたお陰さまで8億5,000万円20年度に比べたら増加をしたということで、財政は何とか持ちこたえたと。

しかしながら、自主財源であります地方税が約2億2,000万円も減少しておりますので、このようなことを考えますと、今後ですね、震災の影響等により、交付税が23年度予定では、約4億円が減少していくというようなことも考えられております。前の議会の補正予算を見ますと、9月、11月の豪雨で、9,500万円、9,800万円、合計1億9,420万7,000円の財政調整基金より取り崩しをしてきたというようなこと、そして、地方債の残高が11億8,430万円増加をしてきている。国保の赤字が、累積赤字が4億9,800万円、補填のために今当初予算5,000万円入れておりますが、2億円程度入れなければいけないのかなというような状況。そして、最大のプロジェクトであります24年以降の庁舎に建設に伴う総事業費60億円と言われておりますが、こういった諸々の計画がなされておりますが、こういうことを受けてですね、今後のこの財政についての運用、ないしは考え方を示していただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 財政の状況については、今閣議員がおっしゃるとおりでございます。今後の財政運営につきましては、このような財政状況を踏まえながら、財政の運営の基本的な考え方につきましては、今後とも引き続き行財政改革を推進しつつ、安定的な自主財源を確保するとともに、農林水産業をはじめとした各産業の振興による地域雇用の確保と、市民経済の活性化が必要であろうと考えておるところでございます。24年度の当初予算の編成方針では、以上のようなことを踏まえまして、昨年度に引き続き財政健全化の継続と、地域の雇用確保及び地域経済活性化の両課題に取り組みながら、安定した財政運営を図っていかねばならないものだと、このように考えております。

11番（関 誠之君） マクロ的にはそういうことなんですけども、次に少し細かく質問をさせていただきたいと思います。先ほど言いました自主財源がかなり落ち込んで、これから先もあまり見込みはないのかなあと私は考えますが、そういう中で、未利用資産の貸し付け、売却、これがあと残された課題かなというふうに思ってます。そこで、この小宿コミュニティ用地、佐大熊併、これは先の同僚議員も言いましたけども、あとなぎさ園の跡地、長浜の清掃事務所の跡地、この辺の活用についてどういうふうな、もちろん貸し付け、売却等も含めて、あれば簡潔にお示しをいただけますか。

総務部長（松元龍作君） 自主財源の確保のために、未利用地を売却して財源を確保していくということは、非常に重要なことだろうと思っております。それで今指摘がございました平松のコミュニティ用地、なぎさ園の跡地、こういうことは今現在空き地でございまして、各自治体などに、あ、失礼しました。平松につきましては、駐車場敷地や資材置き場として短期有償契約の貸し付けを行いまして、財産収入の確保を行うほかに、地域の自治会活動として小宿中学校の行事などに無償で貸し付けておるところでございます。なぎさ園跡地につきましては、現在の場所へ建て替え予定でありましたので、なぎさ園への有償貸付地となっておりますが、現在の場所には建て替えの許可が得られなかったために、解体撤

去を行いまして、本年11月22日に返還されたところでございます。この2か所の土地についての具体的な利用計画につきましては、現在のところ方針が確定してない状況にありまして、未利用地活用検討委員会などにより、利用計画について協議を行い、検討していきたいと、このように思っております。

11番(関 誠之君) あとまとめて質問いたします。起債枠38億円ということですが、ちょっと手元に資料ありませんが、今後の補正を含めておそらく41億円ぐらいになっているんじゃないかと思いますが、今後の取り扱いですね、それとこの起債枠の38億円の根拠、それと先ほど言いました国保会計の4億9,731万円という処理の方法ですね、あと人口が3,946名減ったということで、交付税に幾ら具体的に減額は幾らになっておるのか、人口が減ったことによって、こんなに財政にくるんだよということでお聞きをしたいと思いますが、あと24年度の当初予算の特徴と新規の重要施策があれば、お願いをいたします。

総務部長(松元龍作君) 起債枠38億円のことについてでございます。起債枠38億円は、平成19年度に作成をいたしました財政健全化計画がベースとなっております。単年度実質公債費比率を18パーセント以下に縮減することを目標に作成されたものでございます。平成22年度の実質公債費比率は13.5パーセントで、3か年の平均値でございます。なお、単年度の実質公債費比率を申し上げますと、平成20年度15.1パーセント、21年度13.6パーセント、22年度が11.9パーセントと年々改善されてきているということであります。このことが、正に38億円枠という財政規律を遵守してきた結果であろうと認識をしているところでございます。しかし、度重なる災害や、臨時財政対策債等により、平成22年度から地方債残高は増加傾向にあります。

また、今後の庁舎建設時に際しては、38億円枠を超過いたしますが、この点については事前に建設費の一般財源相当額を庁舎整備基金に積み立てる観点から、38億円枠とは別にさせていただきたいと考えているところでございます。起債借入による基金積立と同様、従来の起債枠の考え方に条件を設定することになりますが、一定の規律を保つことが重要であり、今後とも地方債残高の抑制と併せて、財政規律の遵守に努めてまいりたいと考えております。

総務の分だけ申し上げます。人口減少による普通交付税の減額についてでございますが、御指摘のとおり、3,496人前回の国勢調査から減少いたしております。この人口減少分につきましては、基準財政需要額の算定に大きく影響いたします。消防費、下水道費、社会福祉費、保健衛生費などの測定単位であり、平成23年度の算定における人口減少による影響額は、約4億1,600万円と試算をいたしております。

それから、新規事業の特徴と充足ということでございます。平成24年度当初予算の特徴としまして、昨年度に引き続き普通交付税に算入された地方財政対策費の一部を地域振興基金に積み立てた財源を活用し、地域の活力特別枠を実施いたします。特別枠は、震災の影響で当面の間、国の経済対策が見込めないことや、緊急雇用創出臨時特例基金事業が、平成24年度から縮小することを踏まえ、雇用対策の経費であり、ハード・ソフト、補助・単独事業を問わず、投資効果が大きい事業を優先する予定でございます。また、概ね3年間の

議長(向井俊夫君) 部長、ちょっとゆっくり。

総務部長(松元龍作君) はい、分かりました。また、概ね3年間の3億円を予算規模とし、平成24年度については、一般財源ベースで1億円程度を見込んでおります。御承知のとおり、平成24年度の予算編成作業はこれからであります。新規重要施策がこの特別枠も活用して、優れた提案がなされることを期待しているところでございます。各種産業の活性化施策をはじめ、地域雇用の確保と市民経済の活性化につながる施策を数多く設定して、平成24年度の予算に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

市民部長（田丸友三郎君） 国保会計の件につきましてお答えをさせていただきます。本市の国保会計は、年々増大する医療費の支出や、個人所得や被保険者数の減少によりまして、国保税の収入の減少等により、単年度赤字が続いております。平成22年度は、議員御指摘のとおり、4億9,753万1,000円の赤字決算となっている現状であります。その累積赤字の打開策としましては、現在財源補填のため、一般会計から国保会計へ繰り入れしております5,000万円を平成24年度当初予算編成におきましては、赤字補填のための相当額をお願いする予定でございます。

今後、健全な国保事業運営のために、この増額する繰入金に併せ、保険税の収納率向上に引き続き取り組み、また、保険事業の諸施策の実施による医療費の適正化に努め、単年度収支を改善していくことで、累積赤字を毎年少しずつ解消してまいりたいと考えております。また、国に対しましては、国庫負担率のアップや、低所得者に対する公費負担の増額など、各種施策の拡充をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

11番（関 誠之君） 市長ですね、今お聞きのように、非常に財政は平成18年度時点からすると、皆さんの努力を含めて改善をしたけれども、この23年の決算を含めて、24年度予算、今、るる議論されたように、かなりの思わぬ支出が出ておるということで、大変厳しいものではないかなというふうに認識しておりますが、時間がありませんので、そのようなところは委員会ですっきりさせていただきたいと思っております。総合計画によりまして、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、これを27年度を目標に90パーセント、13パーセントを90パーセントに落としていこうというような目標もありますが、今の状況では非常に厳しいものではないかなと思っております。

そこで次の質問になりますが、庁舎問題と財政についてということで、こういったことを踏まえてですね、庁舎の事業が総事業60億円ということでやっておりますが、この間提案のあった庁舎の、あれ写真しか見ておりませんが、本当に60億円のできるかなと心配になっておりますが、この総事業費60億円は維持できるのか。また、合併特例債の発行期間が5年に延長されるということでありまして、何も急がずに庁舎完成への27年にこだわる必要はないかと思っておりますが、この二つについて見解があれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

総務部長（松元龍作君） 庁舎建設の総事業費については、議員御指摘のとおり、60億円でございます。この新庁舎建設総事業費につきましては、3庁舎今申し上げましたが、60億円を予定をしております。3庁舎のそれぞれの内訳を申し上げますと、庁舎建設工事費、設計委託料、庁舎解体費、庁舎移転費等の建設総事業費は、住用庁舎が約8億円、笠利庁舎が約7億円、名瀬庁舎が約4.5億円、合計60億円でございます。住用庁舎の8億円は、複合施設として庁舎内に消防分駐所と診療所を併せて併設するために、笠利よりも多くなっております。3庁舎の総事業費60億円を維持するためにも、無駄を省き、建設費コストの縮減に努めてまいります。この一つとして、笠利、住用の新庁舎建設中は、建設費縮減のために仮庁舎を建設せずに、既存の施設を使用する予定であり、これから予想される需用費につきましても、可能な限り需用費縮減に努めながら進めてまいりたいと考えております。

それから、合併特例債の発行期間が5年延長ということで、確か11月1日に閣議決定をいたしまして、法案を今現在の国会に出しておりますが、ちょっと情報によりまして、今国会では継続審査というふうになったように伺っております。仮にこの法案が可決をされまして、5年延長されましたら、私どもといたしましては、名瀬庁舎につきましては、やはりこれから多くの皆さんの御意見を頂戴しなければならぬ大きな事業でございますので、平成27年度にはこだわることはございませんが、ほかの事業とのバランスも考えながら、その辺の建設などは考慮してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

11番（関 誠之君） 基本設計のプロポーザルの件も聞こうと思っております。あと、時間がありませんので、

またの機会にさせていただきたいと思います。あと市民生活に関することということで、大島地域消防広域化検討協議会、離脱ということで、先行き不透明だということを知っております。今後の対応についてということ、離脱すると財政的な問題が少し出てくるのかなということで、2016年消防デジタル化において多額の財源措置を必要とされるが、その対策。

それと緊急消防援助隊派遣というのが制度的にされておりますけども、奄美では1隊、消防隊ですかね、5人の登録はなされておるようですが、その派遣をした時に、派遣先から行って、こちらから金を出さないかんわけですけども、その金を国が補償するというようなことが制度的にできておりますが、それは特殊勤務手当等の創設が必要だと聞いておりますが、そこで今の特殊勤務手当があると思っておりますけど、そこで十分に対応できるのかどうか、その3点について簡潔によろしく願いをいたします。

総務部長（松元龍作君） 大島地域消防広域化につきましては、8月31日に徳之島地区が検討協議会からの離脱を表明し、これを踏まえまして、幹事会で検討の結果、消防広域化計画の趣旨にそぐわなくなることや、将来において現況が変化する要素を見いだせないことなどから、今後消防広域化に関する協議を継続していくことは困難であると判断をいたしまして、11月24日に開催された協議会にこの見解を報告をいたしております。協議会では、幹事会の報告を受けるにとどめ、結論は見送っておりますが、徳之島地区が協議会を離脱した現状からすれば、幹事会の見解のとおり、今後協議を継続していくことは困難であると考えております。

大島地域は離島という地理性や台風常襲地帯であること、また、昨年の奄美豪雨災害等の教訓から、消防組織の広域化はメリットが低く、今後むしろ3組合それぞれに設置の目的に沿って整備に努めてきた現状の機能維持に専念するほうが求められており、防災機能の充実につながるものと認識をいたしております。

総務部参事（原田俊光君） 2016年消防無線デジタル化においては、多額の財政措置を必要とされるが、その対応策はという御質問にお答えをいたします。大島地区消防組合の消防救急無線デジタル化整備については、電波法関係審査基準が一部改正され、2016年5月末までに現アナログ方式からデジタル通信方式に移行することは御承知のことだと存じます。現在当消防組合の消防救急無線は、消防本部、9署所、それから五つの山の中継所の無線設備により機能を維持し、管内をカバーしております。

無線は地震、台風などのいかなる状況下でも24時間使用できる信頼性のあるものでなければならぬ重要な施設でございますが、このデジタル化整備に向け、9月から10月にかけて電波伝搬調査を実施したところでございます。現在集約中ではございますが、概ね現施設を利活用しながらの整備になるうかと思われまふ。県の試算によりまして、多額の費用がかかることは予想されております。国・県の消防長会からも国のほうに、手厚い補助をするようにと再三要望しているところでございます。現施設などを利用できるもの、また、県の防災行政無線施設が利用できないか、協議中のところもございまして、経費の節減を図りながら、市民の安全・安心のため、情報網の要でございますので、構成6市町村が過重な支出がないよう十分検討を行いながら、慎重に整備を進めてまいりたいと思ひます。

引き続き緊急消防援助隊派遣に係る国庫負担金受入れのための特殊勤務創設は必要ないかとの御質問にお答えをいたします。緊急消防援助隊の活動する費用について、国の、消防庁の指示により、活動した者については、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱に基づいて、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当が対象になります。これを市町村の条例で定めていかなければならないということですが、当大島地区消防組合においては、大島地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例等が定められているので、交付には支障ないと思ひます。

11番（関 誠之君） 時間が押してまいりましたが、市長に見解を一つだけお聞きをしたいと思ひます。住用の体験交流館で敵艦隊訓練とか、自衛隊の統合演習実施がなされておりますけども、どのような説明があつて、市長は南西諸島、沖縄諸島地域の防衛強化についてどのような見解をお持ちなのか、所見

をお伺いしたいと思います。時間がございませんので、終わったら、その時点で私の質問を終わらせていただきます。

総務部長（松元龍作君） 自衛隊からの説明でございますが、今年9月初旬に概略の説明だけは受けております。

市長（朝山 毅君） 外交、防衛、治安というのは、国家根幹をなす私は施策だと思っております。そういう中において、奄美においては昨年自衛隊に大変お世話になりました。災害等援助、今回については災害の援助と言いますか、防災訓練ということでありましたので、積極的に協力をしたつもりでございます。

11番（関 誠之君） 自衛隊が国民の安全・安心についてしっかりと協力していることについては、私も確かに認識をし、感謝をしております。そういう中で、防衛と国防とはちょっと違いますから、その災害とは。そこら辺よろしく願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

議長（向井俊夫君） 以上で関 誠之君の質問を終了いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時45分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き、一般質問を行います。
奄美民主の会 渡 雅之君の発言を許可いたします。

9番（渡 雅之君） 傍聴席の市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。奄美民主の会渡 雅之であります。昨年10月の豪雨災害、今年の9月の北部大島豪雨災害、11月に起こりました南部大島豪雨災害、さらには、徳之島で発生した竜巻でお亡くなりになられました方々に対して、この場をお借りしてご冥福をお祈り申し上げます。

一般質問を行う前に、私の所見を述べさせていただきます。私は37年の市役所勤務の総括として、今回の市議選に立候補いたしました。あなたのために、奄美のためにというキャッチコピーを元にして、行政経験をフルに生かし、市民のため、市民目線で議員活動を行ってまいりますと訴えて、この選挙戦を戦ってまいりました。多くの市民の御賛同、御支持をいただき当選させていただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。行政側といたしましても、市民の生活安定、福祉の向上に努めていることは十分承知していますが、私も市職員とともに市民の生活向上に努めてまいりたいと考えております。ただ、議員として行政側とはしっかりと是は是、否は否の立場を明確にした上で対応させていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。

さて、昨年10月20日の豪雨災害では、市職員の昼夜を通しての頑張っていたことに敬意を表するとともに、被災された方々には一日も早い復旧・復興を切望するものであります。

さて、そこで当局にお尋ねいたします。自然災害についての質問であります。この件については、一括して質問させていただきたいと思っております。昨年10月から今年11月2日の約1年間に3度も豪雨災害が発生しました。更には、平成2年にも当時の住用村で豪雨災害が発生していると聞き及んでいます。市長は、先と同僚議員の答弁でも、100年に一度の災害が1年間に3度も発生したと答弁しています。この一連の災害をどのように認識しているのでしょうか、防災・減災の立場からお答えいただきたいと思っております。後の質問については、発言席から行います。よろしく願いします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） この三度の災害から得た教訓と申しましょうか、そういったものにつきまして、昨年の豪雨災害では、通信手段がすべて途絶いたしましたことから、災害に強い通信手段の確保と、情報収集の必要性を痛感をいたしましたところでございます。その通信手段の確保につきましては、現在3総合支所に衛星携帯電話を2台ずつ配置をいたしました。また、今後孤立する可能性の高い集落5か所、崎原、佐仁、市、戸玉、山間などに衛星携帯電話を設置する予定をいたしております。また、併せまして、午前中も答弁申し上げましたが、全避難所にFM受信機を配置する予定にいたしております。ということで、情報の収集をしていただければと、このように思っております。

次に減災のためには、やはり市民一人一人が日頃から防災に対する認識を高め、それぞれの地域の危険箇所や避難所、安全な避難経路を確認することが必要でありまして、そのための防災訓練を継続して行うことが、非常に重要だとも考えております。このことにつきましては、5月の22日に昨年の奄美豪雨災害を想定いたしまして、市内全域を対象に防災訓練を実施いたしました。来年度以降も継続して実施をしてまいりたいと考えております。また、地域の危険箇所や避難所を確認し、安全に避難するための図上訓練を今年度2か所で実施をしまして、今後更に2か所で実施する予定もいたしております。併せまして、三度の災害を踏まえまして、自主防災組織率の向上と、地域防災計画の改定に合わせ、避難所の見直し、更にはハザードマップの作成などを行ってまいりたいと考えております。今後とも災害時の被害を最小限に抑えるよう工夫を凝らしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

9番（渡 雅之君） 今のお答えで大体同僚議員がおっしゃっている内容と同じだというふうに認識しています。そこで一つお聞きしたいのは、災害が頻繁に起きているという状況の中で、国や県の管理の国道、あるいは河川の防災計画、あるいはハード面になるかと思いますが、そこら辺りが分かっているのでしたら、併せてお答えいただきたいと思っています。

総務部長（松元龍作君） 特に住用の場合は、河川でございますが、先月確か10月でしたですか、大島支庁のほうから説明を受けまして、現在の住用川、これを改修計画を持っていらっしゃるということで、その内容につきましては、先日もお答え申し上げましたが、河川の拡幅をして、水害から強いまちづくりをしようということで、市のほうにも協力を求められましたので、市の方も当然用地買収などを含めて、今後も協力をしていきたいということでお答えはしております。ただ、その河川改修には相当の時間と予算が必要なことから、すぐすぐはできません。したがって、その間水害に対する対処といたしましては、寄り州の除去とか、やっぱり河川の堆積した土砂を撤去するとか、それから、冷川と申しまして、住用庁舎の横に小さな川がございますが、それが川尻が上流のほうに向かっておりますので、それを下流に振り分けるとか、そういうことで、その期間やるべき小さなところたくさんございますので、年次計画的にそういうふうに要望したり、市のほうでできるものがありましたら、市のほうでやっていきたいと、このように考えております。

9番（渡 雅之君） 大雨が降る度に土砂が堆積して、川床が上がってくるということで考えますと、今答弁のありましたしゅんせつ、あるいは拡幅によって断面積が増えるということになりますので、是非一日でも早い実施ができるように、国・県のほうには要望していただきたいというふうに思っています。

次にですが、住用総合支所の建て替え場所についてであります。幾つかの建て替え場所の案があったと聞いておりますが、西仲間の方々の大多数が現在地を望んでいらっしゃるということであります。現在地に建て替えるとしたらですね、どのような規模になるのか、お示ししていただきたいと思っております。先の新聞でも、プロポーザル方式による入札があったというふうに聞いて、図面も写真ですかね、概要の写真が掲載されたんですが、具体的に一般市民は分かりませんので、そこら辺りどのような機能が入っていくのかですね、構造が何階建てなのか、そこら辺りまでお答えいただければと思っています。

総務部長（松元龍作君） 住用も笠利もでございますが、庁舎建設に際しましては、プロポーザル方式で今設計のほうをお願いをいたしておりまして、一次審査、二次審査を通過いたしました設計業者のほうに、今後基本設計を発注していく予定にいたしております。規模につきましては、午前中も申し上げましたとおり、住用が約8億円、笠利が約7億円ということでございます。現在の位置に建て替えることにつきましては、庁舎検討委員会の結論を受けまして、地域協議会、それから嘱託委員会を通しまして、地域住民の御意見を集約をいたしまして、これ西仲間地区だけの要望ではございませんで、全体的な要望として、今の現在地が望ましいという結論をいただきましたので、私どものほうではそこに建てるということで現在は進めているところでございます。

まず、更にプロポーザルの公募をいたしました時には、住用の水害などの資料も設計者側のほうに提供いたしまして、二度と水害の被害に遭わないような災害に強い庁舎、それから防災拠点施設として機能する庁舎の提案を求めたところでございます。

今回の選定に当たりましては、地域の意見が反映できるように、地域代表の委員の参加もお願いをして配慮したところでございます。その結果、優先交渉権者に選定されました業者の提案を見てみますと、1階部分を高床式、上にこう上げて、もし仮に水が入ったとしても、庁舎自体はそこから免れる形、それから公用車の配置につきましては、2階部分に配置をします。それから、エレベーターがございまして、エレベーターにつきましては、防水扉を設置するなどして、水害に強い庁舎を造りたいということで、今後とも地元の御意見も聞きながら、更に設計業者との綿密な打ち合わせを重ねていくことによりまして、より災害に強い庁舎ができるものだと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

9番（渡 雅之君） 庁舎建設には、今から設計が入って、また、建物が出来上がるということですが、私たち一般的な考え方とすると、あの概要図を見ると、ちょっと大きすぎやしないかというような懸念もあったんですが、そこら辺りについては、

総務部長（松元龍作君） あれはあくまでもイメージ図でございまして、1階部分を高床にします。2階、3階部分に本庁舎の機能と、それから防災施設を造ります。その横に併せて2階から上のほうに消防分駐所と、それから診療所を造るということでございますので、あれはあくまでもイメージ図でございまして、今から基本設計入りますので、具体的に基本設計に入りました段階で、また皆さんのほうにもお示しをいたしたいと、このように思っております。

9番（渡 雅之君） イメージどおりの、住民が利用しやすいような庁舎建設になるように、我々としても望んでいるところであります。

次に、世界自然遺産登録について御質問いたします。屋久島、白神山地が、ユネスコの世界遺産登録に指定されまして、その後南西諸島、知床半島、そして小笠原諸島の3地区が次の候補地として環境省のほうで決定してるわけですね。その後、知床半島と小笠原がそれぞれ順次自然遺産の指定を受けたということになりました。残るは奄美群島を含めた南西諸島のみとなったわけでありまして。先の9月議会では、環境省の考えとしては、平成24年に国立公園にまずすると。その後自然遺産登録という形だということに伺っているんですが、それでよろしいですかね。タイムスケジュール的な変更等はないか、伺っておきます。

市長（朝山 毅君） 渡議員にお答えいたします。渡議員、よく御承知のとおり、国立公園化に向けての取組につきましては、現在環境省で国立公園の指定に向けた作業を行っております。その中で、進捗状況について申し上げますと、いろいろな調整項目があります。流動的ではありますが、平成24年度末から25年度にかけての国立公園化指定を目標として作業を進めております。その後、最速で平成26年度から27年度にかけて推薦書を世界遺産委員会へ提出する予定であると伺っております。その後、

国際自然保護連合が実施調査を行い、実地調査ですね、実地調査を行い、最速で平成28年度、29年度に世界遺産委員会で登録の可否が決定される予定ということであります。なお、この進捗状況につきましては、議員が今お話しになりました知床、小笠原の自然遺産登録の進捗状況の推移を参考にしたものでございますので、御理解いただきたいと思います。なお、今後とも自然遺産登録に向け国・県と連携協力を今後更に深めていきたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力も併せてお願いするところでございます。

9番（渡 雅之君） タイムスケジュールについては、よく分かりました。今後も奄美群島国立公園という中で、もう既に沖縄のほうは国立公園化されているわけですね。奄美大島本島、徳之島、沖縄のヤンバル地方ですかね、それと西之表だと。この4か所が世界遺産に候補地にするという形なんですけど、沖縄県と鹿児島県のその自然遺産登録に向けた働きの中で、温度差とかいうのはないですかね。

市長（朝山 毅君） 議員が、はっきり申し上げまして、ないとは言えないと思います。ただ、機運の醸成が鹿児島県においても、沖縄県においても、この南西諸島という位置付けの中で連携を更に深めていかなければいけないという機運になっていることは事実でございます。そういう状況の中で、一般的にはゾーン形成、地域指定はいつ頃できるんであろうと。そうでないと、おそらく指定された地域には規制が入ってくるであろうと。建設の可否、また、倒壊などの可否などについて地権者並びに関係者に利害が発生することも想定されます。そういうことが事前に予告、もしくは周知徹底していただきたいということが、一般的な方の御意見でもございます。それらの話を私どもも環境省並びに県、関係団体に伝えてはおります。

そういう中において、最速で平成24年度と以前は申しておりましたが、今私が答弁いたしましたように、早い時期であれば24年度から25年度にかけてというふうに若干事務作業的には遅れた感が否めない事実もございます。今後それらのことを踏まえ、環境省、自然環境事務所ですか、が、沖縄県的那覇市にございますので、そちらとも連携を図っているつもりでございますので、更に連携を深めて、一日も早い我々の目標に向かうように、事務作業を進めるよう、お願いすると同時に、我々の機運醸成、そしてまた、条件整備にも努めていかなければいけないと思うところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

9番（渡 雅之君） この国立公園に指定される地域、生活しているところはあまり対象にならない、あまりでもない、対象にはしないということで、どうしても黒ウサギの生息環境を保全するということだと思えますよね。奄美、徳之島の場合は。そこで工事ができるのか、森林の伐採ができるのか、やっぱり市民の皆さんは、どういうふうなシステムになっているのか分からないというのが現状でありますので、是非市としても、野生生物保護センターというふうに大和村にあるんですが、そこでの連携をしながら、もう二度ほど勉強会をしてるというふうに聞いてます。私も1年生議員として、そこら辺りをもっと勉強したいというふうに思ってますので、また機会があれば、是非そういった取組もしていただきたいというふうに思っています。市民をやっぱり対象にした形のほうがいいんじゃないかなというふうにも思っていますので、よろしく願います。

次に、自動車リサイクル法について御質問いたします。自動車リサイクル法が平成17年10月に施行されて、ちょうど5年が経過したところでありますが、施行前は林道とか農道、あるいはまた、護岸敷ですね、そういったところに結構廃車とか放置自動車が見受けられて、後はもうさびて、形も分からないというような車も多々あったわけがあります。それが施行後はきれいに撤去されて、いい林道とか農道が帰ってきたというふうには思っています。この5年間ですね、名瀬港から排出するわけですが、自動車リサイクル法の施行後ですね、総数、5年間の総数で結構ですが、分かれば、その10月、9月までのですね、台数があれば、その総数と促進センターから受ける今度は80パーセントの出え金というのがあります。補助金ですね、それが幾らになっているのか、お聞きしたいと思ってます。

市民部長（田丸友三郎君） お答えをいたします。平成23年度9月までに、輸送を行っている台数は、離島対策支援事業により、使用済み自動車の海上輸送費の補助を行った合計台数でございますが、1万6,105台となっております。この事業は、搬出に伴う費用の8割が今議員がお話になられましたように、離島対策支援事業の出えん金で賄われており、この事業を活用したことにより、山間部などの不法投棄が減少をし、世界自然遺産登録を推進する本市にとっても、非常に有り難い制度となっております。お尋ねの金額の件でございます。17年度から23年度の第二四半期までの総計で、7,180万8,234円となっております。

9番（渡 雅之君） 1万6,000台余りが、鹿児島本土以北のほうに搬出されたと。それとその補助金、補助額が7,100万円余りあったということではありますが、その当初からこの法律のできる以前からですね、奄美市からも一人の委員を東京のほうに送ってまして、いろいろ論議をさせていただいた経緯があると思います。その際は、100パーセント補助できないのかという論議が結構ありました。しかし、促進センターのほうは、そうしたら県本土以北のユーザーの理解が得られないということで、80パーセントだと。じゃあ、なぜ80パーセントになるかということ、分からないということなんです。私たちが離島にいる者としてみたらですね、この法律によって負担というのが離島住民はあるわけですね。ですから、入ってくるものに対しても負担がかなり離島物価ということである。この出すほうにしても、また負担ということになると、ちょっと法の平等性というのに欠くんじゃないかという気持ちでしていますので、是非離島協議会とか、そういった団体があればですね、是非100パーセント補助ができるような気運というか、その機会をとらえて、上のほうには申し述べていただきたいと、県を通じてですね。是非そのことをお願いしておきたいと思っています。

次に、不法投棄の問題であります。不法投棄については、その先ほども言いましたように、林道、農道、至るところに不法投棄が、車の関係はあったんですが、その家電リサイクル法という法律がまたあります。家電の4品目について、これもしサイクルしなければならぬということではありますが、この家電リサイクル法が施行される以前は、もう駆け込み的に家電製品を買って、あとその業者に持たすんじゃないくて、もう山のほうに持って行くという、こういったモラルの低さというのは結構あったんですが、そこら辺りが最近林道とかいるんなところに行くと、不法投棄防止の立て看板ですね、それが結構目に付きます。その目に付くようなところが不法投棄の場所みたいな気もするんですが、年間不法投棄の発見したとかいう場所ですね、そこが何件くらいあるのか。その中に家電製品がどのような形で投棄されているのか、伺います。よろしく申し上げます。

市民部長（田丸友三郎君） 議員御指摘のように、家電のリサイクル法が施行される平成12年度までは、なかなか回収が進まなくて、年間16台から20台程度となっております。それが家電リサイクル法の施行後は、平成13年度から22年度までの家電4品目の合計の回収台数が、総計で2,136台となっております。特に平成14年度から22年度までの回収台数が多い年度ですが、14年度から16年度、更に21年及び22年度につきましては、基金事業を活用いたしまして、回収人員を増やしたため、回収件数が増加したものであります。

いずれにしても、13年4月の家電リサイクル法施行後におきまして、処理費用の経済的負担が不法投棄の原因の一つとなっていると考えられます。不法投棄は犯罪であり、あってはならないことですが、依然としてなくなる現実があります。そのため、現在名瀬地区では、環境パトロール員2名、笠利地区で1名配置し、不法投棄されたごみの回収、また、不法投棄の多い箇所には、先ほど御指摘がありましたように、不法投棄防止を呼び掛ける看板設置とパトロールを実施することにより、安易に不法投棄のできにくい環境整備に努めております。更に、笠利地区及び住用地区では、クリーン監視員を配置し、環境美化に努めているところです。また、大島支庁の産業廃棄物不法投棄防止の関係機関とも協力連携を図り、不法投棄防止に取り組んでいるところであります。

なお、平成21年度から23年度までは、グリーンニューディール事業で、不法投棄や廃棄物の回収事業を導入いたしまして、名瀬地区で4名、住用地区で2人、笠利地区では海岸漂着物の回収事業で5人を雇用して、廃棄物の回収を行っております。環境美化とごみの捨てにくい環境整備に一応取り組んでおります。更に広報紙やホームページ等を通じ、不法投棄防止の啓発を図るとともに、議員御指摘の世界自然遺産登録に向け、今後も粘り強く継続して環境保全に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

9番(渡 雅之君) 今お答えいただいたようにですね、笠利地区にも1人監視員が配置されたということで、その監視の強化が充足するんじゃないかなというふうには思っていますが、住用地区にいないというのが、監視員が設置されてないというのは、何か理由がありますかね。

市民部長(田丸友三郎君) 一応住用地区におきましては、名瀬地区の2人のパトロール員と、それから先ほど申し上げましたように、クリーン監視員ということで、両面から監視をする体制を取っているところでございます。

9番(渡 雅之君) クリーン監視員の方々、やはりまた名瀬の2人も守備範囲を広げたという形によろしいですか。あ、分かりました。今後国立公園、あるいは自然遺産登録については、その実現をしっかりいい形で実現できるように、行政も我々も頑張っていかなければならないというふうに思っています。また、この監視員制度を十分活用した中で、行政としても市民へのピーアール、そういったのをしっかりやって、今やっていますけど、更にお願いをするところであります。

次に、教育行政について御質問いたします。これも端的に言って、文化財のことなんですが、浦上地区にある有盛神社、そこの枯れた松の処理の問題であります。有盛神社境内の2本の松くい虫状態になっているのが立ち枯れた状態であります。一刻も早く伐採しないと、他の松にも感染する恐れも出てきますし、そればかりか、それが倒れるということになりますと、人的被害にも恐れがあります。これについてこの処理についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

教育委員会事務局長(日高達明君) はい、お答えいたします。議員御指摘の浦上の有盛神社につきましては、有盛神社の御神体及び境内の森林、これが市の指定文化財になっております。それからその後の学術調査や、合併時の調整・見直しによりまして、御神体は有形文化財の有盛神社の石造弁才天像として、それから有盛神社境内の森林は、天然記念物として種別分けで登録されております。

この松くい虫による被害を受けた樹木につきましては、農林振興課及び教育委員会におきましても把握をしており、対処について検討を図っているところでございます。県の委託事業、松くい虫駆除事業を導入した被害樹木の伐倒、集積、くん釀処理、それから県の補助事業地域森林環境づくり促進事業を導入した松林の薬剤の樹幹注入作業による松林環境の維持を行う予定でございます。二つの事業とともに、農林振興課と連携協力して、適切な処置を行いたいと考えております。神社の境内は、地域のほうにとって大切な場所でもありますので、地域の方々との相談や調整を行いながら進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

9番(渡 雅之君) この伐採事業が具体的にいつというのはまだ分からないんですかね。何月ごろ、今年度中にするとか、そういったのが分かれば、お願いします。

教育委員会事務局長(日高達明君) 具体的な時期につきましては、正月を挟む年内に着手するような話で伺っております。

9番(渡 雅之君) 分かりました。あの有盛神社の本殿のこの裏のほうに行きますとですね、またウン

テラという場所がありまして、そこにまた大きな大木の松があるんですよね。もうあれがもうちょうど一応頂上の上にあるもんですから、素晴らしい松ですが、それに飛び火しないかということで、もう集落民も対辺危惧しているわけでありまして。できれば早め早めの対策を講じていただきますよう、要望いたします。

次に移ります。ゆとり教育についてですが、私たち小さい頃は、至るところで機織りの音が聞こえていて、それが当たり前の風景だったんですけど、ここ最近は何も聞けないというような状況で、大島紬産業にしても、生産反数が8,000反代になったとかというようなことでありますが、これまた具体的には後のほうで説明しますが、この伝統産業ですね、決して産業遺産みたいな形にはさしたくないし、奄美の人は誰もそれを望んでいるわけじゃありません。私たちとしても、この大島紬をやっぱり振興させなければならぬ。もう一度発展させなければいけないというふうに思っているわけですが、学校の生徒たち、総合学習ですね、いわゆるゆとり教育、そういった中で、どのように大島紬のことを学習材料として提供されているのかどうか、そこら辺りをお答えいただきたいと思っています。

教育長（坂元洋三君） 総合的な学習の時間での郷土学習の内容についてお答えいたします。本年度から本市としましては、新規事業、あまみっ子ふるさと学習として位置付け、総合的な学習の時間などで郷土学習を積極的に推進しているところでございます。議員御指摘の大島紬に関する体験活動につきましても、小学校で15校、中学校で6校、泥染めや藍染め、機織り、着付け、生産過程の見学などを行っているところでございます。また、奄美市名瀬伊津部勝にある本場奄美大島紬泥染め公園でも、小学校5校、中学校4校の児童生徒が、泥染めなどの体験活動を通して、大島紬について学んでおるところでございます。更に、小学校社会科では、4年生において鹿児島県の伝統的な工業の学習の中で、大島紬について学んでおります。今後とも各学校で郷土教育が積極的に取り組まれるよう、指導していきたくと考えております。

9番（渡 雅之君） 実は私も、伊津部勝の泥染め公園で、横で主体的にされてる方々をお願いして、内地、内地と言うたらいかんかな、本土から観光局が来たもんですから、面白いところあるよということで連れて行ったんですよ。そしたら、やっぱり大島紬とはこんなにまで大変なことなのかと。値段がやっぱり高いのも分かるねというような話もされています。子どもさんにも、こういったのを積極的に取り入れてですね、今もお答えになりましたように、今後も奄美校の教育の中で、そういうのがなされるように、こちらからもお願いして、更に続けていただくようお願いいたします。

次に、新たなスポーツ種目の取組についてお伺いします。これは各種スポーツは、いわゆる公共施設でできるんですね、学校の校庭だったり、体育館だったり、いろんな公共施設の中でスポーツ活動がいろいろと活発になされているわけですが、ゴルフに関してはね、民間施設を使うもんですから、なかなか無料でできるということにはならないんですね。奄美ゴルフ連盟のほうでは、子どもたちから慣れ親しんでいただくということで、スナッグゴルフというのがあります。これはもう全国大会があるわけで、各県からいろいろちびっこ選手が参加するわけですが、いつもそこで上位なのは沖縄なんです。今海外で活躍してる女子選手とか、石川遼さんとか、そういった方々も、小さい時から全国大会に出て腕を磨いているという形なんですね。

奄美でも去年、今年にかけて二度ほどスナッグゴルフの教室を名小と小宿小で開催いたしました。もう名小では20名定数のところに30何名か参加するというような盛況で、子どもたちも楽しくゲーム感覚で楽しんだものであります。私たちゴルフは高いからなかなかできないねというようなことなんですけど、やはり小さい時から慣れ親しむような学校でのカリキュラムの中に入れることはできないのかどうか、お伺いしていきたくと思っています。

教育長（坂元洋三君） 新たなスポーツ種目への取組についての御質問にお答えします。スナッグゴルフにつきましては、運動場や体育館など学校の中で子どもたちが安全に楽しく実践できることから、今後

とも体験教室の実施など、学校の実態を踏まえながら、奄美市ゴルフ協会とも連携を図ってまいりたいと考えております。ただ、学校における教育活動は、学校や地域の実態、児童生徒の心身の発達段階や特性などに応じて、校長の責任で行われることが大切であると考えておりますので、御理解をいただきたいと、こう思います。

また、先般、議員の紹介で希望参加により体験教室が行われた名瀬小学校と小宿小学校では、奄美市ゴルフ協会から用具一式の贈呈を受けたものの、まだ学校教育活動の中では特に活用はなされていない状況でございます。しかし、安全に楽しく取り組めるスポーツであることから、両校とも今後遠足やふれあいの時間など機会を見て学級レクリエーションの一環としての活用を考えているとの報告を受けておりますので、御理解いただきたいと思っております。

9番(渡 雅之君) 県体のほうでは、既にゴルフが正式種目としてなされ、奄美の郡体でも他の県内の地区に先駆けて5年前から正式種目としてゴルフができるようになりました。これはまた郡体協の方々の肝いりで、大変喜んでいただいているところでありますが、今後とも楽しくできるような環境を整えていければなというふうに思っているところであります。ありがとうございました。

それじゃ、最後の特産品の販路拡充というところに行きます。もう新聞紙上でもいろいろ取り沙汰されているところでありますが、大島紬の生産状況というのが、47年ですかね、28万反あったものが、最近では8,000反まで落ち込んでしまったと。これについて紬組合も含めた行政としてどのように認識しているのか、お伺いしておきます。

産業振興部長(川口智範君) 大島紬の生産状況についてでございますが、御承知のとおり、本場奄美大島紬は、最盛期の年間生産額は昭和55年約286億円でした。これは奄美群島の純生産額の約15パーセントで、奄美群島の重要な産業として位置付けられておりました。その後の和装環境の変化や、消費者ニーズの多様化などの影響、そして日本経済の低迷などにより、本場奄美大島紬業界を取り巻く環境は、大変厳しい状況下でございます。議員の質問の中にも、御質問の中にもございましたとおり、昭和47年に28万4,000反をピークに、減産に歯止めがかからず、平成22年には初めて1万反割れという本当に厳しい状況になっております。

市としましても、業界全体の問題解決のため、販路開拓資金など紬業界活性化の下支えを継続して行うとともに、今年度からは新たに職員派遣や販路開拓等各種事業の導入を進めております。業界がこの状況をしっかり受け止めていただいて、真摯に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

9番(渡 雅之君) この確かに今部長からお答えがありましたように、日本の構造不況の中で、47年から、47年をピークにして下がってきたということですが、そうしますと、紬組合の経営状態にも影響するんですね。極端に言いますと、検査料とか商標ですか、その販売を中心にして、されているということなんです。紬がこれだけ落ち込むと、検査する反数もそれこそ8,000反ぐらいになってしまう。職員も抱えてるし、大変な状況だと思うんですが、紬組合の経営状況について市が把握している範囲内で結構ですので、お答えできればなと思っております。

産業振興部長(川口智範君) 紬組合の経営状況でございますが、奄美市販路開拓資金及び鹿児島県産業振興資金の本年3月末での残高は、6億5,672万5,000円でございます。未収金の回収や徹底した支出削減、あるいは財産処分、あるいは今議員がお話しになりました検査手数料の値上げなどの結果、11月末現在5億826万4,000円の残で、約1億4,850万円の減となっております。今後とも財務体質の強化と健全経営化に努力していただけるものだと思っております。そのために、私も職員の派遣をやっておりますし、紬組合の持っているいろんな課題、問題点等について、情報の共有を図り、今後とも紬組合の改革に支援をしてみたいというふうに考えております。

9 番 (渡 雅之君) 今後とも更に行政と業界が一体となった販路拡大,あるいはその方策を出し合って,やっぱり一大産地としての奄美市ですから,更にタッグを組んだ体制を構築していただきたいというふうに思っています。

それでは次に,最近このやっぱり大島紬が主力だということで,一貫生産できないかなという気運が生まれてます。蚕の産地化ということで,どうしても桑を生産するところから始めないと,一貫生産ならんわけで,そういった部分で3業者が連携して協議会を作っています。それも新聞紙上でお分かりだと思んですが,そういった新たな企業活動ですね,それに対して市がバックアップするというような体制ができていますのかどうか,お伺いしたい。

一つには,まだ蚕の飼育の仕方も試行錯誤の状態であります。それと和装の紬から,今洋装のファッション的な感性でいろんな製品ができています。もう大分10年余りなるんですが,この化粧品,化粧品もシルクでできてるわけですから,高価な品物ですけど,そういったのまで多く生産されるようになったということで,できればそういった新たな業種,新たな主力産業として市としてどのような体制を支えるのか,あるいは補助金の関わりも出てくると思いますが,そこら辺り御答弁をよろしく願います。

産業振興部長 (川口智範君) 議員御提言の蚕についての話,それから洋装化の話,前から出ますセリシンからの化粧品の話等,いろいろと芽は出てるかと思っております。そういった中で,奄美養蚕の復活を目指した取組として,議員御案内のとりの奄美島絹推進協議会が設立されております。この協議会には,繭の生産者7戸が加入していただいております。そのうち3戸が平成22年度から桑畑造成や蚕飼育施設などの補助事業を導入しております。事業の目的といたしまして,地元産の繭,生糸を原料として,純国産の本場奄美大島紬などの商品を生産から販売まで行う提供システムの確立を図ることを目的としていただいております。

奄美大島絹推進協議会では,財団法人大日本蚕糸会からの指導などを受け,各種事業に取り組んでおります。大日本蚕糸会によりますと,生産性を高めるための桑の品種,あるいは蚕を飼育する場所の確保,繭の商品化などさまざまな問題や課題もあるようですが,今後奄美の環境に合った生産技術指導がなされていくものかと伺っております。市といたしましても,同協議会と本場奄美大島紬産地組合が連携して,養蚕の振興,農家の確保や絹製品の開発が図れないのか,関係団体と協議してまいりたいと考えております。

9 番 (渡 雅之君) その業者の皆さんから話を聞いている範囲内ではですね,どうしても桑畑を,その確保が難しいということで,先ほども午前のところに出てくるんですが,休耕地,あの耕作放棄地,そういったところの提供もできないのかなというようなこともございます。確かに軟弱野菜とかそういうのと違って,桑というのは樹木なものですから,一旦栽培すると,もう根を張って地下にも直根が伸びるという性質を持ってるものですから,一旦育つと,今度は掘り返す時に,なかなか重機を使わないと畑が今度はできなくなってくるとかということもありますんですが,何とかそういった確保のできるような段取りができないかなあというふうには思っています。今後も皆さんと一緒に私も議会活動してまいります。奄美市のため,市民の福利向上のために頑張らせていただきます。一緒に頑張っていきたいと思っております。私の質問は以上です。ありがとうございました。

議長 (向井俊夫君) 以上をもちまして,奄美民主の会 渡 雅之君の発言を終結いたします。

一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。(午後2時27分)

議長 (向井俊夫君) 再開いたします。(午後2時45分)

引き続き一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

24番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。先の市議選では、多くの市民の皆さんのお力添えをいただき、名瀬市議含めて4期目の議員生活を迎えることになりました。心より感謝申し上げます。しかし、今回の市議選では、日本共産党市議団長の三島 照さんを落選させたことに、日本共産党議員団の一員として、御支持いただいた多くの皆様に、この場をお借りをして心からお詫びを申し上げるものであります。三島 照さんは、毎議会で質問に立ち、当局の市政運営に対して税金の無駄遣いをなくし、市民生活の向上を目指す立場から奮闘されてこられました。更に、議員の政策能力を高めようと、超党派議員連盟の世話人代表として、多くの団体との懇談会開催に尽力されてきたのは、議員の皆様方の周知のところであります。

しかし、今度の選挙戦で地元新聞では、共産党の訴えが浸透しなかったと書かれております。日本共産党の訴えは、たとえその時が少数意見であっても、労働者を使い捨てにする労働者派遣法、安全神話を吹聴し、原発路線の推進に対しても、問題の本質を見極め、歴史的に明らかにし、その場その場の党利党略ではなく、国民の命と暮らしを守る立場で、悪政とはきっぱり対決をしております。当然奄美市議会でもその立場で臨んでいることをどうぞ御理解をいただきたいと思っております。三島 照さんは、議員バッチを外すことになりましたけれども、選挙戦直後からこれまでの経験を生かし、引き続き市民の生活相談をはじめ、市民生活向上を目指して活動を始めております。私は三島さんと協力しながら、住民の福祉を守る地方自治体の役割をきっちりと果たせるように、これまでに倍して市政のチェック役を果たせるよう、全力で頑張りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、国政に目を移すと、この国はいったいどこに向かって舵取りをしているのかと思う状況が続いております。民主党政権が誕生して2年数か月が経過をいたしました。鳩山政権、菅政権と紆余曲折、迷走を経て誕生した野田政権でありますけれども、かつてのマニフェストを投げ捨て、患者負担増、社会保障改悪、庶民大増税、TPP参加、米軍普天間基地の辺野古移転など、自公政権ですら実行できなかった懸案事項に大連立も模索をしながら突き進もうとしております。今貧富の差に怒る反格差のデモは、世界80か国1,000を超える都市で広がり、世界的規模で一部の人の富の集中をもたらした新自由主義路線や独裁体制の転換が迫られている時に、野田政権の進める税と社会保障の一体改革は、こうした世界と日本の大きな流れに逆行するものであります。今求められているのは、富の集中から所得再分配への流れを強めることであり、国と300兆円もの内部留保を貯め込む大企業が、その責任を果たすことだと思います。

そこで最初の質問になるわけですが、市長の政治姿勢についてです。野田政権が進めようとしている税と社会保障の一体改革に対する市長の見解をお示しをいただきたいと思っております。次からは発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 当局の答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 崎田議員にお答えいたします。今後ともチェックアンドバランスで、どうかよろしくお願いを申し上げます。

税と社会保障の一体改革につきましては、我が国の高齢化の進展に伴って、年金、医療、介護の社会保障給付費は毎年2.5兆円から3兆円程度伸び続けている現状にあって、社会保険料収入はほぼ横ばい状況で推移いたしております。社会保障給付費と社会保険料収入の差額は、拡大傾向にあり、平成21年度予算では約40兆円を超える水準に達しております。この差額は、主に国や地方自治体の税負担で賄われているわけでございます。そのようなことから、今後の持続的な社会保障制度を構築していくためには、現在進められております社会保障・税の一体改革の議論は、国全体で取り組んでいく必要があるものと私は考えているところでございます。

24番(崎田信正君) 今税と社会保障の一体改革については、もうテレビでもしょっちゅうこれを話題にしておりますね。消費税増税がありきみたいな論調で宣伝されることについても、懸念をするわけですが、市長は市民の笑顔が溢れるまちづくりをということをずっと言っておられるわけですが、今度の税と社会保障の一体改革というのは、これまでも消費税を作る時、あるいは5パーセントに増税する時、社会保障の拡充に必要なだというまがりなりにもそういう理由を付けてきたわけですね。だけど、今度の特徴というのは、消費税は上げるけれども、社会保障は悪くするというメニューが一杯でしょう。そういった時に、本当に市民の笑顔が溢れるような状況をこういう改革の中でね、できるのかということをお私には心配するわけです。国の制度だということでもありますけれども、その国の制度が変わることによって、一番被害を受けるのは市民であります。その市民の生活実態をよく見てですね、こういった動きに対しても、地方から駄目なものは駄目だという意見を強く述べていただきたいと思います。これまたいろんなところで議論する場があるかと思っておりますので、この程度にとどめておきます。

じゃあ、次、末広・港の土地区画整理事業についてです。今回議会でも多くの議員、同僚議員が取り上げておりますけれども、まだひとつこの先本当にどうなるのかというのが私自身見えてこないということで質問をさせていただきたい。その前に、9月議会です、田中部長、16メートル幅の道路について説明をされましたね。この時は私はほかに後の質問がありましたので、部長の説明に納得しているわけじゃないということで次の質問にいったわけです。いわば宿題という形で残ったわけでありまして、あの当時の説明は、今でもそうだとすることで確認をしていいのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

建設部長(田中晃晶君) 御質問の内容が今ひとつなんです、16メートル道路のことに關して申し上げますと、今の末広通りの6メートル道路がございます。それに1メートルプラスした車道部としては7メートルございます。その脇に4.5メートルずつの歩道を設置いたします。このような内容を申し上げたつもりでございますが、それでよろしかったでしょうか。

24番(崎田信正君) それは道路の計画上そうですから、それは分かりますけれども、その後部長が付け加えたことは、だから実際に歩行者が横断する部分につきましては、現在に比べて1メートル程度広くなるということですね。間違いありません。これ違うんじゃないですか、実態が。末広通りというのは、6メートルあるでしょう。6メートルですよ。今説明されたように、車の車両部分が3.5、3.5で7メートルということで、それをとらえて1メートル広がるということをお言われたと思うんですが、横断するということをお言ってますよね。どこから横断するんですか、これ。末広通り6メートルどこから横断します、これ。

建設部長(田中晃晶君) 先ほど申し上げたように、車道と歩道を明確に区分します。となると、車道と歩道の境目からの横断ということということで、7メートルだというふうに申し上げたんですが。

24番(崎田信正君) これだってそういうことですね。あの7メートルの車道を横断する時は、歩道から横断するわけですよ。分かります。歩道から横断しますよね。末広通りが6メートルだったら、その歩道はどこにあるんですか。教えてください。

建設部長(田中晃晶君) 現在の末広本通りの話をなさっておるんですか。いや、あれは歩車道の分離がなく、6メートルの車道のみであります。今度は私が申し上げたのは、新しく整備をする時の完成断面を申し上げ、標準断面を申し上げたことあります。

24番(崎田信正君) そしたら、末広通りを6メートル横断するということは、今車道部だという説明がありましたね。そしたら、横断するのは6メートルとは違うんじゃないですか。だから、これなんで

か言うとな、皆さん方の説明は、その場その場で都合のいい説明を持ってくるということなんですね。だから6メートルから7メートル、わずかに1メートル広がるだけだから、いかにも大したことはありませんとというのを市民に意識付けようとしてるわけでしょう。じゃないんですか。

というのはね、これ末広・港のこれ皆さんこれ。地図ですよ。写真撮りました。ブロック打ってあるじゃないですか。その中に点字ブロックが入ってますよ。皆さん方車道に点字ブロック打ってですよ、目の不自由な人に車道を歩けと言ってるんですか。これアンツーカ部分もありますよね。ここは2メートル65センチしかないんですよ。それで普通横断と言えはですよ、このブロックを打ってるところから横断をします。ですから、2メートル65センチが横断の幅なんですよ。それが今度7メートルになるということでしょう。わずかに1メートル増えるということは、説明が違ふんじゃないですか。これちゃんとなってるでしょう、これ。あるところでは、歩道部分がありますという説明をしたということもあるんですよ。これ歩道じゃないんですか、これ。

建設部長（田中晃晶君） この道路は、全幅で6メートルであります。6メートルの中に歩道と車道、いえば歩道を造るということについては、構造上できません。この今写真でお示しのその現状は、この6メートルがいわば末広とこっち方のおがみ山側から今現在もそうですが、一方通行の状態であります。その中で最初両脇にあるようなブロックにて全線を整備を景観整備をしておりました。その中でその歩道部が車道の通過によりまして、過年度の劣化しまして、その部分をやり替えた際に、全部をやり替えるんじゃないくて、その一方通行でしたので、真中部分のみを変えたという結果がそのようなことでありまして、これが歩車道の分離だというようなものではございません。そこに今おっしゃる点字ブロックうんぬんというのがございますが、それは弱視の目の弱い方のそれは一つの助となればということで設けたものであって、決して車道と歩道の分離ということではございません。

24番（崎田信正君） そう言ったら、今度は新しくできる7メートルの車道の部分、1メートル横断が増えるというのは、正しい説明なんですか。

建設部長（田中晃晶君） 横断を、横断箇所を車道部を横断するということで申し上げれば、私が申し上げた7メートルは正確だと思います。

24番（崎田信正君） だからあんなね、現実実際市民の方がどこを歩いているのかということですよ。6メートルから7メートルとなると、この壁の中から歩いて1メートル多くなるということになるわけでしょう。だから皆さん方ね、いろんな説明の中で、市の言うことがなかなか理解できないというのは、間違っていないという言い方ですけれども、市民のほうはそんなふうには受け取れないんじゃないですか、これ。ここが車道分だと。あるところではこんなふうには説明した時もあるというふうには聞いてます。それともう一つ、歩道、道をバスを通すから、利便性は良くなるということも9月議会では言われました。この道は信号は付かないんですか。

建設部長（田中晃晶君） 相互交通になり、交差部が今の現状と交差部は現状が変わりませんが、1か所、2か所、3か所、4か所ございます。これは交通量その他歩行者の関係、車両の関係、そのような状況下を基に、港湾委員会のほうで信号うんぬんについては定めるものであります。

24番（崎田信正君） 仮に信号が付けばですよ、横断する時はその信号のあるところを横断してくださいという指導になりますか。

建設部長（田中晃晶君） はい、そのようになるというふうに思います。

24番(崎田信正君) じゃあ、今言われているようにね、末広通りは、ここは全部今歩行者が歩いていますよ。だからこっちからこっち行くのは、もうどこでも自由に動いているわけですよ。ほんで信号が付いて、そこの信号を渡って向こうに行ってくださいと言えば、ここにいた人がですよ、ここに信号があれば、迂回をして行くわけですよ。1メートルどころじゃないじゃないですか。これへ理屈だというふうに感じてたら大間違いですよ。皆さん方は市民が勝手に誤解するのはいいというような立場でこれからずうっと説明されてきてるんじゃないですか。へ理屈でないんです。実際にこれだけ歩行距離が増えるということですよ。だからこの通りについてはどうなるかという根本的な問題になるわけですから、揚げ足取りとかへ理屈とかそんな感覚で仕事してもらったら困るということなんです、これはどういうふうに説明されます。

建設部長(田中晃晶君) 私が申し上げておるのは、今現在の道路については、歩行者と車の区別がない混雑した道路であるということです。これをこの事業によりまして、歩道と車道をきれいに分離をし、そのような道路を造るということです。

(「だから、皆さん方が説明して言ってるのが違うんじゃないですかということ言ってるわけ。ちゃんと市民にも分かるように説明されてるんですかと。」と呼ぶ者あり。)

建設部長(田中晃晶君) その説明、相手のほうにどんだけの御理解うんぬんということについては、それぞれのことだと思いますんで、私も謙虚に承りまして、そのようなことが極力と申しますか、多くの方に内容が分かっていたら、先日も申し上げましたが、努力してまいりたいというふうに考えます。

24番(崎田信正君) これね、この前9月議会の時説明受けてですよ、ああ、本当に1メートル横断増えるだけだったら、別に支障ないかなというふうに勝手に勘違いをしてしまう恐れがあるんですよ。実際に信号ができたなら、対面交通でしょう。やっぱり交通量も増えます。今は車が歩行者遠慮してゆっくり走ってますけれども、車道専用だったら、車が中心ですよ。だからスピード出して走るわけですよ。交通事故どうのこうのと言いますが、ここで交通事故が起こればね、スピードが出る分重大事故につながるわけです。それでまた一方では、歩道を広げて、お年寄りの方が安心して買い物ができる道だということは一方では言うわけでしょう。その時に信号ができれば、その信号を使って横断してくださいということになれば、どんだけ迂回するのか。また、その信号がどこかに付くかによって、バス停の位置も変わってくるわけでしょう。バス停はどんなふうに今考えています。

建設部長(田中晃晶君) またお役所仕事だというふうに怒られるかもしれませんが、バス停のことにつきましては、別のまた部署の話でございますので、私のほうでは分かりかねます。

24番(崎田信正君) これはね、田中部長が9月議会でバスの乗り入れも可能となり、高齢者にとりまして利便性は大きく向上されると思いますというふうに答弁をされているから、当然そういったことも想定してるんだらうなと。もうここまで事業は進んでるわけですからね。ということなんです、それは田中部長としては頭にはないですか、バス停の大体こういうところになったら、こういう街並みになって、高齢者の方も使いやすいまちづくりになるというようなことは考えてません。

建設部長(田中晃晶君) 私の頭に描きます末広港通りの停留所ということでございますれば、ただいまあります大和の付近、それから今市のほうで進めておりますA i A iひろば、ここのほうに、それとそうですね、測候所のあの辺りにでもできればというふうに考えております。

24番(崎田信正君) バス会社とはどんな感触になってます。

建設部長(田中晃晶君) 今我々はそのような道路づくりにおいての整備をやっておるところでありまして、まだバス会社と具体的に停留所の件については、建設部としては協議はしておりません。

24番(崎田信正君) そういう状況だから、これから先ね、本当にこの完成した時に、どれだけ利便性のあるまちづくりになるのか、想像できないということなんです。そういった事業に対してですよ、100億円でしょう。98億円。100億円。100円を置くわけとは違うわけですから、そういった程度の進め方でやっていって、本当に完成した後にみんなが扱いやすいまちだというような実感が持てるまちになればいいですよ、結果的に。だけれども、そうならないんじゃないかという心配をします。だから、しっかりとした青写真ができるように、今こうして議論をさしてもらってるわけですけども、今の議論聞いても、全然考えつかないじゃないですか。先の竹山議員、それから多田議員もいろいろ質問されましたけれども、私聞いてて、じゃあ、これで本当にみんながね、安心して楽しく集えるようなまちになるのかなというイメージが湧いてこないから、今こうしてお話をさしてもらってますけれども、そういった事業の進め方でいいのか、市長、今のやり取り聞いてて見解があれば。

市長(朝山 毅君) 先般市長とむんがたりという中で、この問題が出ました。16メートル道路を高齢者やまた幼児の皆さんどうして渡っていくだろうというお話でありましたので、幅員端から端までは16メートルであります。その中で両方に4.5メートルずつの歩道を造ります。したがって、車道は約7メートル、現在の固有名詞を出して申し訳ありませんが、奄美観光ホテルの前の道路でございます。ほぼあれと同距離であります。そういう中で、両方の商店街でありますから、その歩道の上にアーケードも造りながら、荒天時でも安心して安全で買い物ができるような環境づくりをしていきたいということをお話しました。

今議員がおっしゃったように、我々の説明不足であったとすれば、それは大変申し訳なく、この場を借りて市民の皆様方に、今後留意をして、しっかりやっていきますと申し上げたいと存じますが、そのように、理解が理解不足であったと。それはとりもなおさず、我々の説明不足であったと思います。したがって、今後御指摘のことをしっかり踏まえながら、やっていく所存でありますので、御理解いただきたいと思っております。

申し上げましたように、車道は約7メートル、両方に歩道ができる。これは荒天時でも雨が降ろうが、風が吹こうが、安心して買い物ができるようなイメージの道路を造りたいと。そのことがその地域の振興につながるであろうという構想から、計画から実施に移ってきているということでございます。同時に、停留所はどこにする、信号機はどこにするということは、やはり車の往来や人の流れによって必然的に変わってくる場合もあり得ることです。今ここで信号機を付ける、停留所を付けるということは、これから進んでいく中において、時勢に合わせて、現状を踏まえて、やはり安全・安心な形で設置していくというのが、本来私は常道であろうというふうに思っております。したがって、議員がおっしゃることもよく分からないわけではありませんが、説明も逆説的でなく、順説でお聞きすることも、どうかよろしく願いいたします。

24番(崎田信正君) 逆説じゃないんですよ。こういうまちづくりをしたいから、信号はここだと。鉄道でもね、駅はここ造るんだというようなことをやるわけですよ。だから、後からどうしようということじゃなくて、一体としてここに信号があって、バス停がここに付いて、だから駐車場はこの辺りだというような大体イメージの中で事業を進めていくというのが、これまた右肩上がりの、後で方向転回いくらでもできるというような事業だったらいいですよ。今東北などでもまちづくりをどうしようかと、財源どうしようかと言ってる時に、100億円のお金をかけてやるのに、できたけれども、うまくいかなかったということであればね、私も議員として市民に対して申し訳ない。

だからそういう状況にならないことはどうしても防がんといかんということで、こんなに突っ込んだ話し合いをさしてもらってるわけですよ。今からバス停をどうしようとか、バス会社とはまだ話もしていないということですから、本当にこれが成功するのかなど。また、商店街の通り会の人たちなんかはどういう思いでまちづくりをしようとしているのかということもかかってくるわけですよ。それでもかなり重要な市政の運営の問題で重要だと思いましたが、時間を取りましたけれども、ほんで商店街の建物の解体を進んでいって、その後の街並みはどうなるのかということです。

奄美市の総合計画では、平成19年度の年間小売販売額429億6,000万円を平成27年には450億6,500万円にしようということや、小売従事者の数を3,140人から3,300増やすという計画をされてるわけですね。これは当然奄美市全体の数字でありますから、末広・港だけに言えないとは思いますが、一定の比重を占めるんだと思います。その影響は大きいかと思いますが、これらの諸課題に対応できる街並みが形成されていくのか、どのようになるのか、お示しをいただきたい。もう一つ併せて、奄美らしいという言葉がいろんなところで使われますけれども、奄美らしいまちづくりというのは、何をイメージしているのか、答弁できればお願いします。

建設部長（田中晃晶君） 今おっしゃったこれらに対応できる街並みというのは、私どもはこの区画整理事業につきましては、まちの土台づくりだというふうに考えております。先ほど議員と議論させていただいたような中身が主でございますので、これを再度申し上げますと、末広港の道路を整備することによりまして、先ほど来議論をさせていただいておりますバスの乗り入れが可能となりまして、その沿線沿いには高層化された建物等も建つ条件等のものが整備をされ、今現在進めておりますA i A iひろば等々の連動することによりまして、来客者の増加が図れるものだというふうに考えております。

また、ハード面だけではなくて、市といたしましても、このような建物を推進するために、街なか居住推進事業によります補助制度や、各種イベントの開催などソフト事業を活用することによりまして、商店街の活性化に皆様と一緒に取り組んでいければ、この中心商店街が形成されていくものだというふうに考えております。

24番（崎田信正君） 商店街に必要なのは、生鮮産品だと言われますけれども、これの生鮮産品が揃うようなまちづくりと言うか、それはどのように構想されてますか。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど申し上げましたように、私のほうは、そのいわば例えばどうかは分かりませんが、まちの土台づくりをしているもんだというふうに考えております。私の耳に入っておりますことを2,3申し上げれば、今おっしゃる生鮮食料品を扱うお店が約1,000平米程度のものができ、そのビルが8階建てを計画をしておるようです。その上が住居、住まいだというふうに聞いております。また近くには駐車場等々のものが整備される予定だというふうには聞いておりますが、ということでございます。以上です。

24番（崎田信正君） これは田中部長、今よそ事みたいだね、こんなふうに聞いてますというような答弁に聞こえるんですよ。だけれども、前の川上部長の時ですね、生鮮産品の買い物を中心市街地で行えるよう努めてまいりたいというふうにこの場で言われてるんですよ。それはこう生鮮産品の行えるよう努めてまいりたいというのは、どういうふうに努力をされてきたのか、その努力の状況を教えてください。

建設部長（田中晃晶君） このことにつきましては、関連で個人のうんぬんとかという話を私たち今までの議会の中でもずうっと申し上げてきておるんですが、私役所のほうでそのようなことの建設をやるのであれば、それは当然こうやりますということをいつ頃までにということを申し上げられますが、先ほど申し上げたように、私の仕事は土台づくりでありまして、その上にそのようなものが建てるよう

に、換地の問題から、それから皆さんとの協力の中で申し上げをし、それからその地権者、権利者のほうにも、そのような方向でやっていただけるように、我々の権限の範囲内で今現在まで仕事を作業を進めているということであります。

24番（崎田信正君） はい、建設部長、さっきの川上和満さんの時は、産業経済部長の時の答弁でした。産経部長、どんなふうに努力されてきたか、その歴史的なことがあれば、これ平成14年の時の議会の答弁です。

産業振興部長（川口智範君） 私が認識しておりますのは、平成14年度当時のことと、今進んでまいった状況とでは、大分状況が変わってきてるものだと私は認識しております。その上で、今建設部のほうで状況は違うっていうのは、そういったショッピングセンター的な部分の集合の話、この部分の話でございます。その位置の部分の話でございます。当初計画の部分から違ってきているものだと思っております。これは事業が順調にというより、いろいろやれるもの、やれないものといういろんなことがあった上で、今あるものをとにかく今ある状況だけは守りたいということで、先程来建設部長が申し上げているとおり、生鮮食品についての取り扱いをする店、テナントを何とか中心市街地に残す努力を今いたしているところだと私は認識いたしております。その上で、私ども産業振興部として、更に進めてまいらなければならないのは、いろいろな業種が中心商店街のほうに来れるような状況を作るのが、私ども産業振興部の役割だと思っております。ミックステナントという言葉で私ども言ってるわけなんですけども、いろいろな業種を中心商店街に持って来れるような支援策等をこれからも考えてまいりたいと思っております。

24番（崎田信正君） それで商店街の活性化につなげる話し合い、地元関係者との程度突っ込んでされているのか、状況を示していただきたいと思えます。

産業振興部長（川口智範君） 地元商店街との話し合いにつきましては、中心市街地活性化基本計画の策定段階におきまして、商店街関係者や各種団体などからなる中心市街地活性化協議会におきまして、いろいろと協議を進めてまいっております。その中心市街地活性化基本計画、これの策定を今順次進めております。この策定に当たりましては、ご存じのとおり、アンケート調査などを実施しております。商店街、そのアンケート調査の結果では、商店街として店舗の集積と品ぞろえの充実、先程来議員が御提言の部分も含めてでございます。そういった声が一番多く、また、商店街以外の活性化方策としましては、駐車場と駐車場案内システムの整備や、安心して歩ける道路空間の整備を求める声が多い結果となっております。こうした声を含めまして、建設部のほうに区画整理事業によって魅力ある新たな店舗の集積が促進するものだと私どもとしては考えております。

24番（崎田信正君） 地元商店街の話し合いということでは、竹山議員も質問されました2核ワンモールの構想ですね。これは地元商店街の通り会ですか、そちらからの提案で、それを事業に盛り込んで進めているところで、一方の核A i A iひろばのところは大分出来上がってまいりました。もう一つのほうは、測候所跡地ということになりますけれども、この測候所跡地のめどというのは9月の議会でこれも建設部長がお話をされましたが、これからということになってるんですよね。その時に、この測候所跡地という言葉は、もっと古いか分かりませんが、平成12年の時にもう出てきていることなんですよ。平成12年。それから幾度となく測候所跡地の利用ということが出されておりますけれども、田中部長は、測候所とは情報交換を進めているということなんです、どの程度の情報交換になっているのか、お示しをいただきたいと思えます。

建設部長（田中晃晶君） 前回は申し上げたように、今区画整理事業によりましては、今現在の位置での

測候所は存置であります。存置であるということは、ということにつきましては、道路を拡幅するんですが、敷地が広いために、建物がかからないという意味で申し上げたのが存置であります。それと、そういうことで、この測候所につきましても、もう建てられてから大分古くなってきてると。それから国の行政の観点から、合同庁舎、言えば国の施設を合同庁舎だというお話等も以前からございまして、その観点で我々としても、その際には市のほうでこのような形で活用したいのというようなことを測候所のほうと、それから財務、その他のところに機会がある時に申し上げているという程度でございます。

24番(崎田信正君) だからその程度ね、平成12年から平田市長が政治生命を掛けるような大事業だということをやっているけれども、今もう本当に目前に迫ってきてね、その程度の協議と言うか、見通しで、こういう大きなプロジェクトを作ってきたと。その程度の見通しで作ってきたというふうに理解していいですか、市長。

市長(朝山 毅君) 先ほどから議員がお話しになりましたとおり、平成14年度当時から本事業については構想、計画実施ときた。そして金額ベースで43パーセント等々というお話が先日来ございます。その事業の年数の割には、市民の皆さん方に御理解いただけない部分が多々あるという御指摘もございました。正に昨日多田議員がお話しになりましたとおり、この事業については、市民、また役所全体で取り組むべきものであると。したがって、思いを共有しながらという御指摘もいただきました。正に私がかねて申し上げておりました。そういう意味で、本事業については、市民の御理解をいただかなければいけない。もちろん第一義に地権者であり、その地域に住んでいらっしゃるテナントの皆さんすべてでございます。同時に、この地域は中心市街地と言われますように、市民共有の空間でもあると私は思っております。

実は私事になりますが、田舎から名瀬に出てまいりますと、あのエリアに行きますと、すべてのものが事足りたと、満足して帰れるようなエリアであったと。そういう意味において、ステータスな場所であり、郡都としての機能を備えた場所であり、また、したがって、市民共有の空間であるという意味において、市民等しく御理解をいただかなければいけない大きな大事業であるというふうに認識はいたしております。

したがって、それらの事業を進める上においての役所の進捗状況、また、説明状況等が不足ということでございますので、今後は肝に銘じて、議員の御指摘、またご叱責にも甘受しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、議員各位にもことの重要性等を御認識いただいて、あらゆる角度から御教授いただければと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

24番(崎田信正君) できるだけ理解するように頑張りたいと思うんですが、それはやっぱり疑問を持ったままではできませんけどね。疑問はただしていきたくは思いますが、竹山議員の質問で、川口部長、もう一つのこれは測候所跡地、あの周辺のことだと思うんですが、検討についてはこれからというふうに答弁されましたよね。だけど、これは測候所跡地の利用計画とか、A i A i ひろばは大分出来上がってますが、ひろばの利用計画については、庁舎内でプロジェクトチームを作って協議をされてきたわけでしょう。その協議の内容は資料として提出できませんか。後でもいいですが。

24番(崎田信正君) 平成16年の第4回定例会で、川上建設部長が答弁されているのが、庁舎内に置きましても、測候所跡地の利用計画やA i A i ひろばの利用計画について建設部をリーダーとして、中心市街地都市機能再生プロジェクトチーム並びに産業振興部をリーダーとした中心商店街活性化プロジェクトチームを設置し、ハード事業とソフト事業を一体とした整備方針について協議を重ねているところと、重ねているというふうに答弁をされているわけですから、この時の協議内容は公表されていないんじゃないかと思うんですが、資料としてね、出てきているのであれば、示していただきたいと思っております。

なければ資料提供を要求したいと思います。

産業振興部長（川口智範君） 資料を精査いたしまして、できる限り御希望に沿うように詳細に資料等を作成したいと、提出したいというふうに考えております。

24番（崎田信正君） それで市長も理解してほしいというふうに言われました。私も理解をしようというふうに思うんですが、仮にですよ、全国各地でこういう再生、商店街の再生については取り組まれていると思うんですね。3.2ヘクタールのこういう規模の中で、16メートル幅の道路を通して成功しているような事例があれば、私是非見に行つてですね、良かったよというふうにここで言ってみたいと思います。そういう場所があれば、是非ご紹介をいただければと思います。

産業振興部長（川口智範君） 今回の区画整理事業に伴う道路整備は、先程来議論になっておりますように、良好なアクセス、あるいは安全・安心な歩行者道の整備が目的ということで、私ども考えております。産業振興部としてもです。商店街の活性化につきましては、そこで商売をする方々は、個々の店舗の魅力を高めるとというのが最も大きなことだろうと思っております。今回区画整理事業で出来上がりました商店街をどのような形で活性化するのか。安全・安心な商店街、これを構築した上で、どう活性化させていくかということが、私どもに今後問われている課題だと考えておりますので、議員の御指導よろしくお願ひいたします。

24番（崎田信正君） 教えてくれと言ったのは、そういうことをやってるところがあるのかと。あれば是非私行ってお話を聞いて、こんなふうなやつができますよという新たな提案もしたいということで質問してるわけですから、そういう参考にしてるところがないと言え、ないで答弁結構ですよ。あれば教えてほしいということ言ってるわけですから。あるかないかで、あればどこか。

産業振興部長（川口智範君） 具体的にどこだつてということでの認識は私はいたしておりません。ただ、先程来申し上げておりますように、商店街の皆様方の取組を積極的に支援するとともに、今回できる道路をどのように活用するかということで私どもはこれから活性化策を模索してまいりたいと考えております。

議長（向井俊夫君） 部長、あるかないという。

産業振興部長（川口智範君） 先ほども申し上げましたとおり、具体的に認識いたしておりませんということです。

24番（崎田信正君） 参考にする場所がなく、皆さん方は自分たちのノウハウで一生懸命造つてられたと。一生懸命やってるといふことは認めても、その結果がこれであれば、100億円の事業を使つてやるということについては、やっぱり疑問を持たなければならぬですね。そういった意味では、全国たくさんいろんなことをやっていますから、失敗した例から学ぶということもあっていいじゃないですか。そういったところを是非見てですね、もうここまで出てきている壊した建物をまた元に戻すことはできませんから、これからどういったまちづくりができるのか、本当に真摯にですね、いろんな人の意見を聞いてやってくれと。私なんかもう奄美市議団でこのアンケートなんかすればね、市役所の説明というのは、いつもこうなりますという結論の押し付けだというふうに感じている市民の方もおられるわけですよ。そういったことでいくと、最終的には責任は取れないわけでしょう。責任を取るのには税金を払っている市民ということになるわけですから、そういった失敗が出ないような、それだけの大事業だと思つてますよ。だから、これだけ言っているわけですから、是非また3月議会でもいろんな資料を持っ

て議論するかということになりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、和光園の将来構想についてです。和光園の将来構想が作成をされて、提出をされたということでありましてけれども、その実現に向けたプロセスはどのように考えればいいのか、お示しをいただきたいと思ひます。

市民部長（田丸友三郎君） お答えいたします。奄美和光園の将来構想につきましては、検討委員会で今年の3月に策定し、奄美和光園自治会を通して、全国ハンセン病療養所入所者協議会へ提出したところでございます。将来構想では、「医療・看護・介護」、「社会とのつながり」、「啓発」の三つのテーマを導き出し、入所者の方々が安心して生活できる地域社会の実現を目指しております。

お尋ねの実現に向けたプロセスということでございますが、奄美和光園は、国の所管の施設でございますので、国・県・民間の関連団体との連携が不可欠でございますが、今年の4月から1年4か月ぶりに皮膚科の一般外来診療が再開され、地域に開かれた医療施設として充実することは喜ばしいことでございます。また、沖縄の療養所では、今年の4月から一般向けに4床の入院病床が開設され、更に近いうちに二つの療養所で開設の動きがあると伺っております。

本市におきましても、将来構想の中に一般入院治療病床の確保を掲げておりますので、今後奄美和光園の意向なども伺いながら連携し、地元医師会にも協力を賜りながら、支援や協力を進めてまいりたいと考えております。また、奄美和光園では、夏祭りや園内の畑の開放などが以前から行われており、地域との交流が進んでおりますが、その継続・充実を入所者の方々、奄美和光園とともに図るとともに、検討委員会に設置しております作業部会の皆様方の意見を伺いまして、将来構想の実現を図ってまいりたいと考えております。

24番（崎田信正君） 和光園のことについては、短期、中期、長期という形で構想図が示されております。これは進捗状況とか、進んでいるか、進んでないか、進捗状況ですね、これをチェックするのは将来構想検討委員会が引き続きやるというふうに理解していいでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君） 検討委員会の中では、策定をしましたこの奄美和光園の将来構想が出ましたので、引き続き作業部会の中で揉んでいって、国の施設、先ほども説明しましたように、国の施設でありますので、国のほうからの検討も一緒にしながら、我々としてできることを推進していきたいと。

24番（崎田信正君） 我々としてできることということなんですが、これを最終的に本当に実現していかどうかというのは、どこがチェックし、我々ということですから、市役所ということでもいいわけですか。

市民部長（田丸友三郎君） この構想を作った時にはですね、いろんな団体の皆さん方がいろいろ御提案をいただきまして作り上げております。ですから、先程来申し上げましたように、国の施設でありますので、奄美和光園のほうで手を挙げて、例えば入所のベッド数の確保とか、そういったものについては、手を挙げていただければ、今議会でも陳情書も上がっておりますので、逆に後押しを皆さん方と一緒に我々もしていけるんじゃないかと。特に広報関係等にしましては、市の広報などを使いまして、今までもやっておりますし、これからもまた持続的にやっていけるものではないかというふうに考えております。

24番（崎田信正君） じゃあ、作業部会がこれからも残るので、作った作業部会がこれの進捗、それから実現に向けた責任を持っていただけるということで安心していいですか。

市民部長（田丸友三郎君） 先ほどもお話をしましたように、いろいろな団体の皆様方が集まって、この構想を練り上げております。その責任を作業部会が取る、取らないというのではなくて、あくまでも国

の施設でございますので、国の施設の皆さん方にこの医療、それから介護、特にこの二つにつきましては、医師の確保とかいろいろなものがありますので、我々としましては、これからはまた医師会との皆さん方にもお願いとか、いろいろできるものは進めていくわけですが、その進捗とか、そういったものにつきましては、その作業部会の中で確認はできますけれども、責任を持つということは今の段階でははっきり明言はできません。

24番（崎田信正君） できなかつたら、責任は持てということじゃないんですね。確認をして進んでいかなければ、次の手立てを打つのがどこかということの確認ですから、作業部会ということで理解をしたいと思います。

次に、雇用労働経済対策ですが、公契約条例の制定です。この9月議会で市長の考えをお伺いをいたしました。その時は時間がなくて、突っ込んだやり取りできなかったんですが、一時よりは雇用状況改善をしたということでありまして、厳しさには変わりはありません。収入が少なく、生活保護で補っているという方も少なくありませんが、この状態をどのように改善をしていくのか、何か打つ手はないのかということで、公契約条例の必要性を訴えてるわけです。

市長からいただいた9月議会の答弁は、労働基準法や最低賃金法により、労働基準の確保が図られている労働契約法において、労働相談なども制度があるからということで、これは必要ないという立場だったというふうに受け止めました。私は問題がないから必要でないということではなくて、市民の生活実態、労働の実態を本当に我が身のこととして受け止めているのか。数字を見れば厳しいのは分かるけれども、ああ、大変ですねと言うだけじゃなくてですね、本当に我が事のこととして感じているのかなというちょっと思いをいたしましたので、今一度公契約条例の制定について当局の見解をお伺いをしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 公契約条例についての見解でございますが、本市といたしましては、労働者に一定水準の賃金が支払われることにより、労働者の適正な労働条件が確保されることにつきましては、労働者の生活の質的向上の面でも重要であると認識をいたしております。本市では、受注業者等に対しまして、労働基準法や最低賃金法などを遵守するよう契約書に明記するとともに、公共工事においては、下請け労働者の適正な労働条件の確保のために、低価格での受注とならないように、最低制限価格を設け、その算定式の公表などを行っているところでございます。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、市民の生活実態、雇用の状況につきましては、本市といたしましても、厳しい状況があると認識をいたしております。このような状況の改善に向けまして、公契約条例の制定をすべきとの議員の御指摘でございますが、公契約条例の制定などにつきましては、現在進めている雇用対策などの進展と同時に、全国自治体の動向なども注視しながら、引き続き研究、検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

24番（崎田信正君） 全国の自治体の動向ということじゃなくてね、この奄美市は生活保護を受けている人が国の平均の4倍、5倍という状況ですよ。だから、全国に先駆けてやらないといけない内容だと。ほかにいろんな手立てがあればね、いいんですけども、ないわけですし、そういったこういうことも一つ一つ実践をして、全体に広げていくというのが大事だと思うんですよ。ですから、奄美市の状況をきちんと見て、全国のどこじゃなくて、全国にそれを広げて、野田氏はそれは国の制度にしようということで、みんなに呼び掛けるわけですから、奄美市も同じ立場でやっていただくことが重要なというふうに思います。

今日は末広港でだいぶ時間を取りましたけれども、やっぱり行政といろいろね、本質的な問題がそこに隠れていると。あげ足取りとか、へ理屈だとか、そういう受け止めにされたら、私も心外ですから、きちんと出て来ていくようお願いを申しあげまして、いろんな質問を残しましたけれども、終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後 3 時 4 5 分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後 4 時 0 分）
引き続き一般質問を行います。
新政会 渡 京一郎君の発言を許可いたします。

19 番（渡 京一郎君） 市民の皆様、議場の皆さん、こんにちは。新政会の渡 京一郎でございます。風邪をひいているために、聞き取りにくいかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。まず、9 月、11 月の豪雨において被災をされました方々に、心からお見舞いを申し上げます。さて、先に行われました市議選におきましては、市民の温かい御支援をいただきまして、住用村議を含めまして 4 期目を当選させていただきました。市民の皆様方にこの場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。選挙期間中は、地域の声を、そして市民一人一人の声を行政に届けますという言葉でやってまいりました。早速地域の声を、そして市民の思いを声にして、一般質問に入りたいと存じます。当局におかれましては、市民に分かりやすく、そして市民の納得する答弁をお願いいたしまして、質問に入ります。
同僚議員からもございましたが、一番目の市長の政治姿勢について（1）であります。笠利、住用総合支所庁舎建設について、現在どのようになっているのか。現在の進捗状況をまずお伺いいたします。次の質問から発言席から行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） お答えをいたします。今回の住用、笠利新庁舎建設基本設計策定に当たりましては、設計者の柔軟かつ高度な発想力、設計能力、豊富な経験などを求め、取組体制や業務実施方針、実現性などを評価することにより、事業の目的に最も適した設計者を選定するプロポーザル、企画提案協議でございますが、を実施したところでございます。プロポーザルの公募に当たりましては、今年 7 月 15 日に行いまして、8 月の 21 日の書類提出期限までに住用、笠利ともに 9 社の応募がございました。書類審査後、選定委員会 17 名、これは学識経験者 2 名、地域代表者 10 名、行政職員 5 名による第一次審査会を 8 月の 19 日に開催をいたしまして、住用 6 社、笠利 4 社を一次審査会通過者として選定をいたしましたところでございます。
また、10 月 22 日に開催をいたしました第二次審査会は、一般市民に公開審査として、市から示された課題について提案者のプレゼンテーションや委員によるヒヤリング調査を行い、長時間に及ぶ審査の結果、担当チームの能力や課題に対する技術提案が高く評価された提案者が優先交渉権者として選定されました。結果につきましては、市のホームページで公表をいたしております。基本設計策定については、選定された優先交渉権者の技術提案を元に、市民の利便性や安全の確保が図られる配置や機能について、細部にわたり提案者と継続的に協議を行い、来年 3 月末には基本設計を終え、平成 24 年度には実施設計及び建設に着手したいと、このように考えております。

19 番（渡 京一郎君） 進捗状況につきましては、よく分かりました。早速ですが、（2）に移りたいと思っております。
特に住用支所についてでございますが、複合施設ということになっておるわけでございますが、複合施設については、住用地元、そして囑託員会、住用町地域協議会からも、市民サービスの向上や行政事務職技能の効率性が図れる複合施設として、消防分駐所、診療所、防災センター、公民館などを併せ、来庁舎の駐車場を十分に確保し、住民の利便性向上が図れる施設を望むという提言書も出ておりますが、

当局の現在の考え方と、そして基本計画が出ておりましたら、お伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） 複合施設の具体的な配置ということでございますが、住用庁舎は、昨年の豪雨災害で被災した消防分駐所と診療所を併合した複合施設として建設を予定をいたしております。建物は3階建てで、1階部分は災害時の水位を考慮した高床式構造で、駐車場を設け、2階部分の駐車場に通じる車両用スロープと歩行者用スロープがあり、庁舎や診療所へのアプローチにも利便が図られておるところでございます。

また、公用車が水害から逃れるように、駐車スペースを2階部分に確保することや、エレベーターの扉を防水扉にするなど、水害対策にも考慮した設計を行う予定にいたしております。庁舎機能は、2階部分が市民に利用が多い窓口部署を配置をいたしまして、市民の利便性を図っていきたくと考えております。3階部分につきましては、非常時には避難所や災害対策本部会議室などの防災センターとしての機能を持ち、平時は多目的ホールとして利用可能な配置構成となっております。診療所は2階部分に配置をいたしまして、既存の内科、歯科業務を行います。診察室や検査室などの各部屋の配置等については、業務に支障が生じないように、現場の意見を反映してまいりたいと考えております。消防分駐所につきましては別棟の2階部分にあり、消防車両4台の車庫や、出動準備室、事務室、仮眠室、資材保管庫などが配置されております。

以上が複合施設として建設される住用庁舎の概要でございますが、細部につきましては、今後の基本設計、実施設計の中で詰めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

19番（渡 京一郎君） 地元からの要望がほとんど入っているようでございますので、安心をしたところでございますが、是非とも消防分駐所も本庁舎の隣に造っていただければと思っておりますが、現在の分駐所が国道から約1メートル近くも低いために、役所の先に消防が水に浸かるという状況でございます。また、本庁舎敷地内に分駐所ができるということは、災害においても本庁舎に災害本部を設置するわけでございますので、その辺の利便性、そして救急車の出動の時も、隣に内科の外科の医者がいるということは、救急車で同時に出動できるという利便性とか、地元の住民が安心して生活のできる、そして対策本部がすぐそばにあるということで、いろいろな問題で経費的にも浮くのではないかと思います。是非この設計書のとおり、実現をしていただくように強く要望をしたいと思います。

では、次に進めたいと思います。先ほども部長が触れましたけれども、基本設計の出来上がり、そして笠利、住用の発注予定はいつ頃になるのか。完成年度が分かりましたら、これまでお聞きしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 住用、笠利の新庁舎建設につきましては、現在並行して作業を進めておりますので、これから予定されてます建設スケジュールをご説明をいたしたいと思います。新庁舎の配置計画や機能などをまとめた基本設計を平成24年の3月末までに終えまして、平成24年の4月から10月までの約7か月間で実施設計書を作製をいたします。この間、建設予定地の地質調査や、仮庁舎への移転作業を8月末までに済ませる予定にいたしております。

笠利総合支所につきましては、事務所を現庁舎の一部、これ旧館でございますが、と、地域教育課の2階に、この2か所を仮庁舎として活用する予定でございます。その後、新庁舎建設後に仮庁舎として使用いたしました現庁舎の一部を解体する予定にいたしております。

また、住用総合支所につきましては、公民館に庁舎機能を移転をいたしまして、旧庁舎の解体を行う予定にいたしております。いずれも仮設庁舎を建設せずに済ませよう配慮し、予算縮減に努めておるところでございます。庁舎本体工事につきましては、工事契約案件を来年の12月議会上程をして可決していただきましたならば、平成25年1月に工事を着工して、平成26年3月末の完成を目指しておるところでございます。

19番(渡 京一郎君) 了解いたしました。先に進みます。

(4)、住用地区における地域間交流拠点施設の計画についてでございますが、現在笠利町に2か所、用集落と打田原集落に完成してあるわけでございますが、名瀬地区に1か所所有良集落にできております。住用地区の山間集落、そして囑託員会、地域協議会から2年ほど前から強い要望が出ていると思っておりますが、現在どのようになっているのか、お伺いいたします。

市長(朝山 毅君) 渡議員にお答えいたします。住用地区の地域間交流拠点施設につきましては、今年の4月に住用町の囑託員会、8月には住用町の地域協議会から住用地域の総意として、山間集落に整備してほしい旨の要望書が提出されております。地域交流拠点施設につきましては、地域の活性化やコミュニティの維持、更には地域内外の交流を図っていく上でも、人が集え、活動できる場所として必要な施設だと考えております。これまでも地域間交流拠点施設として名瀬、笠利地区と整備を進めてまいりました。集落住民をはじめ、町内外の方々からも広く利用されているようであります。

このようなことから、住用地区においても、交流拠点施設の必要性を理解しており、この度の要望書にありますように、施設の位置も山間集落にとの地域住民の総意での要望でございましたので、整備に向けての検討を進めているところであります。要望の山間地区では、今年の7月に地縁団体としての認可を受けており、集落共有の財産等の利活用についても、円滑に行えるようになっております。

いずれにいたしましても、通常利用する地域住民がどういう施設を望むのかはもちろんのことで、住用地区は昨年、今年と豪雨災害による大きな被害も被った地域でもございますので、避難及び防災機能も備えた施設の検討も併せて行っていく必要があるものと考えております。施設の検討を進めていく上では、地域の方々の御意見も伺いながら、更には財源確保の面からも、導入する事業の検討も必要になりますので、今後とも御理解と御協力をお願いしたいと思います。

なお、現時点での取組スケジュールについて申し上げますと、来年度に整備内容の検討及び施設の設計、25年度には施設整備を行い、26年3月までに完成の運びとなるよう計画をいたしているところでございます。

19番(渡 京一郎君) 市長から直々前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。市長のお話にございましたとおり、昨年の10月20日の豪雨以来、9月、11月とまたその間にも一度ありましたけれども、市集落に行けない災害がございまして、1年間に3度という災害に遭い、市集落、戸玉集落が孤立化をいたしました。その度に市集落の皆さん方は、山間から、山間港から船を利用するわけでございますが、山間公民館も老朽化がひどく、雨漏れ、そして床が落ち、天井が落ちてくるために、なかなか思うように活躍できずに、港で船を待つ状況でございました。そういうために、市集落、戸玉集落の皆さん方が、天気が回復するまでに利用できる施設を是非ともしていただきたいという地域の思いでございますので、是非1年でも早く完成できるように、行政のほうでも御理解をお願いしたいと思います。よろしく願いしておきます。

次に進みます。2番目の福祉行政についてでございます。昨年の豪雨以来、住用町にありましたグループホームわだつみ苑や老人ホーム住用の園が一瞬にしてなくなりました。入所者は現在近隣市町村の設備にそれぞれお世話になっておりますが、本人はもちろんのこと、家族も大変な思い、大変な生活をやっておるのが実情でございます。このような施設が一日も早い完成と、また、入所されているじいちゃん、ばあちゃんが、一日も早く地元に戻って来る日を楽しみに待っておられるわけでございますが、現在和瀬集落に建設中のグループホームについて、完成年度はいつ頃になるのか。また、入所予定、入所予定数等について、奄美市として分かっているだけ伺いたいと思います。

福祉部長(小倉政浩君) それでは、昨年の豪雨災害で休止中のグループホームわだつみ苑についてお答えいたします。まず、再開へ向けての進捗状況と、完成開所の予定についてですが、現在住用町和瀬の

ほうで建築工事を行っております。建物の外壁工事は終了して、内部の工事が進んでいるということです。来年の1月半ばには建物が完成し、2月には再開できる予定であると事業所のほうからは伺っております。現在新築中の施設の定員は2ユニット18名であります。これに対する職員数ですが、各事業所の方針や勤務体制の組み方で変動があると思いますが、1ユニットに介護従事者7、8名というのが、市内の各グループホームの状況かと考えております。したがって、全体では15、6名程度の職員数になるものと思われまます。

次に、入所者についてですが、災害当時入居していた方は、特例で他の施設に受け入れていただいておりますので、グループホームが再開をいたしました時は、まずこちらの方に入居していただくこととなります。その上で空き部屋については、申し込みをいただいている方の中から入居者を決定していくこととなります。

19番（渡 京一郎君） 来年の2月には入所できるということで、安心いたしました。できるだけ先ほど部長が言われたとおり、入所をされていた方を優先的に入所させていただければ、地元の方々も大変安心をすることだと思います。是非このような方向で、奄美市としても協力をしていただきたいと思っております。

続きまして、摺勝地区に建設予定の特別養護老人ホーム住用の園について同じく現在の進捗状況、そしていつ頃発注で、いつ頃完成予定なのか、分かっている分だけで結構でございますので、教えていただきたいと思っております。

福祉部長（小倉政浩君） それでは、特別養護老人ホーム住用の園の進捗状況などについての御質問にお答えいたします。特別養護老人ホーム住用の園は、今年7月に国の災害査定の内示を受けて、住用町摺勝地区に移転改築することになりました。現在のところ、設計書の作成を行っており、今月末には入札を行い、来年の1月着工、そして10月末に建物の完成を予定していると、事業所のほうからは伺っております。

次に、その奄美市としてのその協力体制などについてでございますが、特別養護老人ホーム住用の園の一日も早い完成のために、住用町摺勝地区の市有地を移転地として貸し付けをすることにいたしました。また、今回の議会に社会福祉等災害復旧事業費への助成金としまして予算を計上して、特別養護老人ホーム住用の園の移転改築事業への財政的支援を行うこととなっております。今後とも特別養護老人ホーム住用の園の事業が、早期に開始できるよう、できる限り協力してまいりたいと考えております。

19番（渡 京一郎君） 来年の1月発注で10月完成予定ということでございますので、楽しみにしたいと思っております。また、奄美市としても全面的な協力を惜しまないということでございますので、是非奄美市として協力をしていただきたいと思っております。よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に進みたいと思っております。3番目の教育施設についてお伺いいたします。まず、名瀬運動公園多目的広場についてでございますが、私も文教委員会に4年間という長い間席を置いていたために、できるだけ現地現場に足を運びまして、いろんな角度から市民の声を聞いておりましたけれども、やはりちっちゃなことが耳に入ってきました。現在トイレの問題、そして手洗いの問題、排水の問題といろいろございますけれども、教育委員会に名瀬運動公園の多目的広場について、市民からの苦情、または申し出が出ていないのか、まずお伺いしたいと思っております。

教育委員会事務局長（日高達明君） はい、お答えいたします。先月11月に奄美大島サッカー協会や、市内中学校のサッカー部の保護者で組織しますサッカー環境の改善を願う会から、名瀬運動公園多目的広場や、古見方多目的広場のサッカー場についての要望書が提出されております。名瀬運動公園多目的広場のサッカー場は、高頻度の大会利用や、風雨によってグラウンドコンディションが悪くなっている状態でございます。これまで局所的に修復を行ってまいりましたが、全体的に砂の流出や損傷が見られ、

グラウンドの下層部の地面が露出してきており、大がかりな対応の必要があります。つきましては、公園整備を行う統合補助事業により、砂を入れコート面の改修ができないか、現在検討を進めているところでございます。

19番（渡 京一郎君） ただいま部長が答弁されたことに対しては、多くの市民が望んでおります。また、先日からの同僚議員の質問にもございましたが、奄美のスポーツ少年団は、現在非常に頑張ってますし、成績も大変素晴らしい成績を収めておりますので、是非とも行政がですね、この辺をきちんと把握をして、手を入れていただければ、子どもたちも、そして父兄の皆さんも安心をしてスポーツができるのではなからうかと思えます。是非部長、早急に計画に入れていただきたいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

続きまして、古見方地区の古見方多目的広場についてですけれども、同じようにですね、昨日も行ってみたんですけれども、もう非常にグラウンドではなく、何か工事現場でスポーツをやっているような風景でございまして、まずトイレ関係でございまして、古見方の多目的広場の道路向かいに道の島交通のトイレがございまして、ほとんどの方が向こうのトイレを借りてやっているという話でもありますし、また、お母さん方の話を聞いたんですけれども、お母さん方は市内の我が家まで帰ってお手洗いをしてくださるよというお母さん方もいらっしゃいました。待合所と言いますか、着替えをする場所も一応コンテナが置いてありますけれども、コンテナも非常にもう破れ、焦げていますし、控室として利用できるような状況ではないようでございます。

また、駐車場にいたしましても、もう車から降りたら、水たまりに降りるようなもので、大変困っております。試合が終わって、その手を洗う場所、足を洗う場所、そして泥を流す場所もなく、そのままの状態でも両親の迎えに来た車に乗っている姿を目にしましたけれども、やはり駐車場問題も嵩上げをすとか、排水を作るとか、また、仮舗装でもして、市民が喜んでスポーツをしていただける環境づくりができないものだろうかという思いをして帰ってまいりましたけれども、この辺に対していかがでしょうか。

教育委員会事務局長（日高達明君） はい、お答えいたします。古見方多目的広場は、サッカー競技に頻繁に利用されていることは認識いたしております。議員御指摘のとおり、グラウンドのコンディションの不良や、駐車場不足、大会時の水洗トイレの水の確保など問題があることは、先ほどの要望書など、それからまた、そのほかの要望などでも承知してるところでございます。これまでグラウンドコンディションにつきましては、芝の養生などを行い、メンテナンスに鋭意努力をしてくださっております。また、水洗トイレの改修につきましても、応急的に修理を行い、通常の利用はもう既にできるようになっております。しかしながら、上水道でないため、飲料水として利用できない状況となっております。

今後は県道の水道本管から引き込み工事実施に向けて予算措置等協議を行ってまいりたいと考えております。それから、同じく駐車場の舗装、それから控室の整備につきまして、今後各競技連盟、それから関係機関と協議を進め、検討しながら協議をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

19番（渡 京一郎君） 部長から前向きな答弁をいただきました。是非市長、笠利太陽が丘で行われました市民体育祭においても、古見方はなかなか頑張っておるわけでございますが、思うような成績が出せない地域でもございます。是非古見方地区の多目的広場をもう少し早急に手を入れて、やはり古見方の皆さん方が元気の出る広場を造っていただきたいと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

続きまして、住用総合グラウンドと、グラウンドの中にございます国民プールがあるわけですが、ここも前回質問をいたしましたけれども、計画に載せるという答弁をいただいております。また、国民プールにつきましては、ろ過機が数年前から壊れているために、ろ過しないために、プールを利用

する度に水の入れ替えをしなければならないという不便さを感じておりますし、衛生的にも親の皆さん方が心配をして、現在も利用している状況でございますが、プール、そしてグラウンド、そして管理棟も汲み取り式のトイレに現在もなっております。この問題についてどのような計画になったのか、また、計画に乗せることができたのか、確認をしたいと思います。

教育委員会事務局長（日高達明君） はい、お答えいたします。国民プールにつきまして、ろ過機の故障、それからプール本体の経年劣化等による不具合などが生じていることを承知をしているところでございます。改修の必要性を感じているところでございます。これら施設の改修につきましては、議員御承知のとおり、グラウンド一帯が集中豪雨の度に冠水する状態が見受けられます。その状況を踏まえた抜本的な改修計画が必要であることを認識いたしております。同グラウンドは、住用地区内で一番の広さを有し、野球競技などの各種大会会場としても定着をしておりますので、関係部署と協議検討してみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 部長、先ほど申し上げましたけれども、その国民プール、そしてグラウンド、管理棟、管理棟の中にはトイレもございます。また、隣には相撲土俵もございますので、その辺一帯を考えた事業設計になろうかと思っておりますけれども、是非計画に入れていただいて、先にトイレだけでも完成していただければと思います。トイレが汲み取り方式で、非常に昔の造り方で、男性の方が10名ほど並んでやる本当の昔の方式でやっているがために、弁当時間にはその辺の一帯の食事をしていらっしゃる地域の皆さん方が、非常に不満を漏らしておりますので、トイレ改修できるだけ早めをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に進みたいと思います。土木行政についてでございます。この道路問題も幾度となく質問をいたしておりますが、なかなか進まないようでございますので、再度確認をしたいと思います。山間から市集落までの道路改良工事は、現在どのようになっているのか、また、完成年度は変わっていないのか。それからですね、あの中部砕石の前の道路が、なかなか道路問題が解決をしないということで、数年前から合併前から取り残されておりますが、この問題が解決をしたのか、まとめてお伺いしたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 市道山間～市線の概要について申し上げます。事業延長としましては、5.6キロメートルを平成元年から続けておまして、第一期、二期というふうに各10年ぐらいで続けてきておりますが、今回第三期としまして、平成20年から24年までの計画で完了する予定であります。今年度末までの進捗率を申し上げますと、事業費ベースで約90パーセントの完成の予定でございます。

次に、お尋ねの中部砕石付近の道路改良工事につきましては、ただいま測量、用地の関係の測量を含めた設計委託業務の発注をしておまして、その中で、地権者の関係、その他法的なこと等を検討いたしまして、現在のところ平成24年度の事業完了に向けて努力しているところでございます。

19番（渡 京一郎君） 24年度完成ということでございますが、中部砕石の前を含めて24年度ということですかね。

建設部長（田中晃晶君） その計画であります。

19番（渡 京一郎君） 中部砕石前の道路は、じゃあ、問題は解決をしたということで確認してよろしいですか。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど申し上げましたが、今測量、その地権者の関係、境界の関係等の測量を行ってまして、その結果を見てということであります。

19番(渡 京一郎君) 了解しました。合併以前からの問題でございますので、是非頑張ってください、ここにも合併効果を出していただきたいと思ひます。よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

次に、市集落から青久集落までの間の道路は、現在どのようになっているのか、お伺ひしたいと思ひますが、市集落から青久入口までは林道になってますし、林道入口から青久集落までが市道になろうかと思ひます。豪雨が續いているために、その度に補修、その他をやつて、管理はしていただいているんですが、このような豪雨が續くために、大変な経費が入れられていると思ひます。どうかコンクリートで現状舗装はできないか、また、何かいい方法は考えられないか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

建設部長(田中晃晶君) 市集落から集落から青久集落までの現状であります、議員御承知のように、11月2日の豪雨によりまして、林道の箇所20数か所路肩、それから法面の崩壊がありまして、寸断されましたが、11月2日後の4日までは片側通行が可能となっております。それからまた、市道青久線でも12か所程度の法面崩壊と、道路が雨によりまして洗削され、通行止めになりましたが、これにつきましても、3日程度で通行が可能となっております。

お尋ねのこれらの抜本的な改修でございますが、議員御承知のように、この道路につきましては、現道を作業用程度の道路の進め方でございます、なかなか地形的にも難しいものがございます。このようなことを受けまして、議員提案のコンクリートと申しますか、路面が何とかなるのかということにつきましても、再度現地の調査などをして、検討していきたいというふうを考えております。抜本的な対策となりますと、時間的にも費用的にも大変難しいものがございますので、これまで同様に維持管理のほうに努めてまいりたいと考えております。できる限り通行ができる、通行するのに支障がないように対処してまいりたいというふうを考えております。

19番(渡 京一郎君) この青久集落には、皆様方も新聞等で拝見された方もいますけれども、11月2日の豪雨において、青久に住んでいらっしゃる方が体調を崩しまして、4日の日に海上保安部の巡視船で古仁屋のほうに回送いたしまして、古仁屋から県病院のほうに救急車で運び入れて、現在も県病院に入院中でございますが、あと1日遅ければ、命にも関係するような病気でございましたが、11月2日の豪雨で、途中の電話線等も切れたために、4日の日に職員、また、警察等が現地に入りまして発見をされて、名瀬のほうに搬送ということであったようでございますが、やはり孤立という恐ろしさがまざまざと体験をしたような思いでございます。電話が通じない場合には、今後どのようにすればいいのか、また、車が通らなければ、今後どのようにすればいいのか、この辺も含めて、行政の皆さんも、そして我々も含めて考えていかなければいけない問題ではなからうかと思ひます。

是非今部長が今言われたとおり、やはりいろいろ難しい問題点があるわけでございますので、是非維持管理をですね、今後とも現在のようにしていただひて、やはり車が生活道路として行き来できるような状態で管理をしていただければ、地元の皆さん方も納得をするかと思ひますので、是非その辺の維持管理を今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

次に、住用町内の県管理河川について通告をしてございますけれども、これは同僚議員の師玉議員が出してございましたし、答弁をいただひておりますので、私の一般質問は時間が余りましたけれども、この辺で終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

議長(向井俊夫君) 以上で、新政会 渡 京一郎君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分より本会議を開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。(午後4時41分)

第 4 回 定 例 会
平成23年12月13日
(第 4 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	西	公	郎	君	2番	安	田	壮	平	君		
3番	川	口	幸	義	君	4番	栄		ヤ	ス	工	君
5番	師	玉	敏	代	君	6番	多	田	義	一	君	
7番	橋	口	和	仁	君	8番	向	井	俊	夫	君	
9番	渡		雅	之	君	10番	戸	内	恭	次	君	
11番	関		誠	之	君	12番	大	迫	勝	史	君	
13番	与		勝	広	君	14番	叶		幸	與	君	
15番	奥		輝	人	君	16番	平	川	久	嘉	君	
17番	栄		勝	正	君	18番	竹	田	光	一	君	
19番	渡		京	一	郎	君	20番	元	野	景	一	君
21番	里		秀	和	君	22番	伊	東	隆	吉	君	
23番	竹	山	耕	平	君	24番	崎	田	信	正	君	

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝	山	毅	君	副	市	長	福	山	敏	裕	君											
教	育	長	坂	元	洋	三	君	住	用	総	合	支	所	長	高	野	匡	雄	君					
笠	利	総	合	支	所	長	川	畑	克	久	君	総	務	部	長	松	元	龍	作	君				
総	務	課	長	前	里	佐	喜	二	郎	君	企	画	調	整	課	長	東	美	佐	夫	君			
財	政	課	長	安	田	義	文	君	市	民	部	長	田	丸	友	三	郎	君						
市	民	協	働	推	進	課	長	太	月	美	香	代	君	環	境	対	策	課	長	高	崎	義	也	君
市	民	課	長	元		優	君	福	祉	部	長	小	倉	政	浩	君								
福	祉	政	策	課	長	重	山	納	君	福	祉	政	策	課	参	事	浦	口	一	弘	君			
自	立	支	援	課	長	桜	田	秀	勝	君	産	業	振	興	部	長	川	口	智	範	君			
商	水	情	報	課	長	則		敏	光	君	紬	観	光	課	長	元	多	政	重	君				
紬	観	光	課	参	事	山	田	道	男	君	農	政	局	長	東		正	英	君					
農	林	振	興	課	長	山	下		修	君	笠	利	産	業	振	興	課	長	朝	野	平	三	君	

建設部長	田中晃晶君	都市整備課長	上島宏夫君
土木課長	砂守久義君	建築住宅課長	大石雅弘君
笠利建設課長	中秀喜君	教委事務局長	日高達明君
教委総務課長	白坂稔君	生涯学習課長	榊原孝昭君
市民体育推進室長	本田裕信君	笠利地域教育課長	重井浩一郎君
大島農業共済事務 組合事務局長	熊本三夫君	監査委員事務局長	山崎實忠君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本明和君
主幹兼議事係長	前田美佐男君	議事係主査	麻井庄二君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（向井俊夫君） 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。

通告にしたがい、順次質問を許可いたします。

最初に、奄美民主の会 戸内恭次君の発言を許可いたします。

10番（戸内恭次君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。奄美民主の会 戸内恭次でございます。一般質問も最終日となりました。質問の前に所見を述べさせていただきます。

昨今各地で自然災害が発生し、多くの方が被災されておられます。お見舞いを申し上げます。

さて、10月30日の市議選におきまして、議席をお与えいただきましたことに、心から感謝申し上げます。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。今回の市議選、私にとっては厳しい戦いとなりました。前回の市議選も同様、今回も住民目線で市政改革を訴えてまいりました。まだまだ働きが足りない、もっともっと市政へのチェック機能を果たせとの叱咤激励であると認識し、与えられた職を懸命に務めていきたいと思っております。

国政について話を転じてみますと、マニフェストを実行しない民主党が国民から飽きられ、かといってもともと900兆円の大借金をこしらえ、原発を推進してきた自民党にも帰りたくない。そこで国民が期待しているのは、維新の会のようであります。しかし、皆さん、考えてみてください。自らの政権を崩壊する可能性もある消費税増税を図り、どの政党であっても、アメリカや財界から要請されたら、TPP問題を考えざるを得ない。自民党が長年触らなかった普天間基地問題を取り上げる等々、いかに民主党がお人好しであるかということであります。極めつけは、地方分権政策であります。国政は政権交代をしたにもかかわらず、地方は圧倒的に自民党勢力が強いわけであります。その自民党を温存するかのよう、地方分権などと正に自民党のための地方分権を実行しようとしているかのようであります。このようなお人好し民主党に神の御加護を訴えたいところでございます。お人好しの民主党として、御理解と御支援をお願い申し上げます。

それでは、最初の質問に入ります。奄美市の活性化には、一定の人口をどうしても維持しなければなりません。同僚議員から似たような質問がありましたので、角度を変えて質問をしたいと思います。人口増加対策について当局から多くの説明をいただきましたが、結局のところ、今年は何人増やせるのか。来年度は何人なのか。再来年は何人なのか。数値目標を立てておられると思いますので、お答えをお願いしたいと思います。次の質問からは、質問席から行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） おはようございます。それでは、戸内議員にお答えをいたしたいと思います。

人口増加対策につきまして、数値目標ということですが、なかなか毎年度の数値目標は立てにくいものがございますが、総合計画の中では、平成32年までには人口を5万人にしたいという大きな目標がございますので、それに向けて鋭意努力をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

10番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。前回も私は人口増加問題については質問をいたしております。毎回のように質問すべき事項であろうと思います。32年までに5万人の人口、割り算をしていけば今年は何人、来年は何人という計算が出てくるわけでございますね。そういうことからしても、少なくとも目標を立てて計画をし、実行していく、そういう姿勢がほしいわけですが、な

かなかその計画を立てるところすらいってない。いや、それどころか、目標すら立ててない。毎年の目標。そうしませんと、本当に市民は実感として奄美が良くなった、活性化になった、そういうことにならないわけでございますので、早急にその目標設定だけでもお示しできないものか、再度お尋ね申し上げます。

総務部長（松元龍作君） これを単純に割り算をして、毎年何名という数値目標はなかなか難しいところでございますけれども、とにかく最終目標は人口5万人というところでございます。それに向けて頑張ってもらいますが、毎年の設定につきましては、今後部内のほうでも調整をさせていただきます、どのような設定ができるのか、方針を考えてみたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

10番（戸内恭次君） それでは参考までにですね、例えば高齢者を受け入れる施設を500床、今回は市がどこかの民間とタイアップして造ると。毎年500床ずつ造っていくと。そうなりますと、それで既に500名の人口増が見込める。あるいは雇用が約400名ぐらい見込めるというふうに単純に、単純なことではございますが、そういうこともできるわけではございます。やろうと思えばできるわけでありまして。誰かが言っておりました。本気でやるかどうか。やる気があるかどうかということだと思いますので、どうぞその付近は真剣に考えていただきたいと思っております。

次に、活性化の二つ目に、農業振興について申し上げてみたいと思っております。私もかねてから農業振興の一つに、この自然災害を受けやすいこの地域に必要なのは、安定して事業化できる、あるいは仕事としてやっていけるために、鉄骨ハウス、こういったものを造っていくということが大事なことでないか。台風にも被害を受けられないようなものを造っていく。先日は平張りの話がございましたけれども、もっと強固な施設を造って、農家を助けるということで、私は提案申し上げておりますが、沖縄等事例もございまして、何かお答えいただけるのがあれば、よろしく願います。

農政局長（東 正英君） お答えいたします。台風にも強い鉄骨ハウスの実現についてでございますが、被覆資材を外さずに台風にも耐え得る、ある程度耐えるハウスといたしましては、議員御承知の硬質プラスチックハウスがございまして、このハウスにつきましては、通常より建設費、通常のハウスより建設費が高く、農家が補助事業を導入しても、個人負担が大きいために、栽培作物も限定されます。このようなことから、本市におおいての導入実績はございません。それで沖縄県にお伺いしたところ、農家がハウスを建設する場合に、国・県合わせて8割の助成をしておりますが、県が建設して個人にハウスを貸し出す事業は導入しておりませんとのことでございました。

10番（戸内恭次君） 沖縄での事例を教えてくださいました。80パーセント補助をしていただけるということではございますが、これは沖振法だけですか、それとも奄振法にも適用されるということになりますか、いかがでございますか。

農政局長（東 正英君） 市町村が建設しまして、研修修了生を対象にした研修ハウスの貸し出しはございますが、一般農家に貸し出すような事業、奄振事業をはじめ補助事業はございません。

10番（戸内恭次君） 再度お尋ねしますが、奄振事業の中では、こうした事業は取り入れられないということではございますね。だとすれば、取り入れることができないのか、その点もう一度確認と、とすれば、ほかに奄振事業以外で何か取り入れる方法はないものか、お尋ねします。

農政局長（東 正英君） 今おっしゃったのは、私どもが台風にも強いような硬質プラスチックハウス、それにつきましては、建設費が高いものですから、農家の皆さんは導入しても、個人負担が大きいために、ちょっと難しいんじゃないかということで申し上げました。

10番（戸内恭次君）　あまり行政の皆さんが人の財布の中身まで考えることはありません。必要な人は必要なんです。実際に多額のお金をかけて投資をしてる人もいるわけですから、必要かどうかは農家に聞かなきゃいけないし、また、お金を出せるかどうかは農家に聞かなきゃ分かりませんが、あまり先走ってその行政がそこまで考えることはなくて、どんどん奨励をするために、こういうものはどうでしょうか、こういうものはどうでしょうかというような話をするべきだと思うんですが、奄振ではできないんですか、もう一度お尋ねします。

農政局長（東　正英君）　先日の師玉議員には説明したんですが、今平張りハウスがございまして、台風等の強風に強い耐えるようなハウスということで、平張りハウス等は検討はしております。ただ、この硬質プラスチックハウスにつきましては、そういう補助事業等につきましては、そこで作ります作物等も限定されておりますので、ただ補助事業に乗っけるとしたら、作物等が限定されますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

10番（戸内恭次君）　奄振事業でやれるか、やれないかと質問に対して、はっきりとしたお答えをいただけないんですが、奄振事業のその第1条の中にね、もって奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。奄振の中に自立ということを言ってますよね。自立するために道路、港湾だけ造って自立できるはずがないんです、常識であります。やはりその中の住んでる人たちが、何らかの生産をし、それを外に出して外貨を稼ぐというようなことができ初めて自立なんであります。そういう意味で言うと、奄振の目的にも沿っているわけでございますから、そういう生産の場を奄振事業の中に導入して造っていくというそういうことができないのかということなんです。お尋ねします。

農政局長（東　正英君）　一般の農家の方3名以上の組合を作って、造るんでしたら、奄振で造ることはできます。すいません。先ほど言いましたが、ちょっと硬化プラスチックハウスにつきましては、高価なもので、約3分の1の負担で、3名以上の組合を作ってということであれば、できるということです。すいません。

10番（戸内恭次君）　3分の1、3分の2は行政がというふうに理解をしてるんですが、その奄振事業に取り入れますと、3分の2が行政が負担をしていただいて、3分の1が個人負担と。沖振の場合は、80パーセントを行政で、20パーセント個人負担というふうなそういう差があるというふうに認識するんですが、新たな情報でございますが、こういうことで、3名以上の組合的な組織があれば、そういうことが奄振の中に取り入れることができるというふうに理解してよろしいですか。

農政局長（東　正英君）　はい、そのように、はい、理解してよろしいです。

10番（戸内恭次君）　ありがとうございます。大変貴重な情報でございました。おそらくこういうことで、積極的に農業、安心・安全な、あるいは子どもにも継いでいける農業をやっているという人も出てくるのではないかなあとということでございます。ですから、あえて言わせてもらいますと、沖縄並みに80パーセント、あるいは牛舎を造る時に、90パーセント補助事業があるというお話も伺っておりますので、そういうレベルまで負担軽減をしていただければ、農家のほうも取り組みやすいのではないかなあとということで、こういう鉄骨ハウスが100も200も300もどんどんできていくということ、この風景を想像した時に、あ、こういうことが奄美の活性化に結びつくんだなあというふうに想像いたしますので、是非こうしたことを取り入れていただきたい。また、農家の皆さんにピーアールをしていただきたいと思います。

次、水産業振興についてでございます。以前にも活性化の一つの中に水産業もあると思うんですが、漁礁問題、藻場造成問題を取り上げてございます。確かに漁礁にする材料によっては、行政も受け付けないということもあるようでございますが、その付近の漁礁問題について今後の取組について、何か我々に教えていただくものがあれば、よろしく願いいたします。

産業振興部長（川口智範君） 水産振興における漁業経営の安定、漁場の拡大などこうした取組の中で、漁礁については、水産物を育てる意味において、魚介類の隠れ場とか、えさ場とか産卵場としての機能があると言われております。漁場の生産力向上につながるものだと私どもも認識しております。浮き漁礁につきましては、カツオやマグロ類等の回遊魚が集まりやすいこと、また、それらの魚種が奄美の漁業の主要となっていることなどから、県や各漁協等が主体となり、これまでも計画的な設置が行われております。なお、沈設漁礁につきましては、奄美市近海では比較的天然の漁礁に恵まれていると言われておりますので、それほどの整備は図られていないというのが現状でございます。

藻場造成につきましては、卵を産み付けたり、稚魚が生活したりと、魚介類の生息場所として重要な役割を担う場所でございます。奄美市におきましても、各漁業集落が藻場造成と同様な効果があるイカ柴などの設置等を毎年行っているところでございます。このように、漁礁とか藻場造成については、漁獲高を増加させ、漁業従事者の所得向上につながるものだと認識しておりますので、今後も漁協や漁業集落などと連携を取りながら、その造成等を検討してまいりたいというふうに考えております。

10番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。いわゆる海の畑という表現の仕方が適当だろうと思うんですが、方言でイノ、イノと言いますかね、完全に干上がらない。干潮になっても水が少し海水が常にあると、そういったところを言うんですが、そういうところにですね、藻場を作って、ウニ、あるいはトコブシ、そういったことを作ってみたいというような市民の声もあったんでありますけれども、そういうところをですね、どういう範囲の人たちが関わるのか知りませんが、そういう場所を積極的に区切って、占用させて、漁家の収入アップにつなげるという方法があるかと思うんですが、そういったことについて何か御意見ございましたらお願いします。

産業振興部長（川口智範君） 市民から具体的な要望等については、私どもはまだ承っておりません。ただ、一部情報によりますと、漁協等に佐大熊周辺におきましてそういった藻場造成をした上で、トコブシ、あるいはシラヒゲウニ、こういったものについての養殖をしたいというようなお話があったようでございます。ただ、その部分につきましては、具体的な位置とかいろんな詳細なものを提供くださいというところで話は止まっているように伺っております。具体的に議員御承知のとおり、漁業権につきましては、漁協のほうがお持ちですので、漁協さんがまずは主体的にどうお考えなのか、この辺りを踏まえて、支援できるものについては支援してまいりたいというふうに考えております。

10番（戸内恭次君） ありがとうございます。そのように新たな一つの雇用と言いますか、産業と言いますか、もう水産業、従来の水産業と違った形のものが試みられるのであれば、大変有り難いことでございますので、その時には是非行政の皆さんのお力添えもよろしくお願いをいたします。

次まいります。まちづくりの在り方についてでございます。末広・港土地区整理事業でございますが、大変に今まちの中が荒らされているような状況でございます。そういう中で、自営業をやっておられる方も、本当に悲鳴を上げているというのが現状であります。その付近をどうとらえておられるのか、進捗状況、あるいは今の商店街の皆さんのお気持ちを聞いたことがあるのか、そこら辺りをお尋ねしたいんですが、いかがでございますか。

建設部長（田中晃晶君） お尋ねの進捗状況について申し上げます。初日の同僚議員からのほうからの質問に対してもお答え申し上げましたが、21年度の仮換地指定後の建物移転工事に着手しております。

115棟のうちの38棟が移転が完了しております。建物移転棟数における進捗といたしましては33パーセントとなっております。それから、もう一つのことですが、この事業を市民の声ということでございますが、この事業については、早急に進めてほしいという声もいただいております。

10番（戸内恭次君） 今、田中部長がおっしゃったとおりですね、市民は早くやってほしいと言ってます。早くやってください。いかがですか。

建設部長（田中晃晶君） 私ども担当部署としましては、都市整備課、それから商水情報課、市実施機関となって早く進めるように努力しておりますので、議員の御協力のほうもよろしくお願いをいたします。

10番（戸内恭次君） はい、私も大いに協力をさせていただきます。早くやってください、市長。私早くやってくださいという意味はですね、早くあのまちを落ち着かせて、今悲鳴を上げてる商業者の皆さんが、落ち着いて商業活動ができるようにしてほしい。取り壊されてそのまま出入りする人はいない。ですから、早くやってほしい。早くやる方法私が教えます。今すぐに中断するんです。そして壊したところにどんどん計画どおり家を建ててもらいます。今後取り壊すところは、次世代に、まで一時凍結ですね。これから壊す金と時間をかけていくよりも、今まで壊したところの整備に金と時間をかけてください。それこそが早くやることです。早くやってほしいんです。

市長、途中で事業を止めるのではないんです。事業を止めるということは大変なエネルギーが要ります。勇気も要ります。継続するよりも何十倍も勇気とエネルギーが要ります。継続することは楽ですよ。あれは平田市長が言ったことだから。その時の市議会議員が認めたことだから、継続と言って私は立候補して当選をしたんだから、これは楽です、継続は。しかし、中断をする、一時的にも止めるということは、市長自らが考えて、今の市民の声を聞いて決断することですから、これは大変なことです。それはもう理解できます。進むよりも止めることの方が大変なんです。そういうことで、勇気を持って、市民のことを考えて、商業者のことを考えて、早くやってほしい。早く環境整備をしてほしいということでございます。市長、いかがですか。

市長（朝山 毅君） 禅問答のような御質問になりましたが、私は進めてまいります。議員がおっしゃることがマジョリティなのか、多数といえども、是とは思わない部分もありますが、この件につきましては、昨日の一般質問以来平成12年構想、14年と至って10年相当かかって議会の皆さん方の御意見が反映されて、多数決の原理の下、進んできてるわけでありまして。私が財政の継続性、行政の継続性と申し上げてきたことは、二元代表制の下で市民の代表として議場で議決をいただいて執行されてきた行政に対しては、謙虚に敬意を表し、そしてそのことを守っていくことも継続性であるという意味から申し上げているわけでありまして。

したがって、この事業は確実に進んでおります。もちろんいろんなあい路の中において執行が遅れる部分もございますが、そのために多くの皆さん方はそれを一日も早く逆に完成させていただいて、そして元の復旧・復興を成し遂げ、そして華やかな賑やかな、そして郡都の中心街と言えるようなまちを作っていたきたいという思いであろうかと思えます。もちろん地権者を大切に、あの界隈に住んでいらっしゃる方を第一義的に尊重しながらやっていく、事業を進めていくことはもちろんであります。やはり先日も申し上げましたように、あの空間は市民共有の、また、郡民共有の大きな資産であると私は考えておりますので、そういう意味においても、一日も早く完成を見ることが、すべての皆さん方に対する一つの利益に通じるのではないかとこのように考えておるところでございます。

10番（戸内恭次君） 今地域住民、また、業者のことも考え、早くやるとおっしゃられておられましたが、正にだからこそ、だからこそ早くやってほしい。商環境を早く整備してほしい。例えば1工区、2工区、3工区と分けたとしてもですね、まずは1工区を早く整備をして、そこで周辺の人たちが商業活

動ができるようにしてあげて、それから2工区に入る、3工区に入るといふことであればいいんですが、壊しやすいところからどんどん壊していったら、そして挙句の果てには、反対者を説得もできなくて、代わりの敷地が作れない、いわゆる建物を建てる敷地が作れない、ドミノ倒しでどんどんできなくなっていくという今の状況であります、そういうことを何年続けるんでしょう。もう十数年この問題が発生してから、いまだに全員の同意を取り付けていない、合意形成はできてない。中には周辺を取り壊されても、この計画は駄目な計画だと、こういうまちづくりは駄目だといふことで反対をしておられる方もいるわけです。いまだに合意形成ができてなくて、どんどん取り壊していくことだけは先にやってる。こういうことで本当に迷惑を受けているわけでありませう。

もうこの12月でお店をやめると。周辺が取り壊されて商売が成り立ちませう。いろんなことはありませうけれども、そういう人もおられます。早くやっしてほしい。それは商環境を早く整備してほしいといふことであります。大きな道を通してほしいといふことではありませう。大きな道を通して、活性化にはならないと、市民が壊され始めて少しずつこの区画整理事業の在り方について疑問をもっともって持ってきておられます。逆に疑問を持つ人が増えているわけです。いかがですか、商環境を整備するために、区切って、一つ一つ整備をしていく、いかがですか、そういう方向していただかせませうか。

建設部長（田中晃晶君） 今、議員がおっしゃっていたようなことにつきましても、当然我々の事業計画の中でそのようなことも考慮をし、今現在進めているところであります。早く一日も早く今の現状に対して御理解を得て、事業を進めたいといふのが我々の方向でありますし、また、そのように努力をしておりますので、重ねて申し上げますが、議員皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

10番（戸内恭次君） それでは具体的なお話を伺わせてもらいますけれども、5ブロック、8ブロック、これについていかがでございますか、その今話は正に凍結状態だと思ふんですが、8ブロック、5ブロックについて御意見を聞かせてください。

建設部長（田中晃晶君） 時間を取りまして申し訳ございませう。私その通告にございませうでしたので、5、8と数字申されて、今ちょっと戸惑ったところであります。今確認をしましたら、その箇所につきましても、最初からその場所に生鮮食料品、それから住宅、住まいです、マンション等の整備を図り、その中心商店街に集客力のある施設の整備をといふことで、皆様の大多数の御意見をいただいて着手したところであります、そちらにつきましても、先ほど先日来申し上げておられますが、一部御理解をいただいてない方もいらっしやいます、それらの方についても、鋭意理解していただけるように、今進めているところであります。

10番（戸内恭次君） はい、5ブロックについてのお話でございませうけれども、この5ブロックが本当に全体が立ち退きをしなければ、8ブロックの建物を移動できないといふようなことになって、8ブロックが移動できなければ、5ブロックにいた人たちがそこに入っていけないといふような状態になるわけでございますが、その8ブロックの移動ができないと、5ブロックにいた人たちが家を建てることのできないといふ状況であります、このことについては認識ございませうか。

建設部長（田中晃晶君） 3.2ヘクタールといふ限られた敷地の中で、一つの目的であります商業地域の活性化といふのが3番目、4番目ぐらいのことにはございませう、そのことに向けてやっております。それで今空き地として空いておりますところも、そのような形のその移転先を先に整備をし、その後営業を続けながら移転先が空いた時に、そちらのほうに新築をし、商売できる体制を整えて、それが出来上がった後に今現在おるところの建物を取り壊し、次の方へその場所を明け渡すといふそのような手法を取っている関係上、今のような状態が続いているといふことでございませう。

10番(戸内恭次君) じゃあ、見通しはいつ頃ですか、その5ブロックが完全に8ブロックが移動できるように、5ブロックが更地になるという見通しがありますか。

建設部長(田中晃晶君) 一日も早くそのような環境整備になるように努力してまいります。

10番(戸内恭次君) 要するに、そういう見通しがないということですよ。そういう答弁しかできないということは、はっきりしたことが分からないということであるということでございますが、このことによつてですね、実は補償金問題に入っていくわけでございますけれども、本当に常識的な話なんです、建物一つのブロック5ブロックの中におられる地権者皆さんの同意を得て、そして用意ドンで壊せば、補償金の問題もさほど負担にはならないんですが、それが今おっしゃるとおり、見通しの立たない状況になっていて、補償金をいつまで払い続けるのかと。そういう問題が出てきます。この5ブロックの立ち退きの予定日はいつだったんですか。全体を取り壊してできるのはいつだったんですか。それは私は相当遅れてると思うんですが、5ブロックの立ち退きについて予定がどうなっているんですか。

建設部長(田中晃晶君) 当初予定としましては、9月か、だったというふうに記憶しております。

10番(戸内恭次君) 9月であれば、さほどの遅れではないと思います。しかし、見通しのない事業であります。5ブロックを明け渡すにはまだまだ時間が要すると思いますし、それについてはいつまで建つのか、いつ建つのか分からない、いつできるのか分からない。であれば、8ブロックのほうの移動もできない。とすると、今補償している年間契約918万円2店舗の移動もなかなかできないということでございます。私が申し上げたいのは、こういうふうに、取り壊しを急いだけばかりに、取り壊しを急いだけばかりに、もう1年、約1年になりますね、918万円の負担をするということになるわけですが、取り壊しを急いでやりすぎたと。その付近についてどう思われますか。

建設部長(田中晃晶君) 取り急いだものとは考えてはおりません。と申しますのは、移転をする店舗の方は、仮店舗として営業する場所の面積、それから条件、家賃、その他の条件等の問題が一番問題であります。それが今現在その現在の商売、商業活動を維持できる条件の合う場所が、今移転した先であったと。その時期であったということで、我々としてはその事業を進める上、それから御商売なさってる方の機能補償としてやったことでありまして、決してそれが急いだのみということでは考えてはおりません。

10番(戸内恭次君) 一面から言えば、確かにそれも理屈でありましようけれども、しかし、一面から言いますと、移動ができる、移動して、で更に再建築ができる時期的な見通しもないままに取り壊したということは、これは何もその補償とかそういった問題がなければ、一時的に引っ越し代をおあげしますというのであれば、それはそれでいいのかもしれませんが、何年続くのか分からない状態に奄美市、国の税金を投入していくわけです。見通しが立ってないんですよ。その2店舗918万円を何年出し続けなければならないか、それについてははっきりした見通しがないままにされていると。

空き店舗がない、空き店舗があったから、それはこの問題とは別だと思えます。なければ、仮店舗、あるいはそういう敷地があったら、敷地に、仮にでもプレハブでも建てるとか、いろいろ方法はあるはずであります。それは奄美市が考えることではないはずであります。ちゃんと補償をしてあげるということは必要でありますけれども、見通しの立たない予算をどんどん注ぎ込んでいくと。このことについては責任は感じませんか。

建設部長(田中晃晶君) 区画整理事業の手法には、その建物が新築と申しますか、再活できるまでにプレハブを区域内のほうに建てて、そちらのほうで店舗については営業するという方法が一つございます。

この方法等がございますが、我々はその場所にも限定されますし、その御商売なさってる方の商業活動にも大いに支障になるということで、その選択についてはやめております。選択はいたしませんでした。その代わりに、用地先行取得で、言われた建物の店舗を、そのまま活用した手法を選びました。それと今ただいま申し上げた市のほうで今空いている空き店舗を借りて、そちらのほうで営業していただくと、そのような手法を取った次第であります。ですから、今現在、我々この区画整理事業の末広・港のこの事業の事業的にも、事業費的にも、それから環境整備的にも、決して議員がおっしゃるように、一方的な誤りがあったというふうには考えておりません。

10番（戸内恭次君） もうこれ以上押し問答してもと思いますが、ただ、見通しの立たない事業をこれからもやろうとしている。説得もできてない地権者を説得もできてない。いまだに説得もできてない。周辺を取り壊す状態になっても、なお説得できていない。そういう事業をやり、そして見通しの立たないままに、湯水が如く補償費を払ってる。こういうことを財政が厳しい厳しいという、また、東日本大震災で被災をされた皆さんのことを思えば、この奄美のこの事業は、本当にぜいたくな、むしろ無駄な無駄な国費を無駄にし、奄美市民の税金を無駄にし、取り壊すのに金掛け、造るのに金掛け、この時代にいったいどういうことだと、本土の皆さんに聞かせますと、ああ、まだこんな無駄なことやってるんですかと、奄美ではと。国土交通省に関係をする人たちですら、不思議がるような話がありました。

ですから、一刻も早く、この区画整理事業を一時凍結をしてでも、商環境づくりをしていただきたい。そのことが地域の人たちのことを思うことであると思います。大変な地権者の多くの皆さんが、また、テナントの皆さんが、泣いてしまってるというのが今の奄美市の末広・港土地区画整理事業であります。

次、話を、移転補償のことについても申し上げましたけれども、もっともっと問題がございますが、委員会に回すことといたしまして、高齢者、障害者へのまちづくり、これもカットしたいと思います。

次、庁舎問題についてでございます。私は特に声を上げております住用地区の問題です。二度もあの地域が水没をし、今のこの亜熱帯から熱帯に変わっているというこの地方、この気象現象において、また起こり得るはずだと思っておりますが、水没することはないとお思いですか、市長、いかがでございますか。

市長（朝山 毅君） ないと信じ、しかし、あったとしても、それを乗り越える技術開発の庁舎であると私は思っております。

10番（戸内恭次君） 先般お聞きしましたら、その役場のほうには、支所のほうには、立派なモーターボートが用意されておられるということでございます。ということは、また当然必要ではありますけれども、そういうことも予想していると、想定内の話だというふうに皆さんが思っていると思いますが、こうしたまた起こり得る想定内の話で、そういう水没があった時に、その時にどう責任を取ることができるのか。とても責任取れる問題ではない。だからこそ、責任が取れる問題でないからこそ、慎重に建てる場所を検討し、また、国、市民の税金を使う建物でございますので、もっともっと慎重な対応が必要だと思います。あの地区の問題、これはもっと大きなところから、例えば、あの地域全体のかさ上げをするところから、あるいはあの集落の全体の移動も含めたことから抜本的に考えなければならない問題であると思いますが、そういうことを論議せずに、ただ従来のところだけというようなことで計画されているのではないかと思います。もっともっと根本的な議論が必要だと思いますが、いかがですか。

総務部長（松元龍作君） この庁舎建設問題につきましては、もう議員も御承知のとおり、庁舎建設委員会のほうから、この地が望ましいということで提言を受けまして、地域協議会、それから嘱託委員会などで議論をいたして、住用の総意の下にこの庁舎がここでいいという結論を得ましたので、私どもはそこで庁舎を建てさせていただくことにいたしております。さらに、住用地域の住民の皆様が、二度も災害を受けながらも、現在地で建て替えが望ましいと、こう決断されたのは、非常に重いものだと私ども

は受け止めておりますので、その決断に応えるべく、災害に強い庁舎を建設をしていくということで、今後とも地域の住民の皆様とは十分意見交換をしながら、災害に強いまちづくりをしていきたいと、このように思っております。併せて、その集団移転のほうにつきましては、全体を移転するというのは、非常に大きな問題でございますので、そう簡単に論議できる問題ではないのではないかと、このように思っております。

10番（戸内恭次君） 大きな議論をしていただきたいと思いますけれども、安易にそういう現在地でいいというふうには私は考えるべきではないと思います。その地域の人たちが、長い間にわたる生活をするために、その地域の人たちのために説得をする、リーダーシップを発揮するというのも大事な市長の役割であり、行政の役割であると思いますが、そういうことがあったのかなと、私は疑問に思うところでもあります。地域の人たちの意見を大事にすることは、それはそれで尊敬されるべきではありますが、もっと大きな問題としてとらえて、啓発活動もすべきではなかったのかと思いますが、次の問題に移らしてもらいます。

次、5番目、女性会館建設についてでございます。市民からの要望でもございますが、DV対策ですとか、あるいは、安心・安全な生活のために、この女性会館というものを造って活用させてみたらどうかということでございますが、いかがでございましょうか。

市民部長（田丸友三郎君） 議員お尋ねの各種女性団体の専用の施設、女性会館の建設につきましては、本市の財政状況を見ますと、大変難しいと思われれます。しかし、女性を取り巻く社会経済情勢は、新たな課題が多く、多様化しているのが現状です。現在市においては、女性の相談窓口として、子育てやDVなどについては、家庭児童相談員や婦人相談員、また、DV被害者の緊急時の受入については、民間の支援団体ゆずり葉の郷に対応してもらっているのが現状であります。今後とも相談窓口の充実や、各種団体が活用しやすい研修の場としての既存の施設や、空き室の利用などを検討していきたいと思っております。すべての人々が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向け、関係各課と連携を取りながら検討してまいりたいと考えております。

10番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。女性会館というものでなくても、女性が利用できる施設を率先して設けていただきたいと思います。

次に、永田橋周辺整備についてでございますが、先の県議会でも、整備の方向が県のほうで言われておりますけれども、その後のことについて、また、その整備については、橋、あるいは大変きれいに整備されている永田橋の花壇ですね、そこも含めて整備の方向であるのかということをお尋ねします。また、その永田橋周辺大変和光トンネルができてから渋滞をいたしております。支庁通り渋滞をしております。

この渋滞解消に永田橋周辺のあの広い通りをそのまま支庁通りまで持ってくるという計画はないのか。あるいは、そういう方向で事業を進めることはできないのかということですね。いびつな形の計画に今なっております。おがみ山トンネルの出口のところ一部は広いけれども、100メートル近くが従来の道路のままになっていくというような形になっておりまして、そういういびつな形を解消するということも必要だろうと思うんですが、その付近について両方位置に合わせてお尋ねをいたします。

建設部長（田中晃晶君） それでは、一番最初の永田橋周辺の整備についてお答え申し上げます。事業主体でございます大島支庁にお伺いをしましたところ、永田橋交差点から末広交差点までの当該間につきましては、用地買収等が既に終わっておりまして、その整備内容に今おっしゃったような整備内容につきましては、今現在検討しているというところであります。

次に、その末広交差点からそちらの名小の交差点までのことでございますが、このことにつきまして

は、おがみ山バイパスは、市街地の災害時に備えた避難道路とか、それから代替道路として、また、市街地の交通渋滞緩和の対象として、現在の古見本通りを補完する幹線道路として思っております。このバイパスができることによって、今議員御指摘のこの区間の渋滞の解消についてはできるものと考えております。

10番（戸内恭次君） おがみ山トンネルは、凍結、一時凍結になっておりまして、もしできたとしてもですね、渋滞解消にならないんですね、あの交差点は。永田橋交差点、支庁通り交差点、その真ん中ですね、大きな交差点ができるんです。トンネルから名中から抜けて来て右、左、行っても信号がある。ああいう道路づくり、よく車を利用してる人は分かると思うんですが、そういう道路づくりをしてですね、渋滞解消になるというのが、多くのおかしいと、こういう計画おかしいと言ってるわけがございます。せめて和光トンネルから支庁通りまで同じぐらいのペースでスペースで走れるのであれば、これはまた一つの考え方としていけると思いますが、早急にそういう整備について考えるべきではないかと思っておりますが、いかがでございますか。

建設部長（田中晃晶君） 永田橋が今の状況を見ますと、片側のほうに右折ラインとそれから直進と左折が一緒になっておりまして、その取り付けが永田側が短うございます。その後は1車線ずつがなっております。そのような状況を和光トンネル側のあの状況ですね、片側に左折ライン、それから直進、それから右折、その3路線を、線を整備しますと、それでそのことが末広の交差点まで来ることによって緩和されるものと考えております。

10番（戸内恭次君） なかなか分かりづらい説明で、緩和されるとはいうものの、実際に今現在、あの通りを通ってみて、中途半端な整備の仕方をしてですね、それが緩和されるはずがない。実際に通ってみたら分かります。机上の話ではないです。実際通ってみてください。それから、先ほど橋の件をお尋ねしたんですが、その具体的なことについては、大島支庁は何か方向づけは言われなかったんですか。

建設部長（田中晃晶君） 一番目に申し上げましたが、ただいま検討中ということでございました。

10番（戸内恭次君） あの周辺ですね、人たちのいわゆる商業も考えたような、スペースづくりをしてほしい。そこを要望しておきます。例えば、今現在ある永田橋、あの周辺にある人たちのお店に入るお客さんの邪魔にならないような、そういう現在の商店の前をしっかりと歩道も取った上で、どうせ流れてきた例えば和光トンネルから流れてきた車は、支庁通り行くのに、今の状況ですと、狭い道路に入るわけですので、その付近は配慮した形で、市のほうも県のほうに要望していただきたいなということを申し上げておきます。

次、名瀬港旧港埋め立てでございますが、1、2、3と両方、三つとも同時にさせていただきますけれども、埋め立ての計画約39億円、約40億円という事業でございますけれども、これの進捗状況ですね、それと、今後向こうのほうをある程度私の考えとしては、埋立はするものの、また親水公園として舟こぎ競争としてもう一度戻す、そういったことは考えられないのか、お尋ねを申し上げます。

建設部長（田中晃晶君） 私のほうからは、1番目の埋め立ての今後の計画と、それから飛びますが、3番目の親水公園化の御提言のことにに関して御答弁申し上げます。

これはどのように考えて埋め立てるのかという御質問でありますので、そのような形でお答えを申し上げます。名瀬港本港地区の埋め立て事業につきましては、県が耐震護岸と、それから臨港道路及び緑地の整備を行います。その背後の埋め立てにつきましては、奄美市の開発公社が都市機能用地として埋め立てる計画で進めておるところであります。耐震岩壁につきましては、震災時に緊急物資の輸送が行われるよう、海岸の耐震化を図るものがございます。臨港道路につきましては、現在の海上保安部前と、

それから名瀬新港間約400メートルございますが、その間が未整備でございます。これを整備することによりまして、長浜地区と佐大熊地区の埠頭間の交通が円滑化が図れることによりまして、港町周辺から長浜までの交通渋滞が緩和できるものと考えております。緑地につきましては、住民の憩いの場としての災害時のオープンスペースとしての利用を考えております。

埋め立て事業につきましては、まちづくりと連携した都市機能用地として観光関連の用地や、娯楽サービス率など集客効果のある用地を整備をし、中心市街地等商店街を密接に結び、それらのそれぞれの機能を相互に補完して活性化を図る目的で埋め立てをやっているところであります。

次に、3番目の緑地、ごめんなさい、親水公園化についてでございますが、本地区の土地利用につきましては、ただいま申し上げたように、土地の需要調査に基づきまして、まちづくりと連携した都市機能用地として確保する目的で計画したものでございます。したがって、開発公社といたしましても、現計画のとおり、観光関連施設や、先ほど申し上げた娯楽サービス施設用地としての手続きがなされておりますので、それらに沿った用地の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

10番(戸内恭次君) はい、説明をいただきました。従来のような説明でございましたけれども、舟こぎの場を。

産業振興部長(川口智範君) 議員御提案の、御提案は2件あったかと思えます。商工区の埋め立てについては、今建設部長からあったとおり、商工区の埋め立て事業が進行しております。2点目の旧港沖合にいかだを組んでの発着場の設置についてでございますが、大会開催中に一般船舶、漁船等の往来があり、名瀬港内での安全確保や大会全体の運営を勘案し、困難であると考えております。これらについては、佐大熊区に移転の際に、すべて検討を私どもはいたしております。今後とも舟こぎ競争の開催等につきましては、いろいろな御意見を承りながら、より良い大会としてまいりたいと考えております。

10番(戸内恭次君) 舟こぎ競争については、いわゆる文化的なスポーツとしてですね、市民に親しまれてきておりまして、何とかこういうことが日常的楽しめるようなスペースがほしいなということで、同じような公園を造るのではなくて、県のほうに要請をして、できればあそこを親水公園としてですね、開放していただいて、観光資源にもなり得るのではないかなと。そういうことで私は提案をいたしたいと思えます。高齢者も楽しめるような舟こぎ競争の場所であってほしいと思えます。以上で質問を終わります。

議長(向井俊夫君) 以上で、奄美民主の会 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。(午前10時30分)

議長(向井俊夫君) 再開いたします。(午前10時45分)
引き続き一般質問を行います。
次に、公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

4番(栄 ヤスエ君) 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。公明党の栄 ヤスエでございます。

まず初めに、昨年の10月20日、今年の9月25日、そして11月2日と、そして徳之島の竜巻で被害に遭われました奄美の豪雨災害、そして3月11日の東日本大震災で甚大な被害に遭われました皆様、また、犠牲になられました皆様へお見舞い申し上げるとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。ここで一言御挨拶をさせていただきます。

去る10月30日の市議会議員選挙において、私は初の当選をさせていただきました。市民の皆様、本当にありがとうございました。皆様の御恩にお応えするため、皆様の代表として、行政とのパイプ役

として、また、代弁者としてしっかりと働いてまいる決意です。何とぞよろしくお願い申し上げます。また、朝山市長をはじめ、奄美市職員の皆様、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、私の所感を少し述べさせていただきます。21世紀に入って、日本、いいえ、世界の中で女性の力がこれほどまでに必要になってきている時代はないと思います。2011年のノーベル平和賞が、アフリカと中東の女性3名に授与されるとのニュースがございました。さらに、毎日新聞の記事には、受賞の理由として、途上国における女性の権利擁護と、地位向上を全面的に支援する姿勢を打ち出した。旧弊を打破し、平和を構築する可能性を秘めた女性の力にエールを送った形だと報じ、社会で女性が男性と同じ機会を得られなければ、民主主義も恒久平和も達成できないとしています。女性としてとてもうれしいニュースとなりました。

日本でもここ奄美でも、戦後の大変な中、御主人を支え、家事、育児、お年寄りの世話と愚痴も言わずに耐えて家庭を支えてきたのは、やはり女性たちでした。今その女性たちの力が必要になっている時代だと思います。女性にはすべてのものを慈しむ心があります。嬉しいことに、奄美市には男女共同参画推進条例があると知りました。文の冒頭には、すべての人は、生まれながらにして平等かつ自由であり、個人として尊重される存在である。男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、21世紀の最重要課題と位置付けられるとございました。私も奄美市議会二人目の女性議員として、大きな使命をいただきました。女性の視点で、庶民の目線でを忘れることなく、しっかりと取り組んでまいります。

次に質問に入ります。次の質問からは、発言席にて行います。すみません。ちょっと文章が。はい、すみません。

じゃ、一つ目の質問に入ります。失礼いたしました。

防災についてということで、手花部地区河川による水害対策について質問をさせていただきます。まず1番目に、笠利町手花部地区の坂下川は、昨年10月の100年に1度の災害と言われた奄美豪雨災害、そして今年の9月25日の大雨で、川の水が氾濫し、周辺の民家、住宅まであふれ出し、床下、床上浸水世帯が多く出ました。お見舞いの言葉をかけさせていただきながら、私も回る中で、住民の方から、大雨が降る度に、また川が氾濫するのではないかと心配でたまらないんです。何とか対策はないのですかとこの声が寄せられました。

早速現場へ行き、住民の方の説明を聞きながら、川、橋など周辺を見させていただき、写真も撮らせていただきました。そこには川いっぱい生い茂ったマングローブと土砂が目に入り、そして橋脚が内側に狭くなっていたため、川の水の流れを止めているのも目に入りました。素人の私でも、これでは水の流れがマングローブと橋脚にせき止められて、河口まで流れずにあふれ出すのは当然なことだと思います。また、大雨で上流からごみや根ごと流されてきた木などで川をせき止めている現状でした。今までにもこういった大雨の度に川が氾濫してきたと思いますけれども、このような実態を今までそのままにしていた当局の現状認識を伺いたいと思います。次の質問からは、発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 当局の答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） お答え申し上げます。坂下川周辺の住宅地につきましては、の周りの状況につきましては、国道58号や周囲の宅地、それから畑地ですね、それよりも低地にあるということで、大雨により河川の水かさが増えることによりまして、雨水処理がうまくできず、今年の9月の豪雨時にも、住宅の床上浸水や道路が冠水するという状況が発生をいたしております。この課題の対応策といたしまして、今年、昨年でしたかね、今年ですか、左岸の護岸改修や、それから排水処理の改善を図るべく、側溝の付け替えなどの対処的な対策を実施しましたが、この間の大雨にはその効果が発揮できず、抜本的な対策にはなってはいないというふうに思っております。今後早急な改善が必要かなという認識はございます。

4番(栄 ヤスエ君) 私が11月17日に坂下川の写真を持参して建設部のほうへ説明を聞きに伺いました。その時の説明では、川に自生しているこうマングローブがありますけれども、そこについては区長と笠利支所からは、一集落1ブランドを推奨しているので、マングローブは植え替えをするしかないとのお答えをいただきました。そういったものも原因になっているかと思うんですけれども、そのことを確認しながら、先日私も手花部集落の区長のほうに詳しく内容を聞こうと思ひまして、御意見を伺いました。区長は御自分の足を運んで、御自分の手で川の幅ですとか、高さですとか、河口にある水門の支柱の高さ、また、幅ですとか、河川の現状を皆様に聞きに来る方に説明するために、つぶさに調べられて、手書きのこういった坂下川下流の概念図というものをしっかり数字も示しながら、見せて、私たちに見せて説明をされました。

手花部集落には内海がありまして、満潮時に大雨が降ると、川に海水が上がってくるため、河口には水門がある。あと大雨で川からの水が多い場合は、その門扉が開いて川に流れだす仕組みというふうにお聞きしました。満潮と重なると、逆にこう川に海水が上がってきてしまうということで、更に被害が大きくなっているということでした。昨年の水害の時は、区長はあの大雨の中、この川にあふれた水をこう海に流すために、河口の門扉がなかなかうまくこれも開かなかったということで、トラックにロープをくりつけて、命がけである門扉に結んで引っ張って御自分で開けたそうです。こういった命がけの対応をされていたそうです。また、あの河川周辺の畑地ですとか、住宅地が河川よりも、先ほどおっしゃいましたけれども、低くなっているというのがまた現状で、大雨が降ると、川の水があふれてしまうとのことでした。

このマングローブについては、マングローブよりも住民の生命、やっぱり財産のほうの方が大事であるという主旨の区長のお答えでありましたので、質問になりますけれども、マングローブとそのしゅんせつ、川のしゅんせつ、橋の造り替えで川幅を広げる工事については、本当に速やかに行ってほしいという要望がございましたけれども、当局としてはいかがお考えでしょうか。

建設部長(田中晃晶君) 今議員のほうからの原因であるということについてる説明がございましたが、おっしゃるように、河口付近のマングローブの生息地に河川浚渫によりましては、議員おっしゃるような御意見と全く一緒でございます。マングローブとその周辺に生息する稀少動物というのがございまして、現状のまま残してほしいというまた御意見も中にはございます。このようなことにつきましては、やはり私どもとしましては、地域の方々の御意見などを更に伺いながら協議を重ねて検討してまいりたいというふうにご考えております。

また、今御提案の橋の造り替えにつきましては、確かに河川を狭めている道路敷部分が河川のほうに突き出しておりますが、この部分をどのような工法がまたあるのか、また、一番有効なのか、工事費とかその他のことも含めまして、検討してまいりたいというふうにご考えております。

4番(栄 ヤスエ君) それじゃ、当局のほうは、住民の皆様との話し合いはしっかりと持たれているということでもよろしいでしょうか。その中で稀少動物がいるということで、皆さんからの反対もあるというふうな認識でもよろしいでしょうか。

建設部長(田中晃晶君) 笠利支所のほうで区長さんをはじめ、地域の方々と協議については行っております。その中で、先ほど私が申し上げた稀少動物のことについても、お話があったということでもあります。

4番(栄 ヤスエ君) じゃ、まだまだこの話し合いというのは、これからも持たれていくということでの認識でもよろしいんですね。その中でこう住民の中からどうしてもマングローブを取ってほしいですとか、その稀少動物ですか、についてもということで、いろんな話があると思ひますけれども、その流れによってまたその工事のほうが変わってくるというふうな認識でもよろしいんでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） はい、そのようなことで考えております。

4番（栄 ヤスエ君） 先日区長さんのお話なんですけれども、すみません、その全体的なことになりましてけれども、土地のかさ上げですとか、先ほども話が出ましたけれども、今後のことなんですけど、あのかさ上げなど、また、全体的な見直しも要望をされていますので、本当にこれからはしっかりとまた当局のほうとまた住民の方多数また代表のほうになるかと思うんですけれども、しっかりと住民の声をしっかりと受け止めていただきまして、本当にできるところから早期に取り掛かっていただきますように、よろしくお願い申し上げます。このことについて答弁がございましたでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 今議員御指摘のように、できるところからどのようなことが早急に対応できるのかを検討して、進めてまいりたいというふうに考えます。

4番（栄 ヤスエ君） ちょっと前後しますけれども、先日ちょっとお話を建設部のほうから話して聞いた時には、具体的に川を作りかえるんですか、そういう工事も検討されていて、それも予算も取ってあって進めているというお話もちょっとお伺いしたんですけれども、そこら辺の内容はどういうふうになってらっしゃいますでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 予算を公的にはいろいろと支所のほうでも検討をし、また、相談を受けております。ただ、おっしゃった予算の確保ができていないということについては、これはうちの説明の不足かなというふうに思いますが。

4番（栄 ヤスエ君） じゃ、今後この手花部のその坂下川のその工事については、しっかりと取り組んでいかれるという方向性で認識してよろしいのでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） はい、議員がおっしゃるようなこと等のことも含めまして、検討してまいりたいというふうに思っております。はい。

4番（栄 ヤスエ君） じゃ、ちょっと具体的にお話はあれだったんですけども、9月に床上浸水の被害に遭われた方の中には、本当にこう夜中に寝ている時に、もう布団の下からこう冷たくなってきて、あ、冷たくなってきたなと思ったら、一気にこう布団ごと水に浮いてきたですとか、もう本当にあつという間のことで、逃げ出すのが精いっぱいだったとか、切実な声をお聞きしました。少しでも逃げ遅れた場合には、本当に命にかかわることですので、この地区のように、毎回の大雨に恐怖さえ感じている市民の方は大勢いらっしゃると思います。これだけ日本でも震災、水害と被害が出ている状況の中で、行政としても、最もスピーディな対応ができないものかと痛切に私は感じております。優先順位ももちろんあると思いますけれども、より迅速な対応を強く要望いたします。じゃ、次の質問に移らせていただきます。

4番（栄 ヤスエ君） 次の質問に移らせていただきます。

防災についての2番目ですけれども、すみません。昨年10月災害における地元民間FM放送が、NPO法人のデイというところがございますけれども、本当にそのFM放送の果たした役割は大変に大きいと思います。本当ライフラインが止まった中でも、ラジオで情報を聞けて、避難所にいる家族の無事も確認できたりですとか、どれだけの被害の状況が出ているのかとか、また、通行止めの道路はどこのかとか、避難物資はどのように届けられているのか、そういうことなどが聞けたということで、感謝されている方も多いと思います。私も昨年の災害では、実家の住用にいる両親と2、3日連絡が取れ

ないと、不安で不安でたまりませんでした。こういった経験がございます。本当にラジオが家で聞けなくても、車でなら聞けたという方もいらっしゃいますけれども、しかし、災害時、非常時になった場合は、本当家の中でFM放送が聞けないから心配との声が市民の方から寄せられました。

で、ここで質問なんですけど、奄美市とNPO法人デイとは防災協定を結んでいるというふうには私お聞きしておりますけれども、難聴地域がどの程度あるのか、また、場所が分かれば場所も提示して、また、その難聴地域に対して市のほうでどれくらい把握されているのかと、また、市としての難聴地域への対策はどのように考えているのかということを具体的にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

産業振興部長（川口智範君） 御質問の難聴地域についてですが、奄美市として調査は行っておりません。直接奄美FM局に難聴地域について確認しましたところ、直近の調査をしたものはないとのことでした。ただ、奄美FM局開局当時は、名瀬地区のみが放送エリアとなり、住用地区、笠利地区は放送エリアとはなっていない状況でございました。その後、市としての対策として、平成21年度に県の地域振興推進事業を活用した住用地区、笠利地区の中継局を設置いたしております。その際、九州総合通信局に提出した内容では、奄美市2万174世帯、これは84パーセントが可聴地域となり、それ以外が難聴地域だということで認識いたしております。

具体的なお話までということでございますので、ちょっと紹介させていただければ、先ほど申し上げました県の事業を入れまして、笠利地区で9か所が可聴地域、住用地区では5か所が可聴地域になっております。併せまして、その事業の際にエフエムデイのほうから自らの事業として行った結果として、通信アンテナアワーを高くした事業なんですけども、これによりまして、名瀬地域で14か所が可聴地域というような形でのお話を伺っております。ただ、今申し上げた可聴地域の中でも、屋内では特に条件が良い場所や、アンテナなどを設置しなければ聞こえない状況であり、更に地形やビル陰などの条件等で聞きにくい地域もあるなど、対策を講じる必要があることも認識いたしております。

ただ、コミュニティFMという性質上、出力は20ワット、周波数が1波との制限があることや、二つの方向以上から電波が届くことになると、お互いに干渉し、逆に聞こえなくなるなどの問題もあり、中継局をただ単に増設すれば良いという問題でもない状況であることについて御理解をいただきたいと思ひます。市といたしましては、現状は一定の成果が出ていると考えているところですが、防災面なども含め、難聴対策は重要であると認識しており、今後もハード整備に関して補助事業などがないか、難聴地域解消に向けた協議を進めていきたいと考えております。

4番（栄 ヤスエ君） はい、よく分かりました。前向きな検討ありがとうございます。今後とも防災、また含めて、こういったコミュニティも本当に大事な役割を果たすと思ひますので、難聴地域をまた解消するですとか、そういった方向に前向きな検討をよろしくお願ひいたします。じゃ、次の質問に移らせていただきます。

防災についての3なんですけれども、ですね。災害時に迅速な対応を図るため、緊急情報を音声で伝える行政告知端末を本市でも取り組む考えはないかをお伺いしたいと思います。まず先にちょっと提案のほうからさせていただいてから答弁をお願いいたします。先日志布志市での取組をお聞きしましたので、奄美市でもまた取り組めないかと思ひまして、提案をさせていただきます。

志布志市としては、地域活性化公共投資臨時交付金ということで、使いました取組でした。志布志市は、災害時に迅速な対応を図るため、緊急情報などを音声で伝える行政告知端末を市内の全家庭に設置し、そして被災した支援システムも導入されたということです。これまで防災行政放送は、個別受信機ですとか、また有線放送ですとか、また屋内スピーカーとの別々の仕組みで行われていたそうなんですけれども、この度その情報通信の格差を解消するために、光ファイバー回線を市内全域にもう敷設して、併せてまた行政告知端末を全家庭に設置したということでした。

そのためにメリットとして、課題だった今まではばらばらの個別受信ケースとか有線放送ですとか、屋

内スピーカーですとか、本当にばらばらの通信手段での防災放送が、統一した方式、内容による市内全域での安定的な放送が実現したということでした。そんな時のまた良かった点としては、防災無線の時には聞こえなかった地域も、全家庭にこの告知端末が設置されてからは、しっかりと聞こえると市民の喜びの声が寄せられているということでした。

そして、この端末の利便性には四つございまして、まず一つ目に、緊急放送、雨で屋外スピーカーが聞こえづらかったが、一斉に最大音量で伝達ができる。2番目に、行政放送、行政からの連絡情報が、御家庭にこう自動受信できるということ。3番目に、自治会放送ということで、自治会ごとにさまざまな連絡が放送できるということ。また、4番目に、ラジオ放送の受信、ケーブル接続、ケーブルの接続時は、AMとかFM放送も聞けるということです。あと5番目に、停電時も安心、災害があった時でありますけれども、停電時も安心ということでした。これでケーブルにつながらない場合は、単三電池で停電時も通常と変わりなく作動できるということのこの5点、すみません、5点ですね、5点の利便性がございました。

私の住んでいる長浜町は、雨の日は本当に防災無線、今現在奄美市あるんですけども、防災無線ではもう内容が全く聞き取れないというのが現状でございます。晴天の日でも、難聴地域の場合は、聞き取れないというような声もたくさん寄せられております。本当に災害時の迅速な情報を正確にお伝えすることで、市民の皆様を守ることが大事と考えますが、また、防災だけでなく、行政、自治体、ラジオも受信できるという利点がございまして、これでまた地域のコミュニティの情報の発信にも活用できると思います。このことに関して、奄美市としての防災放送の現状、何回もお聞きして思うんですけども、再確認のためにお聞きします。現状と今後の取組も併せて伺いたいと思います。答弁をよろしくお願いいたします。

総務部長（松元龍作君） まず、議員が御提案がございました行政告知端末につきましては、ケーブルテレビやインターネット光ケーブルなどで構成をいたしました有線のネットワークを利用した伝達システムでありますので、無線の場合と比較をいたしまして、受信機に直接ケーブルが接続されていることから、個々の受信機により流れてくる音声の質に差が生じないなどのメリットは確かにございます。しかしながら、自治体内のすべての世帯までケーブルテレビや光ケーブルが接続されている状態が前提となるシステムであることや、また、有線ネットワークである以上、万が一自然災害によって受信機に接続されているケーブルが断線してしまう可能性があり、その場合には機能が停止してしまうというデメリットも予想されております。

昨年の奄美豪雨災害で、各種ケーブル等の断線により、多くの情報伝達手段が寸断された経験から、情報伝達手段につきましては、可能な限り無線方式でつなげないかという方向で今考えておるところでございます。議員もおっしゃいますとおり、迅速な災害時における迅速な防災情報の伝達は、非常に重要なことであると思っておりますので、議員御提案のことも十分に今後調査、検討させていただきますとともに、先ほど師玉議員の御質問の中でもお答えいたしました、防災ラジオを活用できないかという今思っておるところでございます。

これにつきましては、先ほども議員がおっしゃいましたとおり、割り込み放送ができます。普通のAM、FMの放送を聞いてても、割り込み放送もできます。それから行政放送ももちろんできます。これはエフエムデイさんと防災協定を結んでおりますので、エフエムデイさんのほうに私どものほうから緊急情報を流しますと、エフエムデイさんの方からFMのそれぞれの子局のほうに流すという割り込み放送もできますので、先ほど申されたいろんな利点と大体似たような利点があるのではないかと考えております。まず、すべてにすぐすぐできるというわけではございませんが、まず手始めに、師玉議員の時に避難所のほうにこの防災ラジオを付けたいということを申しましたが、これはあくまでも災害が起きてから後の情報の伝達でございます。

私どもが考えているのは、一番まず災害が起こる前の情報をいかに早く地域住民のほうに知らせるかということでございますので、まず手始めに囑託員、駐在員、それから消防団の方、それから自治会

長さんのお宅，そういったところにこういう防災ラジオを付けて，そこから情報が伝達が更にそれぞれの自治会の皆さんにできないかという方式ができるのかどうか，今のところまだ検討中ですが，そういうことも含めまして，情報伝達的手段については，特に重要なことと考えておりますので，今後重要課題として検討を更に進めてまいりたいと思っておりますので，よろしくお願いを申し上げます。

4 番（栄 ヤスエ君） よく分かりました。ありがとうございます。

じゃ，次に移ります。関連の質問ということで，すみません，防災についてなんですけれども，3月11日の災害を通じ見えてきた水道の使い勝手の悪さですとか，また現場の声が反映されていないこと等も，これも政策決定の場にまた女性がいなかったことが問題であると提起しまして，この度私たち公明党では，女性防災会議を立ち上げました。鹿児島県においても，8月の女性防災会議を立ち上げまして，各自治体に対しまして，奄美の12市町村へも含めてなんですけど，女性の視点からの防災行政総点検というアンケートをお配りさせていただきまして，アンケートを行っているところでございます。

全国では640の市町村と18の都道府県で実施いたしましたところ，結果として地方の防災会議に女性がいなかったところが44パーセント，そして防災部局に女性がいなかったところが52パーセント，また，避難所の整理の運営に女性の視点や子育てニーズを反映していないところが47パーセントという結果が出ました。アンケートの途中でございますけれども，奄美市においてはいかがお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

総務部長（松元龍作君） 確かに防災の観点から見ましても，女性の視点は大事なことだろうと思っております。昨年の10月20日の奄美豪雨災害の際には，住用の体験交流館で避難者の方がたくさん避難をしていらっしゃいました。その時には，女性の方も大勢うちの職員でございますが，手伝っていただきまして，保健師さんにはメンタルケアなどをしていただきました。職員にはそれぞれの皆さんのお世話もしていただきました。これからもそういった時には，女性の力は大切だと思いますので，どんどん協力をしていただきたいと思います。

ただ，防災会議と，それからもう一つにつきましては，現在のところまだ私どももそういう女性の方がいらっしゃいませんが，将来的に今度の地域防災計画を見直す際に，その辺が実現できるかどうか含めまして，更に検討させていただきたいと，このように思っております。

4 番（栄 ヤスエ君） よろしくお願いたします。また，11月24日には松 あきら公明党女性防災会議議長が，アンケートの結果を野田総理宛てに女性の視点を生かした災害対策についての第一次提言として手渡しをいたしました。本当に奄美市においても積極的な取組をお願いしたいと思います。また，ここでちょっと市長の見解をいただきたいと思うんですが，こういったこの流れについてなんですけれども，女性のまた視点の部分なんかですね，含めて市長の見解をお伺いしたいと思いますけれども，よろしくお願いいたします。

市長（朝山 毅君） 総務部長が女性の立場の大切さ，そしてまた，活動の大切さをお話いただきましたが，私もそのように思っております。特に昨年の災害について総括いたしますと，災害に強いまちづくりをしていかなければいけない。そのためには，中長期的な費用と多額の費用と時間がかかる。これについては国・県・行政の住み分けがありますが，守っていかなければいけない。そして，2番目には，やはりその発生した場合は，迅速，正確な情報の受発信をやっていかなければいけない。加えて，やはり誘導性，避難場所をしっかりとった上で，住民の安全・安心を確保していくことが，最も肝要である。その際に，一人一人の皆さんが，自分の体は自分で守るというまず前提は，どなたも持っていたきたい。多様な，ああいう場に際しましては，やはり女性の力というのは大変多かったと私は認識いたしております。

特に住用の見里地域においては，あの体験交流館の立地場所でございますので，すべての皆さん方

に、女性の皆さんが炊き出しをしたというようなことで、やはり男性にはできなかったであろうあのあいう環境においての世話をしていただいたということでございます。

そういう意味において、今後女性の地位の男女共同参画基本法に基づく地位の確立はもとよりであります。いろいろな祭事においても、また、災難時においても、女性のパワーを発揮していただくような形を行政としても整えていかなければいけない。それが一つの防災会議であり、そういう中に女性の参画もやはり検討していきながら、女性でなければできないであろうその災害の際における役割等も検討しながら考えていかなければいけないと、考えているところでございますので、時間をいただきながら、皆さんの御意見をまた拝聴させていただいて、有効に機能するような組織づくりを考えていきたいと考えている、思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

4番(栄 ヤスエ君) 市長、ありがとうございました。次の質問に移らせていただきます。

次、2番目、子育て支援についてということで、これも純粋な市民からの声だったんですけども、一番目です、若い子育て世代の夫婦からの声なんです。父親が会社員として働き、また、母親はパートとして働きながら、認可保育園に子どもを預けているということで、このような親世帯の保育料は無料にならないのかということでありまして、2番目ちょっと一緒に質問させていただきます。保育料がまた今回の奄美市市政だよりでもございましたけれども、明確に出てましたけれども、名瀬地区と笠利地区とではなぜこう料金が違うのかということと、また、本当に安い料金にその合わせられないのかということと同時に伺いたいと思っております。よろしくをお願いします。

福祉部長(小倉政浩君) それではお答えいたします。本市の保育料の設定につきましては、国の基準に基づき、奄美市保育の実施に関する条例施行規則において認可保育所の保育料は、世帯の所得により八つの階層に区分されております。区分については、生活保護世帯をはじめとする第一階層、所得税のかからない第二から第三階層、所得税のかかる第四から第八階層の三つに大まかに分けられております。そのうち保育料が無料となっていますのは、一つ目が生活保護世帯、二つ目が前年の所得税がかからない世帯で、なおかつ前年度の市町村民税が非課税世帯の父子、母子世帯、それと障害者手帳を受けた方がいる世帯、三つ目が、就学前の児童が保育所、幼稚園等に同時に3人以上入所している場合は、3人目以降が無料となっております。以上が保育料が無料となっているケースでございます。

また、平成21年度より多子世帯の保育料の軽減措置としまして、第3子以降が保育所に入所している場合に、通常の保育料の3分の1から2分の1軽減するというようにしてございまして、子育て支援にも努めているところでございますので、議員の御理解を賜りたいと思っております。

次に、名瀬地区と笠利地区との料金の関係でございます。平成18年3月20日の合併時に、合併調整項目としまして、保育料の問題が取り上げられていますが、合併の大前提であります負担は安いほうへ、サービスは高いほうへということや、国が提起した幼保一元化問題などもありまして、合併後の5年において調整するというように、統一を見送った経緯があります。現在23年度中にこれらの保育料問題や、今後の保育所の在り方などについて福祉政策審議会に諮問し、平成24年度に答申をいただくという予定で現在作業を進めているところでございます。これも併せて御理解をいただきたいと存じます。

4番(栄 ヤスエ君) はい、分かりました。本当に合併5年になってまたこうまだお話し合いが今からということですので、本当に迅速なまた話し合いの下、本当にその地域格差というのをもう早くなくせるように尽力をお願いしたいと思います。

また、3番目の質問なんですけども、ほかに、ほかにこの福祉関係で地域性のある公共料金というのはどのようなものがあるかをちょっとお聞きしたいんですが。よろしくをお願いします。

教育事務局長(日高達明君) じゃ、お答えいたします。私どもが所管します市立幼稚園の保育料につい

てお答えいたします。市立幼稚園の保育料は、名瀬地区におきましては、月6,100円、笠利地区は月2,000円、このような違いがございます。ちなみに、公立幼稚園の園児数ですが、名瀬地区が258名、笠利地区が17名でございます。この幼稚園につきましては、先ほども話が出ておりますが、所得に応じた減免処置が取られております。平成22年度の実績を見ますと、名瀬地区の全額免除対象園児、これは260名46名、半額免除対象園児が19名でございます。一方、笠利地区におきましては、全額免除園児が19名中2名でございます。このことを考慮に入れて、園児1人当たり保育料を月額に算定しますと、名瀬地区が約4,800円、笠利地区が1,800円となります。

この市立幼稚園の保育料につきましては、合併調整項目の一つでもありましたので、保育料等については、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。合併当時の調整項目でございました。その後、奄美市といたしまして、平成19年3月に、保育料等については現行のとおりとするという調整を行ってきて、現在に至るところでございます。その後、奄美市といたしまして、19年3月に現在に至っているところでございますが、今後名瀬地区と笠利地区の保育料等につきましては、地域の情勢、変化等を勘案しながら、更に検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

4番(栄 ヤスエ君) できるだけ早く地域格差がないようにですね、当局のほうも取組をよろしく願いたいと思います。

最後に、最後の質問。環境についてということで質問をさせていただきます。東日本大震災での福島原発事故における奄美の放射能の現状についてということでお伺いをしたいと思います。一つの質問は、3.11後、奄美での放射能の環境への検査は行われたかどうか。もし、行われたのであれば、検査の内容、また、検査の対象の場所、また、検査結果を教えてくださいたいと思います。

市民部長(田丸友三郎君) 市のほうといたしましては、検査を行っておりませんが、大島支庁、県のほうにおきましては、県の危機管理防災課の原子力安全対策室において一度行っていると同っております。

市民部長(田丸友三郎君) なお、水質の関係につきまして、市の水道課におきましては、本年の5月に朝仁の海浜公園の飲料水を採取し、検査を行いましたけれども、放射性物質は検出されていないということで、奄美市のホームページ上において公表いたしております。また、海水につきましては、大浜海浜公園沖の海水を今年の7月6日に採取し、放射性物質の調査を行っており、その結果につきましては、7月13日付けで県環境保全課より放射性物質については検出されなかった旨の通知を受けております。

議長(向井俊夫君) 以上ですか。はい。

4番(栄 ヤスエ君) 鹿児島県のホームページを見てみましたが、この放射能の検査の実施している市ということで、鹿児島市と薩摩川内市が出てきました。四つこう検査をしているということで、一つ目に線量率、放射能の強さの連続測定と、また、二つ目に浄水、こう蛇口口に含まれる放射能ヨウ素及びセシウムの量、また、3番目に降下物、雨とかそれから落下してくるあのちりですとか、あの雨ですとか、に含まれるヨウ素性及びセシウムの量ですとか、また、4番目に、浮遊塵に含まれる放射性ヨウ素及びセシウムの量ということで四つ検査をしているということの内容が掲載されておりました。幸いなことに、11月30日現在まではすべて含まれずとの検査結果だったんですけども、このように奄美市でも定期的なこう検査が行われるということはないかということをお伺いいたします。

市民部長(田丸友三郎君) 当市において定期的な放射性物質の調査を行う予定はありませんかということでございますが、現在のところ、各支所ごとに放射線の測定器を購入の準備を進めているところで

ざいます。また、大島支庁の敷地内に県のほうで来年の3月までに測定局を設置し、大気の常時測定を行うものと伺っております。

4番(栄 ヤスエ君) 主婦の目線での純粋なまた質問になりますけれども、魚の中でもこう戻りガツオですとか、またキハダマグロというこの回遊魚がございますけれども、そういったものもまた原発のあったあの福島のこう海域にまた戻ると。また、奄美の近海へでも戻り、また、釣られた魚は私たちの食卓にも出されることもあると思います。そういった魚への、また放射能への影響はいかがかを伺いたいと思います。答弁をお願いいたします。

市民部長(田丸友三郎君) ただいま御質問のありました食としての回遊魚についての検査についてであります。当市や県においても、調査がなされていないのが実情であります。さらに、水産庁のホームページに、水産物魚介類等の放射性物質調査についての調査結果一覧が記載されておりますが、その中にも、奄美近海での調査内容は見当たらないのが実情であります。現在、鹿児島県のホームページにおきまして、大気、それから海水の測定値などが公表されておりますが、いずれの地区でも放射性物質は検出されてないということが報告をされております。

4番(栄 ヤスエ君) はい、ありがとうございます。魚だけでなく、また野菜や果物など本当にすべてのものを市民の皆様が安心して口にできるように、再度また定期的な検査、結果、先ほど計測器も付けるということで安心しましたけれども、そういったものもまた含めて、ホームページ等でも掲載していただけるように要望いたします。これはホームページで掲載するということが良かったんですか、結果をですね。はい、答弁もう1回お願いいたします。

市民部長(田丸友三郎君) とりあえず現在総務課のほうとも協議をしながら、支所ごとにその放射線の測定器を設置をするということで、その中で常時測定をしていくということでございます。

4番(栄 ヤスエ君) はい、ありがとうございました。

もう最後になりますけれども、あ、すみません。最後に、度重なる災害において、市民お一人お一人も、本当に家庭における危機管理も大事な時になっていると思います。本当に何が起こるか分からない時だからこそ、いろんな準備が必要だと思います。市当局においても、本当に市民の生命を守る立場ということから、本当防災組織、また、危機管理の組織を作る際には、是非また女性の登用も積極的をお願いをしたいと思います。いろんなまた御意見も聞きながら、全体でまた防災ですとか、危機管理の運営をしていただきたいと思います。

私自身これからももう常に大衆とともにという立党精神に立ちまして、市民の皆様にしっかりと寄り添いながら、皆様の真ただ中で声なき声をしっかりと受け止めて、市政に届けてまいる決意でございますので、よろしくお願いいたします。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長(向井俊夫君) 以上で公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午前11時36分)

議長(向井俊夫君) 再開いたします。(午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

15番(奥 輝人君) 議場の皆さん、市民の皆さん、ひんまんきゃおがみんしょーら。皆さん、こんにちは。私は市民クラブの奥 輝人です。平成23年第4回定例会一般質問も私を含めて2人となりました。

た。私の持ち時間であります1時間お付き合いのほどをお願いしたいと思います。

さて、先般に行われました奄美市議会議員選挙において、市民や地区民のお力添えで再度この議場に帰ってくることができました。本当に当選をさせていただき、ありがとうございました。これから向こう4年間またしっかりと職責を果たしていきたいと考えておりますので、御支援、御指導を賜りますように、よろしく願いいたします。

さて、今年も早いもので12月、師走に入り、残すところ2週間余りとなってきました。今年こそはいい年になりますようにと、また、幸多い年になりますようにと誰もがそう願い、そして望んだ年であったかと思えます。しかしながら、今年も国の内外や奄美地方において想定外や予想外の出来事が多くあり、暗いニュースや話題の多い年となったような気がします。同僚議員の一般質問の所見の中でも、多くの自然災害等が取り上げていたところでありました。逆に、明るい元気の出るニュースや話題はというと、ほとんど記憶に薄く、あまり思い浮かばない、なかなか出てこないのであります。そのような年となったような印象でありました。さて、来年こそは明るい元気の出るニュース、話題が多い年になってもらいたい。そして、市民の皆さんが幸せを少しでも多く感じる年になってもらいたいと切に願いながら、御祈念を申し上げまして、一般質問に入りたいと思います。

1、TPPについて。この件については、昨日閣議員が取り上げて市長や総務部長がそれぞれの反対の意思を表明していました。このTPPについては、農家や農村集落、そして市民にとって、今非常に関心が高いということで、私も農業分野の視点から再度質問させていただきたいと思えます。

それでは質問に入ります。1、断固反対の決意について伺います。野田佳彦首相は、先月11月の12日と13日の両日、米国ハワイで開かれたアジア太平洋経済連携協定、APEC首脳会議に出席をし、環太平洋連携協定TPPへの交渉参加に向け、関係国との協議に入ることを関係各国に伝えました。日本の方針に米国のオバマ大統領は歓迎の意思を表明、TPP交渉参加に向けた協力を約束をしたのであります。また、野田首相は、ハワイに向けて日本を発つ直前の11日の夜に、記者会見の中においては、更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を得た上で、TPPについての結論を得ていくこととしたいと表明している。

このことは、TPPに実質参加表明である。しかし、国民には何の情報開示も示さないまま、議論もしないまま、また、将来のビジョンもないままの表明であり、そして菅前首相と同様の路線をたどり、失望と怒りがこみ上げてくるのであります。農業再生に向けては、政府が策定した基本方針と、行動計画に基づき、農地の集約化、規模拡大、六次産業化を5年間で集中的に実施するとしています。このことは、本当に政府の思惑どおりに事が進むのか、私には全然思えないのであります。この計画自体が具体化なく、進歩性もないのであります。ただ机上の計画にすぎないと思っております。

また、野田首相は、TPPに参加した場合、本当に農業再生についてどこまで農業を理解しているのか疑問でもあります。農業の現場を隅々まで見て判断しているのか、農業の実態や把握しているのか、また、農業の持つ特異性を感じているのか。そして農村、漁村集落の維持運営や、後継者、担い手の育成等を真剣に考えているのか、全くと言っていいほど全然見えてこないのが現状であります。もっとしっかりと現場を見て判断する、理解することが先決のようであります。TPPについての最終判断も、来年中までには結論を出さなければならない状態となっております。

このことを考えると、農業サイドや私自身、そしてTPPに断固反対を強く要請をしていかなければと強く考えております。TPPについて断固反対への決意についての見解について伺います。後の質問は、発言席にて行いますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 奥議員に申し上げます。昨日来このことについては申し上げておりますので、議員が最も得意とする農業分野が特に問われるTPP問題でございます。私の所見を申し上げたいと思えます。関税撤廃を原則とするTPP協定交渉への参加は、農業を基幹産業とする奄美群島、とりわけ本市

にとって基本的に受け入れ難いものであります。本市としては、一貫して反対の立場を表明いたしてまいりました。ＴＰＰ協定が締結されることによる国内農業への影響について、農林水産省は、１１．６兆円の損失、雇用３４０万人の減と試算をしているようであります。本市の農業についても、昨日来のお話にありますように、さとうきびを中心に畜産等壊滅的な打撃が予想されるところであります。また、ＴＰＰ交渉は、農林水産業への打撃だけでなく、さまざまな規制撤廃が予想されますことから、医療・食の安全・環境・労働・金融・郵政などさまざまな分野で市民生活が多大な影響を及ぼすことになるかと思っております。

生活の根幹を揺るがすＴＰＰ交渉協定交渉への参加に反対することをここに改めて表明し、引き続き国内の十分な議論や、合意のないままＴＰＰ協定交渉に参加することがないよう、機会あるごとに関係先と連携を図りながら、訴えてまいりたいと考えてるところであります。

１５番（奥 輝人君） はい、市長、ありがとうございました。このＴＰＰについてはですね、もう本当昨年１２月定例会の中でも同じような質問をして、もう市長からの反対の意思が表明されていまして。今回もですね、もう新しく首相が代わったということで、またこの問題もまた今、全国的に話題が上がってるということで、もう取り上げたところでもあります。その中でですね、やはり先ほど私説明をしていたんですけど、農業再生に向けての政府が策定した基本方針と行動計画ということでですね、農地の流動化、規模拡大、六次産業化、これを５年間で集中的にやっていくと、本当何をやっていくのか、本当分からない。その現場を見ればですね、この農地の流動化、農地の集約化ですね、これについてもですね、一応この奄美本島においては、この笠利地区においてはですね、やっぱり畑総整理をされて、区画整理もされている中でですね、農地の集約化というのは、本当一つの農家が一つの農地を集約するというので、他人の農地を一応借りて、交換して、その近くに２ヘクタールから４ヘクタールぐらいのあれを作るといって、それ以上のまた２０ヘクタールぐらい作るという、そういった計画でありまして、これ本当にできるのか、地権者とのかわりもありますし、また、そういった諸々の畑の条件等もありまして、こういったのがもう本当に全国的にできるのか、本当そこ辺りも政府としては真剣に考えなければいけないと思っております。

またですね、規模拡大にしてもですね、今までの情報では、この日本においては約２ヘクタールぐらいが個人の平均の土地であります。この規模拡大といって２０ヘクタールぐらいに持っていかなければいけないということでもあります。もう先ほどの農地集約化と重なるんですけど、やはりこの２０ヘクタールまで持っていても、このＴＰＰ参加した場合は、やはり外国産にはやっぱり太刀打ちできないと。アメリカの場合が約その１０倍の個人で約２００ヘクタール、またオーストラリアに関してはですね、もう１，０００倍の約２，０００ヘクタールが個人で所有していると。そういった農業にどうやって太刀打ちしていくのか、そこ辺りも全然見えていないということでもあります。

もう１点がですね、六次産業化ですね。今言われてる六次産業化、一貫経営であります。もう生産からあと加工、販売まで合わせたのが一貫経営で六次産業化となっております。自分たちの今さとうきびも作っていますけれど、さとうきびを六次産業化してくださいと言われても、生産、生産はできます。しかし、加工までは本当いろいろな施設やら、いろいろな準備するまでの時間も必要となってくる中でですね、このような莫大な何か計画、全然先が見通せない計画を打ち出してる本当政府に対してのもう不満ですね、がもう本当あります。

そういった意味で、本来ならばですね、この直接にこの政府の野田首相とですね、面と向かってですね、本当は私自身声を高らげてですね、こういうこと本当にできるんですかということを知りたいぐらいの思いがあります。それもできないけど、自分たちの地元の国会議員を通じてですね、是非これを吸い上げていただけるように、今協議、交渉はしているところでもあります。

そういった意味でですね、今後のＴＰＰについて、本当に誰のためのＴＰＰなのかを本当に真剣に考えてもらわなければですね、私たちの奄美の農業、農村集落、本当にもう崩壊すると思いますので、もう思うんじゃないかと、絶対そうなる、そういう気になりますので、もう絶対そういうことがないよう

に、もう先ほど市長からもありましたように、断固反対をして、これから一緒になって戦っていきましょう。

はい、そしてですね、今後の動向についてでありますけれど、私もですね、先月の11月の13日にですね、徳之島のほうで反対総決起大会にも参加して来ました。やはりこのTPPに対する徳之島の地区の皆さんもですね、やはりもう本当関心が高かったです。約2,000名余り、2,500名ぐらいが終結してですね、このTPPの総決起大会でいろいろな国会議員やら、県会議員の話の中の説明を聞きながらですね、ああ、こういうことがあるんだなあ、こういうことになるんだなあという、改めて分かった農家さんも数多くいたように思いました。

そういった意味でですね、このTPPについてほとんど市民の皆さんもですね、やはりある程度はこのTPPになれば関税が撤廃されて、いろんな農産物が輸入されてきて、安くなると。市民の皆さんの中では、農産物が安くなり、そして消費者にとってはいいことではないかとか、そういったまた声もあります。そこら辺りもなぜこういう安くなるのかも分からない消費者も、市民の方々も実際にはいると思いますので、今後の動向としてですけど、この奄美地方においてですね、奄美地区において、こういった徳之島で行われたようなTPPに対する農業の農業分野、そして奄美市本島内のすべての方々にはですね、こういった決起大会等を開催をしていただき、そういったTPPの本当のことを理解していただけるためにですね、こういった決起大会とか、そういった今後計画されていないのかをちょっと伺いたいと思います。

総務部長（松元龍作君） TPP交渉参加への反対運動の取組につきましては、県や市長会など関係機関と連携をしつつ、鹿児島県農業協同組合中央会及びJAグループ鹿児島TPP対策本部からの要請を受け、反対署名運動に全力的に取り組み、先日の農業ふれあい祭りなどを通じて、市民への情報提供にも努めているほか、中央要請活動などの機会あるごとに、政府に反対の意思をお伝えしてるところでございます。

今後の計画等につきましては、議員がおっしゃるような大島本島内での決起集会の開催については、現在動きはないようでございますが、本市といたしましては、引き続きJAなど関係機関との連携と情報収集に努めつつ、政府に対し継続して強い反対の意思を示してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

15番（奥輝人君） はい、ただいま答弁があったように、まだそういった計画はないと言いましたけど、何か新しい情報ではですね、やはり個人の方と、あとJAグループさんが一応タイアップして、この大会を一応来年の何月か分かりませんが、一応計画はしているということもちょっと聞いておりますので、もしそういった場合はですね、やはりこの奄美本島内のそのすべての方々にはですね、参加していただき、こういった事態が今後本当に発生するかもしれないということで、周知徹底とかしなければならぬと思っておりますので、そういう計画がなされた時には、また奄美市のほうも協力をしていただきたいと思います。それでは、もうこの件については終わりたいと思います。

それではですね、次にですね、2番目のさとうきび生産についてであります。（1）の今期の収量見込みについてであります。今期の収量についてはですね、もう新聞紙上等でも分かっているように、奄美各島々で本当にさとうきびの収量が減収であると報告されております。奄美大島本島内、富国製糖管内における収量についてであります。夏植えやら春植え、株出しについての今年のですね、平均反収はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

農政局長（東正英君） お答えいたします。平成23年度産富国製糖管内におけるさとうきびの夏植え、春植え、株出しの収量見込みにつきましては、11月1日に実施しております生産量見込み調査によりますと、奄美市は夏植えが97ヘクタール5,868トン、平均反収6,049キログラム、春植え115ヘクタール3,548トン、平均反収3,085キログラム、株出し342ヘクタール9,584

トン、平均反収2, 802キログラムでございます、奄美市の合計といたしまして554ヘクタールで1万9,000トン、平均反収3,430キログラムとなっております、龍郷町を含めました富国製糖管内全体では、夏植えが105ヘクタール6,112トン、平均反収5,821キログラム、春植え135ヘクタール4,202トン、平均反収3,113キログラム、株出し379ヘクタール1万686トン、平均反収2,820キログラム、合計で作付面積が619ヘクタール、収穫量2万1,000トン、平均反収3,393キログラムとなっております。

15番(奥 輝人君) はい、分かりました。やはり今回はですね、本来ならば平均反収でも5トン以上上げなければ、本当農家の皆さんはもう本当に大変であります。先ほど局長のほうからの説明があったようにですね、いろいろな夏植え、春植え、株出しの平均反収も示されておりました。特に株出しが今平均反収も2.7トンですか、2.8トン、本当に3トン未満ということは、これは本当農家にとっては本当もうもうけがないというのが実情であります。

本当、損益分岐点なんか考えた場合は、もう本当3トンになったらもう経費に全部食われてですね、収入はないのが今年のさとうきび農家の実態であろうかと思えます。今年はすべてでもう2万1,000トン、この前の情報では。昨年までは3万トン確保していたさとうきびの搬入量がですね、富国製糖さんでは今回は2万1,000トンということで、1万トンの減収であります。もう金額にしても約2億2,000万円、約2,000万円がですね、農家の懐に入らないということになっております。本当に大きな痛手で、もう本当厳しいなあという思いがしております。そういった意味でですね、このようになぜ1万トンもですね、さとうきびがもう減収になったのか。その対応もですけど、原因ですね、その要因までちょっと答弁していただきたいと思えます。

農政局長(東 正英君) 原因についてでございますが、平成23年度産さとうきび収穫量見込み調査による減収の原因につきましては、春植えのさとうきび生育初期の日照不足や、低温障害、それに春先の台風襲来による塩害、夏季の生育旺盛期に降雨が少なく、干ばつに見舞われたこと等、そしてそれに併せ、昨年から異常発生が見られたメイチュウ被害が多発するなど、まれに見る諸条件の悪化が、さとうきび生育に大きく影響しているものだと考えられます。

15番(奥 輝人君) はい、分かりました。その原因についてでありますけど、やはり今局長が言われたようにですね、一番の問題は、今年の5月の29日に奄美を直撃した台風2号のその影響もかなりありました。台風2号が直撃したということで、このさとうきびの成長の時に、もう塩害で、あと風害でほとんどまっ黄色になり、本当成長が止まってしまいました。約1か月間その新芽が出るまで本当1か月間止まってしまう、そしてその後にはですね、また今度は干ばつ、水が、雨が降らないと。スプリンクラーを撒いてるところでも若干伸びてはいるんですけども、スプリンクラー等がないさとうきび畑は、本当にもう可哀そうなぐらいにですね、全然成長が見られなくて、もう6月のその時点から本当9月頃まで全然伸びないのが不思議なぐらいですね、本当おかしいなあという気もしていました。そこら辺りも本当台風の要因が一番私はあったのかなあという思いがしております。

また、先ほど答弁にもあったようにですね、今回はまたメイチュウですね。メイチュウの被害も拡大をしております。そのメイチュウが約全体の1割ということで、前回の一般質問の中でもですね、1割ぐらいもうメイチュウの被害が入ってるということも答弁されておりましたが、このメイチュウもやはり対策をしなければ、今後のさとうきびの経営にですね、農家のこのやる気が本当損なわれていくのなかあという危惧をしているところでもあります。

そういった意味でですね、先週の水曜日にですか、農村改善センターで笠利地区のさとうきびの生産部会もありました。その中でですね、やはりもう自然災害に対しては、もう本当どうしようもないということでありましたけど、このメイチュウに対しては、是非国も県も行政もですね、メイチュウを是非撃退していただきたいという声为本当に多くありました。そのメイチュウ対策の件について、大島

支庁の専門の方がいろいろ生態系とかも発表していただき、農家の皆さんは、このメイチュウを退治する時、どのような対策をしていいのか、そこら辺りも分からないということで、いろいろ質問していたんですけど、その中でですね、このメイチュウを退治するためには、やはり一番活動している時期がありまして、4月から5月、そして9月から10月、その時期が一番メイチュウの活動するピークだということでこの前説明がありました。

その時にですね、やはり今言う薬剤のスミチオンをまいたりですね、しなければ、このメイチュウは本当退治できないと。このさとうきびの芯の中に入ってしまったからではもう遅いということもありました。そういった意味で、スミチオンに対してはですね、こうやってさとうきび振興協議会とか、あとさとうきび部会の中からも要望があったように、一応助成等もありましたけれど、この2番目にありますけど、コスト軽減ということで、このさとうきびについては、やはりメイチュウを今後いかにして食い止めていくかを真剣に考えていかなければならないということで、やはりこのメイチュウに効く除草剤ですね、野草ですね、この畑の周りの野草を全部刈り出すと。そのメイチュウの成虫である蛾を退治することが先決だということでありました。

そういった意味で、そういった除草剤等、このスミチオンに対する助成もありましたけれど、今後の対策として、除草剤等にもですね、若干のそういった農家への支援等ができないのか。それをすることによってですね、メイチュウの被害も最小限に、最大最小限にですね、食い止められるとっておりますので、その除草剤に対する考えですね、をちょっと聞きたいと思います。

農政局長（東 正英君） 除草剤についての助成はできないかとの御質問でございますが、奄美市さとうきび振興対策協議会におきましては、現在先ほども議員のほうからありましたように、さとうきびの生産農家の経費節減軽減と、害虫防除対策のためにさとうきびの植付時や培土時期にハリガネムシやメイチュウ類の防除薬として使用する農薬の一部助成や、生育途中にチンチバックや野ソ防除用農薬の無償配布を行っておりますが、お尋ねの除草剤の助成につきましては、現在行ってはおりませんが、奄美市さとうきび振興対策協議会など関係各関係機関と連携を図りながら、今後検討してまいりたいと考えております。

15番（奥 輝人君） やはりこのメイチュウ、もう再度繰り返しになりますけれど、今本当に厄介なのがこのメイチュウということで、これを退治しなければ、次のステップに進まない、また、反収も上がらないというのがもう実情でありますのでですね、メイチュウの被害拡大を一つでも食い止めるためにもですね、さっき言った除草剤とスミチオンを組み合わせた退治方法がありますので、そこら辺りも農家の皆さんにですね、周知徹底させていただき、一斉防除をするのが一番かなり効果があると聞いておりますので、そういった発生する活動時期を見計らってですね、農家の皆さんに一斉防除できるような体制を指導していただきたいと考えております。

それと今後のさとうきびの生産についてでありますけれど、来年度はもう1月の13日から製糖が始まり、3月の15日までということで、本当約60日間もうということでありました。今後はやはり春植えを推進させてですね、やはり元の3万トンが確保できるように、できれば4万トンというのが目標がありますので、そういった4万トンに近づけるためにはですね、先ほど言ったこういった病虫害、それを徹底して駆除できるような体制を是非取っていただき、さとうきび農家の皆さんが、また来年はいい年だったよという声が聞かれるように、そういった指導もしていただきたいと思います。それでは一応もうさとうきびの生産については、これで終わりたいと思います。

それではですね、次にですけれど、3番目に移ります。笠利東部一期地区の節田団地についてであります。（1）の事業の必要性について伺いたいと思います。この笠利東部一期地区の節田団地について、この事業は農業用の用排水施設の整備の事業であります。つまり、スプリンクラーの設置事業のことです。同じく、2期地区においては、農道整備やら土層改良の事業であります。今回は一期地区についてでありますけれど、まだまだスプリンクラー設置、または水の確保については、十分に必要性を

感じているところでありますが、当局の見解を伺いたいと思います。

農政局長（東 正英君） お答えいたします。笠利東部地区は、以前畑総事業によりほ場整備が実施、ほ場整備を実施いたしましたが、農業用水施設がなく、干ばつにより農作物の生産が不安定となっており、また、道路が未舗装で、農業生産資材や農作物の運搬に支障を来しておりました。これらの問題を解消し、農業経営の安定化、向上を図るため、平成22年度から2期に分けて畑地帯総合整備事業を実施しております。全体計画といたしまして、受益面積119.4ヘクタールで、農業用排水施設1万6,185メートル、農道整備4,560メートル、土層改良93ヘクタールの整備を行う計画で、施工期間は平成22年度から平成30年度までの9年間で、全体事業費は12億3,100万円を予定しております。

その中で、節田団地におきましては、議員御指摘のように、節田のため池等で約18ヘクタールの農地の灌漑がなされておりますが、ほかには農業用水施設がございません。雨水に頼った農業では、夏場の干ばつでさとうきび等の農作物の生産量が減少し、農家の経営も不安定となりますので、節田団地のスプリンクラーの設置は必要なものと認識しており、この事業を導入することによりまして、安定した農産物の生産ができるものと考えております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応今笠利地区においては、もう皆さんも御承知のとおりですね、須野ダムから95万トンの水をパイプラインに引きですね、一応大笠利地区校区まではもう整備されております。ただ、農業の一番盛んなですね、節田校区においてはですね、先ほど答弁があったようにですね、節田のため池を向こうに約5万トン、18ヘクタール分のスプリンクラーを設置しているだけであります。この件については、もう本当時笠利町時代からですね、水の必要性はあるんですよと、水の必要性があるから、こうやって農家の皆さんもスプリンクラーをどうにか設置していただきたいというもう願いが本当ありました。今回また須野ダムのほうから延長ということで、約節田団地のほうに48ヘクタール分の水を供給しようという事業がありました。それで一応節田のほうもそのスプリンクラー事業に対して本当必要性を感じていますので、そこら辺りもう早急にですね、やっていただきたいという気持ちもあります。そこで、今どのような推進状況、進捗状況なのかを一応お聞きしたいと思います。

農政局長（東 正英君） 笠利東部一期地区の事業につきましては、工期が平成22年度から平成27年度までの6年間となっております。一期地区の事業内容といたしましては、農業用排水施設1万6,185メートルを設置するもので、受益面積は笠利団地と節田団地を合わせ60.7ヘクタールで、総事業費は8億3,500万円となっております。しかし、事業実施に当たりまして、事業の同意について確認をした結果、節田団地において48.7ヘクタールにスプリンクラーの設置を計画しておりましたが、約17ヘクタールしか希望がなかったため、計画区域を土浜、平地区まで広げた結果、約25ヘクタールの希望面積がございましたので、合計約42ヘクタールのスプリンクラーを設置する計画となっております。

お尋ねの事業の進捗状況につきましては、平成23年度末までには農業用排水施設5,992メートルが完了いたしますので、事業量ベースでは37パーセントの進捗率となります。また、工事費ベースでは1億9,833万2,000円となりますので、進捗率は24.1パーセントとなります。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応節田のほうにもですね、一応節田、平、土浜のあの団地に一応48ヘクタールを一応希望されておりました。しかしながら、今説明でも約40、合わせてですね、42ヘクタールですか、まだ8ヘクタール、いや、7ヘクタールぐらいがまだ残ってるわけですが、そこら辺りもなぜこのようになっているのか。やはりその農家のですね、高齢者等もありません、その農家の皆さんがそのスプリンクラーを設置するための自己負担金ですね、負担金等がもう本

当払えないと。そしてまた、後継者がいた場合はスプリンクラーは必要であるんですけど、やはり今後の見通しに後継者がいないとか、また、その畑にはスプリンクラーはもう本当付けたいんだけど、必要じゃないという、そういった方はもう本当高齢者の方が本当多かったです、多いと思っております。また、このほかにですね、農地流動化をしている農家さんにとっては、とってはですね、スプリンクラーを取り付けたいと言うんだけど、やはりその地権者の方が、スプリンクラーを付けた場合のその農地流動化の年期ですね、6年後には返していただきたいとか、また、10年後には返していただきたいと。自分の子どもたちが帰って来た時に、すぐすぐ返してもらわなければいけないという、そういった点等もあってですね、ちょっと伸び悩んでいるのかなあという気がします。

そういった意味もありまして、今後48ヘクタール今申請されて、申請中42ヘクタールと言ってますけれど、やはり水は今後は大事ということで、皆さんにもまた周知徹底してですね、この48ヘクタールがカバーできるように、また、農家とあと地権者と耕作者ですね、話し合っていかなければいけないのかなという思いがしております。そこら辺りもまた会があるたびにですね、やって推進をできるようにしていきたいと考えております。

次の件についてですけど、今後の件なんですけど、ウになりますけれど、事業の管理運営について。これはですね、平成27年からこのスプリンクラーの事業が完了し、稼働するというところでありますので、その後については、またいろいろ土地改良区さんたちといろいろ協議をしながらですね、この管理等は協議をしていく予定でありますので、これは答弁はもう要らないかと思えます。

それですね、もう今度はもうエのですね、新規ダムの確保についてであります。今ですね、先ほども申したように、須野からのダムからの95万トンの容量でですね、夏場の干ばつが起きた時に、今制限されたり、そしてトン当たり約30トンぐらいをまかななければいけない畑に対してですね、水がそのダムがもう水害、低くなってきた時、もう30トンじゃなくて今度は20トンにしてくれとか、もう本当須野ダムが40パーセントとか、あと30パーセントにもう引き下げられた場合は、1週間に1回もう反当たりもう本当10トンまいてくれ、10トンにまいてくれと、そういった月が、年がですね、去年、一昨年まではありました。しかし、去年と今年に限ってはですね、そういうことはほとんどなかったんですけど、今後節田まで42、約42ヘクタール増えるんですけど、そういった夏場の灌漑、夏場の水対策ということで、スプリンクラーを取り付けてもですね、やはり須野ダムの水の量が十分に確保されていなかったらですね、先ほど言ったように、制限をされたり、水のまく量を減らされたり、そういったことがありまして、年間に支払う負担金は一緒であるにもかかわらずですね、十分にまかれないうのが、十分にスプリンクラーの機能が果たせていなかったのが昨年まで、一昨年までありました。

そういった意味でですね、来年はまたどうなるかも分かりませんが、来年度以降ですね。夏場の水が本当に確保できるのか、そこら辺りも来年度以降ならんば分かりませんが、今後対応としてですね、その須野ダムだけの水だけでは、たぶん賄えないと私はもう農家の皆さんも思っていると思えます。

そういった意味で、今後の新しいですね、ダム建設に向けて、新規ダムとかかかってますけど、今節田のほうでは土浜のほうに第1のため池等約2万トンだったと思えますけど、1万トンですかね、あと第2、土浜第2ため池というのがあります、そこら辺りをですね、この須野ダムとパイプラインを直結して、どうにかその水も利用できるような、改善できる、改善をしていただき、それを農業用水等使っていただきたいなという希望があります。

これも前々から私質問の中でもですね、干ばつの時にこの土浜のため池1号等土浜のため池2号をですね、かさ上げをしたり、そしてそれを改修して農業用水に使っていただけないのかという質問をしてありました。今回こうやって須野ダムから来るということで、須野ダムからのパイプラインが延長されてくるということでありますので、これとセットでですね、活用できないのか、今後そういった改善ができないのかを伺いたいと思えます。

農政局長（東 正英君） 現在土浜1号ため池、土浜2号ため池につきましては、現在湧水時に農家各自において揚水機等を利用いたしまして、散水用の水を確保しております。今議員御指摘の土浜1号ため

池，2号ため池をかさ上げを行うことはできないかとの御質問でございますが，かさ上げを行った場合，どの程度貯水量が増加するかなど，検証しなければならないと考えておりますので，今後の検討課題とさせていただきますと思います。

15番（奥 輝人君） はい，分かりました。本当に農業用水が必要であればですね，この節田の，土浜のため池1号，2号，そしてまた新たにですね，新しいダムでもため池でもですね，造らなければ，本当今後の夏の干ばつ対策にスプリンクラーを付けても，そのさとうきびに対する水の確保ができないとなれば，何のためのスプリンクラーかということになりますので，もう本当水の確保をですね，それをしっかりとやらなければいけないと思っております。これは私どもは夢の構想でありますけれど，やはりこの名瀬地区とか龍郷地区とか，こうやって雨の多いところからどうにかもう大型パイプラインでも引いてですね，それを活用するぐらいの気持ちでですね，やはりやっていなければ，もういけないのかなあという思いがしております。

また，笠利地区においては，手花部，西海岸のほうでは，ほとんどスプリンクラーがあんまりないんですけれど，ここら辺りの水がめですね，もう小規模でもいいと思っておりますので，ダム系統をやはり造っていただきですね，そのダムからこのスプリンクラーをつないで，各畑に水が回せるような，そういった夢の構想でもあろうかと思っておりますけど，そこら辺りまで一応将来的に，近未来の将来にですね，できるように，是非局長，検討，もう課題じゃないですけど，できるように協議を進めながらやっていただきたいと要望しておきます。

はい，それではですね，次の4番目にいきたいと思っております。4番目の手花部 - 節田線についてであります。この件についてはですね，早期着工への重要性についてであります。この手花部 - 節田線については，平成18年度を最後にですね，残り区間の平の三叉路から手花部の区間が中断となっております。節田側から平の三叉路までは平成9年からの事業で完了しています。この残りの区間について近年の雨や土砂災害等により，通称イヌビラノ坂が全面通行止めになったり，片側通行など交通の支障となっております。また，平集落内の道路拡幅工事も，早急に進めていただきたいという声も高まっています。このようなことからですね，平の三叉路から手花部の集落までの区間，残り区間でありますけど，この手花部 - 節田線，今後の道路の重要性についてですね，どのように考えているのかを伺いたいと思っております。

建設部長（田中晃晶君） ただいま議員のほうからご案内がありましたように，この手花部 - 節田線につきましては，集落間を結ぶ重要な幹線道路ということで，平成の10年から18年度までに総延長で3,668メートルのうちの1,883メートルを事業費約12億円をかけて整備がされております。議員御指摘のように，残りの未改良区間につきましては，残り1,785メートル程度でございます。この箇所につきましては，一部見通しの悪い箇所とか，それからこの間のような大きな豪雨によりまして，災害が発生をして，今現在片側通行であること，また，バス路線であるということ，これらのことを検討しますと，事業の導入への必要性については十分に認識をしているところであります。

15番（奥 輝人君） やはりこの路線はですね，やはり生活道路としても使っております。また，私たち節田の農家さんは，手花部のほうに約8割ぐらいの土地を持って，そこで農業もやって，農業道路ということでも，本当に大事な道路でもあります。そして，今回の9月の25日のその豪雨災害において，本当今も不便を強いられながらですね，そこを通ってるわけではありますが，やはり今後の対策として，やはりこの道路を早く完了させるためにもですね，優先順位とかいろいろあろうかとは思いますが，この重要性をさっき部長が言ったような重要性を勘案してですね，早くにやっていただきたいと思っております。今後のですね，この路線に対する見通しですね，今後のどのような年度にどうやってどのぐらいに完了するのか，そこら辺りまでちょっと伺いたいと思っております。

建設部長（田中晃晶君） 今後の見通しということでございますが，現在笠利地区におきましては，道路

改良事業が継続事業ということで、赤木名 - 笠利線が今継続で事業をやっております。続きましては、平成24年度に新規事業といたしまして、手花部 - 打田原の打田原の集落の箇所につきまして、事業導入を予定しているところであります。このようなことから、ただいまの手花部 - 節田線の実施時期につきましては、建設事業の実施計画の中で再度全体的な事業の進捗、それから計画性をもちまして検討してまいりたいというふうに考えております。

15番(奥 輝人君) やはり事業年度の始まりと、それはまだ明確にはまだ分からないということですか。実施計画の中でうたわれていないということですか。

建設部長(田中晃晶君) この、昨年、一昨年までの全体的な実施計画の中では、平成27年度を一応の目標として掲げておりますが、御承知のように、この事業計画につきましては、毎年ローリングを、事業計画のローリングをやりながら、見直しをしながら進めているところでありまして、この線が数字に入っておりますのは、先ほど申し上げたように、27年ということで一応入っております。

15番(奥 輝人君) 平成27年からその事業が実施できると、事業、その三叉路から手花部までの間の工事が始まるということによろしいのでしょうか。

建設部長(田中晃晶君) 先ほど申し上げたように、当初の計画の中で今数字が入ってることをあえて申し上げれば、27年ということで、これが27年度に実施するかどうかということについては、まだ定かではございません。

15番(奥 輝人君) あのですね、やはり笠利地区においてはですね、今大笠利から赤木名の路線と、あと土盛から赤木名の路線等が今一応手がけていると思います。今後の新しいこの路線ですね、この前肥田ですか、前肥田はもう終わったと。新しい路線のその今後の今のですね、計画ちょっとよろしいですか。今後の計画ですね、新しい路線の。はい、新しい路線。

建設部長(田中晃晶君) 新しい路線、打田原から前肥田までのまだ未改良区間がございますね。前肥田港までが改良と申しますか、あれは港湾道路で改良は終わっておりますが、そこから打田原までの区間を計画をしておるところであります。と申しますのは、集落のご存じのように、打田原集落の中の道路については、車1台やっと通れるかどうかという状況等から見ますと、どうしても火事、その他災害時の防災上、どうしてもあの部分が急ぐということで、24年度からの計画のほうに現段階では入れることところであります。

15番(奥 輝人君) はい、分かりました。一応節田の手花部 - 節田線についてはですね、この手花部側のほうもですけど、午前中の栄 ヤス工議員のその手花部集落の水害等もありました。一応坂下川のほうも関連がありますので、やはり水の分散をしてですね、こやって分散をして、その手花部集落の水害が改善できるのかなあという気持ちもしておりますので、なるべく早くですね、この手花部、節田線残り区間ですけど、先ほど27年頃から分かりませんが、27年とかいうそういった出ていきましたけれど、できるだけ早くに私たちは要望しておりますので、この要望書の連名もですね、私のほうに来てるんですけど、平集落の区長さん、節田集落の区長さん、土浜集落の区長さん等がですね、この市道手花部 - 節田線の残りの区間の早期着工をということで要望書も来て、上がっておりますので、是非これをですね、汲み取ってですね、早期に着工、完了ができるような体制を是非取っていただきたいと思ひまして、この質問は終わりたいと思ひます。

それじゃ、もう最後になりましたけど、5番目のこの炭の力を活用した農業振興についてであります。この炭の力についてはですね、前回のこの中でもちょっと取り上げましたけれど、今本炭がですね、

農業振興の起爆剤として今注目を浴びていると私は思っております。私の知人であります方がですね、やはり大根を栽培しているんですけど、炭を入れただけで甘みが出たとか、あと重量が大きくなったとか、そういった効果が上がっているという話を聞いております。本当炭については近年まではほとんど活用されていなかったんですけど、これをですね、一応炭を使うことによってですね、有機栽培やら、また農業の振興にも図られるのではないかなという思いがしております。営農指導センター、営農センターのほうでも、やはりポット内に炭を入れたりですね、いろいろ試験的にやっているという聞いておりますけれど、この今までこうやった炭を使った栽培方法について効果が、効果についてでありますけど、効果についてちょっと伺いたいと思います。

農政局長（東 正英君） 今議員御質問のきびの展示圃、パッションフルーツのポット苗での炭の活用について、現在笠利営農支援センターで現在生育調査を実施しております。きび展示圃につきましては、植付け後日数が浅いことから、各試験区における生育の差が見られませんでした。パッションフルーツのポット苗につきましては、炭を活用したほうが、現段階では生育が良い結果が出ましたが、その結果が炭の効果がどうかは不明でありますので、今後の生育調査を見守っていきたいと考えております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。まだ効果ははっきりと出てないというのが今の答弁でありますけど、実はもう私も一応大根とキャベツにですね、あの炭を入れてどのような効果が上がるのか、今試験やっております。その試験の結果をですね、また今回のこの場辺りですね、また報告できればいいなと思っております。もう最後になりましたけれど、今後の炭について本当農家の皆さんが、こうやって炭を使って、本当に農業の収益性が上がったとか、そういった声が聞かれれば、本当にいいなという思いがしております。これを一応炭の農業振興の起爆剤としてですね、今後奄美の中で発展できれば、この効果が表れた時には、これを一応浸透させながらですね、農業振興に向けていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、もうこれ私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時28分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 川口幸義君の発言を許可いたします。

3番（川口幸義君） 市民の皆さん、こんにちは。また、議場の皆さん、こんにちは。私の所見を述べたいと思います。

私は、去る10月の奄美市議選において初当選をさせていただき、市民の選良として初めて議席をいただきました川口幸義であります。当選後本定例議会において、早速議会壇上において質問の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

さて、我が奄美では、昨年10月20日と9月25日の二度にわたって誰も経験したことのない未曾有の大豪雨災害をはじめ、先月は徳之島において竜巻による災害もあり、3人の尊い命を失うことがありました。心痛めて誠に痛ましい大災害でありました。改めてお悔やみを申し上げます。なお、3月11日の東北、関東大震災と福島第一原発事故では、多くの町や村が消え、9か月経った今日も復旧・復興が遅々として進まず、失意の中、仮設住宅や全国各地での避難生活を余儀なくされている多くの方々がおられます。本席をお借りしまして、犠牲となられた方々や、被災された方々に哀悼の意と心からのお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興が進捗し、皆様が平穏な日々の生活を取り戻されますよう、心から願っております。災害は忘れた頃に必ずやってくるという教訓を今ほど震撼し、実感して

いることはありません。

市政における市民の生命、財産を守り、安寧秩序を願い、安心・安全のまちを構築していく奄美市の市議会議員として、この壇上に立って、改めてその使命感を強くし、身の引き締まる思いをいたしております。私の市議会議員としての政治姿勢については、常に是なるものには納得ゆくまでとことん議論を尽くし、良としていくものであり、それには協力を惜しまないの姿勢と、非なるものには決して妥協を許さないという是是非非を信条とするものであり、常に市民目線での確に物事を捉え、課せられた問題解決に議会を通して市民派無所属議員としての活動を徹底し、まい進する所存であります。

それでは、これより通告に従って、順次質問をいたします。まず、当局には私の質問時間は限られておりますので、質問内容を的確に捉え、簡潔、明瞭に御答弁をお願いします。

最初に、古見方地区の嵯原地区住民の長年の懸案事項について質問をいたします。嵯原地区は御承知のとおり、本市の東部山間部に配置する戸数60世帯、人口112名の集落であります。太平洋に面した高台で、龍郷町と隣接する地域で、風光明媚、眼前には太平洋の大海原が開き、遠く喜界島を眺望し、元旦の初日の出景観も素晴らしく、拝陽する名所としても知られたところであります。

しかし、この地域は以前、中山間地域総合整備事業を導入され、一時期は地域整備の進み、住宅建設に伴って、地域出身者が戻ってきた実績もあります。しかし、今日限界集落に近い過疎化が進み、教育、伝統文化の維持、福祉対策、農林水産業の振興などどれ一つとっても、他の地域に比べ活性対策が遅々として進まない状況下にあります。

そこで、地域活性化を図るために、もっと人口を増やすことが最も肝要かと思えます。地域出身者の再呼びこみや、Iターン者やUターン対策を促進し、人の住める環境整備を図ることを重点施策として、是非この地にまずは公営住宅を増設することです。限界集落への防止策となり、活性化を図る最も喫緊の課題と思うが、また、嵯原の切なる願いでもあると伺っております。また、平成22年におきましては、本会議で、栄議員が質問と陳情が上がっているそうでありますが、計画はまた御検討されたことについて、市長のお考えを伺いたいと思えます。

また、昨年10月20日のあの集中豪雨の時には、知名瀬集落におきまして、区長さんを中心に、普通河川、2級河川の氾濫により、知名瀬集落は水没をいたしました。その時、やはり区長さんを中心にして、青年団、そして地元の消防団、ゴムボートを繰り出して、老人や幼い子どもたちを救出をしたことは、記憶に新しい。このように、いつ災害があるか分からないこういう時期に、私は地域における区長さんの役割は大であると、このように考えております。どうかこの後の質問については、発言席から伺いたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（向井俊夫君） 当局の答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） 市営住宅建設への今後の取組ということについてお答え申し上げます。現在公営住宅整備事業におきましては、住宅マスタープラン、それから住宅ストック活用計画などに基つき、新設、それから建て替え、改善等の整備を進めているところであります。お尋ねの嵯原集落への市営住宅建設につきましても、住宅の需要、住宅需要、それから地域の実情など踏まえる必要があると思えます。また、この住宅の課題につきましても、ただいま市のほうでも進めております幾つかのものがございしますが、その中の空き家改修事業等などの施策も含めて、今後の検討課題とさせていただきますというふう考えております。

3番（川口幸義君） ただいまの答弁では、マスタープランで計画とおっしゃいますけれども、空き家対策については、嵯原地区には空き家があるかどうかは定かじゃありませんが、ちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

建設部長（田中晃晶君） そのような現状をまだ空き家等についての調査については、まだ行っておりま

せん。

3番（川口幸義君） 崎原地区では空き家はないと思ってるんですよ、私は。現在ほとんど空き家はないと思っておりますが、私はですね、この崎原地区は今小学校も特認校でありまして、非常に集落は危機感を持っております。要するに、住宅を建てることによって、自分たちは出身者の皆さんにここに住んでいただく。そして家族連れであれば、優先的に入れたい。そして学校の存続をやっぱり守っていかねばならないということで、切実なる皆さんのお気持ちであります。また、宅地造成などにつきましては、集落民挙げてですね、それぞれが拠出金を出し合いながら、住宅の建てられる敷地を今現在準備をしておられるようではありますが、これについてはいかがでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 確かに今の最後の住宅の整備のことについては、開発行為の目的としまして、崎原集落の敷地ということで、11月に申請が出て、市のほうからその開発更新に関する指導を行っているところであります。

3番（川口幸義君） それでは、現在市のほうも御検討をされてるという理解でよろしいでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 当初、最初申し上げたように、崎原の空き家の状態、それからいろんな先ほど議員のほうからおっしゃっておりますように、学校のそういう問題、いろいろあると思います。その実情とか、それから建設費、その他諸々のことについて検討してまいりたいということでもあります。

3番（川口幸義君） ただいま当局の説明で伺いましたが、検討の余地があるということですよ、将来において。いつ頃までにどのような具体的な検討をされるのか、それをちょっと知りたいんですよ。予算はあってやるものじゃなくて、予算は作るものだから、私は伺いたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） ですから、そのような状況を、状態をと言うか、全体的に総合的に検討してまいりたいということでありまして、今おっしゃるように、やるのかやらないのかということも含めて、検討していくということでございます。

3番（川口幸義君） この問題につきましては、昨年も本会議でこのような質問があったそうでありますけれども、この1年間どのような御検討されたか、ちょっと聞かしてください。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど冒頭で申し上げましたが、現在は公営住宅の整備事業におきましては、旧名瀬時代、それから旧笠利、住用時代の住宅マスタープラン、それから市で行っております住宅のストック活用計画というものに基づいて、今まで実施をしまっているところであります。

3番（川口幸義君） じゃあ、その住宅マスタープランとおっしゃるんであればですね、崎原のほうは空き家がいくらありましたか。調査しておりますかね。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど申し上げましたが、崎原地区において空き家が今現在何棟あるかについては、まだ調査しておりません。

3番（川口幸義君） 昨年の質疑があった時からまだ今日まで、まだ崎原のほうの調査はしておりません、このように答弁がありましたけれども、やっぱり一生懸命取り組んでもらいたいですね。崎原住民にとっては、必死なんですよ。人口を何とか歯止めをかけた。人口を増やして小学校の児童も増やしたい。この気持ちが当局側に伝わっているかどうか、私にはちょっと理解できませんが、もう1回その付近お

願います。

建設部長（田中晃晶君） 今嵯原地区のように、今3か所から同様な状況の集落のほうから要望がござい
ます。その中で我々としては、実際に造って、そこに住まう方がいらっしゃるのか、また、どれだけの
需要があるのか、そういうこと等も含めての検討をしているということでもあります。

3番（川口幸義君） 私はこの間、あの嵯原の区長さんやら、先輩方とお会いしました。既に彼らは10
戸建てが建てられるという想定をして、既に出身者や親戚の方に住んでいただくような約束までして
おられるそうでもあります。ここでいちいち個人のお名前を挙げるわけにまいりませんが、このようにして
ですね、嵯原地区はとりあえずは奄美市に取り残されてはいけない、こういう気持ちでいっぱいです、
皆さん。嵯原忘れたらいけません、皆さん、嵯原は旧三方村でありましたけれども、今現在命がけで頑
張っておられるあの様子を見ます時に、私は感動いたしました。集落の区長さんを中心にして、何とか
この集落の人口を増やしたいと、この気持ちをですね、私は汲み取っていただきたい。

部長さん、また機会があればですね、嵯原に行かれて、何軒ほど空き家があるかどうかも確認をされ
てですね、これから彼らが宅地造成をするという現地なども見られてですね、この間市の若い職員も来
られた。私も一緒に同行しましたが、きちとした場所を彼らも伐採もして、彼らはその一生懸命重機
も借り上げて頑張ろうと思っているわけですから。そういうことですね、皆さんのその熱意を私は酌
み取ってあげてもらいたい、このように思っておりますので、ひとつよろしく願います。

3番（川口幸義君） そうであればですね、嵯原地区については、ここ近々調査をしたりして、御検討の
余地があるということによろしいでしょうか。来年じゃなくても、将来的に見て。

建設部長（田中晃晶君） 今議員がおっしゃるような等々のことについて、集落のほうとまた真摯に受け
止めながら話し合ったいというふうを考えております。

3番（川口幸義君） はい、分かりました。それでは、区長制度について伺います。

3番（川口幸義君） 今奄美市には自治会を含めて、区長さんを含めてですね、124の自治体がありま
す。その中でですね、笠利地区に29名のいわゆる駐在員となっておりますけど、集落の方は区長さん
だとおっしゃいますが、それから住用町には14名の区長さんがいらっしゃって、これはまた囑託員と、
このようなこの笠利と住用については、市から報酬金がございます。また、他の地区の81の自治会に
ついては、もちろん報酬はございません。特に芦花部や有良、それからもちろん嵯原地区、これはへき
地でございます。根瀬部も知名瀬もひっくるめてですね、こういったへき地の区長さんも一生懸命同じ
ような仕事をやっておられるんですよ。それについては、私は一律にとは言いませんが、多少なりの報
酬金があってもいいのではないかと。そうすることによって、私はね、市内の自治会がもっと活性化にな
る。名瀬市に活力を持たすと、このように思うからであります。それについてよろしく願います。

市民部長（田丸友三郎君） 報酬の件について御質問がありましたので、お答えをさせていただきたいと
思います。住用地区、笠利地区には、議員がただいま述べられましたように、囑託員、駐在員制度がご
ざいます。この制度は、地域と行政を結ぶパイプ役として非常勤の特別職として市からの業務を委託し
ております。その内容につきましては、防災・防犯・環境衛生、2点目には災害時の安否確認、3点目
には、集落内の情報提供、4点目には集落の意見・要望収集、5点目には広報紙・個人宛の案内文、ま
た、各種検診表の配布などの業務を委嘱されております。また、毎月1回住用・笠利支所での定例会に
出席し、その情報を地域住民に対し、集落での会合などを開き、行政情報を伝達する任を担っておりま
す。

現在川口議員のほうからお話がありましたように、名瀬地区の81か所につきましては、そのうち19か所が休会というような形になっております。これまでは手当をしておりませんでした。名瀬地区におきまして、今年度から市が開催する情報交換会においては、もう報償費の支給を開始しておりますので、交通費などに使用していただければというふうに考えております。

3番(川口幸義君) 　ただいま当局からの説明では、今年度からですかね、市内の自治会長さんも交通費とか電話代等などは報酬から、報酬としてお支払いをしていただくと、こういうことですか。報酬じゃない。

市民部長(田丸友三郎君) 　はい、会合の、名瀬地区における会合のその都度に、出席をされる地区の区長さん、また自治会長さんに、報償費の支給を開始いたしております。

3番(川口幸義君) 　その月1回のですね、そういったその嘱託員とか駐在員さんは、月1回のこの会合に参加するということは、その当日には報酬をいただいているでしょ。その時が報酬日でしょうか。

市民部長(田丸友三郎君) 　名瀬地区におきましては、住用、笠利と違いまして、報酬はございません。会合に出る時に、先ほども言いましたように、交通費などに使用していただくということで、報償費を、報酬じゃなくて報償費をお支払いしています。

3番(川口幸義君) 　報償費として自治会の皆さんにはお支払いをしていただいていると、そういうことで大体了解ができました。

それでは、私はですね、できればこの81の自治会の皆さんにも、何らかの形でもうちょっと自治会活動を活発にさせていただくためには、笠利や住用並みにとはいかなくてもですね、いくらか行政のほうで勘案していただいて、もっと市の両輪としてですね、地域の会長さんに動いてもらわなければ、なかなかこのまちは閉塞状況にありますから、そういう意味におきまして、何らの形でやっていただければ有り難いかなと、このように思っとる次第であります。よろしくお願いします。

市民部長(田丸友三郎君) 　先ほどもちょっとお話をさせていただいたんですけれども、81の自治会の中で、まだ笠利と住用地区におきましては、それぞれの地区の集落の皆さん方がほとんどの方々が、いわゆるその町内会、自治会に加入をしているという状況です。名瀬地区におきましては、旧三方、おっしゃられるように、旧三方の皆さん方が大部分を占めているという状態です。そのほかに市街地におきましては、組織はありますけれども、実際にその町単位で入っておられるとかじゃなくて、実際に小分けにした例えば幸町でも第一自治会、第二自治会、第三自治会というようなそういう分け方をしております。できればこの新年度のほうにおきましてですね、私どもはそのまず残されたその自治会を立ち上がりの支援から先スタートをさせていただきたいというふうに考えております。

先の9月議会におきまして質問がありまして、その中でもこの嘱託員とそれから駐在員と同じような報酬を名瀬地区の旧三方地区の皆さん方にも払えないかという質問がありましたけれども、その中でお答えさせていただいた中では、財政的な理由も含めて、交通網の発達など、特に嘱託員のまたなり手がいないというような形もいろいろありまして、できるところから我々は支援をしていきたいと。なるべくこう不平等感のないように、まだ立ち上がってない自治会も一緒に立ち上げて、今問題になっていますその地域防災組織の立ち上がりなども一緒に支援していければというような形で、今準備と言いますか、そういった新年度に向けての準備を進めているところです。

3番(川口幸義君) 　地域の防災危機管理とか、そういったものについては、やはり区長さんを中心にして、どこの集落でも取り組んでおられるようであります。特に私は根瀬部や知名瀬については、農村部

であります。名瀬の役所まで出てくるのには1時間かかります。さらに、芦花部、有良、これもやっぱり役所まで来るのには1時間かかりますよ、崎原から見ても、崎原の皆さんもね。そういったところなどをやっぱり勘案してですね、平等に、私は対等合併ということを知っていますから。ここにやっぱり差があってはいけないと思いますよ。どこに対等合併なのか、私にはちょっと理解ができませんが。そういったところは同じ市民である以上は、平等に扱っていただいて、中心街の自治会についてはまたある程度の差があっても、それは行政の考えることです。そういったものをですね、旧三方村のその農村部については、住用や笠利と全く変わらない状況にありますから、この点については皆さんのお考え、御配慮などをして御検討していただければ有り難いなど、このように思っております。

市民部長（田丸友三郎君） 先ほどもちょっと述べさせていただいたんですけれども、仮に名瀬地区に住用、笠利と同程度の制度を導入いたしますと、旧三方地区の対象だけでも約2,300万円の新たな支出が予想されております。ですから、先ほど金額の多寡は別してという話でありましたけれども、我々はまだ立ち上がっていない自治会の支援も含めてですね、やっていかなくちゃいけないということで、まず自治会の立ち上がり支援から先に進ませさせていただきたいというような形で、準備を今進めているということです。

3番（川口幸義君） 自治会の立ち上がりからやっていきたいと、このように伺いましたので、近い将来皆さんが不満のないように、取り計らいをしていただければ有り難いかなと、このように思っております。もうあと私の質問はこれで終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（向井俊夫君） 以上で、無所属 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日14日は、休会といたします。

12月15日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時15分）

第 4 回 定 例 会
平成23年12月15日
(第 5 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	西	公	郎	君	2番	安	田	壮	平	君		
3番	川	口	幸	義	君	4番	栄		ヤ	ス	工	君
5番	師	玉	敏	代	君	6番	多	田	義	一	君	
7番	橋	口	和	仁	君	8番	向	井	俊	夫	君	
9番	渡		雅	之	君	10番	戸	内	恭	次	君	
11番	関		誠	之	君	12番	大	迫	勝	史	君	
13番	与		勝	広	君	14番	叶		幸	與	君	
15番	奥		輝	人	君	16番	平	川	久	嘉	君	
17番	栄		勝	正	君	18番	竹	田	光	一	君	
19番	渡		京	一	郎	君	20番	元	野	景	一	君
21番	里		秀	和	君	22番	伊	東	隆	吉	君	
23番	竹	山	耕	平	君	24番	崎	田	信	正	君	

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝	山	毅	君	副	市	長	福	山	敏	裕	君										
教	育	長	坂	元	洋	三	君	住	用	総	合	支	所	長	高	野	匡	雄	君				
笠	利	総	合	支	所	長	川	畑	克	久	君	総	務	部	長	松	元	龍	作	君			
総	務	課	長	前	里	佐	喜	二	郎	君	企	画	調	整	課	長	東	美	佐	夫	君		
財	政	課	長	安	田	義	文	君	市	民	部	長	田	丸	友	三	郎	君					
福	祉	部	長	小	倉	政	浩	君	自	立	支	援	課	長	桜	田	秀	勝	君				
産	業	振	興	部	長	川	口	智	範	君	商	水	情	報	課	長	則	敏	光	君			
農	政	局	長	東	正	英	君	農	林	振	興	課	長	山	下	修	君						
笠	利	産	業	振	興	課	長	朝	野	平	三	君	建	設	部	長	田	中	晃	晶	君		
都	市	整	備	課	長	上	島	宏	夫	君	教	委	事	務	局	長	日	高	達	明	君		
生	涯	学	習	課	長	榎	原	孝	昭	君	監	査	委	員	事	務	局	長	山	崎	實	忠	君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	有 川 清 貴 君	次 長 兼	橋 本 明 和 君
		調 査 係 長 事 務 取 扱	
主 幹 兼 議 事 係 長	前 田 美 佐 男 君	議 事 係 主 査	麻 井 庄 二 君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（向井俊夫君） 12月13日の川口幸義君の一般質問において不適切な発言がありましたので、議長において会議録から削除いたします。

本日の会議は、お手元に配布いたしてあります日程第1号のとおりであります。

議長（向井俊夫君） 日程第1，議案第86号から議案第114号までの29件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案29件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに、市民クラブ 栄 勝正君の発言を許可いたします。

17番（栄 勝正君） おはようございます。市民クラブの栄 勝正です。

早速ですが、質疑に入りたいと思います。

指定管理者制度は、6年前に制定され、本市においても6年前からいろいろな施設や事業に指定管理者の導入がなされております。その費用対効果は大変上がっているものだろうと私は思っております。今回14件の指定管理者の議案が上がっておりますので、質疑をいたしたいと思います。

まず、議案第99号から議案第112号、指定管理者の指定についての14件の収支報告書及び監査の在り方についての取組ということであります。私たちこの本市から多額の指定管理料としてそれぞれの指定管理者に支払われているわけでありまして、その収支報告書はちゃんとなされているのか、一般に、また、私たち市民にも知らされているのか、あるいは、そういう義務はないのか、お尋ねしたいと思います。

それから、監査の在り方についてなんですけれども、監査はなされてるところもあろうかと思っておりますけれども、その具体的に、例えば人件費とか物件費とかいろいろありますけれども、その中身についての監査などができているのかいないのか、ちゃんと人件費はその働いた人たちにそのまま支給されているのかですね、その辺の監査ができていないのか。そして、外部監査を導入できないかということでもあります。それにこの14件、1件、1件は要りませんけれども、指定管理者としてのメリット、デメリット、どういうものがあるか。特に管理料、例えば本市で直営でやった場合などの費用、そしてこの指定管理者とした場合の費用、それから利用者などは増えているのか、増えていないのか、増える努力はどのようにやっているのかということでもあります。

2番目に、議案第111号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定について。

指定管理者として上がっているNPOの概要はどういうものであるか。そして、現在までNPOの実績はどういうことをなしているのか、お聞きしたいと思っております。

3番目、履行保証金が今回の14件の中で何件かの議案の中で設定されていますが、その履行保証金だけで十分なのか、私は前々からの議会で連帯保証人及び抵当権の設定はすべきじゃないかなということも質問も質疑もいたしております。今回14件の中で四半期に1回払う金額が800万円とか900万円とかなるわけでありまして。そしてその代表が、やはりいろいろなことをやって、もし万が一のことがありましたら、この今裁判になっている前々の指定管理者の問題で裁判になっているとも思いますが、こういうことであればですね、その履行保証金だけで十分なのかと思ったりもいたしております。連帯保証人及び抵当権の設定をすべきだと思っておりますが、どのように考えているか、お聞きしたいと思っております。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

企画調整課長（東 美佐夫君） 栄議員のお尋ねの企画のほうで関連するものについてお答えをいたします。

まず、収支報告の在り方と監査の在り方についてという件でございます。各指定管理者の報告につきましては、四半期ごとに利用者数、光熱水費等の実績について報告書を提出いただいております。それを受けまして、所管課のほうで確認をしております。また、年度の終了ごとに事業報告書を提出いただいております。それを所管課のほうで確認をするという作業も行っております。指定管理者の監査の関係ですが、監査については、監査委員の監査につきまして地方自治法の199条の第7項に基づいて実施ができるものというふうに定められていますことから、本市においても施設所管課の定期監査に伴い、財政援助団体という位置付けで、指定管理者による公の施設の管理状況について、毎年概ね3団体ではございますが、抽出をして監査を行っている状況です。

本市における指定管理者制度の在り方については、今年度からモニタリング制度を導入を、試行的に導入しております。定期的な検証と改善のサイクルを全庁体制で構築していきたいというふうに考えております。指定管理業に係る外部監査につきましては、このモニタリング制度の結果等を見ながら、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。

2点目の指定管理者制度を導入した後のメリット、デメリット及び管理料及び利用者がどういうふうになったかという点でございますが、一部施設においては、休日の見直し等利用者の便宜を図る事例があったほか、様々な自主事業が実施されたことで、利用者の満足度が全体的に向上して、利用者が増えたという評価をしております。また、一部施設においては、基本協定の期間途中でございますが、指定管理を辞退するという事例がございました。こういうデメリットのケースもありましたが、今年度から施行しておりますモニタリング制度、こういったものなどを利用して、今回アンケート調査などを行っております。こういうアンケート調査を踏まえて、その検証を踏まえて、今後の管理運営の改善に役立てていきたいというふうに考えております。

なお、指定管理料につきましては、各所管課において、管理等に係る必要経費等について十分精査を行っておりますが、指定のする前後ということでお答えしますと、かなりの経費が節減されているというふうに見ております。なおまた、利用者についても、指定管理者の独自のサービスの向上というのを実施しております。すべてではございませんが、一部の指定管理者の施設においては、利用者の増加が図られているということでございます。

三つ目の履行保証金の設定についてでございます。指定管理者の協定期間中における債務不履行のリスクを予め回避するため、公の施設の管理運営に支障が出ないように、履行保証金を付して対応することとしております。保障金額については、不測の事態が発生した場合の対応に要する期間を考慮しまして、市が債権者となる公共料金等の債務の3か月程度相当に値する額というふうに定めております。保障の手段については、保証金の納付、あるいは履行保証保険、連帯保証人、不動産に係る抵当権の設定というふうなうたい方をしておりますが、この内容については、所管課と指定管理者の間で協議の上決定するというふうにしております。なお、納められた保証金については、指定管理業務が完了した後に返還するというふうな措置を取っております。

生涯学習課長（榊原孝昭君） はい、では2番目の議案第111号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定について、指定管理者と決定しているNPOの概要実績についてお尋ねしますということで、お答えいたします。

来年度以降の指定管理者として、議案に提案さしていただいております団体は、平成20年度に任意団体として発足し、平成22年8月にNPO法人として法人登記を行っております。その設立目的は、奄美において生涯教育プログラムを構築し、奄美における人材育成のサポートと、奄美大島の教育に貢献することを目的とする。活動内容は、社会教育の推進を図る活動、学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動となっております。公民館の管理運営方針に合致した内容となっております。

実績といたしましては、平成21年度に皆既日食イベントとして奄美文化センターにおいて和太鼓倭（ヤマト）の講演を行っております。この和太鼓倭（ヤマト）は世界38か国で演奏活動を続けており、今年の観客総動員数は200万人を超えています16人グループで、文化センターで行いました際は、約1,200名の市民が、和太鼓の演奏を鑑賞いたしました。また、平成22年度につきましては、団体の幹事でもありますカリフォルニア州立大学教授の徳 雅美氏が講演された公開セミナーを名瀬公民館で実施し、また、平成23年度には、カリフォルニア州立大学との交流イベント、中高生のための短期海外研修等を実施しております。

17番（栄 勝正君） まず1番目なんですけども、課長の説明では、私まだまだ分かりませんが、四半期ごとに報告書や事業計画書をいただいているということなんですけども、私が言いたいのは、この1年間の収入と支出、その詳しい報告書がですね、やはり我々にも提示できるのかなあと思ってるんですけども、例えば先ほども言いましたように、人件費、物件費などと項目別にありますけども、人件費が果たして末端のその働いている人たちに従業員にですね、そのままいってるのか、あるいは、このいろんな団体の代表が、ほかの会社を経営して、代表を兼ねてですね、作って、その辺の兼ね合いなどはどうなっているのかなあという疑問が、この14件の中にあるものですから、こういう質疑をいたしております。

もう一度その1年間の収支報告書と、外部監査の件は検討するということがありますけども、そしてまた、答弁の中には、1年間に3件ほどですか、指定管理者の監査をしているということなんですけども、この何十件と、5,60件指定されてると思うんですけども、何十件とある中で、3件ほど監査をして果たして十分なのかなあと思っています。その監査も、市の3名の監査委員がいますけども、ちゃんとなされてると思いますけども、本当の中身、先ほど言いますような中身の監査をするにはですね、私はそれでは不十分じゃないかなと思って、外部監査の導入ということでもありますけども、今一度お答えをお願いしたいと思います。

それから、本市のメリット、デメリットの件については、効果が上がっていると、節減されていると。そして利用者増にもなっているということなんですけれども、やはりこの辺もですね、やはりこの指定管理毎年毎年やっているわけでございますので、費用が本当に節減されるようにですね、やはり何か皆さんのほうからそういう具体的な課題などを上げているのか、ただそのまま見て、そのまま終わりなのかですね、その辺はどうなっているのかまでお願いしたいと思います。

それから、名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定についてなんですけれども、今説明がありましたように、22年度ですか、20年ですか、NPOの設置をしたということなんですけども、和太鼓やら、あるいはカリフォルニアの大学との連携やらと話が合ったんですけども、本当に私たちのこの市民が、あ、この団体はこういうことをやってるんだと、そして、こういう奄美のこの公民館の指定をされても大丈夫だなあというふうなふうにまだなっていないんじゃないかなと。私も初めてこういう団体の名前を聞きました。私の勉強不足かもしれませんが、果たしてこれ何をやってるのかなと。この代表者はどういうこと、どういう人なのかなあと、私も今思っております。そして、3年間本当にこの生涯学習の拠点である公民館の運営管理ができるのかなあと思ったりもいたしております。

応募は二つの団体であったと。既存の団体が応募をしてないということでもあります。ほかの議員も、同僚議員も後で聞くとお思いますけども、私も素朴な疑問として、なぜ6年間指定管理された団体が応募しなかったのかなあと。何かあったのかなあと思ったりもいたしております。それはもうその団体が会社が応募しなかったわけですから、それはそれで皆さんが語ることはないと思いますけども、そういう疑問も持っております。そして、この今度指定管理者となされている団体が、本当に皆さんが見て、そのこういう生涯学習、一番の今市民が関心がある公民講座とかいろいろありますけども、この運営に当たっていけるのかなあと私は疑問に思っております。今一度皆さんのほうからお答えをお願いしたいと思います。

それから3番目の履行保証金、3か月分の光熱費のバックだということなんですけれども、以前にも、

以前はこういう保証金はなかったために、損害を与えたと。裁判をかけていると思いますが、その裁判は今これに関連する今日の14件の中にも、その今度指定されるどころじゃなくて、前の指定管理者の裁判があると思いますけど、その裁判はどうなっているのか、ちょっとその辺もお聞きしたいと思います。それで私は、やはり連帯保証人と抵当権の設定は必要じゃないかなあと思っているんですけども、これで本当に十分だと言えるのか、その辺までお答えください。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

企画調整課長（東 美佐夫君） 幾つかの質問の中のお答えしますが、まず人件費の支払いがちゃんとチェックされているかどうかということでございますが、所管課において、その管理の状況、調査を行っているということでございまして、その業務に基づいて、現場の立ち入り検査などを行っているということでございます。ただ、議員のおっしゃるとおり、きっちりとチェックしてるかどうかという点については、我々も一つの課題として受け止めておりますので、今後外部調査、外部調査と言うんですか、行革評価委員会の外部調査を踏まえて、協定書に基づいたその適正な運営ができていくかどうか、強化をしてまいりたいというふうに考えております。

もう一つ、議会の提出ができるかどうかということですが、これについては、議会からの要請がございましたら、その内容をチェックして提出していきたいというふうに思っております。

それと、裁判の件ですが、これについては調停のほうで終了してるというふうに聞いております。

生涯学習課長（榊原孝昭君） 新しい団体がその公民館の運営とか、あと生涯学習講座の運営が十分できるかという御質問ですが、一応評価委員会の時に、評価委員の方もそういう心配もなさって、できればその今いらっしゃる従業員なんかを、今仕事されている生涯学習指導員なんかをそのまま雇えないかという質問等もありましたが、その新しい団体さんとしても、やはり今いらっしゃる方々を本人さんの希望があったら、是非雇ってそのまま継続したいということですので、その講座等については十分にやっけていけるものと思います。また、今現在の団体さんが、毎月業務をこの月が終わりますして翌月の初めに業務報告を持って来て、その先月の状況等を常に報告しております。また、新しい団体にもそういうことを義務付けまして、適正に運営されているかどうか検討していきますので、御理解をお願いします。

17番（栄 勝正君） 最後の質疑になりますけども、今課長が、企画課長が答弁したことで、私なかなか理解がしにくいんですけども、是非ですね、この収支報告書、詳しい収支報告書をですね、我々にも提出できるようにですね、報告できるようにお願いをしたいと思っております。それから、今先ほどから答弁がありますように、特にこういうところは人件費のウェイトが大きく占めるわけですけども、その人件費が適切に、本当に働いてる人たちにだけ支給されているのか、その辺のチェックもですね、やはりちゃんとしてもらいたいと思っております。

それから、外部監査の件は検討するという事なんですけども、是非これは外部監査をですね、やはりこのように厳しい財政事情の中でありまして、1円のお金たりとも私は無駄に使ったり、無駄なことはしないということであればですね、やはり外部監査の検査は必要だと痛感をいたしておりますので、是非導入されてですね、法的な問題はあるのかないのか、その辺、外部検査を導入するに当たって、法的な問題があるのかないのか、指定管理者のほうとしてですね、その辺はどうなっているのか、3番目にお答えください。

それから、公民館の件なんですけども、今までの指定管理者の従業員が引き続き希望していたら、希望したら、引き続き雇用するという事で理解をしてよろしいんですか。その場合、引き続き雇用はするという事はあるんですけども、ただ、その中で適正でないとか何とかかんとその指定管理者側によって雇用しないということなどがおそれがないのかですね、その辺の指導などはどのようなことをなされるのか、お聞きしたいと思います。

今回指定管理者が14件出ておりまして、やはりこの場に来て6年が経過して、いろいろと私たちにも本当に指定管理者で良かったのかと。直営でなくて、指定管理者が良かったのかというような素朴な疑問もたくさん持っております。今後いろんな機会です、やはり指定管理者のことについては質疑をしたり、質問をしたり、提案したりしていきたいと思っております。

それから最後に、その裁判はもう終了したということをお答えなされたと思うんですけども、どのような結果で終了したんですか。そこまでお聞きしたいと思います。以上です。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

企画調整課長（東 美佐夫君） まず、1点目の外部監査の件なんですけど、法的なその根拠があるかどうかという話ですが、平成9年度に地方自治法の改正で、監査機能の一層の充実を図るということで制定をされております。ただし、県及び政令指定都市及び中核都市に義務付けられているということで、その他の自治体については条例を制定すると、それで設置することができるというふうになっております。ただ、これ包括外部監査人というふうに言うらしいんですけど、監査のテーマ、その事案というのを監査人が自ら選定をして、それに基づいて監査を行って報告書を公表するというような手続きになっているようでございます。したがって、市全般の監査事案については、有効だというふうに思いますが、個別個別指定管理者に限ってということになりますと、その点がひとつ課題が残るんじゃないかなというふうに思いますので、この点についてはまたひとつ検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

それと、二つ目の裁判の件ですが、調停ということですので、内容については私のほうではちょっとお答えすることはちょっとできないところです。

生涯学習課長（榊原孝昭君） その従業員の件でございますが、選定委員会の中でも、はっきり継続して雇用したいと話してましたし、また、毎月の報告をもらいますので、その中でその公民館講座の受講者数とか、その間の運営状況とかの報告がありますので、その状況を見ながら、適切な指導をしていきたいと思っております。

あ、すいません。従業員についてですが、選定委員会の中でも、継続して雇用したいと言っておりましたので、そうなるものと思っております。

議長（向井俊夫君） はい、次に日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

24番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は3点ほど議案の質疑を行いたいと思っております。的確に御答弁いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

まず1点目ですが、議案第86号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第5号）のうち、3款民生費3項生活保護費2目扶助費の1億2,200万円の増額予算が計上されております。今民主党政権の下で税と社会保障の一体改革の論議が進められており、生活保護についても協議が進められているところであります。保護率が全国平均の4倍、5倍という本市にあっても、その動向は市政の運営に大きな影響を与えるものと考えられますので、この増額が必要となった理由及びその内容・内訳についてお示しをいただきたいと思っております。

2点目は、議案第97号 奄美市笠利地区農林水産物加工施設条例の制定についてですが、この条例では、来年の2月1日から施行するとなっておりますので、運営については直営でされるのか、この辺についての御答弁をお願いしたい。

3点目は、議案第99号から第112号までの14件の指定管理者の指定についての議案が提案されておりますけれども、この指定の方法が公募によるものが議案第102号の末広駐車場、109号の木工工芸センター、111号の名瀬公民館と分館、112号の体験交流センターの4件になっております。その他の指定については、通告でこう8件書いてありますが、引き算をすると10件になりますので、

訂正をお願いしたいと思います。その他の指定についてですが、この公募によるものと、それから指定でやっているものですね、その選定方法の違いは何なのか、お示しをいただきたい。

最後に、議案第111号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者について公募されております。しかし、現在指定を受けている楠田書店さんが、今回の公募に参加されなかったようです。先ほどの栄勝正議員からもありましたけれども、この理由は聞かれたと思うんですが、答弁はなかったように思いますので、もし制度の在り方に何か問題を感じてなのか、そういったされなかった理由がもし示されるようであれば、是非お示しをいただきたいと思います。

以上、御答弁をよろしく願いいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

自立支援課長（桜田秀勝君） それでは、崎田議員の御質問にお答えいたします。

生活保護費扶助費の1億2,200万円の増額理由とその内訳はとのございますが、まず増額の理由といたしまして、簡単に言いますと、この2,3年ぐらいで生活保護の世帯数が大幅に伸びを見せております。その関係でござりますが、まず平成23年度の当初予算は、平成21年度の実績を基に作成をしております。平成23年度支出分に不足を生じさせないために、10月分までの支出額の実績で年間支出予定額を試算をしております。その試算において不足額として見込まれる額を増額要求をしているものでございます。毎年保護世帯の増加傾向に伴い、扶助費をより実績に近い数字に近づけるため、12月補正で調整をして対応をしているところでございます。

ちなみに、平成21年度実績で保護世帯数が2,066世帯、人員が3,027名、扶助費総額が4億4,781万6,014円、平成22年度が2,144世帯、3,142名、扶助費総額が4億8,644万8,766円、平成23年度におきましては、11月末現在の数字でござりますが、2,179世帯、3,171名、年間支出予定額は、今回の補正額1億2,200万円を加えまして、総額4億9,504万円を見込んでおります。この2年間で113世帯144名の増となっております。

1世帯当たりの月平均の扶助額は、平成21年度が約17万9,400円、平成22年度が約18万8,300円、平成23年度が約18万9,000円と、若干でござりますが、年々増加傾向にあります。もし仮に、平成23年度ベースで計算しますと、100世帯の新規開始があったとしますと、年間で2億2,600万円余りが増額になることとなります。このように、年々世帯数や医療扶助費が増えていることが、扶助費の増加の主な原因だと考えております。

これに関連する扶助費の内訳でござりますが、11月末現在で一番大きなウェートを占めているものが医療扶助費でありまして、全体の60.09パーセント、生活扶助費が28.06パーセント、住宅扶助費が8.69パーセント、介護扶助費が1.95パーセント、教育扶助費が0.68パーセント、生業扶助費が0.36パーセント、葬祭扶助費が0.15パーセント、出産扶助費が0.02パーセントとなっております。

笠利産業振興課長（朝野平三君） 議案第97号 奄美市笠利地区農林水産加工物施設条例の制定にかか
る施設の運営につきましての御質問でござりますが、本施設の整備費につきましては、去る9月の補正
予算で計上し、御承認いただき、現在予算を執行しているところでございます。本施設の供用開始につ
きましては、竣工後の来年2月を予定しているところでござりますが、お尋ねの運営につきましては、
当面市の直営での運営を予定しているところでございます。その後の利用状況等を踏まえ、更に検討し
て、施設の運営について対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしく願
いいたします。

企画調整課長（東 美佐夫君） 公募と指名の違いは何かということですが、指定管理者の選定
に関しては、公正かつ透明性が確保されているという手続きの下に、原則として公募によるということ

でございます。ただし、市の指定管理者の条例規則、施行規則の中で、公募によらない選定理由というのを三つ設けております。その一つが、専門的、又は高度な技術を要する法人、その他の団体が客観的に特定されること一つ目。二つ目が、地域の人材活用、雇用の創出と合理的な理由が認められること。三つめが、現に公の施設の管理委託を行っている施設にあっては、当該施設を管理している者が引き続き管理を行うことで、当該公の施設の安定した行政サービスの確保と事業効果が期待できることということで、この三つに当てはまる場合は、指名することができるというふうになっております。

今年度非公募の多い年度というふうになっておりますが、これについては福祉、農業、観光、文化などの各分野において長年のノウハウの蓄積によって高度な管理運営技術を有するというふうにも認められる団体と、団体が多いという結果だということに見ております。なお、公募か非公募かの方針を決定する過程においては、民間委員によって構成される行政改革推進委員会のうちの指定管理者制度分科会を開催し、非公募による選定の妥当性についてその意見を伺っているところでございます。

生涯学習課長（榊原孝昭君） 現在公民館の指定管理を受けている楠田書店さんが、公募に応募されなかった理由についてですが、個人の都合で参加しなかったため、詳しい理由については、こちらでは把握しておりません。

24番（崎田信正君） 生活保護の件ですが、詳しい数字出していただきまして、ありがとうございます。もう一つの視点はですね、これ内訳ということについてはね、生活保護を受給するには、やっぱりきっかけがあるわけですね。もちろん収入が生活保護基準に満たないということになるわけですが、その満たなくなるといふ理由が何かということによって、今後の市政の大きな運営に関わってくるわけですね。先の議会でも、奄美市の雇用状況は改善をされたというような報告もありましたけれども、今回の生活保護に至る状況ですね、10月までの実績で不足額が見込まれるということですので、その生活保護申請に至った時に、失業とか、いろんな子どもさんが都会に出て、収入が減ったとか、いろんな理由があるかと思いますが、扶助別の理由じゃなくて、申請理由別の数が分かれば、提案していただきたいというふうに思います。

それから、指定管理者については、先ほど栄勝正議員からの質疑もありましたけれども、業務報告は指定管理者に義務付けられているものなんですね。ですから、これは準備をしようと思えば、すぐにも出せる資料で、改めて資料を作るという内容じゃありませんから、全国各地で指定管理者の件については、いろんな問題点も指摘をされるということになっておりますから、我々議会としても、きちんとしたやっぱり審議をする必要があると思うんですね。その時に行政サービスの質の向上とか、住民の満足度を総合的に判断するには、今出されている資料ではなかなか難しいかなという気がしますので、要請があればということじゃなくて、議案と一緒に業務報告などの資料として一緒に提供できなかったのか。要請があればということじゃなくてね、一緒にもうやるのが、より水準の高い議論ができることになろうかと思っておりますので、その辺りの御見解をお願いをしたいというふうに思います。

議案第111号の件については、次の質疑を見ると、より突っ込んだ内容になっておりますので、もうそこに譲りたいと思っておりますので、総括的なことについてもう一度再答弁をお願いいたします。

自立支援課長（桜田秀勝君） 生活保護の開始に至った理由ということでございますが、大まかな理由で分類をしております。まず、世帯主の傷病、あ、すみません、その前に、今年度に入りまして、11月末現在で新規の開始件数が134件ございます。そのうち、世帯主の傷病、これが56世帯、世帯員の傷病、これが6世帯、医療のみの緊迫医療短給が1世帯、働いていた者の死亡、これが2世帯、働いていた者の離別等、これが2世帯、働きによる収入の減少・喪失、これが43世帯、社会保障給付金の減少・喪失、これが1世帯、貯金等の減少・喪失、これが5世帯、仕送りの減少・喪失3世帯、世帯の転入でございますが、市内、市外を合わせまして5世帯、その他が10世帯となっております。

企画調整課長（東 美佐夫君） 業務報告書の件でございますが、考え方二つあるだろうと思います。指定管理者の契約後に提出する業務報告書については、先ほど衆議員の時に申し上げたとおり、要請に基づいて提出できるというふうに考えております。ただ、今回の議案ですが、まだ指定管理者の契約済んでなくて、指定管理者の予定者ということでございますので、その予定者の業務報告というのは、まだございませんので、その分については、その調査の範囲がどこまでなのかというのが、まだはっきりしておりません。その点留意しないといけないうふうなふうに思います。そういうことを踏まえて、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。契約後については、当然提出できるというふうに考えております。

24番（崎田信正君） 生活保護の件ですが、詳しい数字出していただきました。やっぱりこれからの対策として気になるのは、その収入が減って生活保護に申請するというのが44件だという数字なんです。これは感覚的には右肩上がりなんですか。少なくなって44件なのか、多くなって44件なのかというのは判断できますか。

それと指定管理者の件についてはですね、公募と指定のやり方というのはありますけれども、これについては、議会でも突っ込んだ議論、検討する機会が設けられる時があるかと思っておりますので、その時に大いに議論できる内容かなと思っておりますので、その生活保護のこの状況が、右肩上がりか、少なくなってきていい方向に向かっているのか、そこのところだけ御答弁をお願いします。

自立支援課長（桜田秀勝君） ただいまの御質問でございますが、先ほどの件数は、本年度の11月末現在の数字でございます。それで件数的には毎年200件近い世帯が新規として上がってくるんですが、一応平成22年度の実績につきましては、今詳しい資料を持ち合わせておりません。比較するについてはまだ今年度が終わって、決算時期にまた比較をしたいと思っております。

議長（向井俊夫君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。私は議案86号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第5号）についてと、議案111号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定に関する件について質疑をさせていただきます。

初めの議案86号、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費17節公有財産購入費の4,790万6,000円の予算措置がなされておりますけれども、まず、この公有財産購入費は、どこを購入するのかを明らかにして、次の4点に答えていただきたいと思っております。

一つ目は、売買についてどちらが最初に申し入れがあったのか。二つ目は、購入する理由と用途について。三つ目、用地購入費3,215万6,000円、建物購入費1,575万円の積算根拠はどうなっておるのか。四つ目は、平成16年3月頃、簡易宿泊施設等促進助成認定を受け、助成額98万2,290円の支払いを受けていると思うが、この取り扱いはどうなっているのか。以上、4点について簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

大変失礼しました。議案111号 名瀬市公民館及び分館の指定管理者の指定についてであります。一つ目は、選定委員の氏名と選定理由を具体的にお示しをいただきたいと。もっと具体的に言いますと、議案に上がっている指定管理者の学術、文化、芸術の振興を図るさまざまなイベントということで採用されておりますが、先ほど言いました和太鼓、それから徳氏の講演会、カリフォルニアの大学の交流以外にどういう学術、文化、芸術の振興を図ることを議案に上がっている指定管理者が行ったのか、お聞きをしたいと思います。何か平成22年の8月に設立をして、まだ1年間もないとも聞いておりますが、そういう中で、こういった指定管理者を受けられるということでもありますから、それなりの実績があるというふうに考えております。

二つ目は、管理に係る経費の削減とあるが、幾らの削減、前の指定管理、今の指定管理者ですかね、との問題と直営にすればというのが大前提ですから、直営にした場合と幾らの削減になるのか、現在の指定管理者と幾らの削減になるのか、分かればお示しをいただきたいというのが2点目であります。3点目は、物的能力及び人的能力を有する団体とあるが、この者の物的能力、人的能力を有するを具体的に上げていただきたいと。ある意味役員体制があれば、役員体制と言いますか、NPOのそういったことも含めてお願いをしたいと思います。

大きな二つ目は、職員3名、臨時職員12名、移動図書館1名とありますけれども、現在雇われている人は解雇されるのかということでもあります。先ほどの質問では、本人が希望すれば、雇用ができるということでもありますけれども、本当にどのような運営になるのか。このNPOさんが雇用をしてですね、本当に12名、職員3名を抱えてしっかりとやれるような体制がどう整っているのか。その辺も含めて、予測でもよろしいですけども、示していただきたいと。

三つ目は、人件費2,997万2,000円とありますけれども、その内訳を示していただきたい。人件費とだけありますから、先ほど言ったようなことを報酬も含めて、人件費の内訳が分かれば、示していただきたいと思います。四つ目は、料金収入が600万を下回った場合はどうなるのか。後で議論をちょっとしたいと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

財政課長（安田義文君） おはようございます。私のほうからは、議案第86号、一般会計補正予算（第5号）の財産管理費、そのうち公有財産購入費についてのお尋ねに答弁をさせていただきます。まず、この場所についてでございますが、名瀬庁舎の裏にございます公用駐車場の隣接、南西側にございます幸町19番4,8,9の3筆の土地193.27平方メートル、これとその土地に建ちます建物木造1棟、それから鉄骨を1棟、この建物2軒、この二つの購入価格を計上しております。

それから、用地購入費の3,215万6,000円、建物購入費の1,575万円の根拠ということでございますが、議員よく御承知のとおり、市といたしまして、土地等の売り買いをする際には、適正な市場価格を算定するために、公有財産価格評定委員会を開催し、そこで検討いたします。今回の件につきましても、この評定委員会で決定された金額を基に交渉いたしまして、相手方の了解を得た金額ということでございます。

それと次に、議員御案内のとおり、確かに平成16年3月、簡易宿泊施設等促進助成認定、こちらをこの建物が受けております。金額も議員が御提示のとおり、98万2,290円でございます。私も今回建物価格を算定する際に、この助成額を満額差し引いて提示をいたしております。

生涯学習課長（榊原孝昭君） 議案第111号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定について、まず選定委員の氏名と選定の理由を具体的に示せということですが、選定の委員は副市長、教育長、教育事務局長と企画調整課長、あと岡村税理士さん、それと公民館運営審議会の内山正一郎さんをお願いしております。

具体的な理由ですが、議案にある団体の設立目的が、生涯学習プログラムを構築し、奄美大島の教育に貢献することを目的とするとなっており、事業計画においても、生涯学習講座や、自主事業を積極的に行うことが計画されており、公民館の運営管理方針である社会教育、生涯学習の充実と、市民の教養・文化の向上を図ることを目的とするということと合致しているために選定いたしました。

の議案にある団体が、学術・文化・芸術の振興を図る様々なイベントとはどのようなものであるかということですが、先ほどの栄議員にお答えしたのとは別に、例えば土佐琵琶の講演会とか、あとは日米交流イベント、また、公開学習会でNPO法人の役割、課題とかそういう講演とか、あと短期英会話講座、そのようなことをやっております。

の管理に係る経費の削減とあるが、どのくらい、幾らの削減になるかでございますが、最初この公

募で公募要綱に示しました指定管理料の上限が3,583万8,000円ということで、一応上限を設定して公募をかけましたが、その指定団体の収支計画書の指定管理料は3,548万3,000円となっており、それで35万5,000円の削減となります。また、指定管理ではなく、直営にした場合は、職員の人件費がかかりますので、その辺の差が出ると思います。

の物的能力及び人的能力を有する団体とあるが、具体的に示せということですが、議案にある団体は、公民館の運営管理の実施体制として、職員3人と生涯学習指導員12人体制を取るというと計画しております。また、現在公民館で雇用されている職員で、先ほどと同じ答弁になりますが、希望する方はそのまま雇用するということですので、その実際の運営には差し支えないものかと思っております。また、人的能力につきましては、管理備品等につきましては、前管理者からそのまま引き継がれることになっており、また、団体の職員で2級建築士の資格を有する方や、また、建物等の簡易な修繕については、対応できる能力を有する方もいらっしゃると思いますので、そういう団体となっております。

人件費2,997万2,000円の内訳についてでございますが、職員と生涯学習指導員、あと移動図書館の運転手の賃金として2,658万円、あと生涯学習講座の講師の謝金として339万2,000円を計上しております。あ、339万2,000円となっております。4番目の料金収入が600万円を下回った時はどうなるかということでございますが、すみません、協定書の中の指定管理料の変更というところで、甲又は乙が指定期間中の賃金水準、又は物価水準の変動、その他やむを得ない理由により、当初合意された指定管理料が不相当となったと認める時は協議するとありますが、600万円を下回ったからといって、補填するとか、そういうのはありません。一応その企業の努力ということでお願いしたいと思います。

議長（向井俊夫君） 86号、どちらから、1番ですね。はい。購入と理由ね。はい。

財政課長（安田義文君） 失礼いたしました。1番のほうですが、売買につきましては、相手方からの申し出によるものでございます。2番の購入する理由と用途ということでございますが、これは公共用に供する目的で購入するというので、今のところは事務室、会議室、作業室、倉庫、書庫、駐車場、これらでの使用を考えておるところでございます。

11番（関 誠之君） 庁舎の関係と密接に連動していくことだというふうに私は考えておりますけども、その庁舎の建て替え場所がこれから決定をされるという不透明な中でですね、隣接する用地を建物、用地、建物を購入するというは、庁舎建て替え場所を現在地にという既成事実を作ることにはならないのかと心配をいたしておりますが、この件について見解があれば、お聞かせをいただきたいというのが一つ。二つ目は、隣接する民有地、民家がまだあるわけで、そういった庁舎敷地と隣接する物件の売買申し出があったら、どうされるのか。先ほどお聞きしたのは、相手方からの申し出があったということで、用途についてもそんなに緊急を要することなく、会議室、又はですか、そういうものを使うということでありまして、その辺のところは今ひとつ私はすんと理解ができないような気がいたしております。

それと指定管理者についてでありますけれども、もう少し細かいことを言わさせていただきますが、平成22年8月に設立をしたということで、まだ1年ちょっとの団体、それもNPOの団体ですよね。NPOが悪いとは言いませんけれども、本当にこの奄美市の公民館全体をですね、経営をし、また、先ほど言った非常に生涯学習教育、生涯教育に力を入れているからというようなふうに私には聞こえますけれども、生涯学習というのは、やはり生涯学習課もあるわけですから、市のほうが責任を持ってしっかりやっていくことではないかなというふうに思います。

先ほどの料金収入の問題ですけども、600万円ということで、この資料には3年間定額ですよ。600万円、24,25,26。それで決算を少し調べてみましたら、公民館の決算がですね、3年間で幾らですか、700何十万円でしたかね、ちょっと待ってくださいね。ありました。平成20年度が

795万2,000円,21年度決算が714万5,000円,22年度が750万円,ほとんど平均的に700万円以上なんですよね。150万円ぐらいのこの収入を600万円ということであれば,下回っておるわけですけども,こういうことが少し私にとっては指定管理者を決めるに当たって,本当に審議をされたとは思いますが,その辺少し見落としがあったのかなと。

履行保証金が100万円というふうに基本協定書には書いてありますけども,先ほどの答弁を聞きますと,光熱水費の約3か月分ほどということではありますが,光熱水費というのは,この決算書によりますと,月430万円,光熱水費20年度が471万7,000円,21年度が435万6,000円,22年度が419万7,000円と,ほとんど400平均すると30万円なんですよね。それを履行保証金を100万円とした根拠は,どういうことなのか。今指定管理を行っている代表者が,このNPOに役員として連なっているというふうに聞いておりますが,この辺は本当なのかどうか。それと公民館の総合保障保険の内容について34万円ほど決算では出ておりますが,この4点についてお尋ねをいたしたいと思います。

財政課長(安田義文君) では,私のほうから議案第86号の件でございます。まず,1点目でございますが,名瀬総合支所につきましては,庁舎建設検討委員会から,建て替えが望ましいということだけの答申を受けておまして,今後につきましては,各方面からの御意見をいただきまして,後々検討委員会で決定されることと理解しておりますので,今回の購入につきましては,これとは全く別でございます。先ほど申し上げましたように,議員御承知のとおり,庁舎内にスペースもほとんどございません。それと駐車場も満杯でございます。先ほど言いましたように,このようなことで,使わしていただきたいということで,今回しております。

それともう1点は,この時期にということでございますが,実は相手方のお母様が宿泊施設を経営しておったんですが,本年お亡くなりになりまして,今回相手方がもうすべてこの営業をやめたいということに際しまして,私どものほうに,まずは市のほうにということで参りました。それで年度内に何とかしたいということでもありまして,そのお話の中で,市が駄目ならばというお話もあったものですから,このタイミングが一番いいんじゃないかということで,決済によって購入希望を出したことでございます。

それともう1点は,ほかのところから申し出があった場合はというお話ですが,もうこれは私の立場から申し上げますと,財源等の見合いでございます。希望があって,決済で購入希望があったら,財政と見合いながら相談をしてみたいということでお答えすることしかございません。

生涯学習課長(榊原孝昭君) 結成されてまだ1年も経たないNPO法人が,その公民館の生涯学習とか大丈夫かという御質問ですが,先ほどから述べますように,今雇用されている職員を継続して雇いたいということですので,その講座とかの運営とかは,大体その職員等がやっておりますので,十分やっていけるものと思っております。

それと履行保証金が100万円というのは,大体年間で400万円,3か月1回ですと,およそ100万円になるものですから,100万円としておおよそ,おおよそ100万円となるものですから,100万円として計上しております。それから,公民館の保険ですが,すみません,ちょっと把握しておりません。すみません。すみません,資料を今持っておりません。

11番(関 誠之君) 購入財産の購入については,財産ですから,逃げるわけじゃありませんので,そういう意味からすれば,購入の時期なり,いろんなタイミングが図られるのかなあとは思いますが,先ほどから申しておりますとおり,庁舎の位置がはっきりしないところですね,やはりこういうことで申し出があったから買うんだというふうな形でしますと,やはり先ほど言ったような誤解が生まれる可能性は大変高いと。いわゆるもうここが建てる場所だよねと,それが既成事実になってしまうのではないかなというふうに変危惧をしておりますので,しかし,財政課長のお話では,隣接の方から申し出

があれば、それはまた話に乗るといような今回答があったわけですが、そこも含めてですね、非常に一般質問でもやりましたけども、そんなに財政状況がいいわけじゃないわけですよ。

今度の財源も、公共施設整備基金12億4,454万6,000円から取り崩しをして、4,790万6,000円ですか、やってるわけで、この今年の取り崩しが、これが2億円、この5号補正までで2億464万6,000円をこの公共施設整備事業基金から取り崩しておるわけです。大変将来財政的な面から見れば、少し考えながらやっていかないといけないのかなというふうに思います。今度の一般財源への基金取り崩しが、この5号議案までで5億3,345万8,000円と、5億円ですからね、そういうふうなことで、非常にやはり財政運営をしっかりとやらせていただきたいというふうに思います。

議案111号の今の回答の件についてですけども、最後に、生涯学習教育の推進ということで、キーワードみたいな話でありましたけども、それと、この臨時職員、今雇用されている人たちが残れば、安定していけるということであれば、答えておりませんが、私が調べたところによりますと、今の代表者が、このNPOの理事が役員に入っておるわけで、これをすべてとは言いませんが、半分以上残るとすればですね、今の経営している人の経営手法を含めていくわけですから、何のためにこの議案に上がっている指定管理者が指定管理者となるのかね、その辺結果どうなるか分かりませんが、ほとんどそうなるんじゃないかなと私は思っておりますが、そういうことで、決定的にこの議案に上がっている指定管理者を選定した理由を再度お聞きして、質疑を終わりたいと思います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

生涯学習課長（榊原孝昭君） 一応前代表者が、そのNPOの理事にということですが、一応監事ということで監査で入っておりますと伺っております。生涯学習の推進でございますが、やはり先ほど言いましたように、その今回受ける業者の事業計画が、生涯学習講座や自主事業を積極的に行うということで、公民館の運営管理方針でもある社会教育が、生涯学習の充実と市民の教養・文化の向上を図るということと合致しておるということで、それを採用しております。

議長（向井俊夫君） これをもって質疑を終結いたします。

議案第94号、議案第95号、議案第114号及び議案第86号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中の関係事項についての4件は、これを総務企画委員会へ、議案第87号から議案第91号、議案第96号、議案第99号から議案第101号、議案第110号から議案第113号、議案第86号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中の関係事項についての14件は、これを文教厚生委員会に、議案第92号、議案第93号、議案第97号、議案第98号及び議案第102号から議案第109号、議案第86号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中の関係事項についての13件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

本会議において受理いたしました請願、陳情は、お手元に配布してあります文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日16日から25日まで休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日16日から25日まで休会することに決定いたしました。

12月26日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散開いたします。（午前10時43分）

第 4 回 定 例 会
平成23年12月26日
(第 6 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	西	公	郎	君	2番	安	田	壮	平	君		
3番	川	口	幸	義	君	4番	栄		ヤ	ス	工	君
5番	師	玉	敏	代	君	6番	多	田	義	一	君	
7番	橋	口	和	仁	君	8番	向	井	俊	夫	君	
9番	渡		雅	之	君	10番	戸	内	恭	次	君	
11番	関		誠	之	君	12番	大	迫	勝	史	君	
13番	与		勝	広	君	14番	叶		幸	與	君	
15番	奥		輝	人	君	16番	平	川	久	嘉	君	
17番	栄		勝	正	君	18番	竹	田	光	一	君	
19番	渡		京	一	郎	君	20番	元	野	景	一	君
21番	里		秀	和	君	22番	伊	東	隆	吉	君	
23番	竹	山	耕	平	君	24番	崎	田	信	正	君	

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝	山	毅	君	副	市	長	福	山	敏	裕	君								
教	育	長	坂	元	洋	三	君	住	用	総	合	支	所	長	高	野	匡	雄	君		
笠	利	総	合	支	所	長	川	畑	克	久	君	総	務	部	長	松	元	龍	作	君	
総	務	課	長	前	里	佐	喜	二	郎	君	企	画	調	整	課	長	東	美	佐	夫	君
財	政	課	長	安	田	義	文	君	市	民	部	長	田	丸	友	三	郎	君			
住	用	市	民	課	長	師	玉	敏	司	君	福	祉	部	長	小	倉	政	浩	君		
福	祉	政	策	課	長	重	山	納	君	産	業	振	興	部	長	川	口	智	範	君	
紬	観	光	課	長	元	多	政	重	君	紬	観	光	課	参	事	山	田	道	男	君	
農	政	局	長	東	正	英	君	建	設	部	長	田	中	晃	晶	君					
建	築	住	宅	課	長	大	石	雅	弘	君	教	委	事	務	局	長	日	高	達	明	君
教	委	総	務	課	長	白	坂	稔	君	選	挙	管	理	委	員	会	長	圓	和	之	君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本明和君
主幹兼議事係長	前田美佐男君	議事係主査	麻井庄二君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（向井俊夫君） 本日の会議は、お手元に配付いたしてあります日程第2号のとおりであります。日程に入ります。

日程第1，議案第86号から議案第114号までの29件について一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（師玉敏代君） おはようございます。早速報告させていただきます。

文教厚生委員会は、去る12月15日午後1時30分に開会いたしました本会議において付託された議案第86号から議案第91号及び議案第96号，議案第99号から議案第101号，議案第110号から議案第113号の14議案について審査いたしました。その結果について御報告いたします。これらの14件の議案につきましては、お手元に配付いたしました文教厚生委員会審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

主な質疑内容について報告いたします。

まず、議案第86号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、関係事項について当局から説明があり、主なものとして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、1節の報酬5万9,000円は、今後の公立保育所の在り方等を審議予定しており、福祉政策審議会の報酬15名の1回分を計上。13節委託料228万5,000円は、笠利地区の食の自立支援事業の利用者の増加によるものであり、当初1万800食を見込みに3,515食増の1万4,315食が見込まれるための増額計上。19節負担金及び交付金9,875万9,000円は、奄美集中豪雨で被災した住用の園の移転改築事業の助成金。2目障害者福祉費20節扶助費の介護給付等事業費1億5,000万円については、23年度当初予算の見積もりより利用者が増えたため計上。2目扶助費20節扶助費1億2,200万円は、生活保護世帯の増加に伴い、不足見込額を計上。4款衛生費2目予防費委託料2,941万1,000円を増額計上。これは各種予防接種の委託料であり、増額の主なものは、定期予防接種の日本脳炎の接種者1,400人に対して2,870人の見込みのための増額計上しております。

10款教育費15節工事請負費は、奄美小学校、小宿小学校の高圧電気受変電機施設の取替工事として1,040万円を増額計上。3目学校建築費15節工事請負費は、奄美小学校、伊津部小学校、宇宿小学校事業費見込みにより、5,312万5,000円減額。朝日小学校2,000万円は、24年度に学級増が見込まれるため、1棟2教室を確保しようとするものであります。1目中学校管理費15節工事請負費の500万円の減額は、笠利中学校の武道館の補修を計画していましたが、事業見直しのため減額。10款3項3目15節工事請負費は、金久中学校2,648万2,000円、住用中学校1,000万円は、事業費の確定見込みにより減額するものです。

委員から、生活保護受給者の自立に向けての取組を強化することや、基準を満たしていないケースワーカーや査察指導員の人員を増やすべきではないか。また、保護者に対して自立に向けての意識調査を実施してほしいなどの要望がありました。また、住用の園への助成は何を根拠にしているのか。学校の耐震診断の終わっていない学校は何校あるのか。耐震補強はいつまでに終了するのか。来年度から中学校で武道が必修科目となるが、指導者研修はされるのか等の質疑がありました。

当局から、生活保護者の自立に対して、就労支援プログラムがあり、就労支援相談員がハローワークと連携して取り組んでいる。また、住用の園への助成については、社会福祉法及び奄美市社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例に基づいて助成するものである。学校の耐震補強の終わっていないのは、23年度末で校舎23棟、体育館で8棟残している。学校校舎や体育館の耐震補強については、平成27年度までに完了予定である。武道が必修科目に伴い、柔道の指導者研修を来年の2月に県主催

で実施する予定等の答弁がありました。

そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第87号 平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてです。当局より、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に4,740万8,000円を増額し、歳入歳出予算額を70億6,925万6,000円とするものです。特定検診未受診者対策として、生活習慣病等で定期的に通院している方への同意の下、医療機関から通院者の情報提供料としてもらうことへの提供料として150万円を計上したなどの説明がありました。委員から、特定検診の効果はあるのか、また、日頃からの食生活や睡眠、運動、ストレス等の指導も強化してほしいとの要望がありました。

次に、議案第88号 平成23年度奄美市国民健康保険直営施設勘定特別会計補正予算(2号)について。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ425万円を増額し、歳入歳出予算額を2億3,501万8,000円とするものであり、委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第89号 平成23年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(2号)について。歳入歳出予算総額に68万5,000円を増額し、歳入歳出予算総額を3億8,638万9,000円とするものであり、委員より特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第90号 平成23年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(2号)について。歳入歳出予算総額に187万3,000円を増額し、歳入歳出予算総額を46億5,951万2,000円とするものであります。委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第91号 平成23年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ620万3,000円を増額し、歳入歳出予算総額を3,041万6,000円とするものであります。

委員より、訪問看護利用者が何名増えたのか、何名の職員で対応しているのか、質疑に対し、22年度より36名でしたが、23年度より47名に増えた。職員は看護師4名、理学療法士が2名、作業療法士が1名、7名で対応しているとの答弁でありました。ほかにも質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第96号 奄美市ポイ捨て等防止条例の制定については、当局より、本条例の目的は、ポイ捨て及び犬のふん害等を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進すること。国立公園世界自然遺産を目指す奄美大島にとって、きれいな島をもう一度認識してもらう意味で、罰則で2万円以下の過料を設定していますが、あくまでも取締りをするための条例ではなく、市民の皆様の御協力をお願いする条例であることの説明がありました。

委員から、制定されたら広報を周知してほしいなどの要望がありました。また、ポイ捨て条例のネーミングはどこから出てきたのか質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第99号 奄美市立金久児童館の指定管理者の指定については、引き続き社会福祉事業団を奄美市立金久児童館の指定管理者として指定をしようとするものです。委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第100号 奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定については、引き続き社会福祉法人 真明会を奄美市立港町児童センターの指定管理者として指定しようとするものです。特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第101号 奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定については、引き続き社会福祉法人 奄美市社会福祉協議会を管理者として指定しようとするものであります。委員から、建物は建築何年になるのか、補修等の申し出はないのか質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第110号 奄美振興会館の指定管理者の指定については、現在の指定管理者財団法人 奄美市開発公社が引き続き指定しようとするものであります。委員より、24年、25年度、26年度と収支計画の利用収入が同じである。振興会館ですから、変動があつてしかるべきという質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第111号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定については、委員より、特定

非営利活動法人 アマミナーが選ばれた理由は何か、平成22年度設立のNPOの法人に健全経営ができるのか、収支報告書も資料に添付してほしい。資本金はゼロになっているが、履行保証金の100万円はどこから出すのか質疑がありました。

当局より、今回指名された業者は、生涯学習講座、公民館の活動のほうをプレゼンテーションされた。選外は図書機能の充実で、後々は市立図書館を目指したいということであり、生涯学習の推進に力を入れていただけるかどうかの違いである。本来なら、会社の過去3年間の決算状況を付けていただくことになっているが、22年度設立なので、過去1年分の決算状況で二次審査を経て、指定管理者候補者として選定した。借入で負債という形になっているが、指定管理が終わった時点で保証金は返還するという答弁がありました。

委員から、行政コストの削減につながっているのか、公平、公正な立場で査定されているのか、選考委員の在り方を応募制にしたらどうか、連帯保証人が必要ではなどの要望や指摘がありました。その中で委員から、確かに1年未満で実績がないのは否めないが、議会でも特別委員会を立ち上げるので、動向を見てはどうか。株式からNPOに指定が変わるということは、シンプルになり、明瞭になるのではないかという意見もありました。ほかにも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第112号 奄美市体験交流館の指定管理者の指定については、引き続き特定非営利活動法人 ASAスポーツアカデミーを指定しようとするものです。委員から、昨年豪雨によってボイラーが故障し、何か月か風呂が営業できなかったが、指定管理料はどういう算定をしたのか。当局より、指定管理料はそのまま、その間の利用収入が入っていないので減額があった。しかし、避難所としての借上げ料を新たに市は支出しているとの答弁がありました。また、利用者がいないのに、職員10名、臨時2名の人件費は払い続けたのか質疑があり、当局より、浴場は今年の6月まで休業していたが、施設管理あるいは住用の園のデイサービスの利用があり、職員は出てきていたとの答弁がありました。

さらに、指定管理料が年々減少している収支計画書に対し、実績を示さないのは、十分な比較検討ができない。今後の経営管理の在り方については、特別委員会の中で提言していきたいなど多くの指摘、質疑がなされました。この際、ほかにも質疑がありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第113号 大島地区衛生組合理約の一部を改正する規約については、特段の質疑はありませんでした。

以上をもちまして、審査報告を終わりますが、御質疑がありましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。産業建設委員会は、12月15日1日開会し、本会議において当委員会に付託されました議案13件を審査いたしました。13件の議案につきましては、お手元に配付いたしました産業建設委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、主な質疑について報告いたします。

まず、議案第86号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、関係事項については、当局より補足説明があり、その主なものは、歳出2款総務費の地籍調査費は、事業費及び補助金額の確定により、23年度末見込みの進捗率は、名瀬地区が21.5パーセント、住用地区13.6パーセント、笠利地区54.8パーセントで、奄美市全体で25.8パーセントとなること。6款の農林水産業費13節委託料は、奄美ひと・もの交流プラザの基本設計費として1,000万円、9目奄美農業創出支援事業の15節工事請負費515万3,000円は、名瀬農業研修センターと笠利の営農支援センターに平張りハウス2棟を建設するもの。2項農地費3目基盤整備促進事業費は、名瀬古見地区農道舗装事業費が増額となり、これにより事業完了が当初の26年度から24年度に早まること。4項水産業費は、奄美市笠利地区農林水産物加工施設の供用開始に伴う維持管理費。また、19節の負担金補助及

び交付金は、水産業強化支援事業によるユニック車1台、タンクローリー1台を奄美漁協が整備することへの補助として26万3,000円と、743万4,000円の増額を計上したとのこと。

次に、8款土木費1項1目土木総務費15節の第2建設残土処分場は、今年度内に完成。新年度から土砂の受入れを開始したいと考えているとのこと。2項7目国、県道路用地等代行買収費の302万5,000円の増額は、県道佐仁、万屋、赤木名線の道路買収を県に代わって奄美市が行うもので、財源はすべて県からの委託金とのことでありました。

委員より、地籍調査に関し、現場は現在どの辺りか、また、毎年目標、予算面についての質疑があり、現在名瀬地区は知名瀬と小湊、住用地区は市と見里の一部、笠利地区は川上、用、節田、和野で調査。目標に関しては、第六次10か年計画を国に出しているが、毎年県に対しては、予算要望で7,000万円前後要望しているが、県の財政事情もあり、6,000万円前後に落ち着いている状況。県予算が前年比94パーセントの中、本市奄美市は約4パーセントと要望を続けることの効果があると思うので、今後も要望は続けていきたいとのことでありました。

次に、奄美選果場に関して、農協共販の件、タンカンのC品、規格外の取扱いの質疑に対し、奄美選果場は、タンカンを中心に計画しており、農家の意識調査を実施した結果、個々の農家が共販をすることで、現在の規模に確定した。予定どおり共販を進めるとのこと。C品等の売り先については、農協のほうである程度責任を持つという情報が入っているが、規格外については、加工場も今後検討されるかと思うとの答弁でありました。

次に、議案第92号 平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について報告いたします。当局より、歳出2款1項1目11節需用費の300万円は、今後の見込み修繕料増額を計上。2項1目公共下水道建設費の13節委託料1,900万円は、長寿命化計画策定に伴うものとの補足説明があり、委員より、修繕箇所及びポンプ場改築工事業務は、特定されているものなのかとの質疑に対し、修繕計画は年間30件程度計画しているが、供用開始後20数年経過して、故障も増加、緊急修理箇所を優先的に行った。また、ポンプ場は調査の結果、輪内、小浜、朝仁、小宿の4か所でアスベストが含まれているということで、詳細調査業務を補正追加するものとの答弁でした。ほか質疑ありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第93号 平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)については、当局より、1款総務費、2款事業費の補足説明があり、委員からは特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第97号 奄美市笠利地区農林水産物加工施設条例の制定については、当局より、施設の設定・管理に関し、必要事項を定め、付加価値を高めた商品開発や加工業の普及を図るため、既定の整備をするものとの説明があり、委員より、施設使用料についての2,3の質疑ありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第98号 奄美市ICTプラザかさり条例の制定については、当局より、情報関連産業を支援、雇用機会の拡大、地域の活性化に資するための所要の規定の整備を図るとの説明があり、委員から、この件の発想、目的、呼び込み方法についての質疑に対し、基本的には奄振の重点3分野や、総合計画に上げている情報産業の定着を図り、チラシを作成し、東京事務所や地元の情報通信組合を通じて、本土企業への呼び掛けは既に始めているとの答弁でした。ほかに特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第102号 奄美市末広駐車場の指定管理者の指定についてであります。当局より、特定非営利活動法人 まち色に指定しようとするもので、応募団体は1団体のみで、選考委員5名の協議の結果、全員一致により決定したものとの説明があり、委員より、これまでの経緯と指定管理によって変わった点はこの質疑に対し、NPO法人が指定管理者となったのは、平成21年からで、市直営から変わった点は、ピーアールのためクーポン券の配付、割引サービスの実施、また、空港等での広報活動やインターネットやブログ等でも宣伝しているとの答弁がありました。ほかに特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第103号 奄美市農業研修センターの指定管理者の指定について。そして、議案第104号 奄美市農村環境改善センターの指定管理者の指定について。さらに、議案第105号 奄美市市

民農園の指定管理者の指定についての3件の議案に関して、当局より、3施設の目的、業務を踏まえて、財団法人 奄美市農業研究センターは、農業に関する様々な業務を実施し、農産加工の技術指導や、農業に関する指導や助言を行える法人であるため、引き続き指定するものとの説明がありました。委員より、市民からの相談等はあるのかとの質疑に対し、農家から病気や病害虫、また、新規就農の相談等もあり、応じているとの答弁でありました。ほかに特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第106号の奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定について。議案第107号 奄美市大浜海浜公園の指定管理者の指定についての2件の議案に関して、当局より、泥染公園については、本場奄美大島紬協同組合が現在指定されており、引き続き指定管理者とすることが、サービスの確保と事業効果が期待できるものとのこと。また、大浜海浜公園についても、現在、株式会社道の島公社に指定しており、引き続き指定を行うことが望ましいとの説明があり、委員より、泥染公園の指定管理料、支出の中での明細は区分できるのかとの質疑があり、当局は、役務費、人件費、物件費に分けられるが、今後検討してみたいとの答弁でした。ほかに特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第108号、黒潮の森マングローブパーク、奄美市バンガロー及び奄美市内海公園の指定管理者の指定について。さらに、議案第109号 奄美市木工工芸センターの指定管理者の指定についての2件の議案に関して、当局より、施設は住用町の石原、城、見里地内にあり、黒潮の森マングローブパークは、奄美群島国定公園の特別区域内に位置しており、自然回帰型の観光施設である。現在、株式会社 マングローブ公社によってカヌー体験事業やリュウキュウアユの養殖、地域観光ガイドの育成など適切な運営もなされており、引き続き指定管理者とすることが望ましいとのこと。木工工芸センターについては、公募の結果、2社から応募があり、選定の結果、創造に決定したとの補足説明がありました。

委員より、内海全体でイベントを行う場合はどうなるのかとの質疑に対し、漁業権の関係で、漁協の許可を得ることになるとの答弁でした。ほかに特段の質疑はありませんでした。

以上で、産業建設委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得ましてお答えいたしたいと思えます。

議長（向井俊夫君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（大迫勝史君） 皆様、おはようございます。総務企画委員会は、去る12月16日金曜日午前9時半より1日間開会し、当委員会に付託されました平成23年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、総務企画委員会関係事項の議案第86号、議案第94号、第95号、議案第114号につきまして慎重かつ活発に審査が行われました。

以下、審査の結果を御報告いたします。

これらの議案につきましては、お手元に配付してあります審査結果の報告書のとおり、4件の議案すべて全会一致で原案可決でございます。

以下、審査の内容について御報告いたします。

まず、議案第86号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第5号）のうち、財政課関係分の歳入について、2款1項総務管理費5目財政管理費11節需用費の光熱水費で51万円を計上。これは本庁の電気料金が、2度にわたる豪雨災害時での職員待機時間の増と、5月、6月でのクーラー使用が、不快指数の高い日が多かったためによる増になったとのこと。17節公有財産購入費に4,790万6,000円については、総括質疑の答弁どおりで、財源については全額公共施設整備事業基金からの繰入金で充当し、財産管理費総計で4,841万6,000円の増額計上である。

歳入については、9款1項1目1節地方特例交付金、今年度の地方特例交付金に1,375万1,000円、さらに、10款1項1目1節地方特例交付税に15万9,000円を追加計上。これはいずれも子ども手当制度改正に伴い、新たな支給額の6カ月分相当が追加交付されたことによるものである。ほかに地域振興基金7,280万円の内訳の説明や、小俣線街路事業の代替地の売払い収入1,326

万3,000円のうち,1,266万5,000円が財政課所管分である。前年度の繰越剰余金として,今回6,927万5,000円を計上。繰越金合計は3億4,016万7,000円であるとの説明がありました。

次に,企画調整課より,歳出の2款総務費6目企画費について,地方債を180万円増額し,一般財源を180万円減額することについて,当初は市債の2目過疎債4節定住促進事業について,過疎債を充当していたが,これを有利な起債3目の合併特例事業債21節を活用して,財源更生を図るものであるとの説明。

続いて税務課より,今定例会に上程されている軽自動車税の納期変更が可決された場合に,口座振替の納税者や市街地の納税者へ納期変更の通知をするための郵送料として,役務費に27万円,催告に必要な需用費として43万3,000円,そのほか,滞納者に対する督促状や催告書等の送付に対する郵送料の費用計上が21万1,000円であるとの説明でした。

続いて,消防費では,9款1項1目19節負担金,補助及び交付金に1,030万6,000円の計上については,東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償に要する経費の支払い等の安定的な実施を確保するために,平成23年度に限り,市町村の消防団員等公務災害補償責任共済の負担金が,団員1人当たり1,900円から2万4,700円に引き上げられたためであるとの説明がありました。

委員より,地域振興基金の性質や基金残高について,また,今後の使い方についての質疑があり,当局より,地域振興のソフト事業に活用し,普通交付税の余裕がある時は,幾らかずつ積み戻したいとの答弁でした。ほかに,公有財産購入費についての質疑がありましたが,この際省略させていただきます。

次に,議案第94号については,特段の質疑はございませんでした。

議案第95号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について。

委員より,誤賦課の内容についてと条例改正で収納率アップの見込みについての質疑があり,当局から,軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税され,通知が4月以降にずれ込むために,廃車等により本来課税されるべきでない人に対して納税通知書が行ったりする事例が,年間の誤賦課の半数を占めるので,このような課税の誤りをなくすためにも,条例改正が必要である。また,収納率については,納期が5月末になることにより,県税の普通自動車税と納期が一緒になることで,納税意識の高揚に期待するとの答弁でした。また,委員より,周知方法について,あらゆる媒体を通じて行うように申し出があり,当局は,これについては万全の努力をする旨回答がありました。

次に,議案第114号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する条例については,2,3質疑がありましたが,この際省略いたします。

以上で,当委員会に付託されました議案審査の報告を終わりますが,御質疑がございましたら,他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長(向井俊夫君) これから各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

24番(崎田信正君) おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は議案第86号 平成23年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について反対の立場で討論を行います。

今回の補正予算は,総額4億8,095万7,000円の増額予算で,介護給付費等事業費や生活保護扶助費など市民生活にかかわる,直接かかわる予算が計上されております。しかし,その一方で,6款農林水産費1項農業費3目農業振興費13節委託料で,測量設計業務が848万円計上されております。この測量設計業務というのは,奄美ひと・もの交流プラザ整備事業,いわゆる道の駅として笠利町

節田地区の県有地を買収し、休憩所、トイレ、情報案内所、農産物等の直売所を作ろうとするものであります。しかし、今財政が大変厳しく、当局も合併特例法が切れることによる地方交付税の減少などが予測されるとして、将来予測は不透明な状況であります。

私たち議員に示された資料というのは、平成23年8月の奄美市笠利地区産地直売所設立準備委員会のものでありますけれども、この資料を見ても、笠利町節田地区への建設が最も望ましいと結論付けてありますけれども、その理由は示されておりません。他の場所と比較して、この場所にしたのであれば、選定方法そのものが問題だと言わなければなりません。例えば、事業目的に休憩機能、情報発信機能などが列挙されております。奄美空港からわずかに数分の距離、奄美パークの目の前であり、空港と中心市街地との中間にはいろんな店が既に開業していることなども考慮されなければなりません。

さらに、今回の事業は、2億円余りのものであります。実際どのように運営活用されるのか。利用者の予測数や販売目標額あるいは施設維持費などの収支計画も示されておりません。厳しい財政状況が予測されることから、将来予測を見据えた議論が必要だと思いますが、残念ながら、これだけの資料で判断することは難しいものであります。さらに、資料によると、平成23年8月に交付金交付決定とあります。しかし、予算執行には議会の議決が必要とされるにもかかわらず、議会に示されることなく進められております。資料に添付されている笠利町農林水産物直売所に関する意向調査まとめは、平成12年12月に実施したものであり、奄美市合併以前の10年以上も前のものであります。

今回は測量設計業務としての予算計上ですが、測量設計はその場所を想定したものとなりますので、今述べた理由により、この補正予算には反対であります。しかし、冒頭述べましたように、民生費など市民生活に直結する予算が含まれております。本予算より測量設計業務費など奄美ひと・もの交流プラザ整備事業関係予算を削除して、再提出することを求めて、反対の討論といたします。

議長（向井俊夫君） 続きまして、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

私は議案111号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定についてに対し、次のような理由により反対討論をいたします。議員各位の御理解と賛同をお願いを申し上げます。

平成15年6月に地方自治法の一部改正の制定交付がなされ、9月の施行により公施設の管理制度が改められ、従来公共の団体に限って認められていた管理委託の対象が広く民間法人や民間団体にも認められることになりました。具体的に申し上げますと、これまで施設者である地方公共団体と、受託者となる公共団体との間で、管理委託契約を締結して管理を委託する方式が変わって、地方公共団体が管理を委ねる法人を指定して、個々の公の施設の管理権を委ねる指定管理者制度が導入されました。

この指定管理者制度は、議論が始まって1年も経たないうちに、法律が改正がされ、自治体の中には指定管理者制度の中身を十分に知ることなく、慌てて指定管理者制度に移行しなければならないというケースが多かったと言われております。その移行期限は、法の施行後3年以内、平成18年9月となっており、旧名瀬市、笠利町、住用村は、合併議論の最中であり、新市となった奄美市において、指定管理者の委託先の選定方法、委託契約の在り方、行政責任の担保措置等様々な課題について制度的な観点から、十分な検討がなされたかは大変疑問であります。

また、この指定管理者制度は、国が基本的に法律に何も書かず、すべて自治体に委ね、従来のような条例案や運用指針を出すことなく、自治体が独自に条例を考えて立案し、議会に提案し、議決を経て運用を自治体の裁量に任せ、結果的には自治体の政策、法務能力が問われることになった点については評価できることだと思っております。

指定管理者制度の議会側から考察いたしますと、議会における議決事項は、地方自治法第96条第1項で、限定的に15項目しか挙げられておりませんが、そのように限定された議会の議決権に、指定管理者制度をかかわらせたということは、大変重い意味を持つものと捉えるべきであり、議会としていか

に制度の透明性を図らせ、内容をしっかり審議し、改正するかということは重要なことだと考えなければなりません。

さて、今回の議案第111号について、反対理由を述べさせていただきます。まず申し上げたいことは、NPOを指定管理者に指定すること自体に反対することではないということを御理解いただきたいと思えます。反対する第一の理由は、選定過程が大変不明確であり、分かりづらいということであり、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を目的に導入され、制度的メリットは、使用許可権限を与えること、利用料金制を取ることができると言われていますが、選定過程の概要の評価項目を見ましても、公の施設の管理に民間の能力を活用や、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減が一般的な事柄で記載されておるだけであり、具体的にどうできるかが書かれていません。

表記されている利用者の増加、収支計画の適正さ、維持計画の縮減、事業者の財務状況について、指定管理者候補の計画概要を見ますと、料金収入は3年間600万円と同額であり、利用者の増加につながっていない計画となっています。次に、人件費においても、現在の指定管理者の3年間の決算が、平均で2,838万2,000円なのに対し、3年間同額の2,997万2,000円で、159万円高い見積もりであり、このことも収支計画の適正さ・維持経費の縮減になっているとは言い難く、経営努力が見当たらないとも言えます。

事業者の財務状況についても、公開されているNPO状況調査によりますと、同団体は2010年3月設立で、当期剰余金は27万3,339円しかなく、年間の事業総額は154万9,139円で、交流事業や寄付金が94パーセントの約145万6,000円であり、会議収入は残りわずか6パーセントの9万3,000円です。事業者の財務状況は履行保証金100万円、公民館総合保証金34万円を寄付や借入をせずに支出できる状態ではないので、健全と言えるかは大変疑問であります。さらに、会社を営むには経常経費の3カ月分の運転資金がないと、安定した経営はできないと思われませんが、このことも達成できていない点は、大変な不安材料であります。

以上のように、評価項目とは反する数字が並んでおり、とても安心して指定管理者として任せることはできないと考えます。また、選定理由として、物的能力及び人的能力を有する団体とありますが、昨年は三つのイベントを実施しただけであり、とても図書館等の運営に必要な専門職を含めて、職員3名、臨時職員12名、移動図書館運転手1名を自力で採用して、年間約4,300万円の経費のかかる公民館・分館等を3年間安定して経営させるには、大変な不安があります。それに、このNPOの役員監事として、現在の指定管理者の代表が在籍しており、現在雇用されている方々が大半残るとすれば、NPOに指定管理する意義がなくなると考えます。

以上の理由により、議案第111号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定に対し、再度議員各位の賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。最後になりますが、奄美市における指定管理者制度の現状と課題について、指定管理者制度検証特別委員会を設置し、制度の在り方等について検証することになっていることを報告をしておきます。よろしく願いをいたします。

議長（向井俊夫君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は、これを分割して採決いたします。

まず、議案第86号について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の職員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第86号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第111号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第111号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

議案第87号から議案第110号まで及び議案第112号から議案第114号までの27件については、これを一括して採決いたします。

お諮りします。

この議案27件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

この議案27件は、各委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第110号まで及び議案第112号から議案第114号までの27件については、各委員長報告のとおり、いずれも原案可決されました。

議長(向井俊夫君) 日程第2, 陳情第7号から陳情第9号までの3件について、一括して議題といたします。

本案に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長(師玉敏代君) おはようございます。文教厚生委員会に付託されました陳情3件につきまして審査ご報告いたします。

陳情第7号 介護職員処遇改善交付金制度の継続及び拡充を求める陳情, 第8号 受診時定額負担制度導入に反対する陳情, 第9号 奄美和光園の医師の補充と一般入院診療実施を求める陳情の3件は、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決しております。

陳情第7号の陳情者の住所氏名は、奄美市名瀬小俣町29番48号, 菊野佑仁氏であります。陳情の趣旨は、平成21年度に初めて介護報酬の引き上げを行われ、介護職員処遇改善交付金制度が設けられました。この制度は、実質2年半の時限措置であり、24年度以降も継続すること、さらに、介護職員のみならず、生活相談員、介護支援専門員、介護職員等も支給対象者として拡大を図るものです。委員より特段の質疑はありませんでした。

陳情第7号が採択と決しましたら、後刻文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、陳情第8号 受診時定額負担制度導入に反対する陳情であります。陳情者の住所氏名は、同じく奄美市名瀬小俣町29番48号, 菊野佑仁氏であります。陳情趣旨は、社会保障・税一体改革成案の中の社会保障改革の具体案として、受診時に定額負担制度の導入が提案されています。この制度は、高額療養費の負担軽減のためとして、初診時、再診時に一定の定額負担を求めるものであります。3割の定率自己負担が既に保険という概念を逸脱している議論がある中で、更なる定額負担の併用は認められるものではありません。国民皆保険制度を将来にわたり堅持すること、受診時定額負担制度に反対することなどが趣旨であります。

陳情第8号が採択と決しましたら、文教厚生委員長名で後刻意見書の提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、陳情第9号 奄美和光園の医師の補充と一般入院診療実施を求める陳情についての陳情者の住所氏名は、奄美市名瀬和光町1700番地、和光園入所者自治会会長 牧園忠義氏、和光園と共にあゆむ会代表 福田恵信氏、全日本国立医療労働組合奄美支部支部長 荒垣満雄氏であります。陳情趣旨は、関係機関の協力により、常勤医師が確保され、今年4月18日から一般外来診療が再開され、患者数も増えております。一般外来診療から一般入院診療につながる事ができれば、正に社会との共生を具現化したこととなります。入所者の皆様の医療・福祉を確保するとともに、基本法の理念にのっとった社会との共生が実現できますよう、医療国立療養所奄美和光園の医師の確保に最大限努力すること。一般外来診療を充実させるとともに、一般入院診療を実施すること。一般入院診療を行うための必要な予算・人員を確保することです。委員から特段の質疑はありませんでした。

陳情第9号が採択と決しましたら、後刻文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、文教厚生委員会の審査報告を終わります。なお、御質疑がありましたら、他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この採決は、一括して行います。

お諮りします。

陳情第7号から陳情第9号までの3件に対する委員長報告は、いずれも採択すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第7号から陳情第9号までの3件は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（向井俊夫君） 日程第3、請願第3号、陳情第5号及び陳情第6号の3件を一括して議題といたします。

本案に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（大迫勝史君） 総務企画委員会に付託されました請願第3号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願についての御報告を申し上げます。

請願者は奄美市名瀬幸町25番3号、奄美地域労働者福祉協議会会長 高 幸広さんです。

請願事項は、国及び政府に対し、地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求めることとあります。この請願につきましては、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号 陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情について御報告いた

します。

陳情者の住所氏名は、奄美市名瀬大字大熊555番地、當島勝文さんです。陳情事項は、政府に対し、陸上空母離着陸訓練施設をはじめとするすべての米軍関連施設並びに自衛隊施設整備と併せた陸上空母離着陸訓練の馬毛島への移設に反対することです。この陳情第5号につきましては、審査の結果、お手元に配付してあります報告書のとおり、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号 原子力発電から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める陳情について御報告申し上げます。

陳情者の住所氏名は、奄美市平松町369番地1の402号、山本秋男さんです。陳情事項は、一つ、政府が原発からの撤退を決断し、5年から10年以内に原発ゼロのプログラムを策定すること。二つ、安全最優先の権限と責任を持ち、推進機関から完全に分離・独立した規制機関を緊急に設立することの2項目であります。慎重に協議の結果、お手元の審査報告書のとおり、全会一致にて採択すべきものと決しました。

以上の請願第3号、陳情第5号並びに陳情第6号につきましては、採択と決した際には、意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上で、総務企画委員会に付託されました請願、陳情についての審査報告を終わります。

議長（向井俊夫君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は、これを一括して行います。

お諮りします。

（「議長、別々に採決してくださいませんか」と呼ぶ者あり）

はい、それでは、分割して採決を行いたいと思います。

それでは、請願第3号に対する、全部三つともですね。はい。

はい、それでは、請願第3号に対する委員長報告は、これを採択すべきものであります。

この請願第3号に対する賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、賛成多数であります。

よって、採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第5号は、委員長報告ではいずれも採択すべきものであります。

委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、賛成多数でございます。

よって、陳情第5号は、採択されることに決定いたしました。

陳情第6号は、委員長報告は採択すべきものでございます。

委員長報告のとおり、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成多数であります。

よって、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。(午前10時37分)

議長(向井俊夫君) 再開いたします。(午前10時50分)

日程第4, 議案第116号 介護職員処遇改善交付金制度の継続及び拡充を求める意見書の提出について及び議案第117号 受診時定額負担制度導入に反対する意見書の提出について並びに議案第118号 奄美和光園の医師の補充と一般入院診療実施を求める意見書の提出についての3件を一括して議題といたします。

お諮りします。

本案に対する提案理由の説明は省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案理由の説明は、省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この採決は、これを一括して行います。

お諮りします。

議案第116号から議案第118号までの3件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第116号から議案第118号までの3件については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書3件の提出先につきましては、議長に一任願います。

議長(向井俊夫君) 日程第5, 議案第119号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書の提出について及び議案第120号 陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書の提出について並びに議案第121号 原子力発電から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出についての3件を一括して議題といたします。

お諮りします。

本案に対する提案理由の説明は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

(「3件別々にしてください」と呼ぶ者あり)

3件別々にですね。

はい、それではですね、討論まで済ませてから採決をさせていただきます。

はい、それでは、これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この採決は、それぞれ分割して行います。

議案第119号に対しましては、委員長報告のとおり、原案のとおり意見書を提出することに可決の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、結構です。

賛成多数であります。

それでは、議案第119号に関しましては、委員長報告のとおり、意見書を提出させていただきます。議長に御一任願います。

続きまして、議案第120号 陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書の提出については、委員長報告に対する先ほどの陳情第5号の採決では可決になっております。原案のとおり意見書提出について賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。

賛成多数であります。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

続きまして、議案第121号 原子力発電から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出については、委員長報告、先ほどの本会議では可決でございます。

意見書の提出について可決の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。

賛成多数で可決いたします。ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任を願います。

議長(向井俊夫君) 日程第6, 大島地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、指名により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、大島地区衛生組合議会議員の選挙は、指名により行います。

お諮りします。

指名については、議長により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、大島地区衛生組合議会議員の指名については、議長により行います。

大島地区衛生組合議会議員に安田壮平君、橋口和仁君、渡 雅之君、大迫勝史君、栄 勝正君、渡京一郎君、里 秀和君、竹山耕平君の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を大島地区衛生組合議会議員の当選人として定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、大島地区衛生組合議会議員に当選されました。

議長(向井俊夫君) 日程第7, 大島地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、指名により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、大島地区消防組合議会議員の選挙は、指名により行います。

お諮りします。

指名については、議長により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、大島地区消防組合議会議員の指名については、議長により行います。

大島地区消防組合議会議員に、川口幸義君、多田義一君、関 誠之君、叶 幸與君、奥 輝人君、竹田光一君、元野景一君、伊東隆吉君の8名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、大島地区消防組合議会議員の当選人として定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、大島地区消防組合議会議員に当選されました。

議長(向井俊夫君) 日程第8, 大島農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、指名により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、大島農業共済事務組合議会議員の選挙は、指名により行います。

お諮りします。

指名については、議長により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、大島農業共済事務組合議会議員の指名については、議長により行います。

大島農業共済事務組合議会議員に、平川久嘉君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました平川久嘉君を大島農業共済事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました平川久嘉君が、大島農業共済事務組合議会議員に当選されました。

議長(向井俊夫君) 日程第9, 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、指名により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙は、指名により行います。

お諮りします。

指名については、議長により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の指名については、議長により行います。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に、西 公郎君、栄 ヤスエ君、戸内恭次君、崎田信正君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されましたそれぞれの組合議会議員の諸君に対しまして、本席から当選の告知をいたします。

議長(向井俊夫君) 日程第10, 特別委員会の設置についてを議題といたします。

奄美市議会委員会条例第6条第1項の規定により、本会議に二つの特別委員会を設置したいと思います。

お諮りします。

一つ目に、本市の指定管理者制度の実施に伴う効果と課題を検証するための12名の委員をもって構成する指定管理者制度検証特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、12名の委員をもって構成する指定管理者制度検証特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、奄美市議会委員会条例第8条第1項の規定により、西 公郎君、安田壮平君、師玉敏代君、向井俊夫君、渡 雅之君、関 誠之君、大迫勝史君、与 勝広君、栄 勝正君、渡 京一郎君、里 秀和君、竹山耕平君、以上の12名を指名いたした

いと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました12名の諸君を、先ほど設置されました特別委員会の委員に選任することに決しました。

二つ目に、本市の中心市街地まちづくり事業の現状と課題を検証するための12名の委員をもって構成する中心市街地まちづくり事業検証特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしました。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、12名の委員をもって構成する中心市街地まちづくり事業検証特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、奄美市議会委員会条例第8条第1項の規定により、川口幸義君、栄 ヤスエ君、多田義一君、橋口和仁君、戸内恭次君、叶 幸與君、奥 輝人君、平川久嘉君、竹田光一君、元野景一君、伊東隆吉君、崎田信正君、以上の12名を指名いたしました。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました12名の諸君を、先ほど設置されました特別委員会の委員に選任することに決しました。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前11時8分)

議長(向井俊夫君) 再開いたします。(午前11時20分)

先ほど設置されました両特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

指定管理者制度検証特別委員会委員長に栄 勝正君、同副委員長に渡 京一郎君が互選されました。

中心市街地まちづくり事業検証特別委員会委員長に伊東隆吉君、同副委員長に叶 幸與君が互選されました。

お諮りいたします。

両特別委員会は調査のため、これを閉会中の継続審査とし、調査期限につきましては、調査終了までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会は、調査のため、これを閉会中の継続審査とし、調査期限につきましては、調査終了までとすることに決しました。

お諮りします。

お手元に配付してあります文書表のとおり、議会運営委員長及び総務企画委員長から申し出がありました。議長の諮問に関する調査等及び請願第2号については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長の諮問に関する調査等及び請願第2号については、これを閉会中の継続審査とすること

に決定しました。

以上で、本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第4回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前11時22分)

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	向 井 俊 夫
奄美市議会議員	安 田 壮 平
奄美市議会議員	橋 口 和 仁
奄美市議会議員	栄 勝 正

(別 紙)

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条、第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第86号	平成23年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第94号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第95号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第114号	鹿児島県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約について	原案可決すべきもの
(5)	請願第3号	地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願	採択すべきもの
(6)	陳情第5号	陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情	採択すべきもの
(7)	陳情第6号	原子力発電から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める陳情	採択すべきもの

平成23年12月26日

総務企画委員長 大迫 勝史

奄美市議会議長 向井 俊夫 殿

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条及び136条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第86号	平成23年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第87号	平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第88号	平成23年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第89号	平成23年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第90号	平成23年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第91号	平成23年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(7)	議案第96号	奄美市ポイ捨て等防止条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第99号	奄美市立金久児童館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第100号	奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第101号	奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第110号	奄美振興会館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(12)	議案第111号	奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(13)	議案第112号	奄美体験交流館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(14)	議案第113号	大島地区衛生組合理約の一部を改正する規約について	原案可決すべきもの
(15)	陳情第7号	介護職員処遇改善交付金制度の継続及び拡充を求める陳情	採択すべきもの
(16)	陳情第8号	受診時定額負担制度導入に反対する陳情	採択すべきもの
(17)	陳情第9号	奄美和光園の医師の補充と一般診療実施を求める陳情	採択すべきもの

平成23年12月26日

文教厚生委員長 師玉 敏代

奄美市議会議長 向井 俊夫 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第86号	平成23年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第92号	平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第93号	平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第97号	奄美市笠利地区農林水産物加工施設条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第98号	奄美市ICTプラザかさり条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第102号	奄美市末広駐車場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第103号	奄美市農業研修センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第104号	奄美市名瀬農村環境改善センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第105号	奄美市市民農園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第106号	奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第107号	奄美市大浜海浜公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(12)	議案第108号	黒潮の森マングローブパーク、奄美市バンガロー及び奄美市内海公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(13)	議案第109号	奄美市木工工芸センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

平成23年12月26日

産業建設委員長 伊東 隆吉

奄美市議会議長 向井 俊夫 殿

参 考 資 料
(意 見 書)

介護職員処遇改善交付金制度の継続及び拡充を求める意見書

介護サービスの提供を担う介護職員、生活相談員、介護支援専門員等の介護従事者を確保することは重要な課題であり、平成21年の介護保険の報酬改定では、介護従事者の人材確保や処遇改善などを目的に、初めて介護報酬の引上げが行われ、さらに、介護職員の処遇を改善するため介護職員処遇改善交付金制度が設けられた。

しかしながら、依然として介護従事者の離職や人材不足など深刻な状況が続いており、さらに、この交付金制度は実質2年半の時限措置であって、その期限後における国の対応は決まっていない。

一方、同制度は介護職員のみを対象とし、生活相談員、介護支援専門員、介護職員等を対象外としているが、施設運営は様々な職員のチームワークで成り立っていることから、すべての職員を対象とした処遇の改善が図られるべきである。

また、同制度の終了に伴い、職員に対する処遇が低下し、離職の増加に拍車がかかる恐れがあることから、今後の高齢社会を支える介護従事者を継続して確保するためには、同制度を引き続き実施していく必要がある。

したがって、下記の項目について、国に要望する。

記

- 1 介護職員処遇改善交付金制度を平成24年度移行も継続すること。
- 2 支給対象者の拡大などを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年10月26日

奄美市議会

【 提出先 】

内閣総理大臣，財務大臣，厚生労働大臣

受診時定額負担制度導入に反対する意見書

平成23年6月23日、政府・与党社会保障改革検討本部は、「社会保障・税一体改革成案」を正式に発表し、その中で、社会保障改革の具体案として、「受診時定額負担制度」の導入が提案されている。同制度は、高額療養費の負担軽減のためとして、初再診時に一定の定額負担を求めるものである。

しかし、本来、高額医療費制度は、保険加入者全体で支える仕組みであり、財源が不足する場合には、税財源など公費による負担や保険料により対応すべきもので、同制度は、相互扶助の精神に反し、国民皆保険制度の根幹を揺るがすものと言わざるを得ない。

社会保険本人の窓口負担が、平成15年に2割から3割に引き上げられた際の改正法には、「将来にわたり保険給付は3割とする」と附則に明記されている。したがって、今回の受診時定額負担は、その附則に反することとなり、さらに定額負担そのものが将来的に引き上げられることが過去の例により危くされるところである。

3割の定率事故負担が、既に「保険」という概念を逸脱しているという議論がある中で、さらなる定額負担の併用は、到底認められるものではない。日本の公的医療保険制度における患者窓口負担は、既にOECD諸国に比べて著しく高水準であり、これ以上の患者負担増は国民に対する受診抑制政策以外の何ものでもない。

したがって、下記の項目について、国に要望する。

記

- 1 国民皆保険制度を将来にわたり堅持すること。
- 2 受診時定額負担制度に反対すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月26日

奄美市議会

【 提出先 】

内閣総理大臣，財務大臣，厚生労働大臣

奄美和光園の医師の補充と一般入院診療実施を求める意見書

国立療養所奄美和光園は、昭和58年から25年以上にわたり一般外来診療を行い、地域医療に貢献してきました。特に皮膚科においては、本島内にとどまらず、遠方より患者が来られるなど、地域医療に大きな役割を果たしてきました。

常勤医師が1名になったことをきっかけに一般外来診療は休診となりましたが、関係機関の協力により常勤医師一人が確保され、今年4月18日から一般外来診療が再開となり、患者数も1日20名から30名となっています。

2年前に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」では、第11条において医師・看護師・介護員の確保における国の責任が明確にうたわれるとともに、第12条では入所者の生活環境が地域社会から孤立することがないようにするための療養所の社会化がうたわれています。

国の誤った施策によって人生被害を被ったハンセン病元患者の皆さんの、ハンセン病問題の抜本解決を求める声によって作られたこの法律の理念にのっとりるのであれば、国・厚生労働省には、入所者の皆さんが安心して暮らせる療養環境を確保するために、医師・看護師・介護員など医療・福祉にかかわる職員の確保に最大限努めるとともに、社会との共生を実現する療養所を確立する責務があります。

また、一般外来診療から一般入院診療につなげることができれば、正に「社会との共生」を具現化したこととなります。入所者の皆さんの医療・福祉を確保するとともに、基本法の理念にのっとり社会との共生が実現できるよう、下記の項目について、国に要望します。

記

- 1 国立療養所奄美和光園の医師の確保に最大限努力すること。
- 2 一般外来診療を充実させるとともに、一般入院診療を実施すること。
- 3 一般入院診療を行うための、必要な予算・人員を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年10月26日

奄美市議会

【 提出先 】

内閣総理大臣，財務大臣，厚生労働大臣

地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が政府で検討されていますが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制には余りにも格差があります。

すべての自治体が、身近で専門性の高い消費生活相談窓口を整備するためには、国があるべき相談窓口の姿について一定の目安を示す必要があると考えられます。他方で、自治体によっては単独での消費生活センターの設置が困難なケースがあるため、国は、小規模は市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示す必要があります。

消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員は、期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にあります。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にあります。

住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定・待遇の改善に向けた制度の整備も必要です。現状では、非常勤の立場で安定的に勤務できる任用制度がないため、この点について手当てする必要がありますし、正規職員でない形態で常勤的に勤務する任用制度の整備も望まれます。そのためには、その職種の専門性に着目した専門職任用制度を新たに整備する必要があります。

以上の理由から、下記事項を要請いたします。

記

地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する継続的かつ現実的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月26日

奄美市議会

【 提出先 】

内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書

平成23年6月1日、西之表市及び熊毛3町の首長及び議会議長が防衛省に出向き、陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を意思表示したにもかかわらず、日米両政府は平成23年6月21日、ワシントンで外務、防衛担当官僚の日米安全保障協議委員会（2プラス2）を開催し、共同文書に「馬毛島が米軍の空母艦載機離着陸訓練の恒久的な施設として使用されることになる」と明記しました。これまでも、米軍の夜間離着陸訓練施設の最有力候補とか米軍普天間飛行場の移設候補地などと馬毛島が報道されるたびに、熊毛1市3町は防衛省を訪問し、馬毛島への移設・移転について断固反対の申入れを行ってきたにもかかわらず、地元へ十分な説明がないままに地元の意思を全く無視し、日米共同文書に馬毛島を明記したことは、地元住民に強い不安と衝撃を与えただけに許すことはできません。

第2回種子島屋久島議会議員大会（平成23年10月5日）は、訓練による騒音等が種子島・屋久島両島の環境や漁業にも影響を与え、観光地のイメージが根底から覆されるとともに、訓練中の事故発生も否めず、地元にも多大な犠牲を強いることから、米軍関連施設及び訓練の馬毛島への移設については、地元住民とともに最後まで断固反対する決議を採択しました。

馬毛島に米軍基地ができると、岩国基地（山口県）から飛び立った米軍機は低空飛行で編隊を組みながら四国や九州の上空を飛行して馬毛島へ向かうとともに、沖縄米軍基地からの飛行も想定されるだけに、空の安全や騒音被害などの問題は熊毛地区のみならず、県内すべての住民にかかわる問題です。

よって、政府におかれては、陸上空母離着陸訓練施設をはじめとするすべての米軍関連施設並びに自衛隊施設整備と併せた陸上空母離着陸訓練の馬毛島への移設計画を即時撤回するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月26日

奄美市議会

【 提出先 】

内閣総理大臣，財務大臣，防衛大臣，外務大臣

原子力発電から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書

福島第一原発の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにした。現在の原子力発電の安全策は、未完成であることは言うに及ばず、原子力利用そのものが極めて危険な行為である。原子力発電を稼働させるだけで膨大な放射性物質（死の灰）が造られてしまうが、それをどんな事態が起きても閉じ込めておく安全な技術は存在しない。そして、一たび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲であり、将来にわたっても影響を及ぼし続ける。

そうした原子力発電所を世界有数の地震・津波国である我が国に集中的に建設することは、危険極まりないことである。日本に立地している原発で、大地震・津波に見舞われる可能性がないと断言できるものは一つもない。

歴代政府が「安全神話」にしがみつき、繰り返しの警告を無視して安全対策を取らなかったことが、どんな結果をもたらすかを福島第一原発の事故は明らかにした。また、原子力安全・保安院は、原子力発電を推進している経済産業省の一部門であり、原発を独自の立場からチェックして安全を確保する役割が果たせないことも明瞭になった。

今こそ、日本のエネルギーを原発に依存するという政策から撤退し、「原発ゼロの日本」を目指す政治的決断を行い、同時並行で、自然エネルギー（再生可能エネルギー）の本格的導入と低エネルギー社会に向けて、国を挙げて取り組むときである。

また、原子力の安全確保のための規制機関は、原子力発電を推進する行政機関と明確に分離し、独立した存在として設立することが必要である。

以上の趣旨に基づき、下記のとおり強く要請する。

記

- 1 政府が原発からの撤退を決断し、「5年から10年以内に原発ゼロ」のプログラムを策定すること。
- 2 安全最優先の権限と責任を持ち、推進機関からの完全に分離・独立した規制機関を緊急に設立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月26日

奄美市議会

【 提出先 】

内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣